

番号制度導入に係る地方団体の税務システムの
あり方に関する調査研究

調査研究結果報告書

平成24年3月30日

本調査研究の位置づけ

平成24年2月14日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（通称：マイナンバー法案）」及び関連法案が閣議決定され、国会に提出された。本法案は、平成23年6月に政府・与党社会保障改革検討本部において決定された「社会保障・税番号大綱」に沿って立案されており、個人に付番されるマイナンバー（個人番号）と法人に付番される法人番号の制度や、マイナンバーに紐付けられた個人情報を行政機関間で効率的にやりとりするための情報提供ネットワークシステム等について規定されている。

番号制度が導入されれば、地方税分野においては、各種課税資料にマイナンバー、法人番号が記載されることとなり、各資料間の名寄せが効率化されることになる。特に個人住民税については、これまで、給与支払報告書、国税庁から送信される所得税確定申告データ、住民税申告書等について氏名、生年月日、住所等により名寄せを行い、納税義務者の所得の確定作業を行っていたが、これらの課税資料にマイナンバーが付されることにより、このような名寄せが効率的に行われることが期待されている。また、個人住民税の課税事務のために把握した所得情報を情報提供ネットワークシステムを通じて社会保障分野に提供することで、社会保障給付手続における所得証明書の添付省略や、所得に応じたきめ細かな社会保障制度の実現に貢献することが想定されている。

各地方団体においては、地方税の賦課徴収のため、それぞれの創意工夫の下、公平公正かつ効率的な事務運営のために、各地方団体の実情に応じてシステムを整備し、日々の実務に取り組んでいるところである。

社会保障・税番号制度の導入を踏まえた地方税に係る業務・システムの見直しについても、各地方団体がそれぞれの事情を踏まえて円滑に移行できるよう、準備を進めていく必要があるが、総務省としては、番号制度導入が各業務・システムに与える影響の大きさにかんがみ、制度面・技術面にわたる情報提供について早期に取り組んで参りたいと考えている。

本調査研究は、地方税に係る業務・システムの見直しの前提として、その現況について確認するとともに、番号制度が各地方団体の業務・システムに与える影響について調査し、必要となるシステム改修の内容について、現時点で判明している範囲でガイドラインの案としてとりまとめたものである（本報告書の第4章、第5章、第6章）。本ガイドラインが案に止まるのは、情報提供ネットワークシステムの仕様や主務省令など平成24年度以降に行われる政府全体の検討を踏まえる必要があるためであり、本報告書のみで改修事項の全てについて具体的に記述がなされているものではなく、来年度以降に検討すべき課題については第9章「今後の検討課題」にまとめられているとおりである。

各地方団体においては、本書に記載されている番号制度導入による地方税に係る業務・システムへの影響やシステム改修要件をご覧いただき、第7章の「地方税務分野における番号制度の導入に伴う費用に関する留意点」についても参考にして、現在明らかになっていない事項が明らかになり次第、速やかに対応できるよう、最も効率的なシステム改修や円滑な移行作業の準備・計画を進めていただければと考えている。

なお、本調査研究は、総務省が株式会社大和総研ビジネス・イノベーションに委託したものである。

平成24年3月
総務省自治税務局

1 本報告の趣旨	3
(1) 概要	3
(2) 制約事項	3
2 番号制度の概要	4
3 地方団体の税務システムの現況	12
(1) アンケート調査の概要	12
(2) アンケート調査の前提	13
(3) アンケート調査項目一覧	14
(4) 単純集計結果	20
(5) クロス集計結果等	23
(6) 地方税システムの類型の確認	48
(7) ヒアリング調査結果のご紹介	62
4 番号制度導入による地方税に係る業務・システムへの影響	69
(1) 番号制度導入による地方税に係る業務・システムへの影響の概要	69
(2) 対応の方向性	70
(3) 想定スケジュールと移行に係る留意事項	73
(4) 本ガイドライン案における記述の前提となる税務システムモデル	76
5 システム改修要件（市町村）	78
(1) 宛名管理システム	78
(2) 個人住民税システム	91
(3) 法人市町村民税システム	102
(4) 固定資産税システム	110
(5) 軽自動車税システム	115
(6) 収滞納管理システム	119
6 システム改修要件（都道府県）	123
(1) 宛名管理システム	123
(2) 個人事業税システム	136
(3) 自動車税システム	141
(4) 法人道府県民税・事業税システム	146
(5) 不動産取得税システム	154
(6) 収滞納管理システム	158
7 地方税務分野における番号制度の導入に伴う費用に関する留意点	162

(1) 税制改正対応費用	163
(2) 地方団体の類型に応じた費用に関する留意点	168
(3) 費用抑制のための留意点	171
8 地方税務分野における番号制度の導入に伴う便益	173
(1) 添付書類（所得証明書）の省略に伴う便益	173
(2) 行政サービスの質の向上（窓口の待ち時間の解消など）に伴う便益	173
(3) 個人特定作業に係る便益	174
(4) 情報連携に係る便益等	178
(5) 法人特定作業に係る便益	180
9 今後の検討課題	182

本報告で使用する用語を以下に示す。

用語	説明
マイナンバー法（法）	正式名称「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」を指す。
マイナンバー（個人番号）	マイナンバー法に基づき個人に付番される「個人番号」を指す（第2条5項）。
個人情報	マイナンバーと紐付いて扱われる個人情報を指す（第2条3項）。
個人情報ファイル	個人情報をその内容に含む個人情報データベース等を指す（第2条4項）。
特定個人情報	マイナンバーをその内容に含む個人情報を指す（第2条7項）。
特定個人情報ファイル	マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイルを指す（第2条8項）。
法人番号	マイナンバー法に基づき法人に付番される「法人番号」を指す（第2条14項）。
法人情報	法人番号と紐付いて扱われる法人情報を指す。
法人情報ファイル	法人情報をその内容に含む法人情報データベース等を指す。
特定法人情報	法人番号保有者に関する情報であって法人番号により検索することができるものを指す。
特定法人情報ファイル	法人番号をその内容に含む法人情報ファイルを指す。
個人番号利用事務	行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者がその保有する特定個人情報ファイルにおいてマイナンバーを効率的に検索し、及び管理するために必要な限度でマイナンバーを利用して処理する事務を指す（第2条9項）。
個人番号関係事務	個人番号利用事務に関して行われる他人のマイナンバーを利用して行なう事務を指す（第2条10項）。
個人番号利用事務実施者	個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者を指す（第2条11項）。
個人番号関係事務実施者	個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者を指す（第2条12項）。
情報提供ネットワークシステム	特定個人情報の提供について管理するための電子情報処理組織で総務大臣が設置、管理するものを指す（第2条13項）。
符号	社会保障・税番号大綱（平成23年6月30日）において、個人を特定するための情報提供ネットワークシステム等及び情報保有機関のみで用いることとされている「符号」を指す。

用語	説明
住民	「日本の国籍を有する者のうちその地方公共団体の区域内に住所を有する者」及び「日本の国籍を有しない者のうち住民基本台帳法第30条の45の上欄に掲げるものであってその地方公共団体の区域内に住所を有する者」を指す。
住登外者	「その地方公共団体の住民ではないが、当該地方公共団体の課税又はサービス提供対象者として当該地方公共団体が把握している者」を指す。
宛名管理システム	地方団体で事務処理上必要となる宛名、住所、所在地等の情報の保持・管理を行なうシステムを指す。
宛名番号	地方団体において、宛名管理システムで、個人又は法人（事業所等）を識別するために付番されている番号を指す。
収納管理システム	地方団体で納税義務者に賦課される各税の納付状況を管理し、納税義務者への納付書の発行、証明書発行、期日までに納付されない者に対する督促・催告、会計を管理するための各種資料の発行等の事務を行なうシステムを指す。
滞納管理システム	地方団体で収納管理システムの徴収簿等をもとに、滞納整理に必要な情報を持たせた滞納整理簿等の形式で管理し、各滞納処分の事務等を行なうシステムを指す。
既存住基システム	市町村で住民票に記載される事項を記録し、住民基本台帳法に基づく事務処理を行なうシステムを指す。
地方税システム	地方税に係る地方団体職員が利用する「宛名管理システム」「課税管理システム」「収滞納管理システム」を指す。
課税管理システム	地方税に係る課税システム全体を指す。
収滞納管理システム	収納管理と滞納管理を行なうシステムを指す。
共同利用	市町村を跨ったシステムの共同的な利用を行なっている場合を指す。具体的には、複数の異なる地方団体がシステムに係る共同アウトソーシングを行い、ASP・SaaSを活用したいわゆる「自治体クラウド」に取組んでいる場合や、複数の異なる地方団体が広域連合、一部事務組合、協議会等に共同で処理業務を行なっているために同処理業務に係るシステム（機能群）が地方団体にない場合のこと。
住基ネット	住民基本台帳ネットワークシステムを指す。

1 本報告の趣旨

(1) 概要

より公平な社会保障制度の基盤となる「社会保障・税番号制度」を導入するため、平成24年2月14日にマイナンバー法案及び関連法案が閣議決定・国会提出されたところである。

これにより、国民の給付と負担の公平性、明確性を確保するとともに、国民の利便性の更なる向上を図ることが可能となるほか、行政の効率化・スリム化に資する効果が期待されている。

本調査研究は、地方団体における現行の税務、地方税システムを調査することを通じて、番号制度導入に伴う地方団体の課題や対応策を明らかにしつつ、地方団体の実情に応じた対応を検討することによって、地方団体の円滑な番号制度導入に資することを目的として、次の3点の調査研究を行なうものである。

- ◆ 地方団体の税務システム現況調査
- ◆ 改修にあたってのガイドライン案の作成
- ◆ 地方税分野における番号制度の導入に伴う費用と便益

実施にあたっては、地方団体の実情が異なることに十分配慮しつつ、網羅的に地方団体の業務・システムを類型化することが重要となる。

本調査研究の中で、全国1,748市町村（特別区を含む）及び47都道府県の地方団体に対するアンケート調査や類型ごとの地方団体の現地調査（ヒアリング調査）を行なうことを通じて仮説検証を行い、類型ごとに番号制度導入にあたって行なうべき業務・システム上の対応内容を整理し、ガイドライン案として取りまとめる。

ガイドライン案の作成については、総務省自治税務局市町村税課が主催する「番号制度に係る地方税務システム検討会」（平成23年9月～）での検討内容を十分に踏まえて作成している。

本調査研究の実施期間は、平成23年12月から平成24年3月までの4ヶ月間である。

「地方団体の税務システム現況調査結果報告書」については、既に平成24年1月20日に作成されており、総務省のホームページで確認することができる（注）が、その後に行ったデータの精査を踏まえたものを改めて本報告で掲載している。

「調査研究結果報告書」（本報告）は、平成24年3月30日までに取りまとめたものである。

（注）http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/bangouseido/02zeimu04_03000012.html

(2) 制約事項

本調査研究時点において、マイナンバー法案及び関連法案は未成立であり、今後の法案審議や後に公布される政省令等の内容、その他の制度検討内容によっては、本書に記述している内容に変更が生じる可能性や、別途のシステム改修等の検討が必要になる可能性がある。

また、現時点で仕様が明確でない情報提供ネットワークシステムとの接続に関する事項については本報告のガイドライン案では具体的な記述は行なっていない。

2 番号制度の概要

(経緯)

番号制度については、「社会保障・税番号大綱」（平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定）において、番号制度について法令その他で措置する制度設計の内容等が示された。その後、政府において本大綱に基づいて法制化作業が進められ、翌24年2月14日には「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（通称：マイナンバー法案）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」及び「地方公共団体情報システム機構法案」が閣議決定され、国会に提出されている。

(番号制度導入の趣旨)

「社会保障・税番号大綱」によれば、番号制度の目的は、「正確な本人確認を前提に、・・・『番号』を活用して所得等の情報を把握し、それらの情報を社会保障や税の分野で効果的に活用するとともに、IT化を通じ効率的かつ安全に情報連携を行える仕組みを国・地方で連携し協力しながら整備することにより、国民生活を支える社会的基盤を構築することである。このような番号制度の活用により、所得情報の正確性を向上させることができ、それをベンチマークとして、社会保障制度や税制において、国民一人ひとりの所得・自己負担等の状況に応じたよりきめ細やかな制度設計が可能となり、ひいてはより適切な所得の再分配を行なうことができるようになる。また、低所得者対策として、医療・介護等に係る自己負担を抑制するための・・・『総合合算制度（仮称）』を導入することも可能となる。その結果、真に手を差し伸べるべき者に対する社会保障の充実や、負担・分担の公正性の確保、各種行政事務の効率化が実現できる。」とされている。

そして、このような番号制度の導入により、実現すべき社会として、

- ・より公平・公正な社会
- ・社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- ・行政に過誤や無駄のない社会
- ・国民にとって利便性の高い社会
- ・国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

の5点が示されている。

社会保障・税番号制度の概要

- マイナンバー法により、より公平な社会保障制度の基盤となる「社会保障・税番号制度」を導入する。
- これにより、国民の給付と負担の公平性、明確性を確保するとともに、国民の利便性の更なる向上を図ることが可能となるほか、行政の効率化・スリム化に資する効果が期待できる。

個人番号(マイナンバー)

- 市町村長は、法定受託事務として、**住民票コードを変換して得られるマイナンバー**を指定し、書面により本人に通知。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に限り変更可。中長期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。
- **マイナンバーの利用範囲を法律に規定**。具体的には、①国・地方の機関での社会保障分野、国税・地方税の賦課徴収及び防災等に係る事務での利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者を含む。）が事務処理上必要な範囲での利用、③災害時の金融機関での利用に限定。
- マイナンバー法に規定する場合を除き、**他人にマイナンバーの提供を求めるることは禁止**。本人からマイナンバーの提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の**本人確認を行う必要**。

個人情報保護

- マイナンバー法の規定によるものを除き、**特定個人情報（マイナンバー付きの個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止**。
- **特定個人情報の提供は原則禁止**。ただし、行政機関等は**情報提供ネットワークシステムでの情報提供など**マイナンバー法に規定するものに限り可能。
- 情報提供ネットワークシステムでの情報提供を行う際の連携キーとしてマイナンバーを用いないなど、個人情報の一元管理ができない仕組みを構築。
- 国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み（マイ・ポータル）の提供、**特定個人情報保護評価の実施、個人番号情報保護委員会の設置、罰則の強化など**、十分な個人情報保護策を講じる。

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に法人番号を通知。法人番号は原則公表。民間での自由な利用も可。

個人番号カード

- 市町村長は、顔写真付きの個人番号カードを交付。

○27年1月以降、社会保障、税、防災等の各分野のうち、可能な範囲でマイナンバーの利用開始

図 2-1 社会保障・税番号制度の概要

(番号制度の仕組み)

「社会保障・税番号大綱」では、番号制度を構築するためには、「付番」、「情報連携」、「本人確認」の3つの仕組みが必要であるとされている。

「付番」とは、「新たに『番号』を最新の基本4情報と関連づけて付番する仕組み」であり、「①国民一人ひとりに一つの番号が付与されていること（悉皆性）、②全員が唯一無二の番号を持っていること（唯一無二性）、③『民一民一官』の関係で利用可能であること、④目で見て確認できる番号であること、⑤最新の基本4情報が関連付けられていること、の5つの特性を併せ持つ番号を使用する」としている。マイナンバー法案では、市町村が個人に対して書面でマイナンバーを通知することとされている。（第4条）

「情報連携」とは、「複数の機関において、それぞれの機関ごとに『番号』やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、紐付けられた情報を相互に活用する仕組みをいう。」とされ、個人情報保護の観点から、マイナンバーを直接利用しない仕組みとすることとしている。なお、マイナンバー法案では、情報連携という用語は用いられておらず、このような仕組みについて、情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供として規定している。（第17条第7号）

特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督を行なう組織として、個人番号情報保護委員会（第31条～第51条）が設置される。同委員会は、いわゆる三条委員会として設置され、特定個人情報保護評価に関することも所管する。

「本人確認」とは、「個人が『番号』を利用する際、利用者が本人であることを証明するための本人確認（公的個人認証サービス等）の仕組みをいう。」とされている。マイナンバー法案では、券面に氏名、住所、生年月日、マイナンバー、本人の顔写真等を記載し、公的個人認証サービスを搭載した個人番号カードを申請により市町村が交付することとしている。（第56条）

また、個人情報保護の観点から、情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供のアクセス記録について、本人がインターネットを通じて確認できることとしており、そのための仕組みとして「マイ・ポータル」を設けることとしている。「社会保障・税番号大綱」では、マイ・ポータルに

より、アクセス記録の確認のほか、行政が保有する本人の情報の開示や、プッシュ型サービスの提供などを行なうことが盛り込まれている。

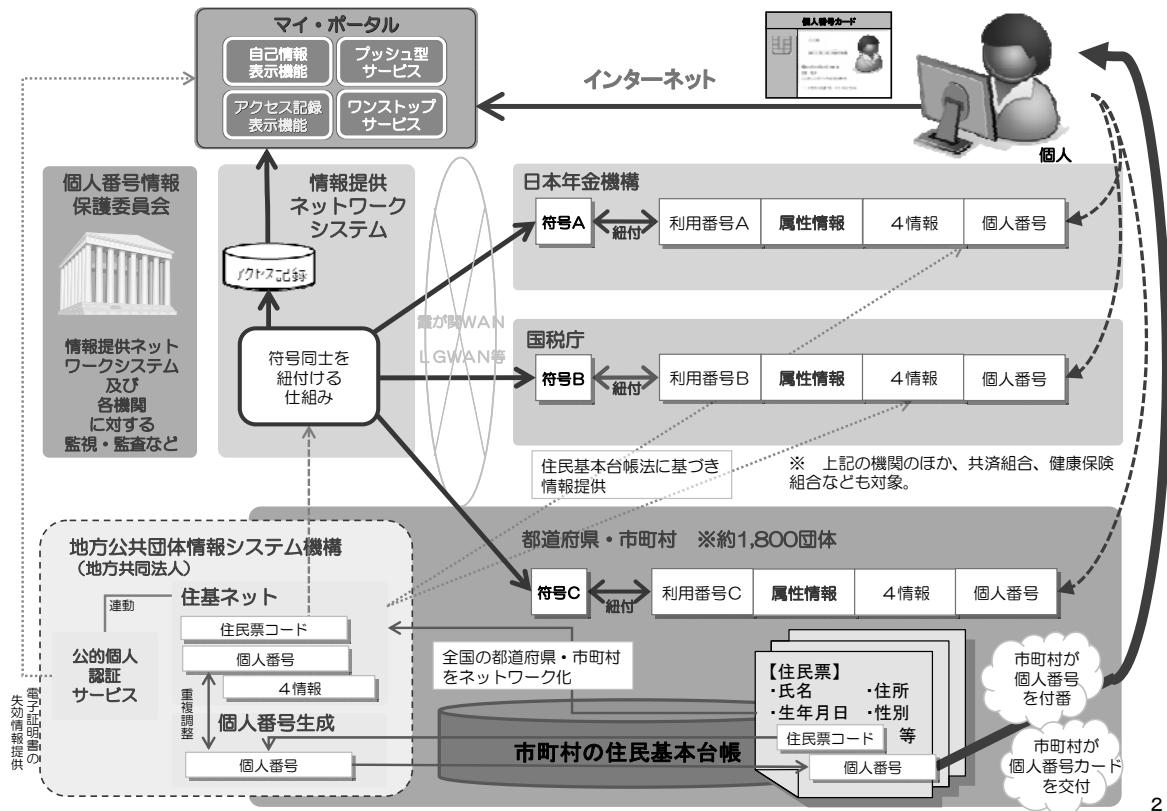


図 2-2 番号制度の全体イメージ

2

(マイナンバーを利用する手続きの範囲)

マイナンバーを利用することができる手続きについては、マイナンバーの恣意的な利用を防止し、国民に対してあらかじめ番号制度の活用事務について明らかにするため、マイナンバーを利用する事務の範囲について法令で規定することとしている。具体的には、番号を利用する機関、利用する事務を別表形式でマイナンバー法案に規定（第6条第1項、別表第一）しているほか、地方団体が税・社会保障等の分野で条例で定める場合（第6条第2項）、番号を利用する手続きにおいて必要となる書面の提出等、他人のマイナンバーを利用した事務を行なう場合（第6条第3項）などが定められている。

地方税に関しては、別表第一において、都道府県知事及び市町村長が、「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む）に関する事務であって主務省令で定めるもの」等にマイナンバーを利用できることとされている。

マイナンバーの主な利用範囲		⇒社会保障、税、防災分野等の事務で利用
年金分野	<p>⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等 	
労働分野	<p>⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等 	
社会保障分野	<p>⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者自立支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等 	
税分野	<p>⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。</p>	
防災分野	<p>⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務その他地方公共団体の条例で定める事務等に利用。</p>	

図 2-3 マイナンバーの主な利用範囲

(情報提供ネットワークシステムを介した情報の照会・提供)

マイナンバー法案では、マイナンバーに紐付いた個人情報を他の行政機関に提供することを原則禁止しているが、上述の情報提供ネットワークシステムを利用した情報提供についてはこの例外とされ、この場合の情報照会者、情報提供者、情報提供に係る事務、情報提供を行なう個人情報については別表形式で定められている。(第17条第7号、別表第二)

なお、前述のとおり、個人情報保護の観点から、個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体が存在しないこととするため、「社会保障・税番号大綱」では、「情報連携基盤では『番号』を情報連携の手段として直接用いず、当該個人を特定するための情報連携基盤等及び情報保有機関のみで用いる『符号』を用いる」とこととしている。また、「情報連携基盤とつなぐ情報保有機関は、番号制度導入時において、『符号』を自らが有する個人情報のデータベースと紐付けるため、自らが保有する基本4情報が住基ネットの基本4情報に突合することとする。」こととされている。

地方税に関しては、障害者手帳等に関する情報、生活保護受給に関する情報、扶養に関する情報など、地方税の賦課徴収に関する事務を行なうにあたって情報提供を受けることができる情報について定められているほか(別表第二第27号～29号)、数多くの社会保障分野の事務に対して地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)を提供することとされている。具体的な提供情報については主務省令で定めることとなっているが、地方税関係情報として提供する情報は、個人住民税分野における所得情報や扶養に関する情報が想定されている。

なお、現在、国税連携として所得税確定申告データが国税庁から地方団体に対して電子的に送付されているが、このような国税又は地方税に関する国税庁と地方団体間のやりとり等については、個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているときは、上記の情報提供ネットワークシステムを介さずにマイナンバーを付した情報の提供を行なうことができることとされている。(第17条第8号)

マイナンバー法案の概要

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案)

国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図り、もって国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、行政機関等による申請、届出その他の手続に関し、適切な管理の下に個人等を識別するための番号を利用し、効率的かつ安全に情報の授受を行うことができるようにするために必要な事項を定めるもの。

I. 総則

目的、定義、趣旨(1条～3条)

II. 個人番号

指定・通知・変更、基礎番号の生成(4条、5条)
利用範囲(6条)

再委託の制限(7条)

個人番号取扱者の責務(8条、9条)

提供の要求(10条)

本人確認の措置(11条)

提供の制限(12条)

III. 特定個人情報の保護等

1. 特定個人情報の保護

特定個人情報ファイルを保有しようとする者のための指針(13条)

特定個人情報保護評価(14条)

特定個人情報ファイルの作成の制限(15条)

委託先の監督(16条)

特定個人情報の提供の制限(17条)

収集等の制限(18条)

2. 情報提供等

情報提供ネットワークシステム(19条)

特定個人情報の提供(20条)

情報提供等の記録(21条)

秘密の管理(22条)

秘密保持義務(23条)

3. 行政機関個人情報保護法等の特例等

行政機関個人情報保護法等の特例(24条)

情報提供等の記録についての特例(25条)

地方公共団体等が保有する特定個人情報等の保護(26条)

個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者

が保有する特定個人情報の保護(27条～30条)

V. 法人番号

通知等(52条)

情報の提供の求め(53条)

資料の提供(54条)

正確性の確保(55条)

VI. 個人番号カード

個人番号カード(56条)

VII. 雜則

指定都市の特例(57条)

事務の区分(58条)

権限又は事務の委任(59条)

主務省令(60条)

政令への委任(61条)

VIII. 罰則

附則

施行期日(附則1条)

準備行為(附則2条)

経過措置(附則3条、附則4条)

政令への委任(附則5条)

検討(附則6条)

別表第一(利用範囲(6条)関係)

別表第二(提供制限(17条)関係)

図 2-4 マイナンバー法案の概要

別表2				想定している 具体的な事務	求める情報
情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報		
27 市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	国民健康保険税の減免	医療保険の加入・支給に係る情報又は保険料の支払に関する情報
		都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村民税の障害者控除の適用	障害者手帳等に関する情報
				軽自動車税の減免	
		都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村法定外普通税、水利地益税等、法定外目的税の減免	生活保護受給情報
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村民税の課税	所得の額、障害者・未成年者・寡婦又は寡夫の該当の有無
				市町村民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用	被扶養者等の所得の額、他の扶養親族となっていない旨 等
				国民健康保険税の課税	所得の額
				国民健康保険税の課税 (病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例)	世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの	国民健康保険税の特別徴収(対象者の通知(年金保険者→市町村))	年金額等
		厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの	国民健康保険税の課税の特例	雇用保険受給資格者証の情報
28 都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	個人事業税・自動車税・自動車取得税の減免	障害者手帳等に関する情報
		都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	個人事業税、道府県法定外普通税、狩猟税、水利地益税等、法定外目的税の減免	生活保護受給情報
		市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	狩猟税の課税	道府県民税の所得割額、控除対象配偶者又は扶養親族の該当の有無
29 厚生労働大臣又は共済組合等	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	国民健康保険税の特別徴収(税額通知)(市町村→年金保険者)	特別徴収税額等

図 2-5 情報提供ネットワークシステムを介した情報の照会・提供の対象情報と想定事務
(地方税分野)

(法人番号)

マイナンバー法案では、個人に対して付番されるマイナンバーとは別に、法人に対して付番される法人番号について規定されている。(第52条)

法人番号は、国税庁が商業・法人登記をもとに指定し、通知することとされている。マイナンバーとは異なり、利用範囲の制限等がなく、民間でも自由に利用できることとされており、情報提供ネットワークシステムのような行政機関間の情報提供の仕組みは特に整備されていない。

(今後のスケジュール)

マイナンバー法案の成立時期等により変わりうるものではあるが、今後のスケジュールとしては、以下が予定されている。

- ・平成26年10月、マイナンバーを通知
- ・平成27年 1月以降、社会保障・税分野のうち、可能な範囲からマイナンバー、法人番号を利用開始
- ・平成28年 1月、情報提供ネットワークシステムの運用開始（国の機関間）
- ・平成28年 7月、同上（地方団体）

また、地方税については、社会保障・税一体改革大綱において、施行日について、原則、「マイナンバー法における『番号』の利用開始日の属する年分以後の所得税及び贈与税の申告書、同日の属する年分以後の所得に係る個人住民税等の申告書、同日以後に開始する事業年度に係る法人税等の申告書、同日以後の相続又は遺贈に係る相続税の申告書、同日以後に開始する課税期間等に係る消費税等の申告書、同日以後に提出すべき申請書、届出書その他の税務関係書類（申告書及び法定調書を除く。）並びに同日以後の金銭等の支払等に係る法定調書及び告知・本人確認について適用する。」としている。このため、平成27年1月1日にマイナンバーが利用開始となった場合には、平成27年分の所得に係る個人住民税・事業税の申告書、給与支払報告書等からマイナンバーが記載されることとなる。法人番号については、平成27年1月1日以後に開始する事業年度に係る法人住民税・事業税の申告書又は同日以後に提出される申請書・届出書等から記載されることが想定される。

マイナンバー法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の概要 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、関係法律の規定の整備を行うため、所要の措置を講ずるもの。

本法で規定の整備を行うのは27法律

○個人番号関係(但し、利用範囲関係以外)

- ・地方自治法の一部改正(1条、2条)
- ・国民年金法の一部改正(10条、11条)
- ・住民基本台帳法の一部改正(17条～23条)
- ・総務省設置法の一部改正(39条～41条)

○利用範囲関係

- ・地方税法の一部改正(5条)
- ・租税特別措置法の一部改正(8条、9条)
- ・国税通則法の一部改正(12条、13条)
- ・所得税法の一部改正(15条、16条)
- ・内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正(25条、26条)

○個人番号情報保護委員会関係

- ・特別職の職員の給与に関する法律の一部改正(3条、4条)
- ・行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律(33条)
- ・国家公務員法の一部改正(34条)
- ・国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正(35条)
- ・内閣府設置法の一部改正(37条、38条)

○法人番号関係

- ・投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正(6条)
- ・信託法の一部改正(6条)
- ・信用金庫法の一部改正(7条)
- ・酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正(7条)
- ・労働金庫法の一部改正(7条)
- ・資産の流動化に関する法律の一部改正(7条)
- ・商業登記法の一部改正(14条)
- ・保険業法の一部改正(24条)
- ・財務省設置法の一部改正(42条)

○個人番号カード関係

- ・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正(28条、29条)
- ・電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正(30条～32条)
- ・地方公共団体情報システム機構法の一部改正(36条)

○罰則関係

- ・組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正(27条)

○附則(施行期日)

図 2-6 マイナンバー法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の概要

(マイナンバー法と地方税分野)

本法案が成立し、番号制度が導入されれば、個人住民税分野においては、給与支払報告書や申告書等に番号が記載されて提出されることにより、現在行っている名寄せ作業の効率化や正確性の向上が図られるとともに、不申告や扶養是正の税務調査がより的確に行われることによる課税の適正化が期待される。

また、前述のとおり、今回の番号制度では、情報提供ネットワークシステムを介して行政機関間で情報のやりとりを行なうこととしており、個人住民税の課税事務のために把握した所得情報を社会保障分野に提供することで、社会保障給付手続きにおける所得証明書の添付省略や、所得に応じたきめ細かな社会保障制度の実現に貢献することが想定されている。

3 地方団体の税務システムの現況

(1) アンケート調査の概要

アンケート調査は、47都道府県、1,748市町村（東京23特別区を含む）に対して実施した。

都道府県と市町村で、地方税システム等の現況は異なるため、「都道府県向けアンケート」と「市町村向けアンケート」を別様で実施した。

それに伴い、質問項目は、回答対象の違いで「01. 都道府県、市町村共通」、「02. 市町村」、「03. 都道府県」にわけられる。

また、質問項目は、内容によって、①地方団体の属性、②既存システムの類型、③改修費用、④便益試算の基礎資料にわけられる。

「①地方団体の属性」の質問項目は、住民基本台帳人口等の地方団体の基礎的な情報であり、他の質問項目とクロス集計（クロス分析）し、システム類型等を多角的に分析するために必要な質問項目である。

「②既存システムの類型」の質問項目は、地方団体の属性や実情等によって、ばらつきが大きいと想定される全国1,795の地方団体の地方税システム等を網羅的に把握し、番号制度導入に伴って必要となる業務・システムの対応等を取りまとめるための質問項目である。

「③改修費用」は、地方団体が番号制度導入に対応したシステム改修を行なうため、その影響範囲に関するシステムベンダとの検討や改修に必要な予算措置等を行なう上で参考となる資料を作成するための質問項目である。

「④便益試算の基礎資料」の質問項目は、地方税分野における番号制度の導入に伴う便益の試算を行なうための基礎資料を収集するための質問項目である。

- ・調査方法：Webアンケート・システムにより回答を入力し、提出する。
- ・対象地方団体：47都道府県、1,748市町村（東京23特別区を含む）（平成23年12月現在）

都道府県と市町村で、地方税システム等の現況は異なるため、「市町村向けアンケート」と「都道府県向けアンケート」を別様で実施した。

① 「市町村向けアンケート」

地方税務関係及び情報システム関係の質問項目

② 「都道府県向けアンケート」

地方税務関係及び情報システム関係の質問項目

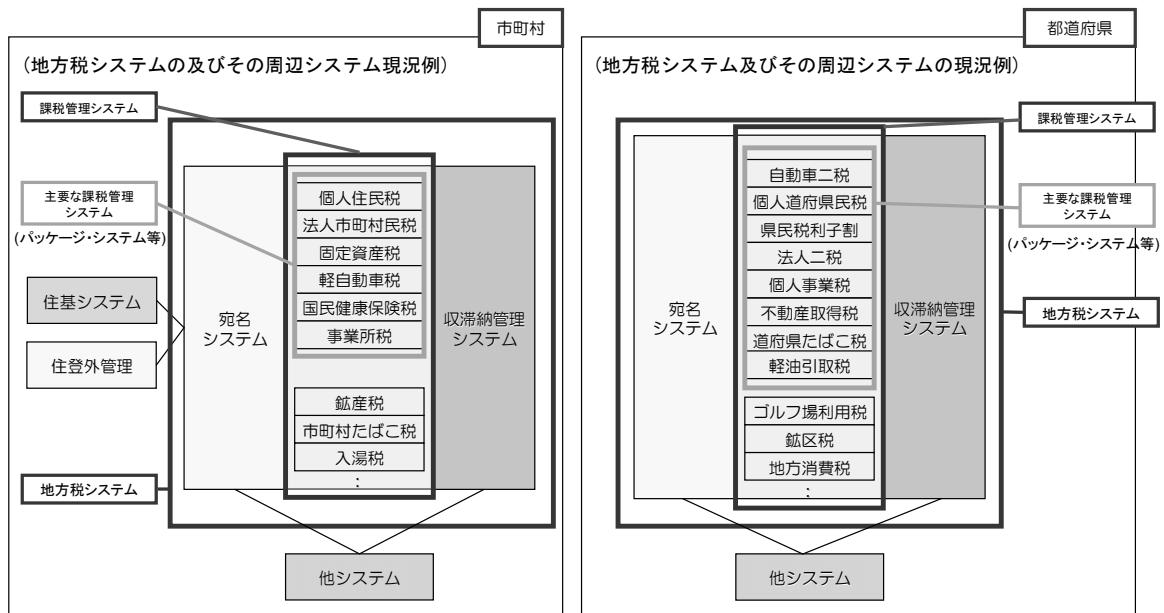
- ・実施時期：平成23年12月21日（水）～平成24年1月13日（金）
- ・提出率：次のとおり。

市町村向けアンケート提出率	都道府県向けアンケート提出率
92.5%	100.0%

(2) アンケート調査の前提

アンケート調査で前提とされた事項について、以下に示す。

アンケート調査においては便宜のため、参考資料として、本アンケートにおけるシステムの定義イメージとして、次の図を地方団体に示した。



(注) アンケート調査においては、「主要な課税管理システム」とは、市町村においては個人住民税を含むシステムをいい、都道府県においては自動車二税を含むシステムをいうものとした。

図 3-1 本アンケートにおけるシステムの定義イメージ (参考資料として地方団体に提示)

(3) アンケート調査項目一覧

アンケート項目を以下に示す。

ア 市町村向け・都道府県向け共通アンケート項目

表 3-1 市町村向け・都道府県向け共通アンケート項目(1/3)

No.	質問項目	回答項目
1	貴団体の住民基本台帳人口(平成 23 年 3 月 31 日現在)を入力してください。 ※「住民基本台帳関係年報について」により総務省に報告した数値を記入願います。	人
2	貴団体の外国人登録者数(平成 22 年 12 月 31 日現在)を入力してください。	人
3	貴団体の平成 22 年度の転入者数(平成 23 年 3 月 31 日現在)を入力してください。	人
4	貴団体の平成 22 年度の転出者数(平成 23 年 3 月 31 日現在)を入力してください。	人 (小数点第一位まで回答可能)
5	繁忙期に一時的に増員する、地方税務に従事する非正規職員数はおよそ何名ですか。 ※非正規職員とは、正規職員以外の職員であって、臨時職員、嘱託職員、パートタイム職員、派遣労働者、窓口受付相談員などのことを言う。 ※常勤専任を 1 名として、他業務も併任で行っている職員の方については、従事割合により按分して換算してください。	人
6	団体内における、地方税務担当課と他課の間の情報連携について、システムによる照会型の情報連携は行われていますか。(例えば、市町村であれば、福祉担当課から、特定の国民/住民について、所得情報等を地方税務担当課にシステムで照会し、システムで回答するといった情報連携)。	1.行われている 2.行われていない(電話、紙、職員の庁舎異動等によるアナログ連携のみ)
7	主要な課税管理システム(市町村においては個人住民税を含むシステムをいい、都道府県においては自動車二税を含むシステムをいう。以下、同じ。)は、次のうちどれに該当しますか。	1.独自開発 2.カスタマイズされたパッケージ 3.ノンカスタマイズパッケージ 4.課税管理システムは導入していない
8	主要な課税管理システムのハードウェアを次の中から選択してください。	1.汎用機 2.オフコン 3.オープン系サーバ(Windows、UNIX、Linux 等) 4.スタンダードアロン
9	主要な課税管理システムが導入された年月はいつですか。西暦でお答えください。 ※システム更改された場合は、更改された年月 ※ハードウェアでなく、アプリケーションについて	年 月
10	主要な課税管理システムの刷新予定がある場合は、刷新システムの導入予定年月を西暦でお答えください。	年 月

表 3-1 市町村向け・都道府県向け共通アンケート項目(2/3)

No.	質問項目	回答項目
11	<p>【初期導入に係る費用】 地方税システム(地方税に係る地方団体職員が利用する「宛名管理システム(個別又は税で統一)」「課税管理システム」「収納管理・滞納管理システム(個別又は税で統一)」をいう。以下、同じ。)の初期導入に係る費用はおよそどの程度ですか。 (単位：千円。税込み。)</p> <p>※初期導入に係る費用には以下を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハードウェア購入費、アプリケーション購入費(又はそれに相当するリース料) ・ネットワーク設備費 ・アプリケーション開発費(委託開発の場合) ・データ移行費、研修費、設置・調整費 ・その他初期設計開発に係る一時的な費用 <p>※ASP、SaaSを利用したシステムである場合は、初期導入に係る費用の回答は不要。</p> <p>※(初期導入に係る費用、運用・保守費用についての共通説明事項) 複数のシステムで一括契約している場合は、各市町村の実情に応じて費用を案分した相当額を回答してください。(例：地方税システム、住基システム、国民健康保険料システムが共通基盤上で稼動しており、共通基盤に係る費用について一括契約している場合。 共通基盤について、1億円で一括契約、各システムの共通基盤以外の費用が地方税システム 5千万円、住基システム 2千万円、国民健康保険料システム 3千万円である場合。各システムの共通基盤以外の費用の相対比率は 5 : 2 : 3 があるので、その比率で共通基盤の契約額を案分し、地方税システム 1億円、住基システム 4千万円、国民健康保険料システム 6千万円とする。)</p>	千円
12	<p>【運用・保守】 地方税システムの昨年度の運用・保守に係る予算執行額はおよそどの程度ですか。 (単位：千円。税込み。)</p> <p>※保守・運用費用には以下を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハードウェアリース料、アプリケーションリース料 ・ハードウェア等に係る施設使用料(市町村所有の場合を除く) ・ハードウェア保守費用、アプリケーション保守費用 ・ASP、SaaS 利用料(ASP・SaaS 共同利用の場合、共同利用に係る負担金) ・通信回線使用料(当該情報システム以外で共用されていない場合) ・消耗品費(用紙、インクリボン、記録媒体など) ・運用・保守に係る人件費(市町村職員の人件費を除く)・委託費 	千円

表 3-1 市町村向け・都道府県向け共通アンケート項目(3/3)

No.	質問項目	回答項目
13	【運用・保守】 地方税システムの運用・保守に係る予算執行額のうち、税制改正対応の占めるウエイトはおよそ何%程度だと思いますか。過去3年間の平均的な印象を、主観でお答えください。 (単位：%)	%
14	地方税システムの導入の実態は、①フル・パッケージ型システム利用に近いですか、②税目別個別システム利用に近いですか。	1.フル・パッケージ型システム利用に近い 2.税目別個別システム利用に近い
15	宛名管理システム(統一)がある場合、宛名管理システム等の宛名管理で、振り出される宛名番号についてお答えください。	1.個人と事業所の宛名番号が同じ宛名管理システムで振り出される 2.個人と事業所の宛名番号は個別のシステムで振り出される 3.宛名管理システム(統一)はない
16	事業所の宛名番号と特別徴収義務者の番号は同一ですか。	1.同一(どちらか一方しかない場合を含む) 2.同一でない
17	(団体内における、地方税務担当課と他課の間の情報連携について、システムによる照会型の情報連携は行われている場合) その照会型の情報連携について、アクセスログの記録を管理(情報漏えい等があった場合に証跡の確認を行おうと思えば可能な状態に管理されていることを想定)していますか。	1.管理している 2.管理しているとはいえない 3.わからない
18	証明書のコンビニ交付のように、業務システムの一部のデータの外部との情報連携のための公開用のサーバ(中間サーバ、情報連携用のサーバ等)を設置していますか。(税以外を含む)	1.設置している 2.設置していない
19	収納管理及び滞納管理のシステムについて、共同利用を行っていますか。(複数回答)	<input type="checkbox"/> 収納管理 <input type="checkbox"/> 滞納管理
20	(税証明書の発行枚数) 納税証明書の平成22年度の発行枚数はどのくらいですか。 (注)自動車税の車検用納税証明書は含むが、納付書等に付属している車検用納税証明書は含まないものとした。	枚／年
21	納税証明書の発行手数料は原則いくらとされていますか。	円
22	平成22年度の他の行政機関からの税情報照会件数はおよそ何件ですか(1団体への照会を1件と数えてください)。 (注)平成22年度中の延べ照会件数とした。	件／年
23	賦課徴収所管課において、平成22年度の他の行政機関への税情報照会件数はおよそ何件ですか(1団体への照会を1件と数えてください)。 (注)平成22年度中の延べ照会件数とした。	件／年

イ 市町村向けアンケート項目

表 3-2 市町村向けアンケート項目(1/2)

No.	質問項目	回答項目
1	システム化されている又はシステム管理されている(Microsoft(C) Access、Excel など汎用ソフトウェアによる管理、紙管理などはここでいうシステム化及びシステム管理に含まない)機能群をお答えください。(複数回答)	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 軽自動車税 <input type="checkbox"/> 市町村たばこ税 <input type="checkbox"/> 鉱産税 <input type="checkbox"/> 国民健康保険税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input type="checkbox"/> 入湯税 <input type="checkbox"/> 宛名(統合) <input type="checkbox"/> 収納管理 <input type="checkbox"/> 滞納管理 <input type="checkbox"/> 住登外管理 <input type="checkbox"/> 国民年金 <input type="checkbox"/> 国民健康保険料 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療 <input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 保健 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 医療助成 <input type="checkbox"/> 社会保障・税に関係ない (例えば、水道料金)
2	(財)全国地域情報化推進協会(APPLIC)が作成・管理している標準仕様書に準拠している機能群をお答えください。(複数回答)	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 軽自動車税 <input type="checkbox"/> 収納管理 <input type="checkbox"/> 滞納管理 <input type="checkbox"/> 住登外管理
3	主要な課税管理システムに含まれる機能群をお答えください。(複数回答)	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 軽自動車税 <input type="checkbox"/> 市町村たばこ税 <input type="checkbox"/> 鉱産税 <input type="checkbox"/> 国民健康保険税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input type="checkbox"/> 入湯税 <input type="checkbox"/> 住登外管理
4	住登外の者のデータ管理はどのように行っていますか。	1.住登外管理あり(住登外システム(統一)) 2.住登外管理あり(税務システムの一部) 3.住登外管理なし(Microsoft(C) Access、Excel など汎用的なソフトウェア等)
5	宛名管理システム等による宛名管理の統一性について、宛名管理システム等の宛名管理で、個人の宛名番号が統一されているシステムをお答えください。(複数回答)	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 軽自動車税 <input type="checkbox"/> 市町村たばこ税 <input type="checkbox"/> 鉱産税システム <input type="checkbox"/> 国民健康保険税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input type="checkbox"/> 入湯税 <input type="checkbox"/> 収納管理 <input type="checkbox"/> 滞納管理 <input type="checkbox"/> 住登外管理 <input type="checkbox"/> 国民年金 <input type="checkbox"/> 国民健康保険料 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療 <input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 保健 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 医療助成 <input type="checkbox"/> 社会保障・税に関係ない (例えば、水道料金)
6	宛名管理システム等による宛名管理の統一性について、宛名管理システム等の宛名管理で、事業所の宛名番号が統一されているシステムをお答えください。(複数回答)。	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 軽自動車税 <input type="checkbox"/> 市町村たばこ税 <input type="checkbox"/> 鉱産税システム <input type="checkbox"/> 国民健康保険税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input type="checkbox"/> 入湯税 <input type="checkbox"/> 収納管理 <input type="checkbox"/> 滞納管理 <input type="checkbox"/> 住登外管理 <input type="checkbox"/> 国民年金 <input type="checkbox"/> 国民健康保険料 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療 <input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 保健 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 医療助成 <input type="checkbox"/> 社会保障・税に関係ない (例えば、水道料金)

表 3-2 市町村向けアンケート項目(2/2)

No.	質問項目	回答項目
7	収納管理(収滞納管理)の統一性について、収納管理システム(収滞納管理システムを含む)で収納管理が統一されているシステムをお答えください。(複数回答)	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 入湯税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 国民健康保険料 <input type="checkbox"/> 軽自動車税 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療 <input type="checkbox"/> 市町村たばこ税 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 鉱産税 <input type="checkbox"/> 社会保障・税に関係ない <input type="checkbox"/> 国民健康保険税 (例えば、水道料金)
8	滞納管理の統一性について、滞納管理システム(収滞納管理システムを含まない)で滞納管理が統一されているシステムをお答えください。(複数回答)	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 入湯税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 国民健康保険料 <input type="checkbox"/> 軽自動車税 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療 <input type="checkbox"/> 市町村たばこ税 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 鉱産税 <input type="checkbox"/> 社会保障・税に関係ない <input type="checkbox"/> 国民健康保険税 (例えば、水道料金)
9	住登外の者の数(データ管理数)は延べ何件程度ですか。 ※住登外管理が複数のシステムである場合は、それぞれのシステムの住登外管理の者の数を足し上げてください。 ※Microsoft(C) Access、Excelなど汎用的なソフトウェアで住登外管理している場合は含まない。	件
10	共同利用を行っているシステムがあればお答えください。(複数回答)	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 入湯税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 国民健康保険料 <input type="checkbox"/> 軽自動車税 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療 <input type="checkbox"/> 市町村たばこ税 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 鉱産税 <input type="checkbox"/> 社会保障・税に関係ない <input type="checkbox"/> 国民健康保険税 (例えば、水道料金)
11	(給与支払報告書の枚数) 平成 22 年度の給与支払報告書の収受枚数はどのくらいですか。 (全体) (注) 給与支払報告書の総括表枚数ではなく、個人明細の数とした。	枚／年
12	(給与支払報告書の枚数) うち、eLTAX 経由で提出された給与支払報告書の平成 22 年度の収受枚数はどのくらいですか。	枚／年
13	(給与支払報告書の枚数) うち、光ディスク等の媒体で提出された給与支払報告書の平成 22 年度の収受枚数はどのくらいですか。	枚／年
14	(給与支払報告書の枚数) うち、紙で提出された給与支払報告書の平成 22 年度の収受枚数はどのくらいですか。	枚／年
15	(公的年金等支払報告書の枚数) 平成 22 年度の公的年金等支払報告書の収受枚数はどのくらいですか。 (全体)	枚／年
16	(税証明書の発行枚数) 所得証明書(個人住民税の非課税証明書を含む)の平成 22 年度の発行枚数はどのくらいですか。	枚／年
17	所得証明書(個人住民税の非課税証明書を含む)の発行手数料は原則いくらですか。	円
18	平成 22 年度の他団体への地方税法第 294 条第 3 項の通知件数はおよそ何件ですか。	件／年

ウ 都道府県向けアンケート項目

表 3-3 都道府県向けアンケート項目

No.	質問項目	回答項目
1	システム化されている又はシステム管理されている(Microsoft(C) Access、Excel など汎用ソフトウェアによる管理、紙管理などはここでいうシステム化及びシステム管理に含まない)機能群をお答えください。(複数回答)	<input type="checkbox"/> 自動車二税 <input type="checkbox"/> 個人県民税 <input type="checkbox"/> 県民税利子割 <input type="checkbox"/> 法人二税 <input type="checkbox"/> 個人事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 道府県たばこ税 <input type="checkbox"/> ゴルフ場利用税 <input type="checkbox"/> 鉱区税 <input type="checkbox"/> 軽油引取税 <input type="checkbox"/> 地方消費税 <input type="checkbox"/> 宛名(統合) <input type="checkbox"/> 収納管理 <input type="checkbox"/> 滞納管理 <input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 社会保障・税に関係ない(例えば、教育、土木関係)
2	主要な課税管理システムに含まれる機能群をお答えください。(複数回答)	<input type="checkbox"/> 自動車二税 <input type="checkbox"/> 個人県民税 <input type="checkbox"/> 県民税利子割 <input type="checkbox"/> 法人二税 <input type="checkbox"/> 個人事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 道府県たばこ税 <input type="checkbox"/> ゴルフ場利用税 <input type="checkbox"/> 鉱区税 <input type="checkbox"/> 軽油引取税 <input type="checkbox"/> 地方消費税
3	宛名管理システム等による宛名管理の統一性について、宛名管理システム等の宛名管理で、個人の宛名番号が統一されているシステムをお答えください。(複数回答)	<input type="checkbox"/> 自動車二税 <input type="checkbox"/> 個人県民税 <input type="checkbox"/> 県民税利子割 <input type="checkbox"/> 法人二税 <input type="checkbox"/> 個人事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 道府県たばこ税 <input type="checkbox"/> ゴルフ場利用税 <input type="checkbox"/> 鉱区税 <input type="checkbox"/> 軽油引取税 <input type="checkbox"/> 地方消費税 <input type="checkbox"/> 収納管理 <input type="checkbox"/> 滞納管理 <input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 社会保障・税に関係ない(例えば、教育、土木関係)
4	宛名管理システム等による宛名管理の統一性について、宛名管理システム等の宛名管理で、事業所の宛名番号が統一されているシステムをお答えください。(複数回答)	<input type="checkbox"/> 自動車二税 <input type="checkbox"/> 個人県民税 <input type="checkbox"/> 県民税利子割 <input type="checkbox"/> 法人二税 <input type="checkbox"/> 個人事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 道府県たばこ税 <input type="checkbox"/> ゴルフ場利用税 <input type="checkbox"/> 鉱区税 <input type="checkbox"/> 軽油引取税 <input type="checkbox"/> 地方消費税 <input type="checkbox"/> 収納管理 <input type="checkbox"/> 滞納管理 <input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 社会保障・税に関係ない(例えば、教育、土木関係)
5	収納管理(収滞納管理を含む)の統一性について、収納管理システム(収滞納管理システムを含む)で収納管理が統一されているシステムをお答えください。(複数回答)	<input type="checkbox"/> 自動車二税 <input type="checkbox"/> 個人県民税 <input type="checkbox"/> 県民税利子割 <input type="checkbox"/> 法人二税 <input type="checkbox"/> 個人事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 道府県たばこ税 <input type="checkbox"/> ゴルフ場利用税 <input type="checkbox"/> 鉱区税 <input type="checkbox"/> 軽油引取税 <input type="checkbox"/> 地方消費税 <input type="checkbox"/> 社会保障・税に関係ない(例えば、教育、土木関係)
6	滞納管理の統一性について、滞納管理システム(収滞納管理システムを含まない)で滞納管理が統一されているシステムをお答えください。(複数回答)	<input type="checkbox"/> 自動車二税 <input type="checkbox"/> 個人県民税 <input type="checkbox"/> 県民税利子割 <input type="checkbox"/> 法人二税 <input type="checkbox"/> 個人事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 道府県たばこ税 <input type="checkbox"/> ゴルフ場利用税 <input type="checkbox"/> 鉱区税 <input type="checkbox"/> 軽油引取税 <input type="checkbox"/> 地方消費税 <input type="checkbox"/> 社会保障・税に関係ない(例えば、教育、土木関係)
7	共同利用を行っているシステムがあればお答えください。(複数回答)	<input type="checkbox"/> 自動車二税 <input type="checkbox"/> 個人県民税 <input type="checkbox"/> 県民税利子割 <input type="checkbox"/> 法人二税 <input type="checkbox"/> 個人事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 道府県たばこ税 <input type="checkbox"/> ゴルフ場利用税 <input type="checkbox"/> 鉱区税 <input type="checkbox"/> 軽油引取税 <input type="checkbox"/> 地方消費税 <input type="checkbox"/> 社会保障・税に関係ない(例えば、教育、土木関係)

(4) 単純集計結果

アンケート調査結果は、別添1及び別添2のとおり。

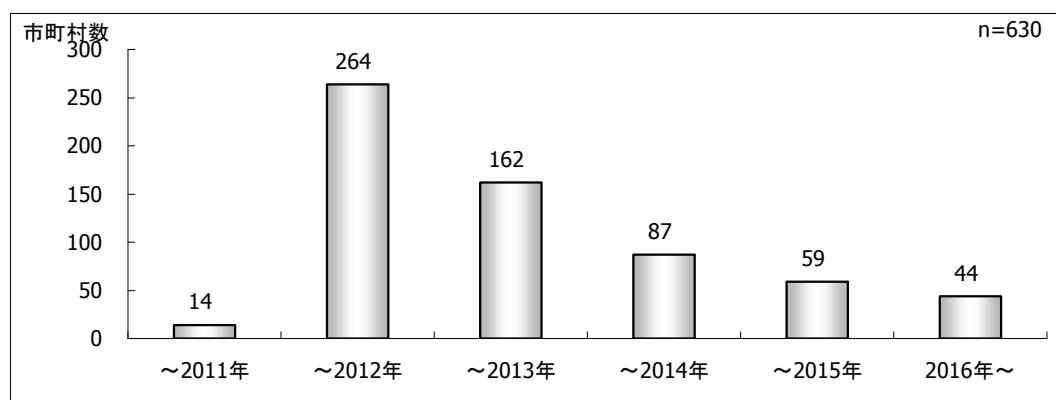
(別添1) 市町村向けアンケート調査結果 (別添2) 都道府県向けアンケート調査結果

ここでは、単純集計の結果から、いくつかの結果を取り上げる。

ア (市町村) 単純集計結果 (抄)

【設問10】

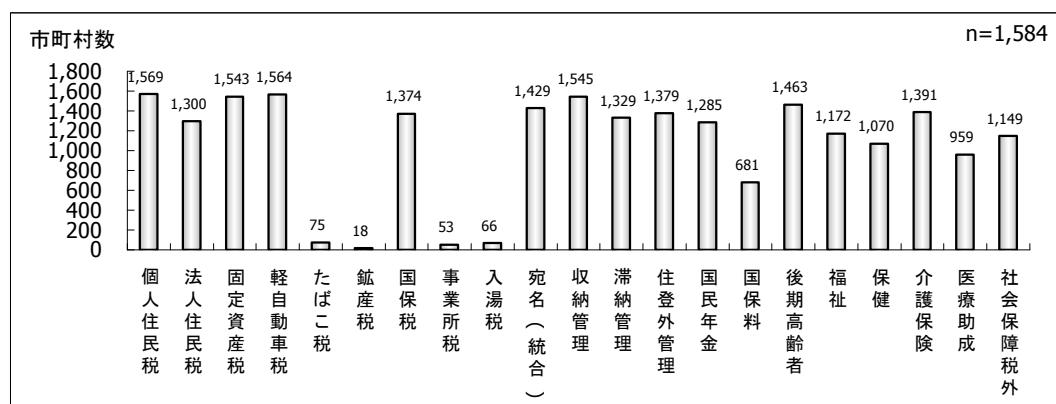
主要な課税管理システムの刷新予定がある場合は、刷新システムの導入予定年月を西暦でお答えください。



⇒課税管理システムの刷新予定がある地方団体は、約4割であった。(設問10)

【設問24】

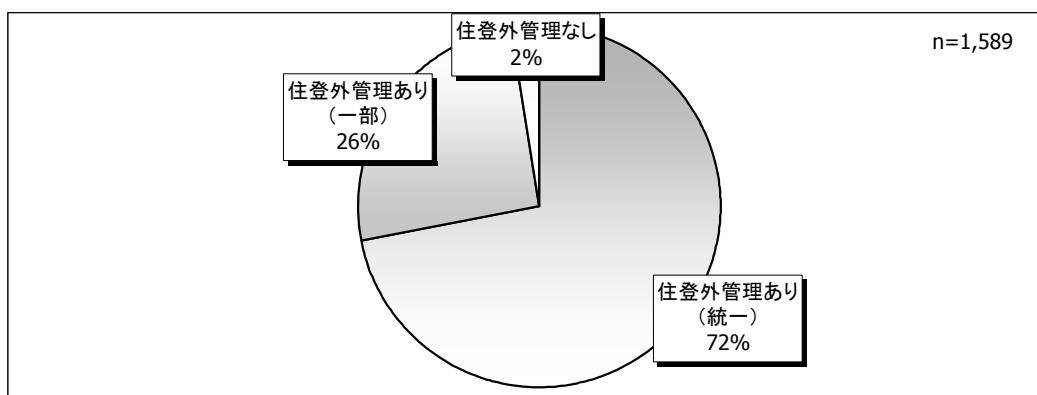
システム化されている又はシステム管理されている(Microsoft(C) Access、Excelなど汎用ソフトウェアによる管理、紙管理などはここでいうシステム化及びシステム管理に含まない)機能群をお答えください。(複数回答)



⇒宛名管理システム(統合)を導入している地方団体は、約9割であった。(設問24)

【設問27】

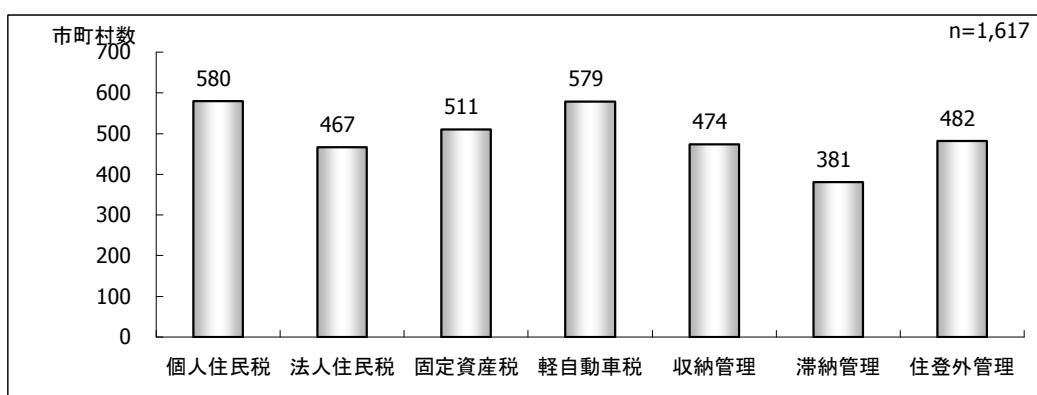
住登外の者のデータ管理はどのように行っていますか。



⇒住登外管理は、管理あり（統一）の地方団体が約7割、管理あり（一部）の地方団体が約3割、管理なしは僅かであった。（設問27）

【設問25】

（財）全国地域情報化推進協会(APPLIC)が作成・管理している標準仕様書に準拠している機能群をお答えください。(複数回答)

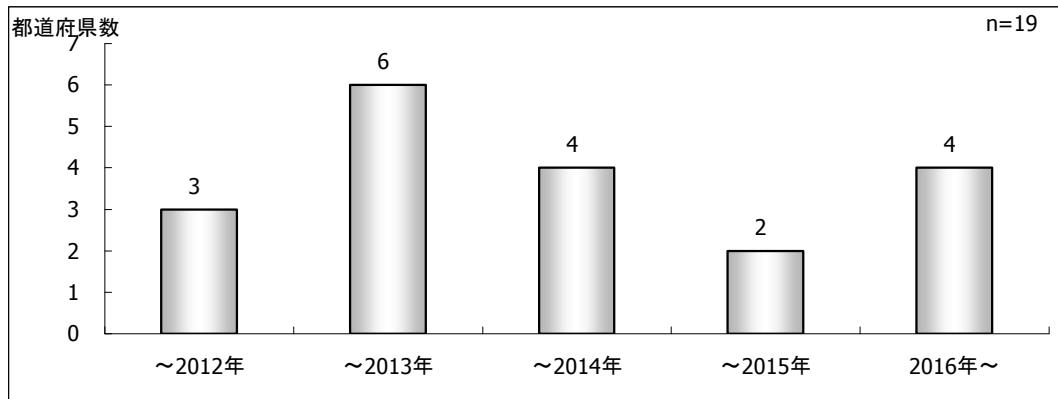


⇒地域情報プラットフォーム標準仕様書準拠の地方団体は、個人住民税システムで、約3.5割であった。（設問25）

イ (都道府県) 単純集計結果 (抄)

【設問10】

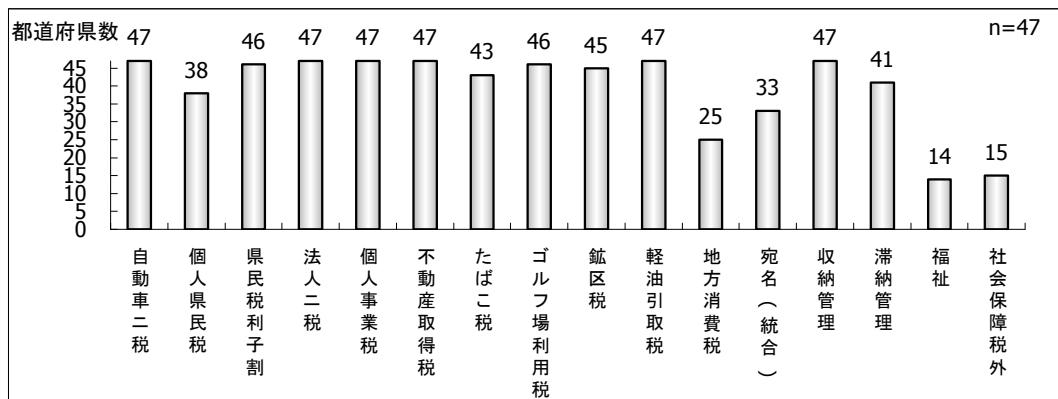
主要な課税管理システムの刷新予定がある場合は、刷新システムの導入予定年月を西暦でお答えください。



⇒課税管理システムの刷新予定がある地方団体は、約4割であった。(設問10)

【設問24】

システム化されている又はシステム管理されている(Microsoft(C) Access、Excelなど汎用ソフトウェアによる管理、紙管理などはここでいうシステム化及びシステム管理に含まない)機能群をお答えください。(複数回答)



⇒宛名管理システム(統合)を導入している地方団体は、約7割であった。(設問24)

(5) クロス集計結果等

ア 検討の観点

「3 (2) アンケート調査の前提」で示した「図 3-1 本アンケートにおけるシステムの定義イメージ」(次図) のとおり、地方団体の地方税システムとその周辺システムの実態として、課税管理を行なうシステムのほかに、宛名管理や収納管理を行なうシステムがあると考えられる。

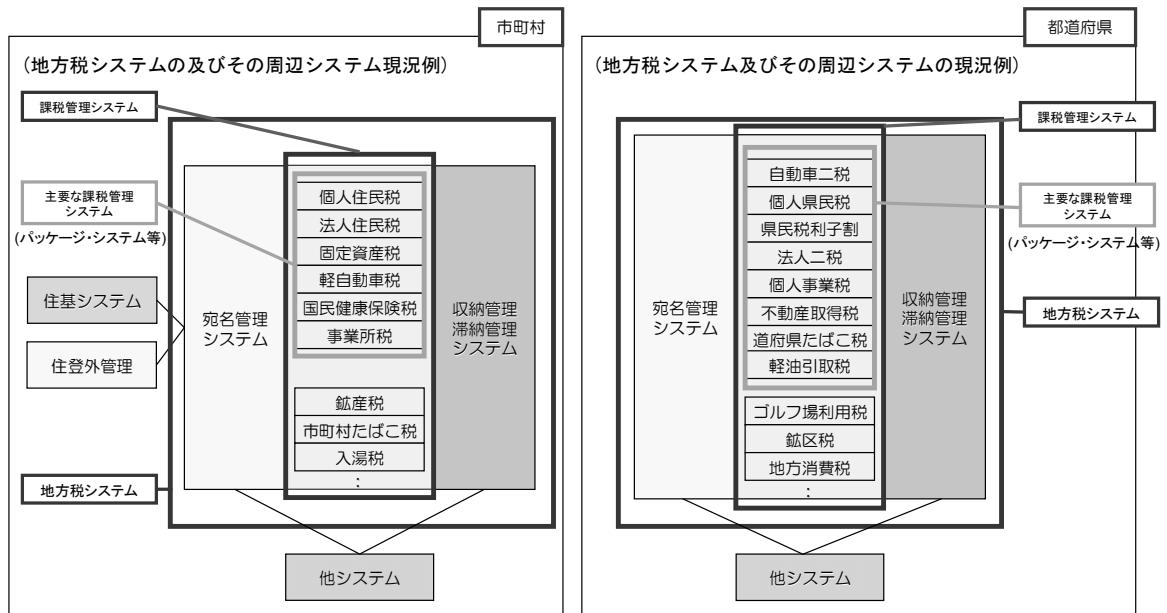


図 3-1 本アンケートにおけるシステムの定義イメージ (参考資料として地方団体に提示)
(再掲)

地方団体の番号制度導入対応では、既存システムに対する改修を局所化しつつ、マイナンバーの追加・管理をどのように行なうかが検討課題となると想定し、アンケート調査にあたっては、これら課税管理システム、宛名管理システム、収納管理システムとの情報連携に注目して質問項目を設定した。

上記を踏まえ、以下では次の観点で記載する。

- (観点 1) 宛名管理の統一性
- (観点 2) 収納・滞納管理の統一性
- (観点 3) 課税管理システムの網羅性(税目のカバー範囲)
- (観点 4) 地方団体規模と地方税システムの現況
- (補足観点) その他の留意すべき観点として、住登外管理、既存住基システム有無などにより、番号制度導入の対応方法や対応負荷が異なることを想定

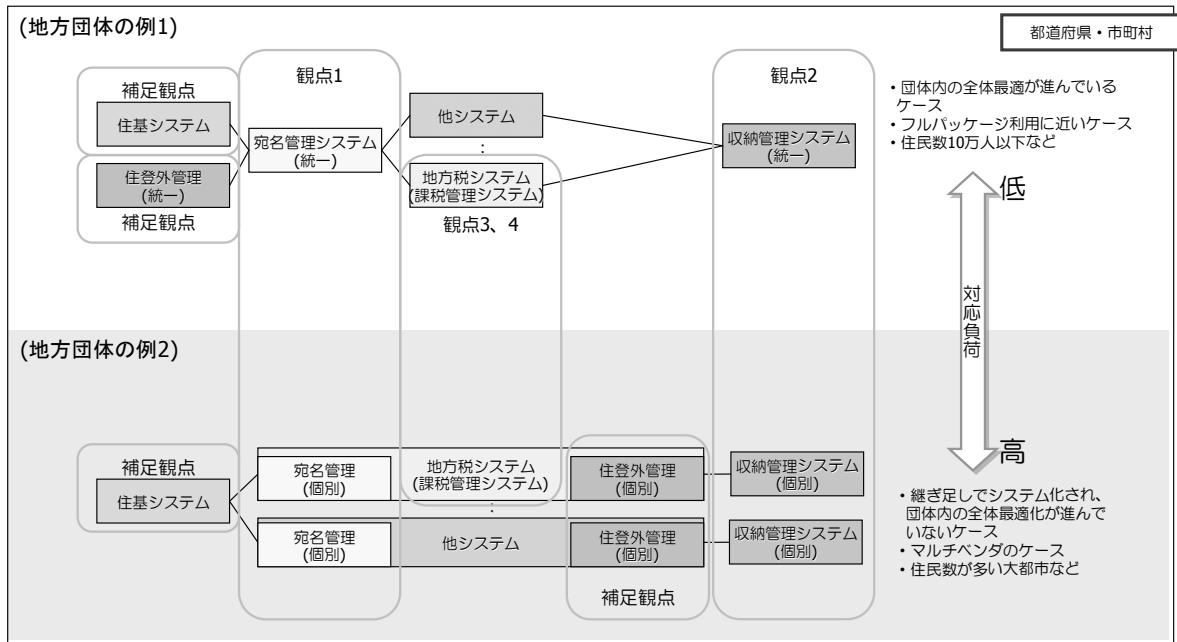


図 3-2 検討の観点

観点1～3については、番号制度導入で地方団体は既存システムにマイナンバーを追加・管理することとなるが、既存システムにおける宛名管理の統一性、収納管理の統一性によって、システム改修が必要となる範囲・規模が異なることを想定するものである。

観点4については、課税管理システム等がいわゆる「レガシー・システム」などの場合には改修費用が大きくなるという一般的な課題があることを想定するものである。

補足観点については、番号制度導入後、いわゆる住登外管理の者のマイナンバーの確認等が必要になる場合、住登外管理の者の割合が高い地方団体などでは、住登外管理の者のデータ管理に負荷を伴う可能性があることや、既存住基システムにはマイナンバーがあるが、それを保有しない都道府県等で特段の対応が必要になるか等の検討も必要になることを想定するものである。

(住基システム有無)

(課税管理システムの類型)

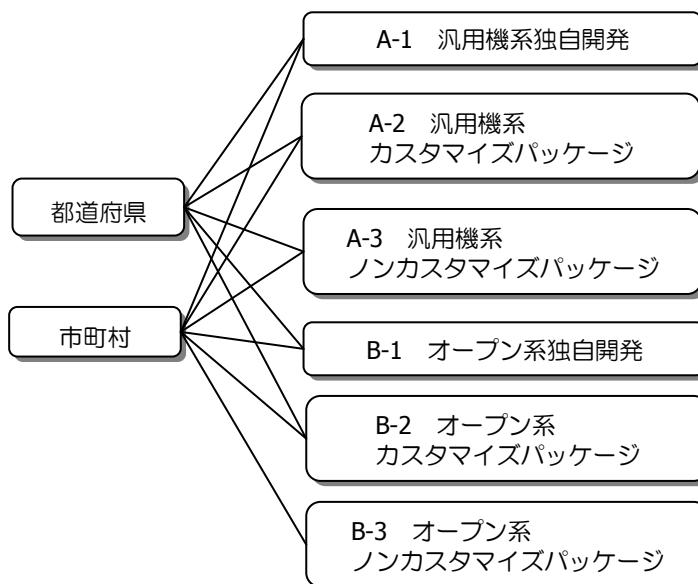


図 3-3 (観点 4) 地方税システムの現況、(補足観点) 既存住基システム有無

以下では、（観点4） 地方団体規模と地方税システムの現況を踏まえた上で、上記の観点に係るクロス集計の結果等を示す。

イ (市町村) (観点4) 地方団体規模と地方税システムの現況

課税管理システムのハードウェアと住民数（住民基本台帳人口と外国人登録者数の合計。以下、「住民数」又は「地方団体規模」という。）のクロス集計結果は次のとおりである。

基本的にオープン系サーバの割合が高く、約8割に達している。地方団体規模が大きくなるにつれて汎用機の割合が高くなる。

特に、50万人超の地方団体では、5割超が汎用機の利用となっている。

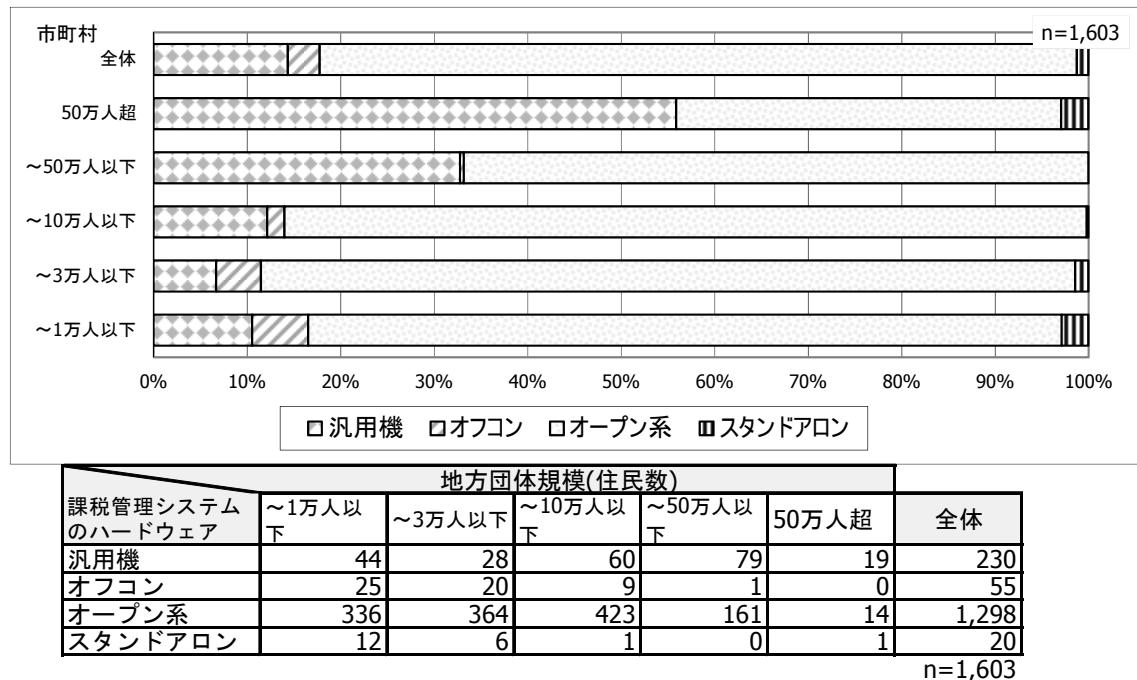


図3-4 課税管理システムのハードウェアと地方団体規模 (地方団体数)

課税管理システムの導入方式と地方団体規模のクロス集計結果では、独自開発又はカスタマイズの団体が約6割、ノンカスタマイズ約4割となっている。

基本的に地方団体規模が大きくなるにつれて、独自開発又はカスタマイズの割合が高くなる。

特に、50万人超の地方団体では、約5割が独自開発、ほとんどが独自開発又はカスタマイズとなっている。

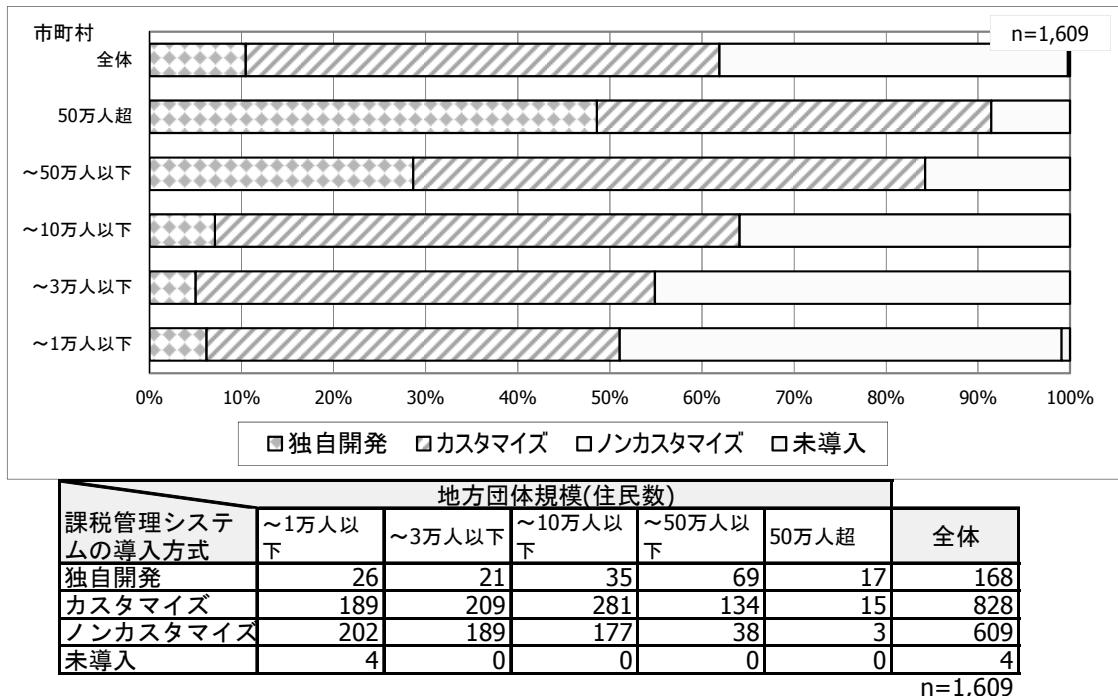


図 3-5 課税管理システムの導入方式と地方団体規模 (地方団体数)

地方税システムの導入の型については、フル・パッケージ型が普及していると考えられ、地方団体の約8割を占める。

一方で、50万人超の地方団体では、5割以上が税目別個別に近いシステムと回答している。

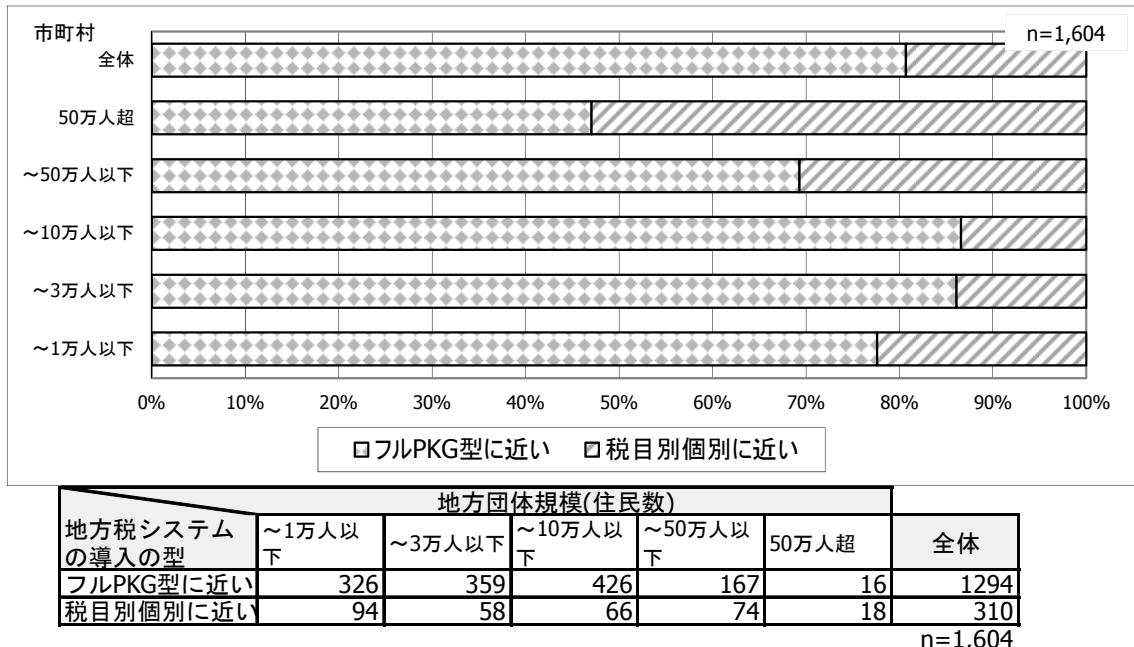


図3-6 地方税システムの導入の型と地方団体規模(住民数)

課税管理システムの導入方式とハードウェアのクロス集計結果をみると、オープン系サーバで独自開発は3%にすぎず、ノンカスタマイズが4割超に上っている。

一方、汎用機系でノンカスタマイズは約1割にすぎないが、独自開発は約4.5割ある。

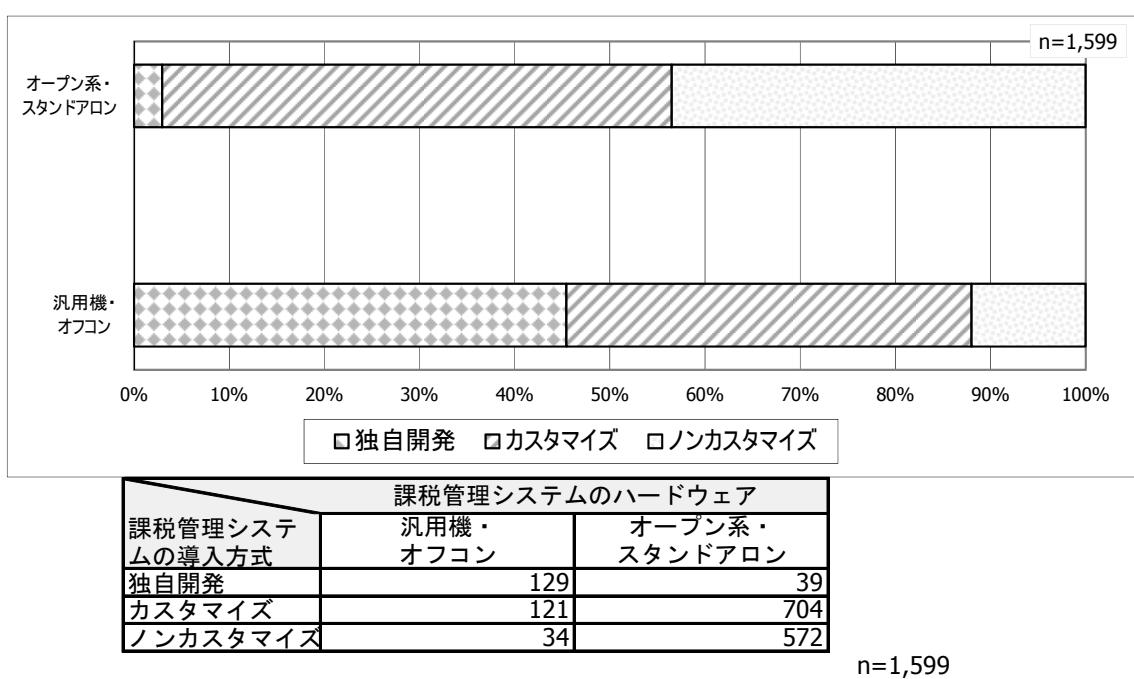


図3-7 課税管理システムの導入方式とハードウェア(地方団体数)

課税管理システムの導入年（更改年）をみると、ハードウェアはオープン系の導入が大きく普及していることがわかる。

1995年を境に、システム更改でオープン系サーバへの切替が進行したと推察される。

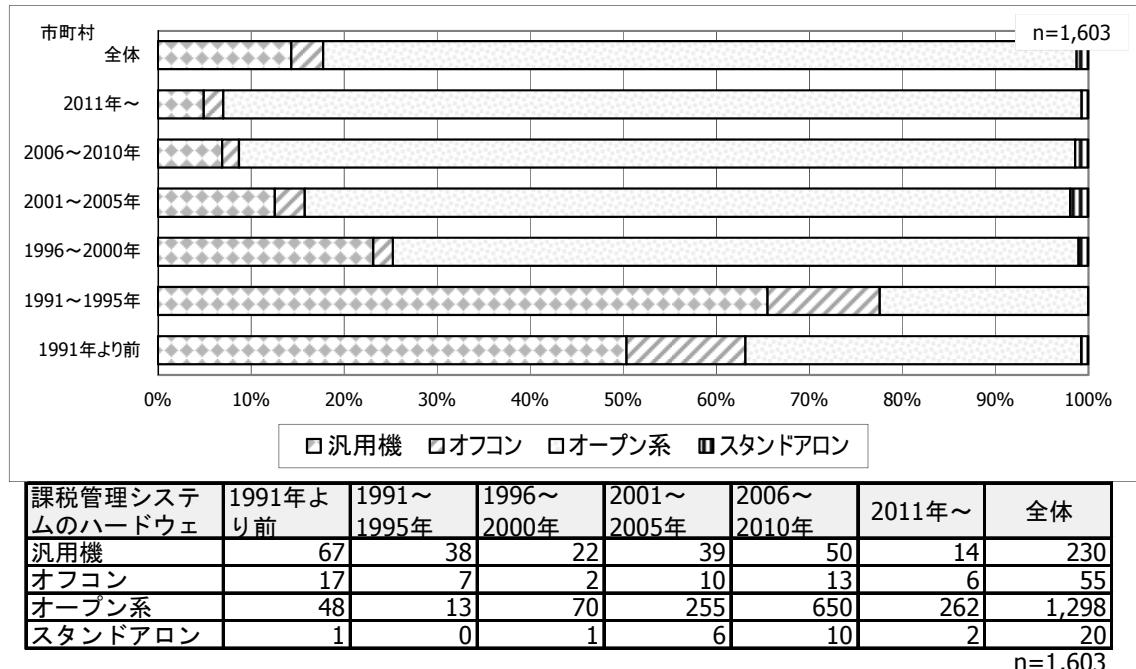


図 3-8 課税管理システムの導入年とハードウェア（地方団体数）

地方税システムの導入の型と導入年（更改年）をみると、フル・パッケージ（PKG）型が傾向的に普及してきていることがわかる。

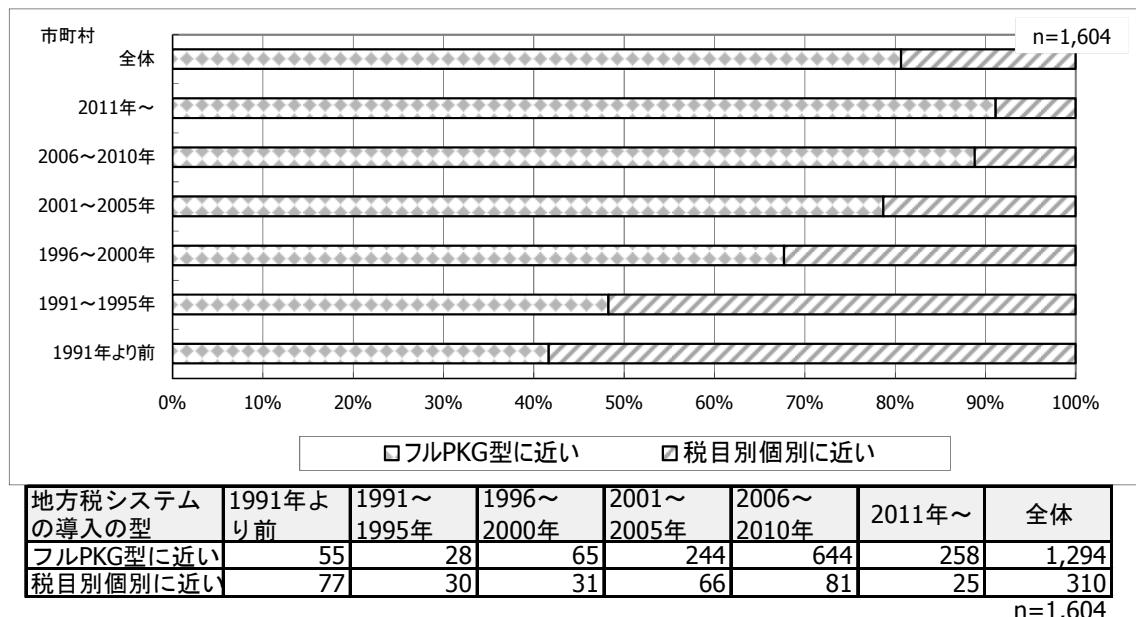


図 3-9 地方税システムの導入の型と課税管理システムの導入年（地方団体数）

地方税システムの導入費用、運用・保守費用、システム費用(注)と地方団体規模の関係は、それぞれ次のとおりである。



図 3-10 地方税システムの導入費用と地方団体規模

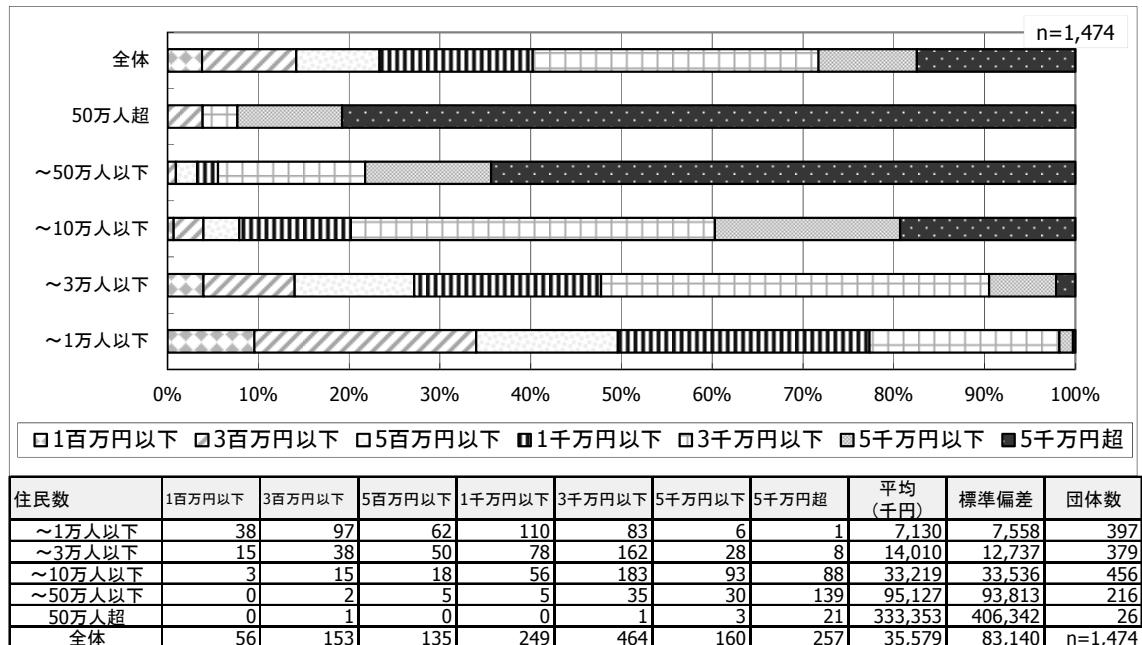


図 3-11 地方税システムの運用・保守費用と地方団体規模

(注) システム費用=導入費用÷5(年間)+運用・保守費用とした。

「減価償却試算の耐用年数等に関する省令」において、「電子計算機(その他)」が5年とされていることを参考に、5年間とした。



図 3-12 地方税システムのシステム費用と地方団体規模（市町村）

地方税システムのシステム費用は、住民数（地方団体規模）と正の相関がみられる。

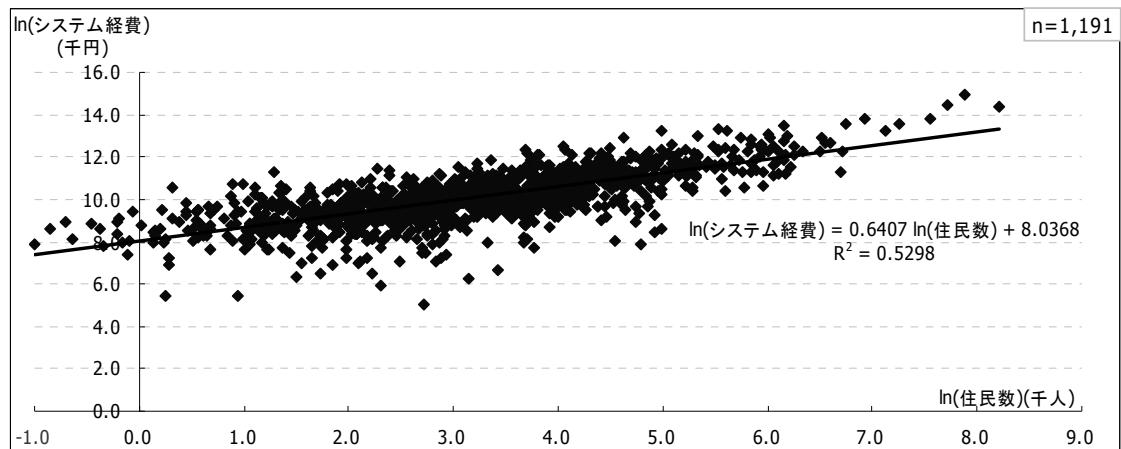


図 3-13 地方税システムのシステム費用と地方団体規模（市町村）

(注 1) $\ln(\text{システム費用}) = 0.640690075 \times \ln(\text{住民数}) + 8.036815789$
 $(36.6) *** \quad (130.6) ***$

(注 2) システム費用の単位は千円、住民数の単位は千人である。

(注 3) カッコ内はt値。***は変数が1%水準で有意であることを示す。

(注 4) 本調査研究で使用する統計表現に関する注記

決定係数(R^2): 標本の集合のばらつきのうち、変数で説明されるばらつきの割合を示す。

0から1までの間の値を取る。値が大きいほど変数で説明可能な割合が大きい。

t値: 標本数が30以上の時に標本の集合が正規分布に近似されることを利用した検定(t検定)において有意性を判断する値。その絶対値が大きいほど有意性が高い。通常2.0より大きいかどうかで有意性が判断される。

自然対数(ln): ネイピア数e(およそ2.72)を底とする対数。 $\ln(a) = b$ であるとき、eのb乗がaという関係になる。

ウ (都道府県) (観点 4) 地方団体規模と地方税システムの現況

課税管理システムのハードウェアは、汎用機とオープン系サーバの地方団体の割合が、ほぼ半々で拮抗する結果となっている。

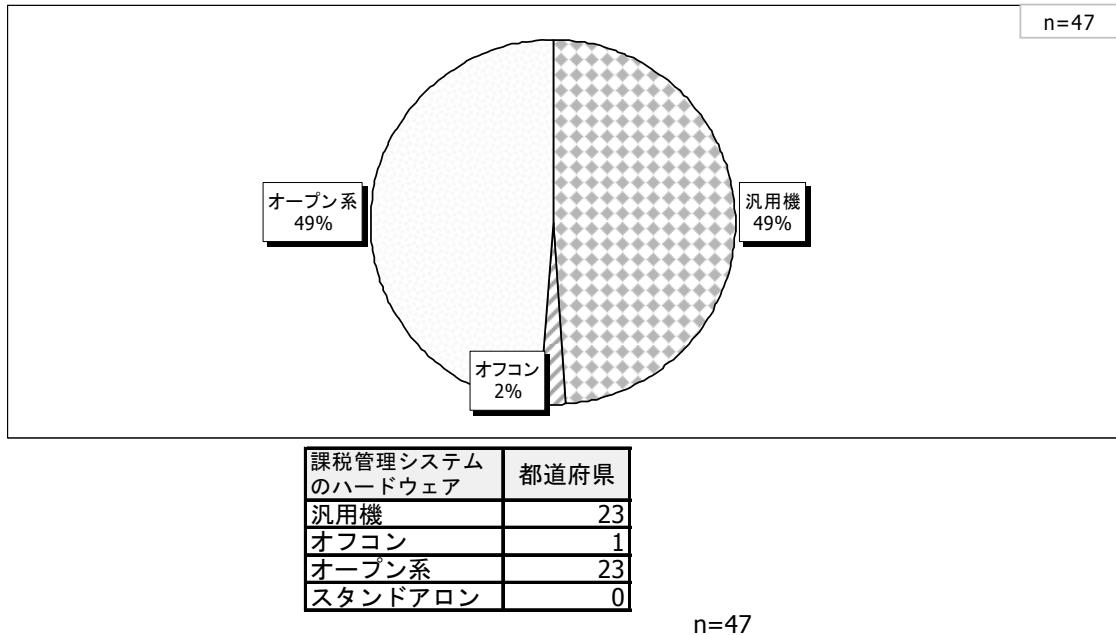


図 3-14 課税管理システムのハードウェア(都道府県)

課税管理システムの導入方式では、独自開発の地方団体が約8割、カスタマイズが約2割で、ノンカスタマイズはない。

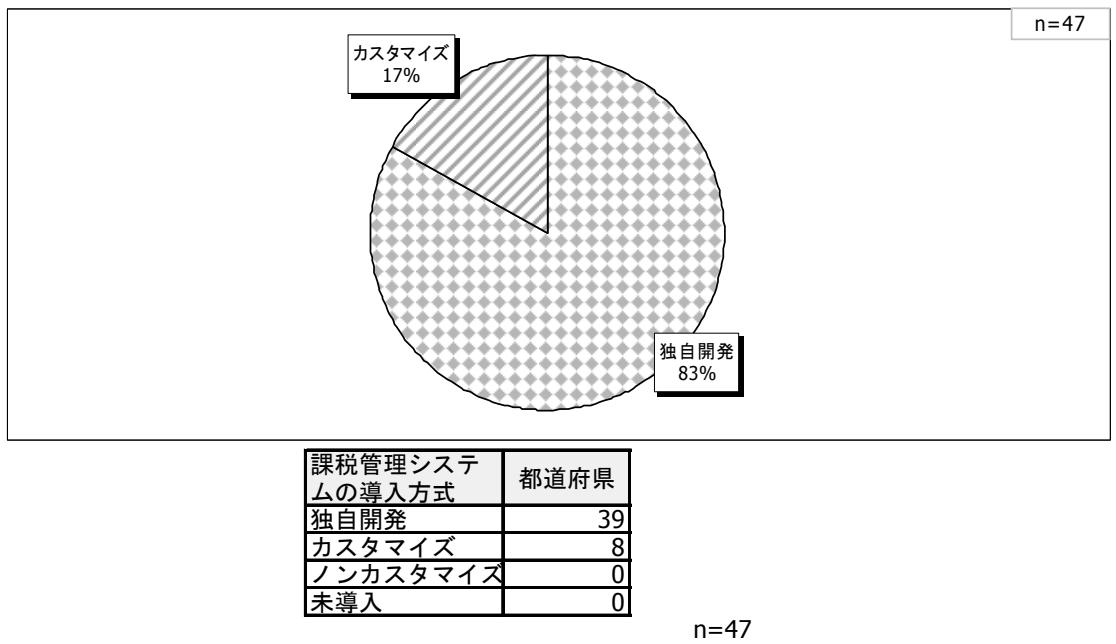


図 3-15 課税管理システムの導入方式(都道府県)

地方税システムの導入の型については、フル・パッケージ型が地方団体の約6割を占める。一方で、約4割の地方団体が税目別個別型に近いシステムと回答している。

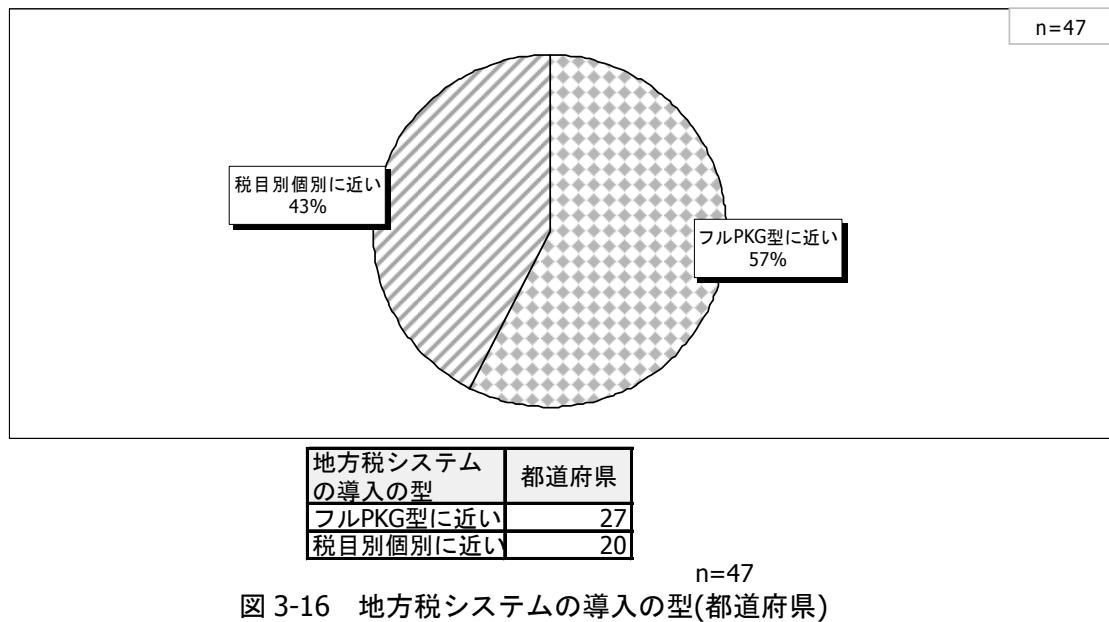


図 3-16 地方税システムの導入の型(都道府県)

課税管理システムの導入方式とハードウェアのクロス集計結果をみると、汎用機系では独自開発が100%となっている。

一方、オープン系サーバでも独自開発が多く約6.5割を占める。カスタマイズは約3.5割である。

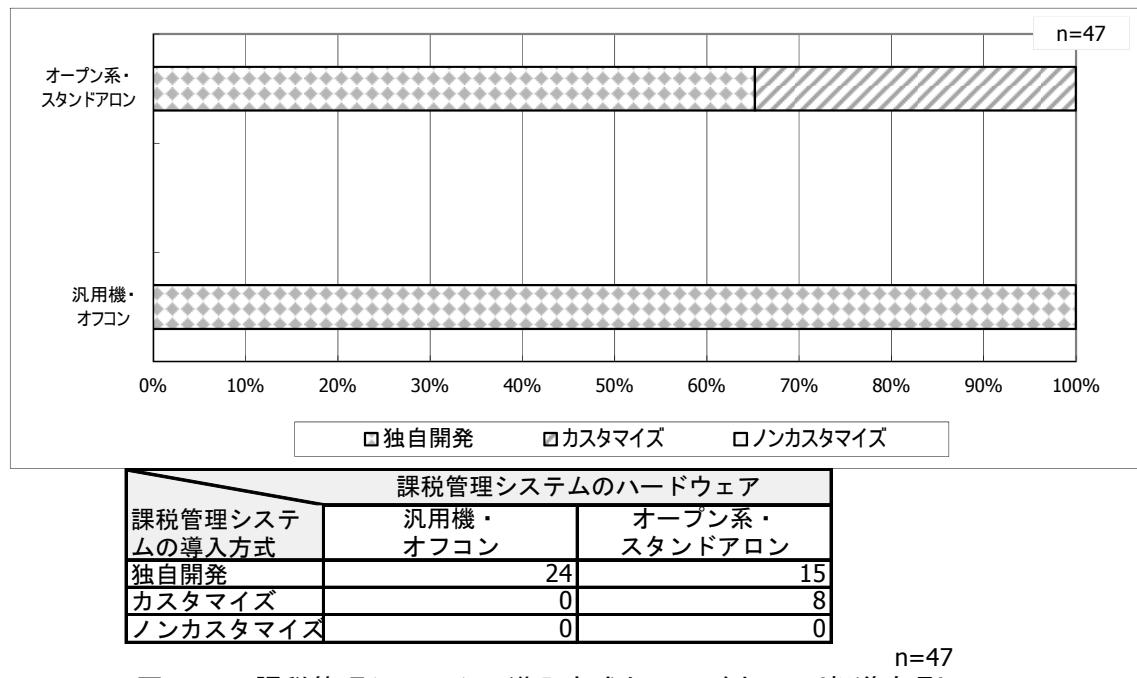


図 3-17 課税管理システムの導入方式とハードウェア(都道府県)

課税管理システムの導入年（更改年）をみると、ハードウェアはオープン系の導入が大きく普及していることがわかる。

1995年を境に、システム更改でオープン系サーバへの切替が進行したと推察される。2001年以降の導入（更改）は、全てオープン系サーバとなっている。

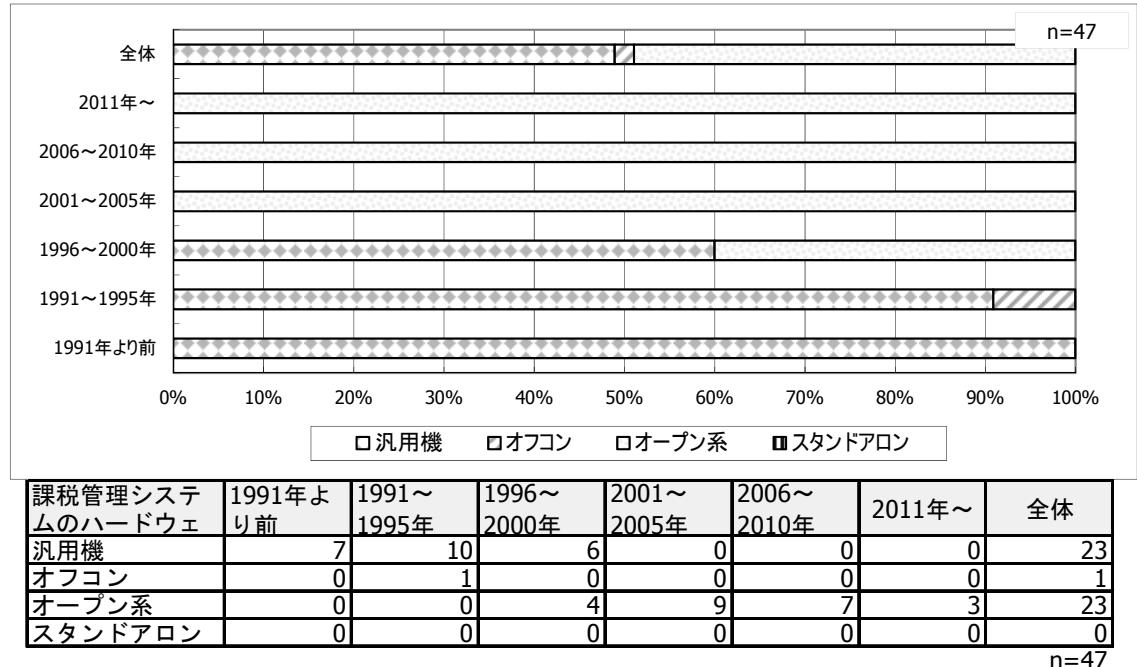


図3-18 課税管理システムの導入年とハードウェア(都道府県)

地方税システムの導入の型と導入年（更改年）をみると、フル・パッケージ型が傾向的に普及してきていることがわかる。

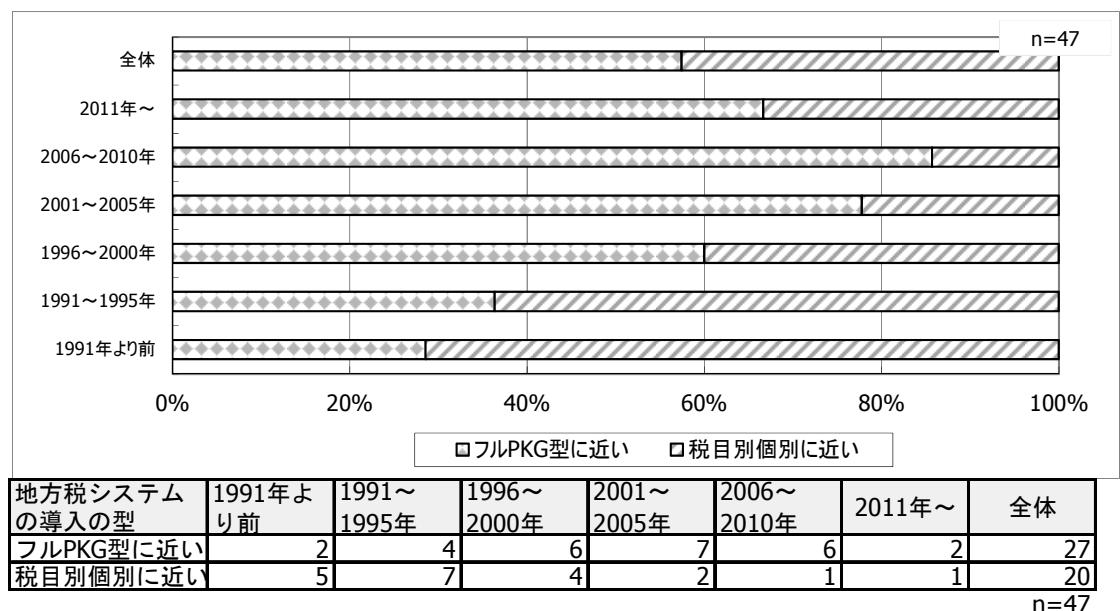


図3-19 地方税システムの導入の型と課税管理システムの導入年(都道府県)

地方税システムの導入費用、運用・保守費用、システム費用(注)については、それぞれ次のとおりである。

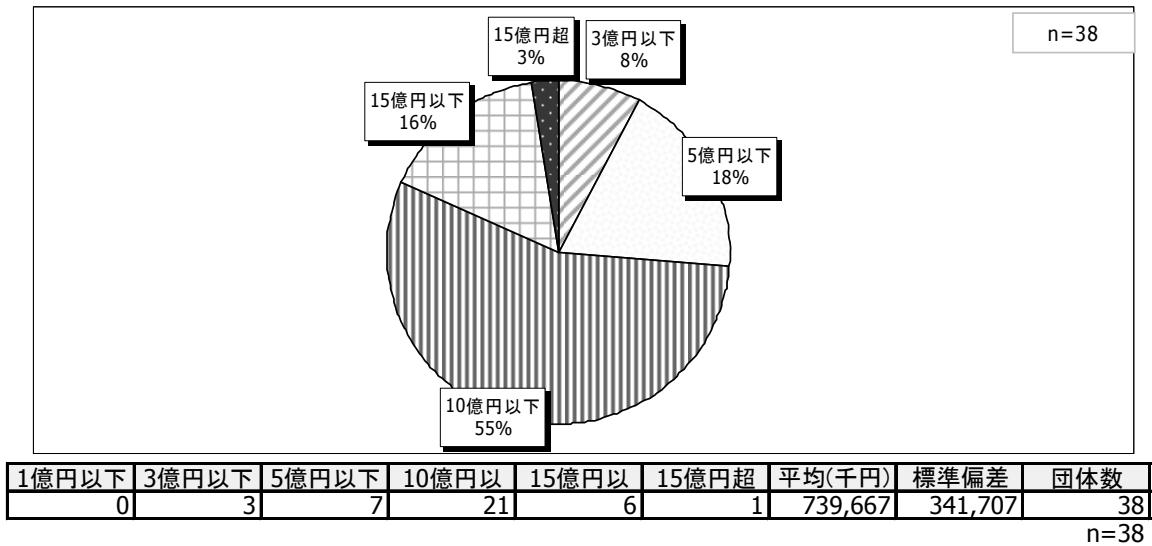


図 3-20 地方税システムの導入費用(都道府県)

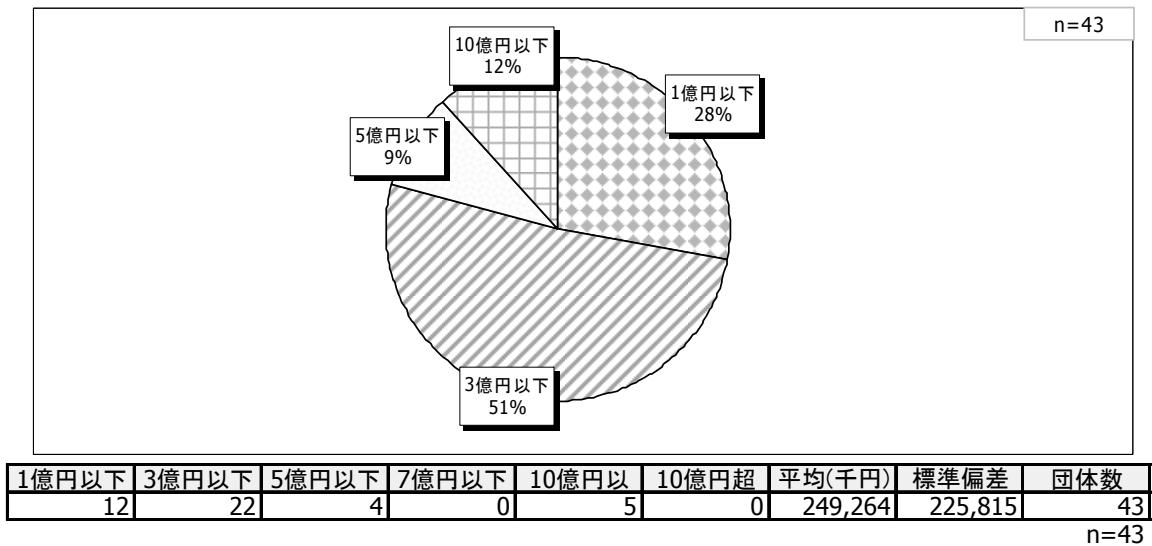


図 3-21 地方税システムの運用・保守費用(都道府県)

(注) システム費用＝導入費用÷5(年間)+運用・保守費用とした。

「減価償却試算の耐用年数等に関する省令」において、「電子計算機(その他)」が5年とされていることを参考に、5年間とした。

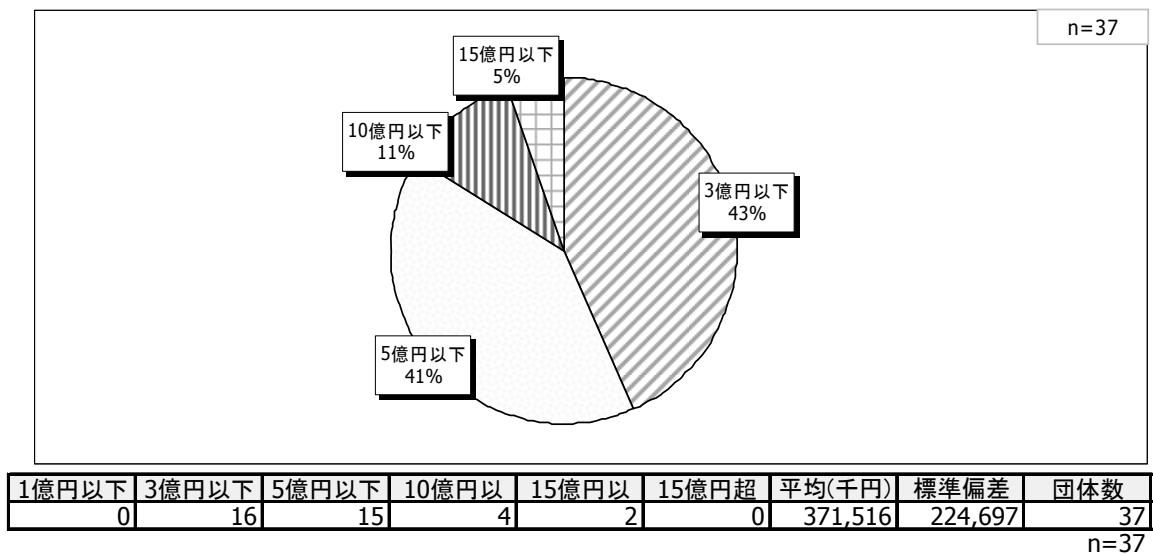


図 3-22 地方税システムのシステム費用(都道府県)

地方税システムのシステム費用は、住民数（地方団体規模）と正の相関がみられる。

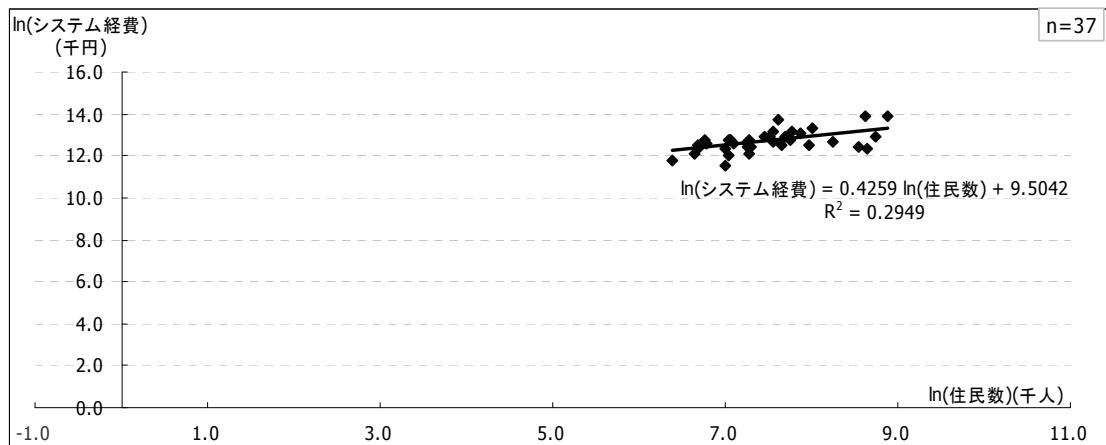


図 3-23 地方税システムのシステム費用と地方団体規模(都道府県)

$$(注 1) \ln(\text{システム費用}) = 0.425931522 \times \ln(\text{住民数}) + 9.504192952 \\ (3.8) *** \quad (11.4) ***$$

(注 2) システム費用の単位は千円、住民数の単位は千人である。

(注 3) カッコ内はt値。***は変数が1%水準で有意であることを示す。

(注 4) 本調査研究で使用する統計表現に関する注記は、31 ページを参照。

**エ (市町村) (観点 1) 宛名管理の統一性、(観点 2) 収納・滞納管理の統一性、
(観点 3) 課税管理システムの網羅性(税目のカバー範囲)**

(観点 1) 宛名管理の統一性

宛名番号（個人）が統一されているシステムの回答数をみると、10超のシステムで統一されていると回答した地方団体が約8割となっており、宛名管理が統一されている地方団体は多いといえる。

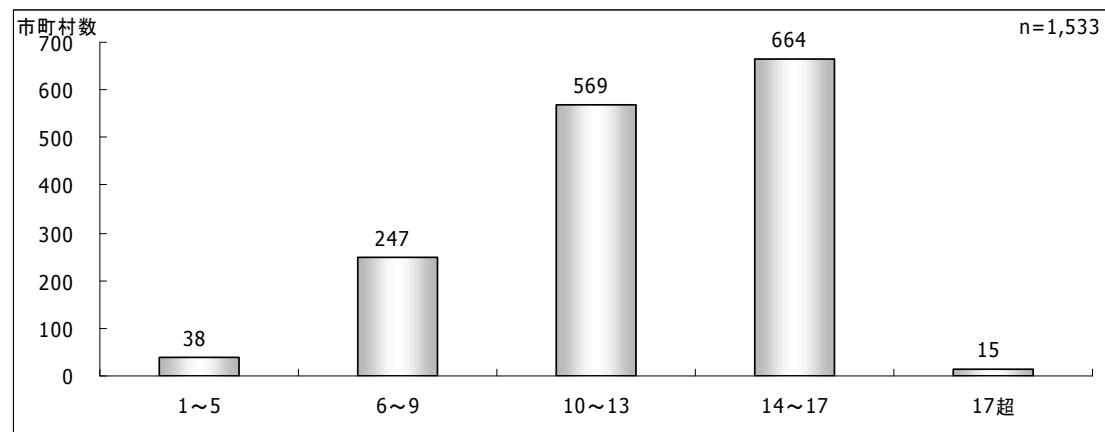


図 3-24 (観点 1) 宛名番号（個人）が統一されているシステムの回答数

宛名番号(個人)が統一されているシステムの回答数	市町村 回答数	構成比(%)
1~5	38	2.5%
6~9	247	16.1%
10~13	569	37.1%
14~17	664	43.3%
17超	15	1.0%
合計	1,533	100.0%

n=1,533

(観点2) 収納・滞納管理の統一性

収納管理システム（収滞納管理システムを含む）で収納管理が統一されているシステムの回答数をみると、7超のシステムで統一されていると回答した地方団体が約4.5割となっている。

収納管理（収滞納管理を含む）については、一定程度、地方団体では統一されている状況にあるといえる。

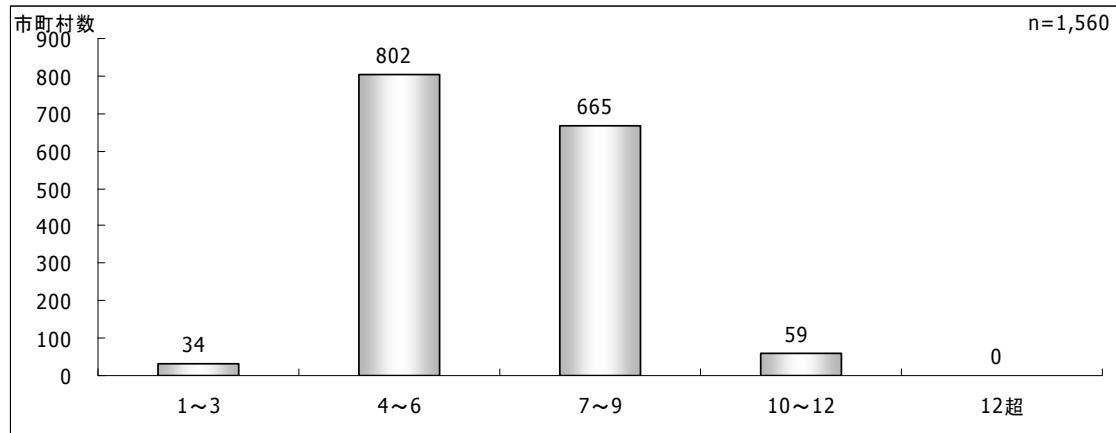


図3-25 (観点2) 収納管理システム(注)で収納管理が統一されているシステムの回答数

収納管理システム (注)で収納管理が統 一されているシス テムの回答数	市町村 回答数	構成比(%)
1~3	34	2.2%
4~6	802	51.4%
7~9	665	42.6%
10~12	59	3.8%
12超	0	0.0%
合計	1,560	100.0%

(注) 収滞納管理システムを含む

(観点3) 課税管理システムの網羅性 (税目のカバー範囲)

主要な課税管理システムに含まれる税目別システムの回答数をみると、5超のシステムが含まれていると回答した地方団体が約9割となっている。

課税管理については、一定程度、地方団体では統一されている状況にあるといえる。

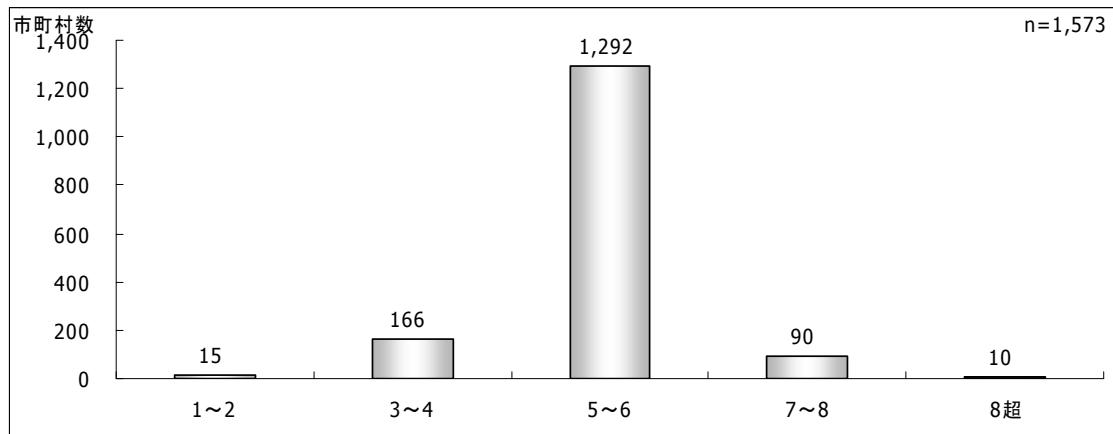


図3-26 (観点3) 主要な課税管理システムに含まれる税目別システムの回答数

主要な課税管理システムに含まれる税目別システム機能群の回答数	市町村回答数	構成比(%)
1~2	15	1.0%
3~4	166	10.6%
5~6	1,292	82.1%
7~8	90	5.7%
8超	10	0.6%
合計	1,573	100.0%

n=1,573

(宛名管理の統一性の程度と収納管理の統一性の程度の関係性)

宛名番号（個人）が統一されているシステムの回答数と収納管理が統一されているシステムの回答数のクロス集計結果をみると、前者の回答数が多いと後者の回答数も多く、前者の回答数が少ないと後者の回答数も少ないという結果となっている。

宛名管理の統一性の程度と収納管理の統一性の程度は正の相関がある蓋然性が高い。

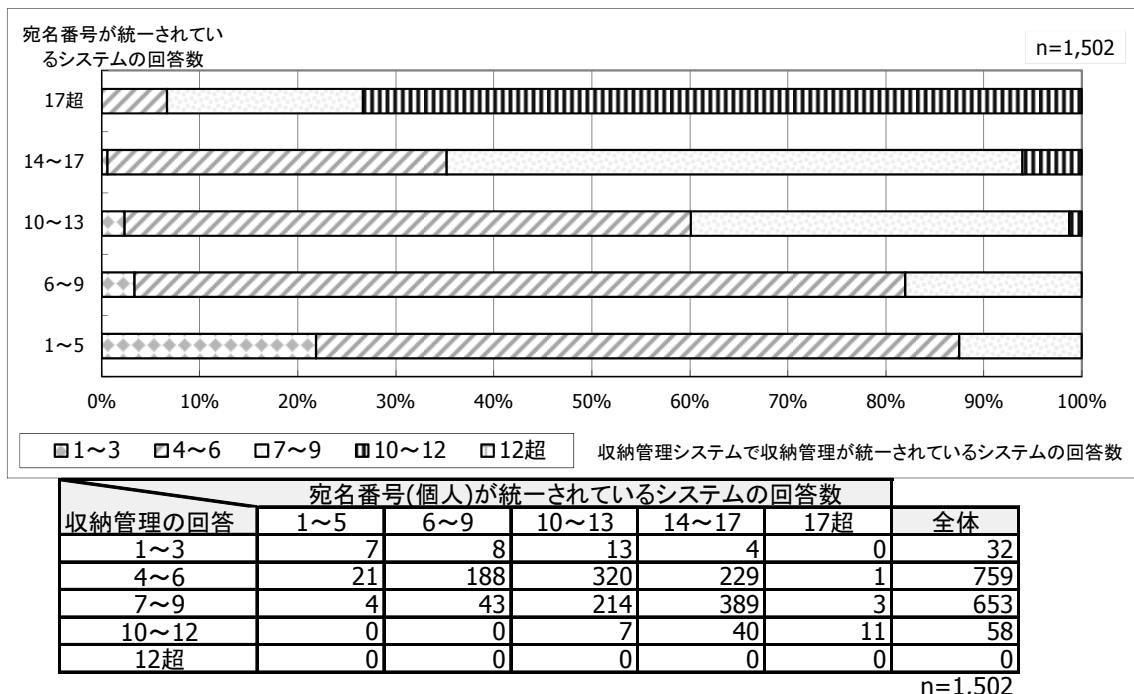


図 3-27 宛名管理の統一の回答数と収納管理の統一の回答数のクロス集計(市町村)

(宛名管理の統一性の程度と課税管理システムの網羅性の程度の関係性)

宛名番号（個人）が統一されているシステムの回答数と主要な課税管理システムに含まれる税目別システムの回答数のクロス集計結果をみると、前者の回答数が多いと後者の回答数も多く、前者の回答数が少ないと後者の回答数も少ないという結果となっている。

宛名管理の統一性の程度と課税管理システムの網羅性の程度は正の相関がある蓋然性が高い。

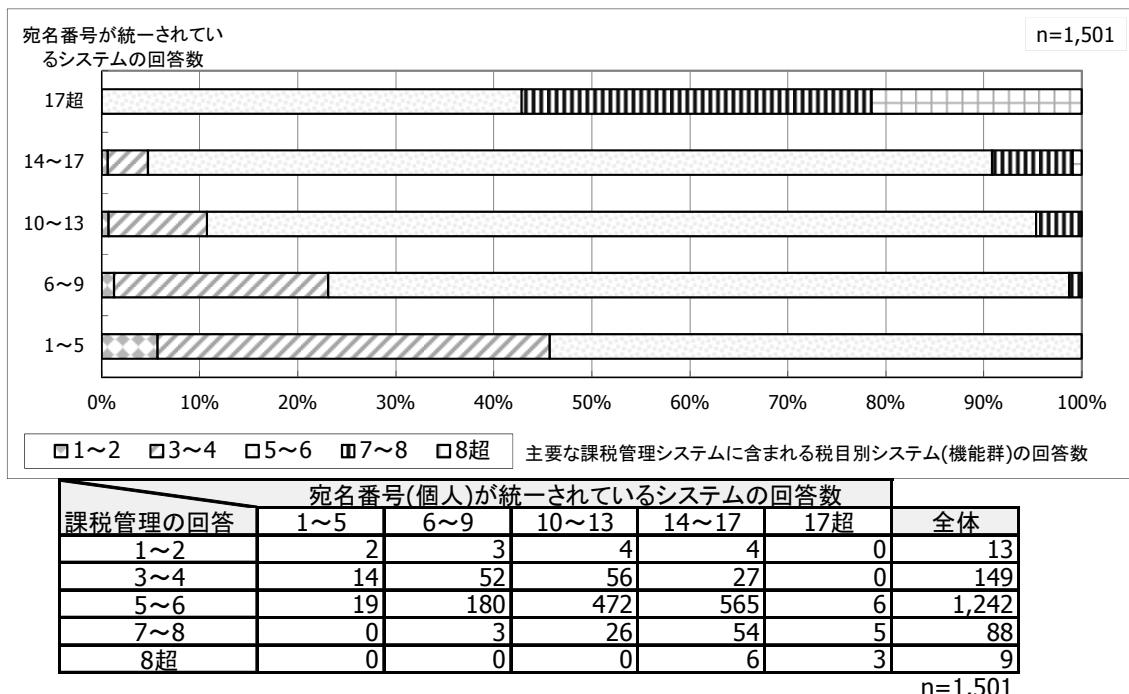


図 3-28 宛名管理の統一の回答数と課税管理の網羅性の回答数のクロス集計(市町村)

(収納・滞納管理の統一性の程度と課税管理システムの網羅性の程度の関係性)

収納管理が統一されているシステムの回答数と主要な課税管理システムに含まれる税目別システムの回答数のクロス集計結果をみると、前者の回答数が多いと後者の回答数も多く、前者の回答数が少ないと後者の回答数も少ないという結果となっている。

収納・滞納管理の統一性の程度と課税管理システムの網羅性の程度は正の相関がある蓋然性が高い。

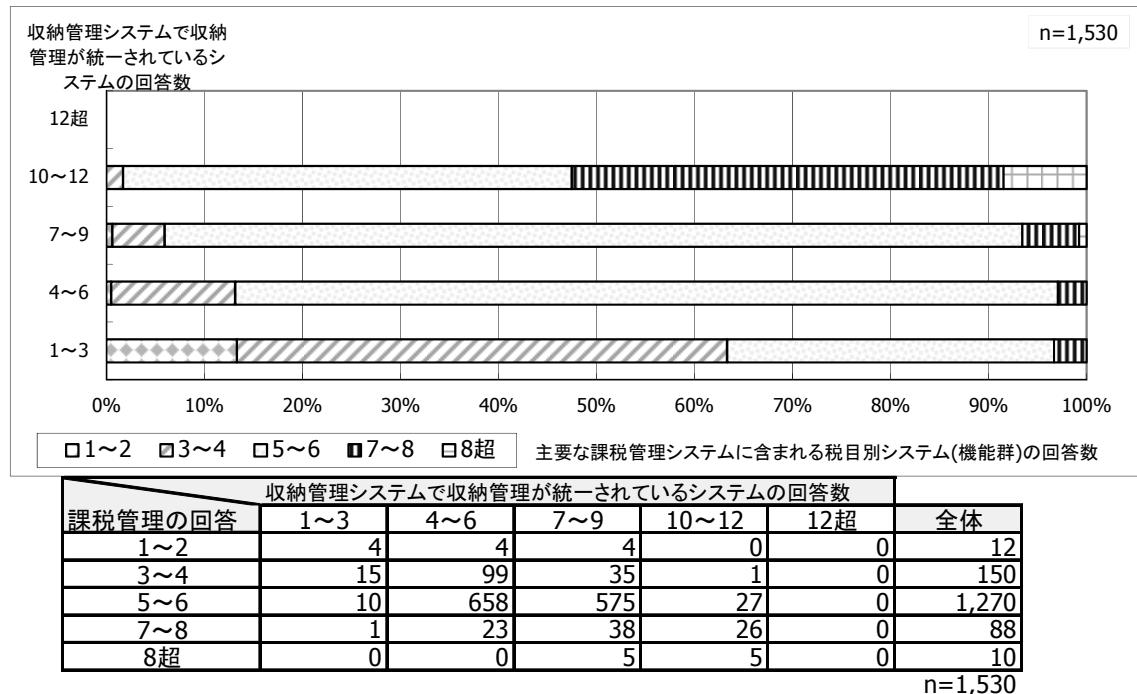


図 3-29 収納管理の統一の回答数と課税管理の網羅性の回答数のクロス集計(市町村)

才 (都道府県) (観点1) 宛名管理の統一性、(観点2) 収納・滞納管理の統一性、 (観点3) 課税管理システムの網羅性(税目のカバー範囲)

(観点1) 宛名管理の統一性

宛名番号（個人）が統一されているシステムの回答数をみると、10超のシステムで統一されていると回答した地方団体が約6.5割となっており、宛名管理が統一されている地方団体が多いといえる。

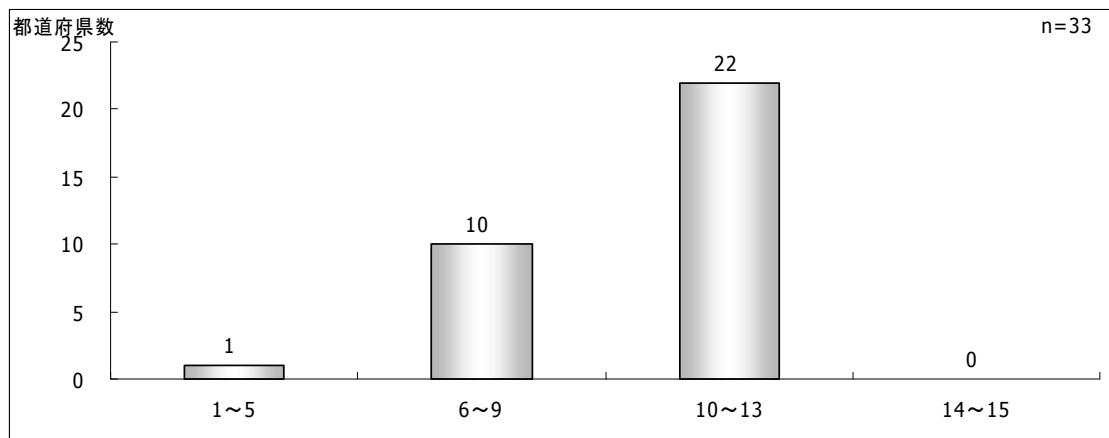


図3-30 (観点1) 宛名番号（個人）が統一されているシステムの回答数

宛名番号(個人)が統一されているシステムの回答数	都道府県回答数	構成比(%)
1~5	1	3.0%
6~9	10	30.3%
10~13	22	66.7%
14~15	0	0.0%
合計	33	100.0%

n=33

(観点2) 収納・滞納管理の統一性

収納管理システム（収滞納管理システムを含む）で収納管理が統一されているシステムの回答数をみると、7超のシステムで統一されていると回答した地方団体が約9.5割となっており、収納管理（収滞納管理を含む）が統一されている地方団体は多いといえる。

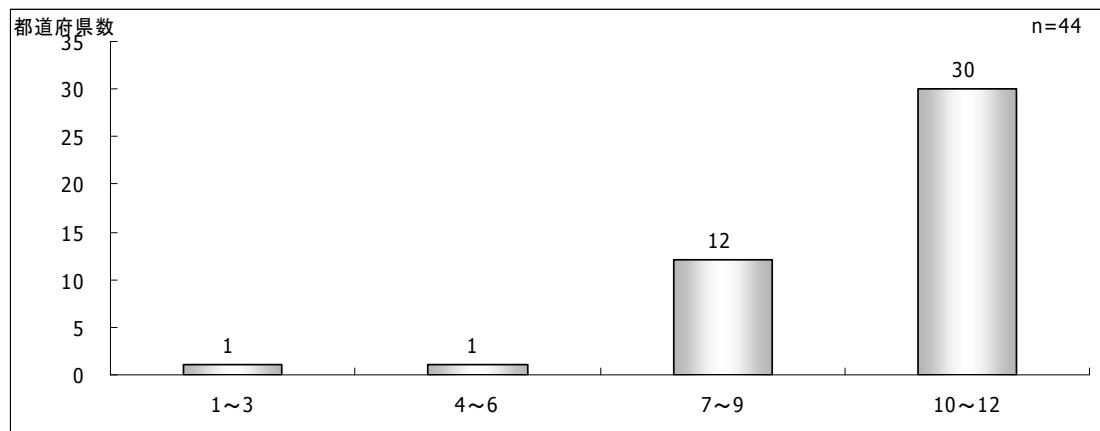


図3-31 (観点2) 収納管理システム(注)で収納管理が統一されているシステムの回答数

収納管理システム (注)で収納管理が統 一されているシス テムの回答数	都道府県 回答数	構成比(%)
1~3	1	2.3%
4~6	1	2.3%
7~9	12	27.3%
10~12	30	68.2%
合計	44	100.0%

(注) 収滞納管理システムを含む

(観点3) 課税管理システムの網羅性(税目のカバー範囲)

主要な課税管理システムに含まれる税目別システムの回答数をみると、7超のシステムが含まれていると回答した地方団体が約9割となっており、主要な課税管理システムの網羅性が高い地方団体が多いといえる。

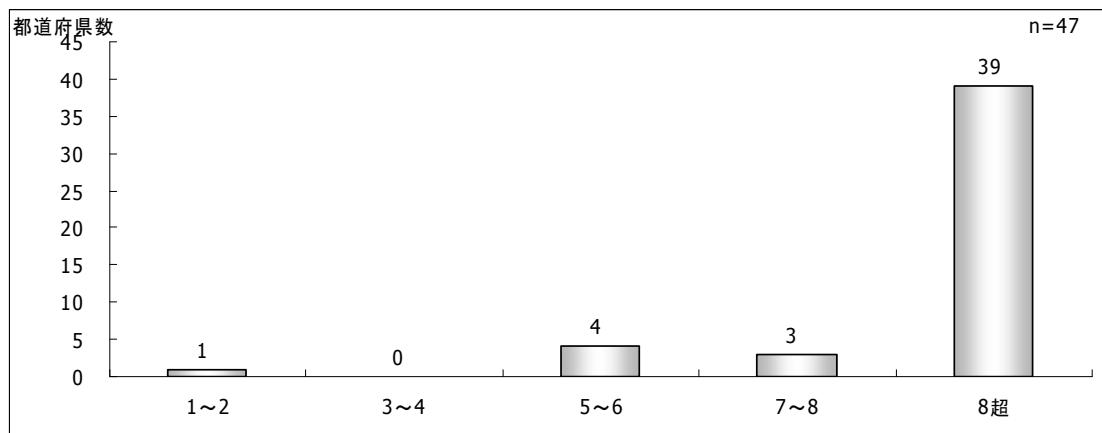


図3-32 (観点3) 主要な課税管理システムに含まれる税目別システムの回答数

主要な課税管理システムに含まれる税目別システム機能群の回答数	都道府県回答数	構成比(%)
1~2	1	2.1%
3~4	0	0.0%
5~6	4	8.5%
7~8	3	6.4%
8超	39	83.0%
合計	47	100.0%

(宛名管理の統一性の程度と収納管理の統一性の程度の関係性)

宛名番号（個人）が統一されているシステムの回答数と収納管理が統一されているシステムの回答数のクロス集計結果をみると、前者の回答数が多いと後者の回答数も多く、前者の回答数が少ないと後者の回答数も少ないという結果となっている。

宛名管理の統一性の程度と収納管理の統一性の程度は正の相関がある蓋然性が高い。

		宛名番号(個人)が統一されているシステムの回答数				
収納管理の回答		1~5	6~9	10~13	14~15	全体
1~3		0	0	0	0	0
4~6		0	0	0	0	0
7~9		0	3	5	0	8
10~12		1	7	17	0	25

n=33

図 3-33 宛名管理の統一の回答数と収納管理の統一の回答数のクロス集計(都道府県)

(宛名管理の統一性の程度と課税管理システムの網羅性の程度の関係性)

宛名番号（個人）が統一されているシステムの回答数と主要な課税管理システムに含まれる税目別システムの回答数のクロス集計結果をみると、前者の回答数が多いと後者の回答数も多く、前者の回答数が少ないと後者の回答数も少ないという結果となっている。

宛名管理の統一性の程度と課税管理システムの網羅性の程度は正の相関がある蓋然性が高い。

		宛名番号(個人)が統一されているシステムの回答数				
課税管理の回答		1~5	6~9	10~13	14~15	全体
1~2		0	0	1	0	1
3~4		0	0	0	0	0
5~6		0	1	1	0	2
7~8		0	2	0	0	2
8超		1	7	20	0	28

n=33

図 3-34 宛名管理の統一の回答数と課税管理の網羅性の回答数のクロス集計(都道府県)

(収納・滞納管理の統一性の程度と課税管理システムの網羅性の程度の関係性)

収納管理が統一されているシステムの回答数と主要な課税管理システムに含まれる税目別システムの回答数のクロス集計結果をみると、前者の回答数が多いと後者の回答数も多く、前者の回答数が少ないと後者の回答数も少ないという結果となっている。

収納・滞納管理の統一性の程度と課税管理システムの網羅性の程度は正の相関がある蓋然性が高い。

		収納管理の統一の回答数と課税管理の網羅性の回答数のクロス集計				
		収納管理システムで収納管理が統一されているシステムの回答数				
課税管理の回答		1~3	4~6	7~9	10~12	全体
1~2		0	0	0	1	1
3~4		0	0	0	0	0
5~6		0	1	0	2	3
7~8		0	0	2	1	3
8超		1	0	10	26	37

n=44

図 3-35 収納管理の統一の回答数と課税管理の網羅性の回答数のクロス集計(都道府県)

力（市町村）（補足観点）その他の留意すべき観点（住登外管理など）

（住登外管理）

住登外管理の者のデータ数の住民数に対する割合のクロス集計結果をみると、住登外管理の者のデータ数の住民数に対する割合が40%超の地方団体は、約7割となっている。

また、100%超の地方団体も、5割近くに上っている。

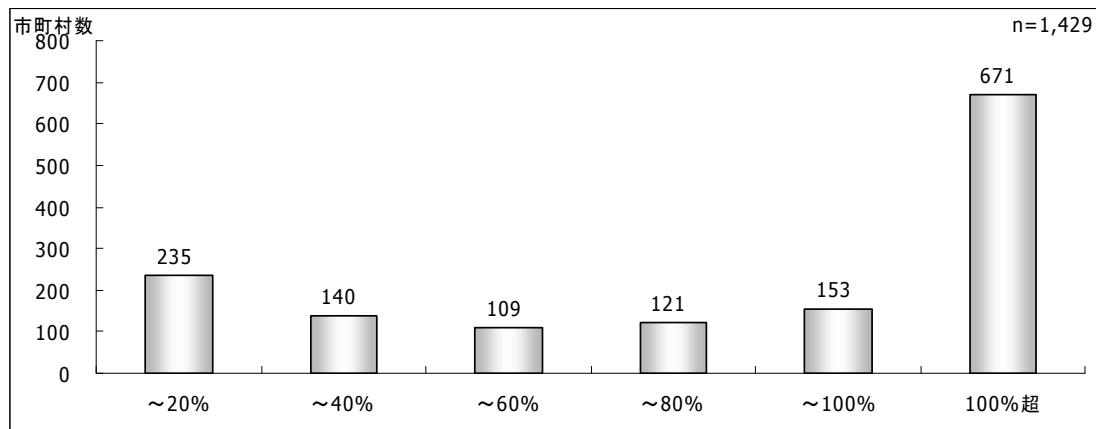


図3-36（補足観点）住登外管理の者のデータ数の住民数に対する割合

住登外管理の者のデータ数／住民数	市町村回答数	構成比(%)
~20%	235	16.4%
~40%	140	9.8%
~60%	109	7.6%
~80%	121	8.5%
~100%	153	10.7%
100%超	671	47.0%
合計	1,429	100.0%

n=1,429

(6) 地方税システムの類型の確認

ここではアンケート調査結果を踏まえ、番号制度導入に係る地方団体のシステム改修に係る類型について、改めて確認する。

番号制度導入に係る地方団体のシステム改修に係る類型の検討は、システム改修費用や職員作業負荷に影響を与える要因を整理することに他ならない。

検討内容については、以下（「ア　市町村のシステム改修に係る類型の確認」及び「イ　都道府県のシステム改修に係る類型の確認」）で記載するとおりであるが、類型の再確認結果を先に示すと次図のとおりである。

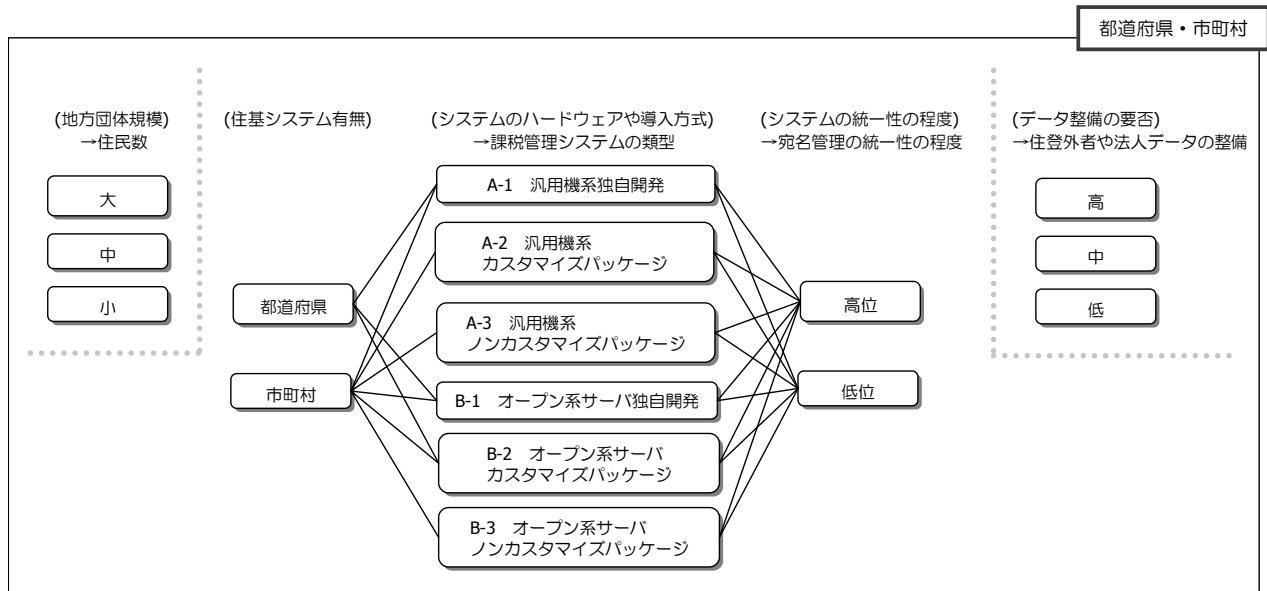


図 3-37 番号制度導入に係る地方団体のシステム改修に係る類型（都道府県・市町村）

システム改修費用や職員作業負荷に影響を与える要因として、特に、地方団体規模（住民数）、システムのハードウェアや導入方式（課税管理システムの類型）、システムの統一性の程度（宛名管理の統一性の程度）、データ整備の要否（住登外者や法人のデータの整備）を挙げる。

以下で、アンケート調査結果を参照しつつ、類型化について説明する。

ア 市町村のシステム改修に係る類型の確認

本調査研究のアンケート調査の実施にあたり、「3 (5) ア 検討の観点」として「図3-2 検討の観点」を想定した。

ここでは、アンケート調査結果を基に、番号制度導入に係る市町村のシステム改修に係る類型を確認する。

(課税管理システムの類型による類型化)

「新電子自治体推進指針」(平成19年3月20日総務省)においては、「2010年度までに利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現」することとされたが、アンケート調査結果からも、地方団体においてシステムの標準化、BPR (Business Process Reengineering)の推進、契約面、調達面の適正化などシステムのオープン化の取組みがなされてきたことがうかがわれる。

しかし、現況においてもその取組みの進捗の程度は地方団体によってばらつきがあると考えられ、番号制度導入に係る地方税システムの対応を検討するにあたっても、システムのハードウェアや導入方式を踏まえることが適当と考えられる。

地方税システムのうち、主要な課税管理システムに焦点を当てて類型化することが考えられる。

具体的には、次のA-1、A-2、A-3、B-1、B-2、B-3の6つの類型となる。

課税管理システムのハードウェア		
課税管理システムの導入方式	汎用機・オフコン	オープン系・スタンドアロン
独自開発	A-1	B-1
カスタマイズ	A-2	B-2
ノンカスタマイズ	A-3	B-3

「図 3-12 地方税システムのシステム費用と地方団体規模(市町村)」で確認したように、地方税システムのシステム費用は、地方団体規模（住民数）と正の相関がみられる。

課税管理システムの類型と地方団体規模（住民数）のクロス集計結果をみると、10万人以下の地方団体ではB-2（オープン系サーバカスタマイズパッケージ）、B-3（オープン系サーバノンカスタマイズパッケージ）が多く、8割超となっている。

一方、50万人超の団体では、約5割がA-1（汎用機系独自開発）となっている。

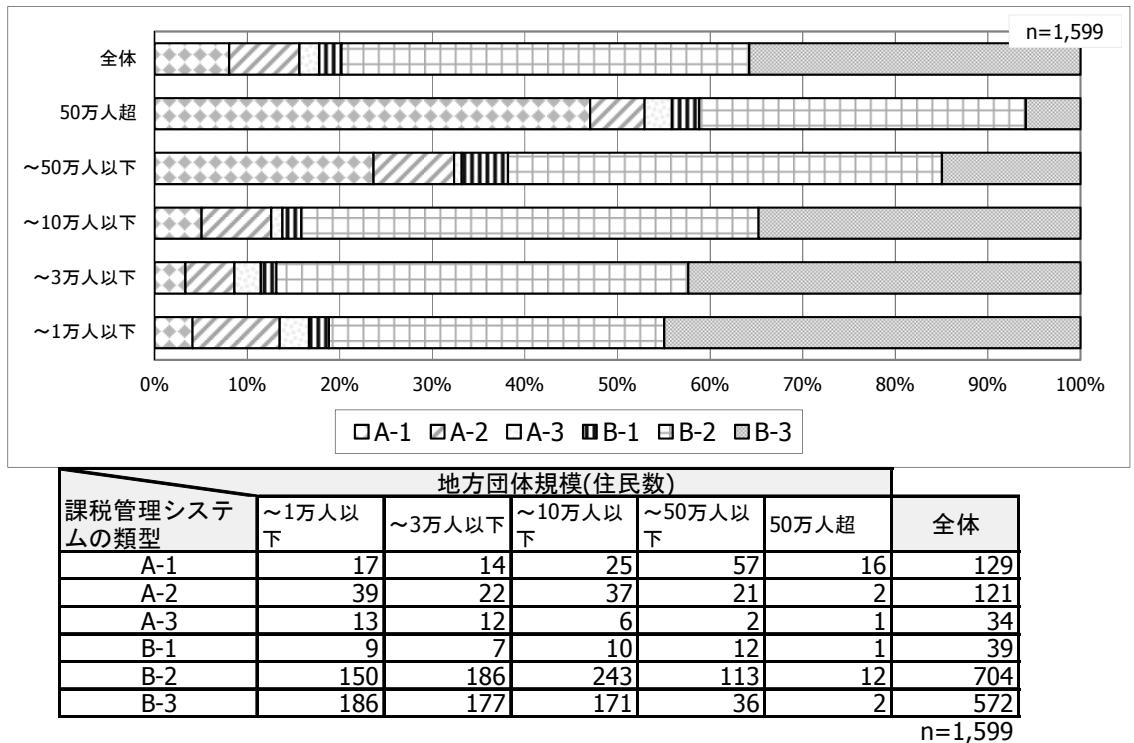


図 3-38 課税管理システムの類型と地方団体規模 (市町村)

次に、課税管理システムの類型と費用の関係性を確認する。

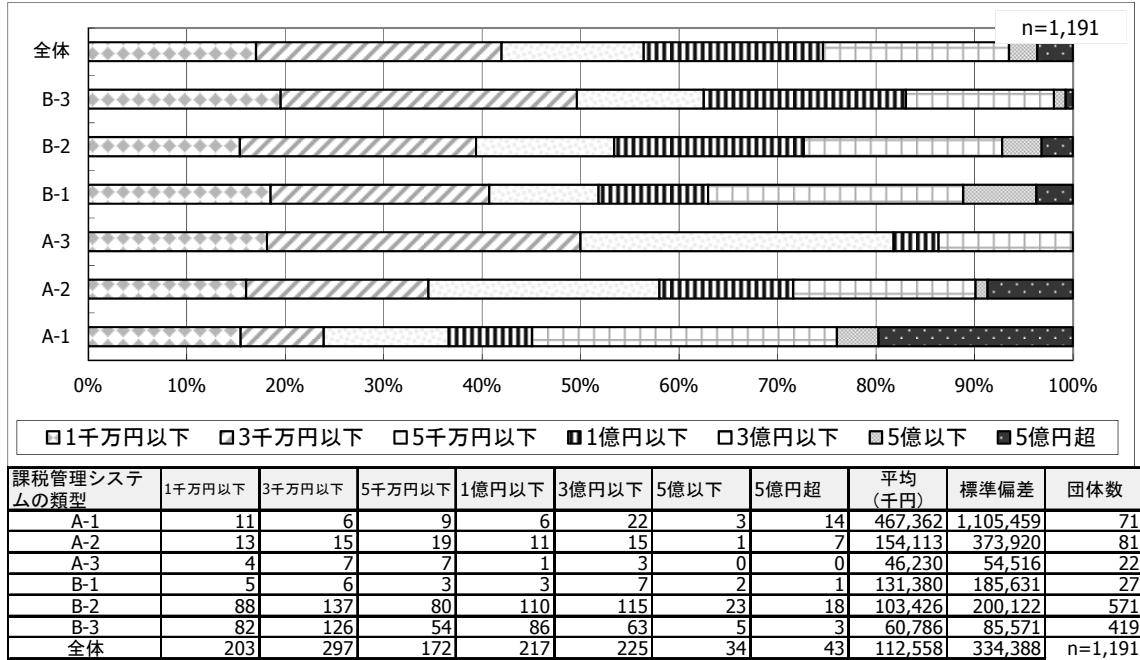


図 3-39 主たる課税管理システムの類型と地方税システムの導入費用 (市町村)

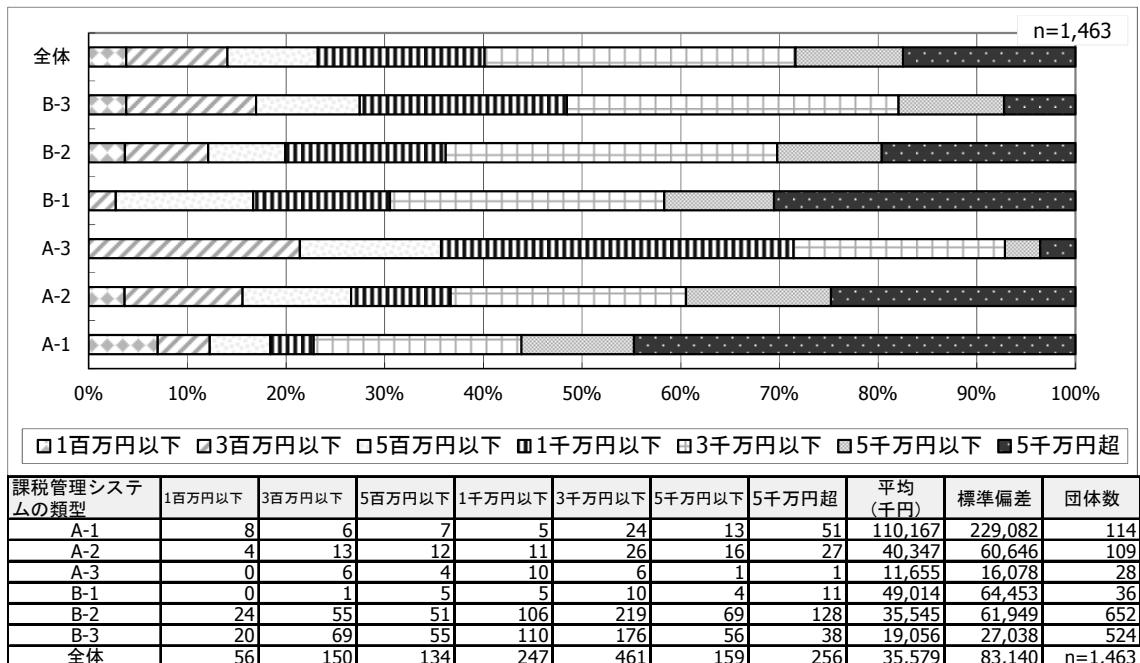


図 3-40 主たる課税管理システムの類型と地方税システムの運用・保守費用 (市町村)

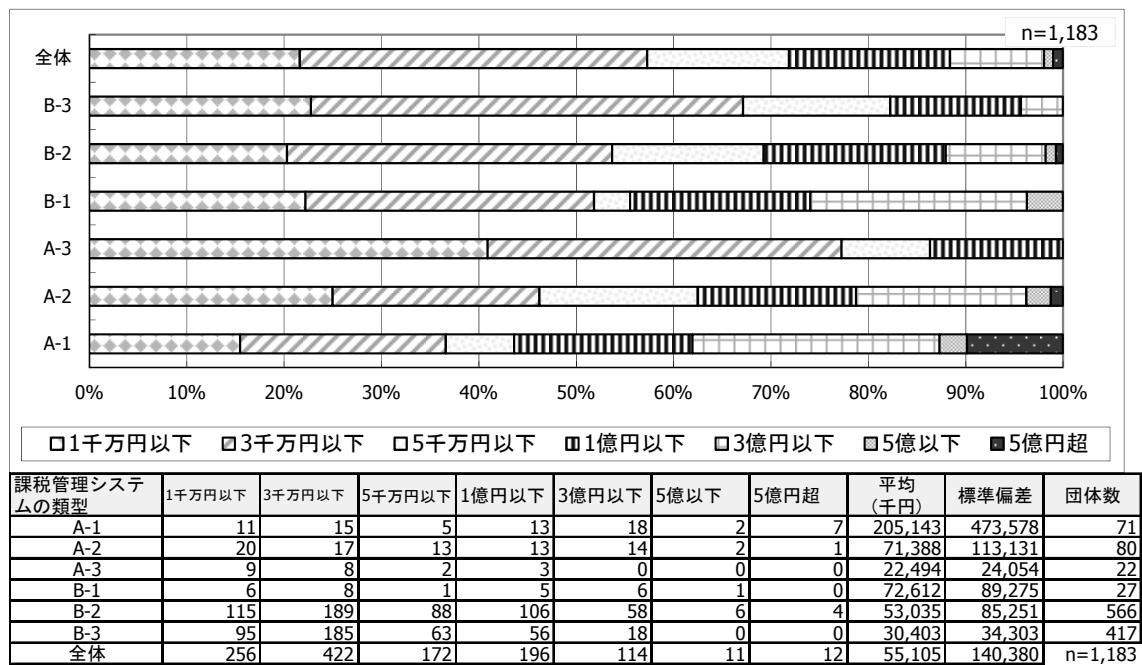


図 3-41 主たる課税管理システムの類型と地方税システムのシステム費用 (市町村)

(注) システム費用=導入費用÷5(年間)+運用・保守費用とした。

「減価償却試算の耐用年数等に関する省令」において、「電子計算機(その他)」が5年とされていることを参考に、5年間とした。

以上のとおり、課税管理システムの類型別に費用の平均値を比較すると、B-3（オープン系サーバノンカスタマイズパッケージ）やB-2（オープン系サーバカスタマイズパッケージ）の値は低く、A-1（汎用機系独自開発）は費用の平均値は高いことがわかる。

これは、B-3やB-2を利用する地方団体規模が小さいことも原因であると考えられる。

課税管理システムの類型別にシステム費用と地方団体規模について以下のとおり回帰分析を行い（図3-42）、これらの回帰式に基づいて課税管理システムの類型別に地方団体規模に応じたシステム費用の試算を行った（図3-43）。

	β	a	R^2	団体数
A-1	0.9175307 (11.6261) ***	6.6957673 (17.7951) ***	0.66	71
A-2	0.7127508 (15.5785) ***	7.9764691 (46.853) ***	0.76	80
A-3	0.605719 (4.46936) ***	7.9175393 (19.7845) ***	0.50	22
B-1	0.6658601 (6.82597) ***	8.036811 (20.7785) ***	0.65	27
B-2	0.6343329 (24.8882) ***	8.0826669 (88.3951) ***	0.52	566
B-3	0.5404701 (15.5543) ***	8.2686827 (76.1608) ***	0.37	417
全体	0.6406901 (36.6001) ***	8.0368158 (130.586) ***	0.53	1,191

図 3-42 地方税システムのシステム費用と地方団体規模（課税管理システムの類型ごと）
(市町村)

(注 1) モデルは、次式とした。

$$\ln(\text{システム費用}) = \beta \times \ln(\text{住民数}) + a$$

(注 2) システム費用=導入費用÷5(年間)+運用・保守費用とした。

「減価償却試算の耐用年数等に関する省令」において、「電子計算機(その他)」が 5 年とされていることを参考に、5 年間とした。

(注 3) システム費用の単位は千円、住民数の単位は千人である。

(注 4) アンケート調査においてシステム費用と住民数が回答のあった団体全てを標本としており、課税管理システムの類型(A-1～B-3)が特定できない団体を含んでいる。

(注 5) カッコ内は t 値。***は変数が 1% 水準で有意であることを示す。

(注 6) 本調査研究で使用する統計表現に関する注記は、31 ページを参照。

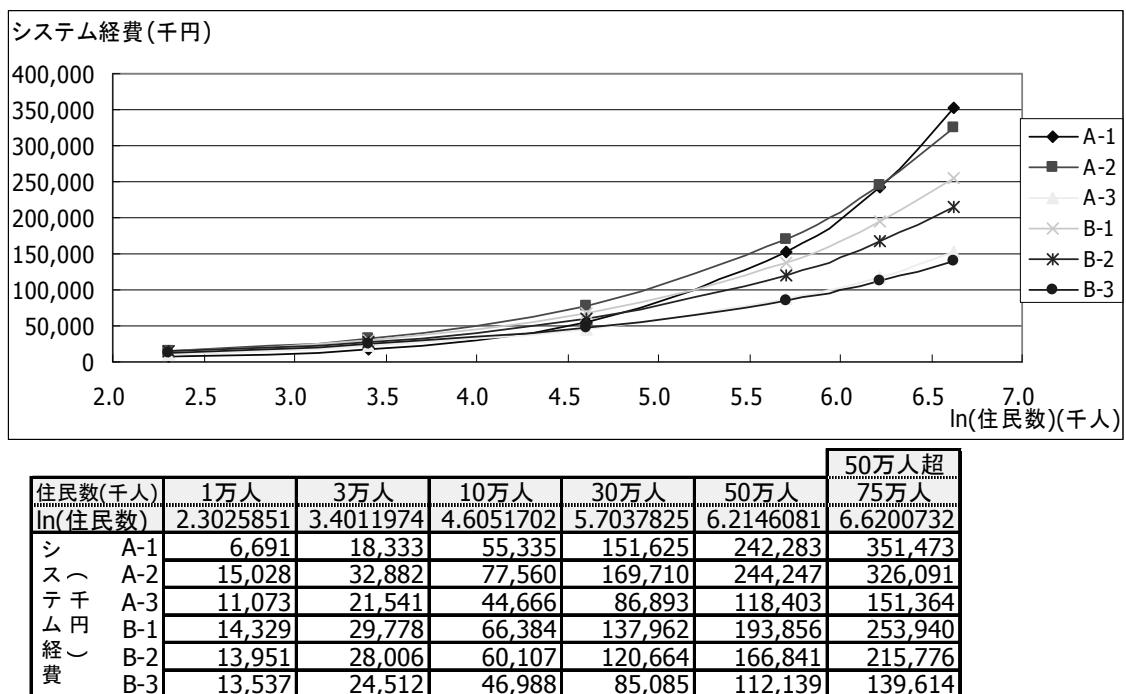


図 3-43 課税管理システムの類型ごとの地方税システムのシステム費用の試算（市町村）

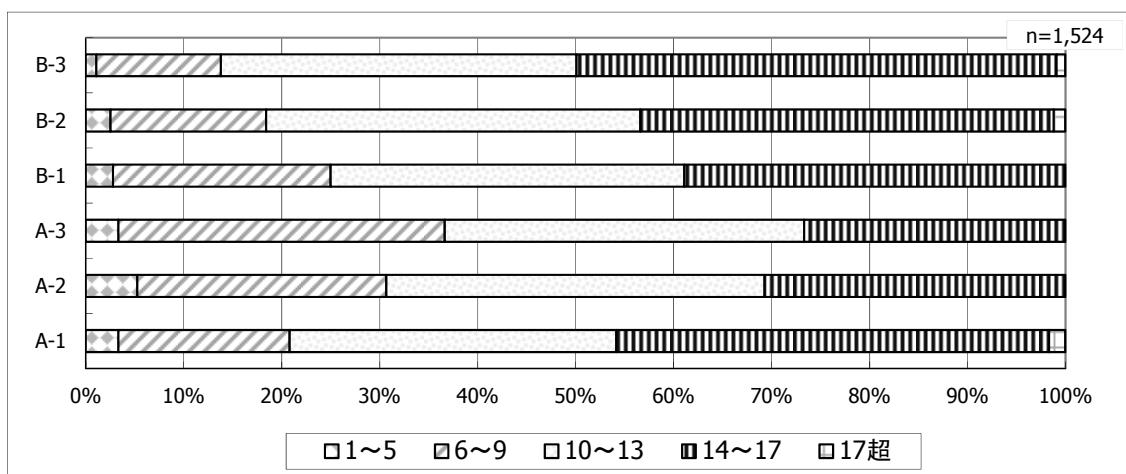
課税管理システムの類型(A-1～B-3)は、地方税システムのシステム費用に影響を与えており、番号制度導入の対応で必要なシステム改修費用にも影響を与えることを想定する。

(宛名管理の統一性の程度(高位・低位)による類型化)

「3 (5) ア 検討の観点」のとおり、番号制度導入で地方団体は既存システムにマイナンバーを追加・管理することとなるが、既存システムにおける宛名管理の統一性、収納・滞納管理の統一性等によって、システム改修が必要となる範囲・規模が異なることが想定され、番号制度導入に係る市町村のシステム改修に係る類型を考える上で、地方税システムの統一性について考慮することが必要である。

地方税システムの統一性については、第3章で記載したとおり、宛名管理の統一性の程度、収納・滞納管理の統一性の程度、課税管理システムの網羅性の程度は、それぞれ正の相関がある蓋然性が高いことから、番号制度導入に係る市町村のシステム改修に係る類型の類型化にあたって、宛名管理の統一性の程度が高いか否かのみを取り上げる。

課税管理システムの類型と宛名管理の統一性の程度のクロス集計結果をみると、B-3(オープン系サーバノンカスタマイズパッケージ)で宛名管理の統一性の程度が高い割合が高いことが確認されるが、その一方でA-1(汎用機系独自開発)であっても宛名管理の統一性が高いシステムの割合が低くないことがわかる。



課税管理システムの類型	宛名番号(個人)が統一されているシステムの回答数					回答数
	1~5	6~9	10~13	14~17	17超	
A-1	4	21	40	53	2	120
A-2	6	29	44	35	0	114
A-3	1	10	11	8	0	30
B-1	1	8	13	14	0	36
B-2	17	107	257	284	8	673
B-3	6	70	200	270	5	551
全体	35	245	565	664	15	n=1,524

図3-44 課税管理システムの類型と宛名管理の統一性の程度(市町村)

このことは、汎用機系独自開発であっても、統一性が高く洗練されたシステムはあるし、パッケージ・システムであっても、マルチベンダでシステム間の独立性が高いシステムがあることによると想定される。

以上を踏まえると、宛名管理の統一性の程度は、課税管理システムの類型に関わらず異なるものであり、番号制度導入に係る市町村のシステム改修に係る類型の類型化にあたって、課税管理システムの類型と併せて、宛名管理の統一性の程度(高位・低位)を考慮すべきであると考えられる。

(住登外者や法人のデータ整備の要否)

上記以外に、住登外者や法人のデータ整備の要否によって、地方団体の対応負荷が異なることが想定される。

住登外管理については、「3 カ (市町村)(補足観点) その他の留意すべき観点(住登

外管理など)」に記載したとおり、住登外者のデータ重複等が多い地方団体は対応負荷が大きくなることが想定される。

法人についても、データ重複等が多い地方団体はあり得るものであり、データ整備等の対応については、住登外管理と同じことがいえる。

これらについて、番号制度導入に係る市町村のシステム改修に係る類型の類型化には含めないものの、番号制度導入にあたって地方団体で考慮が必要な観点と考えられる。

イ 都道府県のシステム改修に係る類型の確認

都道府県のシステム改修に係る類型についても、課税管理システムの類型と、宛名管理の統一性の程度について確認する。

(課税管理システムの類型による類型化)

課税管理システムのハードウェア		
課税管理システムの導入方式	汎用機・オフコン	オープン系・スタンドアロン
独自開発	A-1	B-1
カスタマイズ	A-2	B-2
ノンカスタマイズ	A-3	B-3

課税管理システムの類型の集計結果をみると、A-1（汎用機系独自開発）が約5割となっており、B-1（オープン系サーバ独自開発）が約3割、B-2（オープン系サーバカスタマイズパッケージ）が約2割と続く結果となっている。

ノンカスタマイズパッケージ（A-3又はB-3）の利用団体は存在しない。

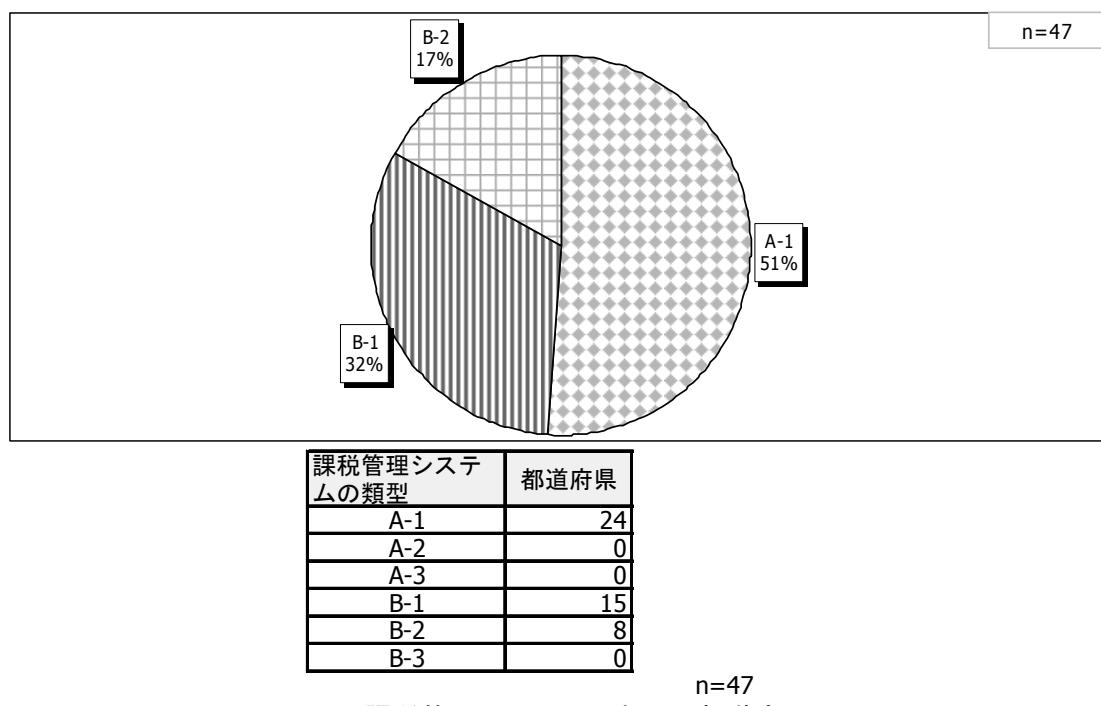


図 3-45 課税管理システムの類型 (都道府県)

次に、課税管理システムの類型と費用の関係性を確認する。



図 3-46 主たる課税管理システムの類型と地方税システムの導入費用 (都道府県)

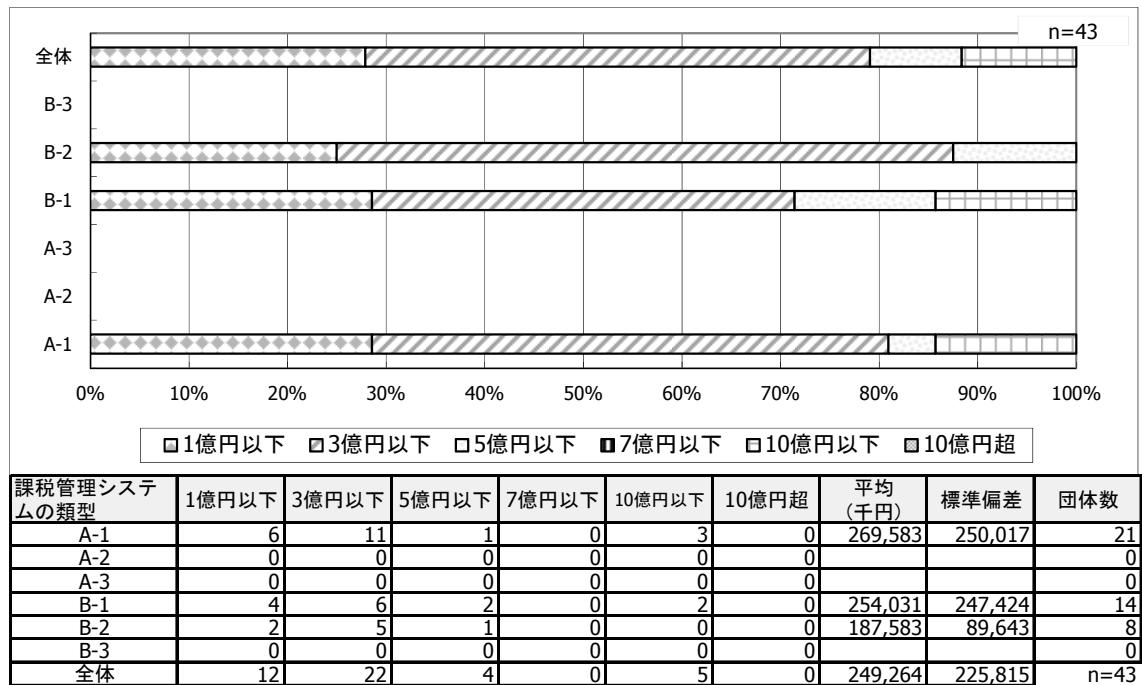


図 3-47 主たる課税管理システムの類型と地方税システムの運用・保守費用 (都道府県)

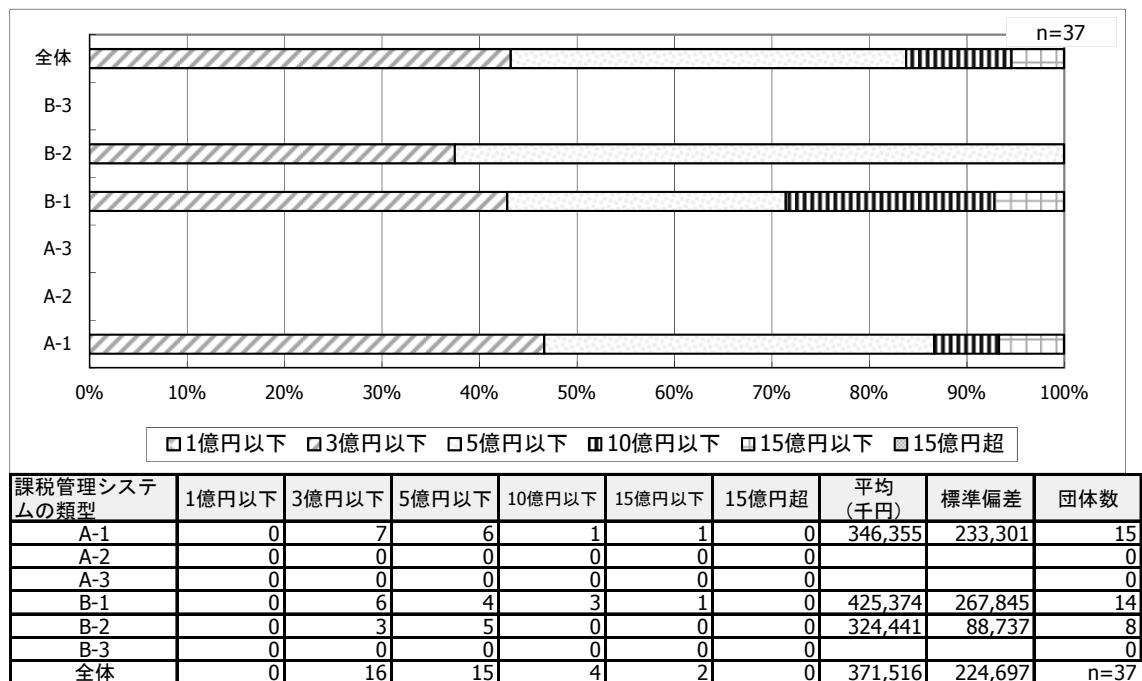


図 3-48 主たる課税管理システムの類型と地方税システムのシステム費用（都道府県）

(注) システム費用＝導入費用÷5(年間)+運用・保守費用とした。

「減価償却試算の耐用年数等に関する省令」において、「電子計算機(その他)」が5年とされていることを参考に、5年間とした。

上記のとおり、都道府県では、課税管理システムの類型別の費用について、費用の平均値で市町村ほど明確な類型間での差異があるとは言い難い。

これは、団体数が少ない都道府県のシステムは、パッケージといつても他団体のシステムを基にして開発されたもので、カスタマイズの規模は大きく、実質的に独自開発と費用に大差が無いことなどによるものと考えられる。

「図 3-23 地方税システムのシステム費用と地方団体規模（都道府県）」で確認したように、地方税システムのシステム費用は、住民数（地方団体規模）と正の相関がみられ、都道府県のシステム費用については住民数（地方団体規模）との対比の確認が基本になると考えられる（図 3-49）。

	β	a	R^2	団体数
全体	0.4259315 (3.82626) ***	9.504193 (11.3634) ***	0.29	37

図 3-49 地方税システムのシステム費用と地方団体規模（都道府県）

(注 1) モデルは、次式とした。

$$\ln(\text{システム費用}) = \beta \times \ln(\text{住民数}) + a$$

(注 2) ここでの結果は、「図 3-23 地方税システムのシステム費用と地方団体規模（都道府県）」と同じである。

参考まで、試算結果を次に示す(図 3-50)。

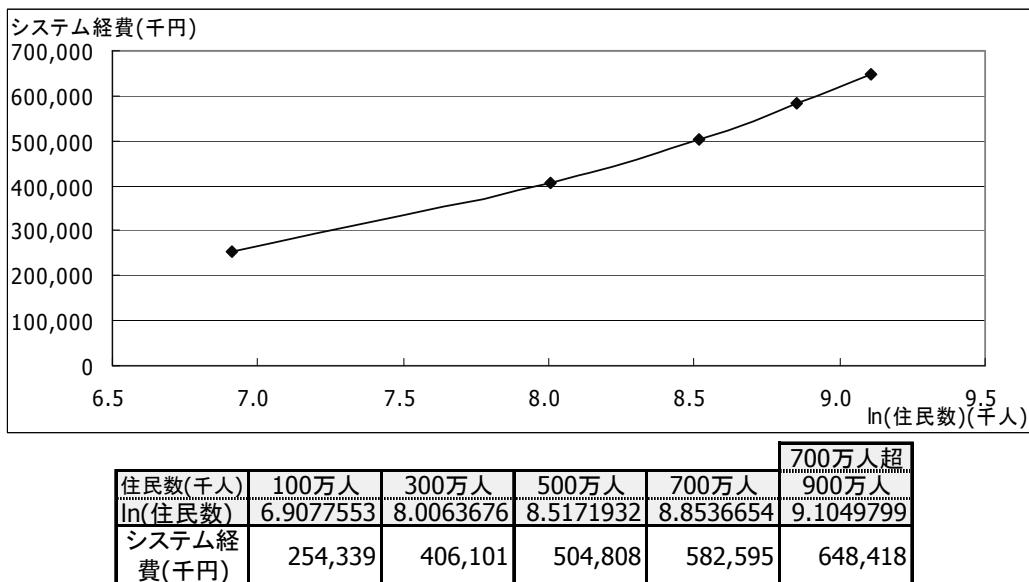


図 3-50 地方税システムのシステム費用の試算 (都道府県)

(宛名管理の統一性の程度 (高位・低位) による類型化)

都道府県の地方税システムの統一性については、第3章で記載したとおり、宛名管理の統一性の程度、収納・滞納管理の統一性の程度、課税管理システムの網羅性の程度は、それぞれ正の相関がある蓋然性が高いことについては、市町村と同様である。

番号制度導入に係る都道府県のシステム改修に係る類型の類型化にあたって、市町村と同様に宛名管理の統一性の程度が高いか否かを取り上げる。

課税管理システムの類型と宛名管理の統一性の程度のクロス集計結果をみると、A-1 (汎用機系独自開発) であっても、B-1 (オープン系サーバノンカスタマイズパッケージ) であっても、宛名管理の統一性の程度が高い地方団体もあれば、低い地方団体もあることがわかる。

課税管理システムの類型	宛名番号(個人)が統一されているシステムの回答数				
	1~5	6~9	10~13	14~15	全体
A-1	0	6	6	0	12
A-2	0	0	0	0	0
A-3	0	0	0	0	0
B-1	1	4	9	0	14
B-2	0	0	7	0	7
B-3	0	0	0	0	0
全体	1	10	22	0	n=33

図 3-51 課税管理システムの類型と宛名管理の統一性の程度

このことは、汎用機系独自開発であっても、統一性が高く洗練されたシステムはあるし、オープン系サーバであっても、システム間の独立性が高いシステムがあることによると想定される。

以上を踏まえると、宛名管理の統一性の程度は、課税管理システムの類型に関わらず異なるものであり、番号制度導入に係る都道府県のシステム改修に係る類型の類型化にあたって、課税管理システムの類型と併せて、宛名管理の統一性の程度 (高位・低位) を考慮すべきであると考えられる。

(法人を含む納稅義務者のデータ整備の要否)

上記以外に、法人を含む納稅義務者のデータ整備の要否によって、地方団体の対応負荷が異なることが想定される。

都道府県には、市町村と異なり既存住基システムがなく、納稅義務者のデータ重複等が多い地方団体はあり得るものであり、そのような地方団体においては対応負荷が高いことが想定される。

これらについては、番号制度導入に係る都道府県のシステム改修に係る類型の類型化には含めないものの、番号制度導入にあたって地方団体で考慮が必要な観点と考えられる。

(7) ヒアリング調査結果のご紹介

(ヒアリング調査の目的・概要)

本調査研究では、地方団体における現行業務の流れや、システムの状況について確認することで、番号制度導入後の業務の流れや番号制度により得られる便益について検討を行なうべく地方団体に対するヒアリング調査を実施した。

アンケート調査が、全地方団体に対して行なうものであり、回答負荷を軽減するため、全国網羅的に把握すべき質問項目であり、選択肢や数値で回答が可能な質問項目に絞って実施したのに対し、ヒアリング調査は、アンケート調査で捕捉されない具体的な業務の流れや番号制度の導入に伴う便益について検討するために必要な業務処理時間などを確認した。

(地方団体ヒアリング調査(市町村)の概要)

本ヒアリング調査では、調査研究で実施したアンケート調査の実地調査並びに番号制度導入の影響調査として、現行の個人特定作業等の作業内容、作業手順を確認するとともに、個人特定が困難なケースの割合やその作業時間等を聴取した。

ヒアリング対象の地方団体は、住民数(地方団体の規模)、利用システムの様子等を勘案して次のとおり抽出した。

No.	住民数	団体区分	地域	ヒアリング実施日	課税管理システムの類型	備考
1	50万人超	指定都市	関東	平成24年1月18日	汎用機系－独自開発 (1997年1月導入)	・収納管理、固定資産税は宛名管理が別となっている。 ・住登外者のデータ管理数／住民数＝約40%
2	約10万人	一般市	東海	平成24年1月31日	オープン系サーバー －カスタマイズパッケージ (2012年1月導入)	・統一性の高い宛名管理がなされている。 ・住登外者のデータ管理数／住民数＝約81%
3	約7万人	一般市	東海	平成24年1月31日	汎用機系－独自開発 (1986年4月導入)	・統一性の高い宛名管理がなされている。 ・住登外者のデータ管理数／住民数＝約50% ・システム刷新の予定あり
4	約5万人	一般市	関西	平成24年1月27日	オープン系サーバー －ノンカスタマイズパッケージ (2010年3月導入)	・統一性の高い宛名管理がなされている。 ・住登外者のデータ管理数／住民数＝200%超
5	約4万人	町村	九州	平成24年2月3日	オープン系サーバー －カスタマイズパッケージ (2010年10月導入)	・統一性の高い宛名管理がなされている。 ・住登外者のデータ管理数／住民数＝約83%

図3-52 地方団体ヒアリング調査(市町村)の対象一覧

主なヒアリング項目は次のとおりである。

- ・確定申告書等の申告書の個人特定作業の具体的な作業内容、作業フロー(作業手順)と、それぞれの作業の作業時間、個人特定が困難なケースのおよその発生割合
- ・固定資産税、軽自動車税等の課税資料作成における個人特定作業の具体的な作業内容、作業フロー(作業手順)と、それぞれの作業の作業時間、個人特定が困難なケースのおよその発生割合
- ・転入に伴う年金、介護保険、国民健康保険、後記高齢者医療等の受給者の所得情報照会(転出市町村への照会)の作業内容、作業フロー(作業手順)と、それぞれの作業の作業時間
- ・他の行政機関からの税情報照会について、提供先機関、提供情報
- ・他の行政機関への税情報照会について、照会先機関、照会情報など

(市町村ヒアリング調査結果（抜粋）)

(市町村の宛名番号の桁数)

- ・宛名管理については、個人については、住基システムからの情報を利用する個人住民税システムのデータと紐付けている。住登外は住登外マスタが存在する。法人については、桁数を個人と同じ8桁しているが、8から始まる番号をしている。固定資産と特別徴収義務者は別の番号体系となっている。固定資産は8桁、特別徴収義務者6桁の別番号管理が存在する。
- ・特別徴収義務者番号7桁、宛名番号（個人）10桁、宛名番号（事業所）10桁。宛名番号（個人）と宛名番号（事業所）は別データであり、両者を一見して区別する桁数運用等は行っていない。
- ・個人と事業所の宛名番号が同じ宛名管理システムで振り出され、その桁数は8桁である。一見して事業所は区別できる訳ではない。
- ・個人と事業所の宛名番号が同じ宛名管理システムで振り出され、その桁数は7桁である。一見して事業所は区別できる訳ではない。
- ・個人と事業所の宛名番号が同じ宛名管理システムで振り出され、その桁数は8桁である。一見して事業所は区別できる訳ではない。刷新前のシステムでは区別できるものだった。住登者（個人）の番号も、住登外者の番号も、法人番号も、8桁の通し番号となっている。住登者、住登外者、法人などの区別はフラグで行なっている。

(市町村の住登外管理)

- ・住登外の者のデータ管理数については、住登外マスタの話になる。使っていないデータや重複しているデータが相当あることがわかっている。これは、住登外者の登録を各課で独自に行なうためであろう。基本的に固定資産税課が行なうことにはなっているが、他の課でも登録することができるようになっている。どうしても重複等が発生する。4年前の市町村合併の際に住登外者のデータ整理をした。その際、住登外者のデータは約半分に減少した。外国人住民制度対応で近く再び住登外者のデータ整理をする予定だが、また半分くらい減るのではないかと予想している。
- ・市町村合併時に住登外について名寄せされている。件数が多いのは、履歴がそのまま残っていることによる。物理的なデータはあるが、アクティブな住登外データはもっと少ない。
- ・住登外者については、手作業で更新作業をする。基本的に住所変更届により本人に申請させているが、それがないケースは納税通知書の不着返戻によって調査が開始されることになる。住基の除票、転出先市役所、本籍地市役所の戸籍附票などを調べている。
- ・住登のデータで、除票されたデータは、5年間保存することになっているが、そのデータについては住登外のデータとして取扱っており、ある程度住登外のデータ数は積みあがるものである。
- ・住登外者のデータについては1年に1回は住登外のデータの重複解消を行っている。住登外者のデータの履歴はなく、住登外マスタをメンテナンスする作業をしている。
- ・住登外者のデータについて、新しいシステムを導入する際に整理したが、現在のシステムでは住登外者はマスター元管理で、都度整理するものであり、定期的な整理は必要がなくなっている。住登外者の登録は、税務課の権限者のみ登録可能としており、重複がない運用をしている。

(法人データ)

- ・法人の場合は、住登がないので、所在地変更などがあると、どこにいったのかはわかりにくいことがある。

(住基ネット)

- ・住登外については、税分野では住基ネットは利用できないので、住基ネットCS端末によっての検索は行っていない。

(市町村の既存住基システムとの連携)

- ・市の住民記録システムのデータと、住民税マスタデータは、システム自動連携していない。住民税マスタは、パンチ委託して納品されたデータを税のシステムに取り込んだもの。マイナンバーでは紐付けられているが、住民データの異動等があればそれを必要に応じて反映する必要があり、住民の異動データについては、10日に1回入手している。

(固定資産税)

- ・固定資産税については、納税義務者の半分くらいが、住登外者になっている。
- ・土地家屋については、納税者が住所変更した場合の届出は義務化されていない。このため、住所変更しても届出しないケースがある。不着返戻が年間数百件ある。登記所に公示送達を毎日取りにいっており、それで住所がわかるケースが年間数十件である。

(市町村の滞納整理)

- ・滞納整理に係る調査は、全ての滞納件数について行なう。住基、戸籍などの情報の調査も行なう。1滞納者に対して数日かけて調査する場合もある。

(税務署で利用されている番号)

- ・確定申告書のシステム一括処理で、税務署で利用されている番号、カナ氏名、生年月日により、個人特定させている。税務署で利用されている番号は、申告書氏名の下にある8桁（頭ゼロ）の番号。電子申告された場合は入っていないが、税務署で処理されたデータには手書きで記載されている。6～7年前から、市の取組みとして、システムで保有することとした。

(地方団体ヒアリング調査(都道府県)の概要)

市町村と同じ趣旨で、都道府県に対するヒアリング調査を行った。

ヒアリング対象の地方団体は、住民数(地方団体の規模)、利用システムの態様等を勘案して次のとおり抽出した。

No.	住民数	団体区分	ヒアリング実施日	課税管理システムの類型	備考
1	300万人超	都道府県	平成24年2月23日	オープン系サーバー独自開発 (2011年7月導入)	<ul style="list-style-type: none"> ・統一性の高い宛名管理がなされている。 ・更改前は税目別の独自サブシステムで構成。 ・元々自動車税のシステムから開始し、少しずつ税目を増やす経緯でシステム化(基本的に一からシステム化) ・県内の住民については、条例に基づき住基ネットの地方税務での利用がなされている。
2	300万人以下	都道府県	平成24年3月13日	汎用機系—独自開発 (1997年4月導入)	<ul style="list-style-type: none"> ・税目別個別で宛名管理がなされている。収滞納管理も宛名管理は別となっている。(宛名管理の統一性の程度が低位) ・県内の住民については、条例に基づき住基ネットの地方税務での利用がなされている。

図3-52 地方団体ヒアリング調査(都道府県)の対象一覧

主なヒアリング項目は次のとおりである。

- ・宛名管理(個人、法人)の現状
宛名管理の統一性、税目別個別システムの宛名管理、基本情報の整備状況(個人の基本4情報を保有しているか、氏名と住所のみかなど)、事業所の保有・管理状況など
- ・宛名情報の変更等の捕捉、不着返戻があった場合の情報収集・整備方法
- ・自動車二税等の課税資料作成処理における個人特定作業、法人特定作業の具体的な作業内容、それぞれの作業時間、特定が困難なケースのおよその発生割合、特定できなかつた場合の調査内容
- ・個人事業税等の申告書の個人特定作業の具体的な内容、作業フロー(作業手順)と、それぞれの作業時間、特定が困難なケースのおよその発生割合、特定できなかつた場合の調査内容
- ・法人二税等の法人特定作業の具体的な内容、作業フロー(作業手順)と、それぞれの作業時間、特定が困難なケースのおよその発生割合、特定できなかつた場合の調査内容
- ・不動産取得税の課税資料作成処理における市町村との情報のやり取り、登記所(法務局)での閲覧・転記、それらの具体的な作業内容、作業フロー(作業手順)と、それぞれの作業の作業時間
- ・納付書の不着返戻のおよその発生割合
- ・他の行政機関からの税情報照会について、提供先機関、提供情報
- ・他の行政機関への税情報照会について、照会先機関、照会情報
- ・管区国税局との情報のやり取りと税務署が管理する整理番号の利用状況 など

(都道府県ヒアリング調査結果 (抜粋) 1/2)

(都道府県の宛名管理の統一性の程度)

・(宛名管理が統一されているケース)

宛名管理システムに、次の①～③3つの基本情報がある。

①共通宛名情報（住民票、戸籍附票等の「公簿」による確認を行なった情報）

②課税宛名情報（税目ごとに申告書などを基にした情報）

③送付先住所（事業地など実際の送付先の情報で、税目ごとに登録が可能）

②課税宛名情報に「公簿年月日」を登録できる。住民票等の作成日付を入力する。この年月日を登録すると、①の共通宛名情報に側にシステム自動連携される。

宛名管理を行なうグループ（又は権限者）を決めていない。②の課税宛名情報は、それぞれの税目の担当が登録し、「公簿年月日」によって、①共通宛名情報に格上げされるというシステム仕様。

・(税目別個別宛名管理のケース)

税目別個別システムしかなく、宛名は税目別個別に管理されている。宛名管理システム（統一）はない。ただし、同一の汎用機上で税目別個別システムの宛名情報を税目横断的に検索することは可能で、検索結果がそのまま画面に出てくる機能がある。

(都道府県の宛名番号の桁数)

・(宛名管理が統一されているケース)

宛名番号の桁数は、個人、事業所とともに9桁である。個人と法人は同じ桁数で同じ宛名管理システムから振り出されるが、システム上別々に振り出される番号である。

・(税目別個別宛名管理のケース)

宛名番号の桁数は、各税目で異なり、最大で9桁、少ないもので3桁である

(基本情報の整備状況(個人の基本4情報)を保有しているか、氏名と住所のみかなど))

・基本情報の整備状況について、氏名、住所、電話番号はあるが、性別、生年月日は、基本的に保有していない。システム化は、自動車二税のシステムから始まったが、自動車などはナンバープレートの番号を突合キーとすればよかつたので、性別、生年月日については保有動機が乏しい。

・基本情報の整備状況について、氏名、住所はあるが、性別、生年月日は、基本的に保有していない。かな氏名は保有している。道府県では、性別、生年月日については保有動機が乏しいと思う。

・システム更改前に宛名管理（個人）の情報の件数は、システム更改時に、16%程度のデータが名寄せ処理で併合された。

(都道府県の収滞納管理の統一性の程度)

・(収滞納管理が統一されていないケース)

宛名管理と同じように、疑似的に集約しているにすぎない。収納管理の税目間の判断には、人間の確認が必要である。

(都道府県が保有する事業所情報)

・課税単位である納稅義務者（宛名番号）の単位で把握するので、本店所在地の登録を行なっている。本店の納稅義務者を把握しさえすれば、事業所が複数あっても、それら全てをシステム登録する必要は必ずしも無い。

・課税単位である納稅義務者の単位で把握するので、本店所在地の登録を行なっている。本店所在地がキーである。本店の納稅義務者を把握しさえすれば、県内に事業所が複数あっても、それら全てをシステム登録する必要は無い。例えば、県内に事業所が複数あっても、たまたま最初に登録された事業所の情報がそのまま残ったりする。これには、現在のシステムで事業所を1か所しか登録できないという制約もある。本店の住所については、基本的に全て、商業登記の情報の確認を行なっている。

(システム刷新)

・更改前は税目別の独自サブシステムで構成されていた。システム刷新に取組み、オープン化で見直して統一性が高まった。

・番号利用開始後のタイミングで刷新の予定があるが、番号制度導入後であると二重投資になる可能性がある。

・税目別個別システムで、宛名管理を含めシステムの統一性がないので、番号制度導入前に地方税システムを刷新するには、期間制約がきついと思っている。刷新には最短でも2年間くらいの設計開発期間が必要だろう。

番号制度については、マッチングのキーの追加であるとすると、導入当初から全ての税目別個別システムで番号を追加しなければならない訳でもないのではないか。調査研究でも検討していると思うが、番号制度導入が都道府県の税務でも十分なメリットがなければ、費用対効果でシステム投資できない。

(都道府県ヒアリング調査結果 (抜粋) 2/2)

(住基ネット)

- ・住所調査は、条例利用で、住基ネット端末を税事務所を含めて設置しており、住基ネット端末で確認している。住基ネット端末を入れる前は、市町村に対して住民票を取得しなければならなかつた。
- ・条例利用で住基ネット端末を税事務所を含めて設置しており、住基ネット端末で確認しているが、県内の住民についてのみである。県外住民も利用できれば、それだけでもかなりの効果は期待できる。例えば、4月の課税資料作成の段階で、自動車税の対象者について最新の住所情報を確認できれば、5月の納付書の返戻が減るだろう。
- ・そのような利用は、住基ネットでオンラインのバッチ処理でなくとも、CD-Rなどの電子媒体の授受であっても、効果は見込まれる。ただし、全国から媒体による依頼対応が集中して、照会を受ける側で相当な作業となることが懸念される。

(国税庁ホームページにあればよい情報)

- ・法人基本データ（法人番号、法人名、所在地、資本金、決算期などの登記データ）、課税データ、国税の課税処理状況など。（2県とも同様の意見）
- ・法人基本データである法人番号、法人名、本社所在地のほかに、資本金、決算期などの登記データがあつた方がよいだろう。レアケースだが、同一名称、同一所在地の法人で異なる法人があつた。そのようなケースに対応でき、除却リスクが低減される。一方で、現実的には古いデータが国税庁ホームページに掲載され続ける可能性もあるだろう。
- ・変更履歴(合併等)で過去のデータを確認できることも必要だろう。（2県とも同様の意見）

(国税庁ホームページにあればよい機能)

- ・法人番号と法人情報を、都道府県など行政区画で絞って法人番号が検索、表示等できる機能。（2県とも同様の意見）

(現行の税務署が管理する整理番号)

- ・番号制度導入時は、現行の税務署が管理する整理番号と法人番号の対応付けデータをCD-Rなどで管区国税局から提供を受ける必要があるのではないか。
- ・現行から税務署が管理する整理番号を利用している地方団体はどうすべきか。実質同じ法人番号について移行時のデータ整備の対応をしてまで置き換える必要があるのか。
- ・現行、都道府県側のシステムでは税務署が管理する整理番号が利用されているので、国税庁側には一定の期間を設けて移行していただくなどの措置が必要ではないか。
- ・法人番号については、税務署が管理する整理番号を現行で利用しているので、新たに法人番号が導入されることのメリットが不明な印象がある。

(設計開発事業者ヒアリング調査の概要)

地方団体へのヒアリング調査と併せて、設計開発事業者へのヒアリング調査も行った。
ヒアリングした設計開発事業者は、地方に本社機能がある任意の事業者 2 社が抽出された。

主なヒアリング項目は次のとおりである。

- ・地方団体のシステムの現状（法制度改正への対応を含む）（現場の設計開発事業者の視点）
- ・検討会の事務局資料を参照した上で市町村現場、現場の設計開発事業者の視点で気づいたことなど
- ・番号制度導入対応に係るシステム改修規模の印象、見積可能時点など
- ・「社会保障・税番号制度の導入に向けたロードマップ」のスケジュールの印象やフィージビリティなど
- ・その他

(設計開発事業者ヒアリング調査結果（抜粋）)

(パッケージ・システム、カスタマイズ)

- ・最近は、パッケージの適用が主流になってきている。
- ・パッケージの販売に際して、カスタマイズはなるべく抑えるようにしている。しかし、どうしてもカスタマイズしなければならないという面はつきまとう。パッケージの中には、標準の中にパターンを持たせ、パターンを団体側で選択できるようにして、カスタマイズができるだけ縮小するようにしている。
- ・法制度改革対応は、一定の移行期間を設けて、対応前のパッケージから、新しい法制度改革に対応したバージョンのパッケージに切り替えるというような対応である。

(法制度改革の負荷)

- ・法制度改革対応については、近年で住民税の年金特徴対応等外部団体との連携のウエイトが高くなっている。従来の制度改革については、業務知識とシステムの理解があれば、システム開発において大きな問題はなかったが、昨今の連携対応については、連携先の仕様要件が不明確だったり、テスト期間や実施条件の制約等(例えば、eLTAXは昼間しかテストができなかつた)もあり、スケジュールが厳しい場合が多くなっている。例えば、連携の対象となる帳票は早く決まっても、どのようなタイミングで、どのような内容の情報連携を行なうなどの具体的な仕様がなかなか提示されないことがある。また、運用要件はなかなか見えてこないものである。また、期間制約は、年を追うごとにきつくなっている。
- ・法改正対応の負荷はかなりの負荷となっている。

(番号制度導入対応に係るシステム改修規模の印象)

- ・現時点ではなんとも回答が難しい。内閣官房と(社)地方税電子化協議会の説明会への参加や、現在政府で検討されている番号制度関係については、内部や関係者と勉強会のようなものはやったが、具体的なシステム仕様としての検討は未着手である。住基法改正(外国人住民制度対応)では、特に汎用機でカスタマイズをかけている地方団体ユーザーについて影響度調査を早めに行つた。
- ・現時点では、どの帳票、どの画面にどこまで改修が必要になるか見えていないので、コスト感をお伝えすることは難しい。宛名管理システムについては、統合宛名があれば、番号制度対応の改修を局所化できるのではないかと思う。照会用データベースを保有するサーバ(公開サーバ)についても、そのようなもので吸収できるのであれば、番号制度対応の改修を局所化できるのではないかと思う。
- ・今後、どの範囲まで情報連携を行なうかを明確にすることにより、システム対応規模の見積額が異なってくるだろう。また、見積もりを行なう上では、情報連携の通信方式(プロトコル、データレイアウト等)の仕様を確定させる必要がある。また、マイナンバーの履歴データ管理は市町村で行なう必要があるのかによって、見積額が異なってくるだろう。

(スケジュールの印象・フィージビリティ)

- ・対応のスケジュールや、フィージビリティについて、現時点ではなんとも回答が難しい。運用での対応というのは実際にはあると思うが、そのようなところはわからない。(2014年秋の番号通知、2015年1月のマイナンバー利用開始、2016年7月の地方団体の情報連携開始などについて)あまり検討していないこともあり、イメージがつきにくい。例えば、地方団体には20ほどのサブシステムに分かれている例があるが、そのような小さいサブシステムの連携まで見直さなくてはならないのではないか。運用要件まで見えないと、システム対応負荷が大きいか小さいか、スケジュールが間に合うのかどうか言い切ることはできない。たしかに、情報連携への対応は、宛名管理システムがあるので、照会用データベースを保有するサーバ(公開サーバ)等で宛名番号と符号の関連づけを局所化するという対応はよいと思う。
- ・対応のスケジュールや、フィージビリティについて、地方団体は現状の既存稼動資産の影響度調査やそれを踏まえた分析が必要になると考える。特に、マルチベンダ構成などで、業務ごと、税目ごとにシステムが異なる場合や、個別にカスタマイズされている程度が高いケースなどは、その地方団体内での連携についての影響度調査やそれを踏まえた分析が必要になると考える。特に都市部など大きな地方団体は、税目ごとに調達をかけるようなケースがあり、地方団体によっては、番号制度対応のコストは相当膨らむだろう。税目別システムであると、リスク対策として、税目ごとに宛名を持つということはよくある。パッケージ・システムが単体で入っているような地方団体にはあまり影響が大きくないだろう。外国人住民制度の法制度改革対応でも、システム刷新で対応するというケースは出たが、これを機にシステム刷新するという地方団体は出てくるだろう。
- ・住登外のデータを整理するとしても、都市部の地方団体などで、複雑化している場合は、その下につながっているさまざまなサブシステムへの影響を調査しなければならないだろう。
- ・番号制度対応に大きく影響を与えると思われる事項については、事前に影響度調査を行なう必要がある。①システムの形態(パッケージ利用か、マルチベンダか、共同利用か、レガシー・システムか)、②データ量(影響を受けるデータの規模)、③地方団体のシステム連携、④カスタマイズされた資産(プログラム、帳票等)などの調査が考えられる。

4 番号制度導入による地方税に係る業務・システムへの影響

第2章で説明したマイナンバー法案及び関連法律の整備等法案とそれによる社会保障・税番号制度の導入により、現行の地方税務の流れ、システムの運用等が変わることとなり、地方団体においては、社会保障・税番号制度導入に向けた対応が求められることになる。具体的には、地方税法、条例による地方税の賦課徴収、調査に関する事務について、マイナンバーを利用することが可能となるとともに、他の情報保有機関との間で、地方税関係情報その他必要な情報を直接やり取りすることが可能となる。(他の情報保有機関からマイナンバー法別表第二に定める地方税情報の照会があった場合には、その提供が義務付けられる。)

本章では、「番号制度に係る地方税務システム検討会」における議論を踏まえて業務・システムへの影響の概要について記述するとともに、第5章では市町村、第6章では都道府県のシステム改修要件についてそれぞれ詳述しており、本章から第6章までをシステム改修に係るガイドライン案として位置づけることとする。

(1) 番号制度導入による地方税に係る業務・システムへの影響の概要

番号制度導入に伴い、各地方団体が行なう地方税の賦課徴収、調査に関する事務については、以下のような影響が生じる。

ア マイナンバー、法人番号を用いた地方税データの管理

(7) マイナンバー、法人番号の取得

法第6条及び別表第一に基づき地方税分野でマイナンバーを用いることができることとなること、法第5章の規定により法人番号が導入されることを受け、申告書、報告書等の様式を改正し、マイナンバー、法人番号を記載した上で、提出してもらうことが可能となる。地方団体においては、提供を受けたマイナンバー、法人番号により本人の税情報を管理することができることとなり、地方団体において、マイナンバー、法人番号と地方団体が保有する税情報を紐づけて管理する必要がある。

本調査研究のアンケート調査の結果でも、大部分の地方団体で個人、法人ともに既存の宛名番号を付して税情報が管理され、宛名管理システムで、宛名番号及び地方税務における納税義務者等の宛名情報が管理されていることが判明しており、宛名管理システムでマイナンバーと宛名番号とを紐付けることを基本的なシステム改修の方針とすると、番号制度対応が効率的になると考えられる。

a 制度導入時

既に保有している税情報とマイナンバー、法人番号との紐付け(初期突合)には、本人からマイナンバー、法人番号の提供を受けられないことから、初期突合の方法や初期突合するべき対象となる税情報の範囲が課題となる。

b 制度導入後

マイナンバーについては、社会保障・税番号大綱において、「『番号』の告知を受ける際、本人確認を行なうとともに、『番号』の真正性を確保する措置を講じるよう努めなければならない。」(35頁)とされており、法第12条において「個人番号カードの提示を受けること」などの本人確認の措置をとることが求められていることから、本人から個人番号カードの提示を受けて、本人確認及び記載されたマイナンバーの真正性を確保することが原則的な取扱いとなる。

しかしながら、固定資産税(土地・家屋)のようにマイナンバー、法人番号が記載されていない情報をもとに課税を行なう場合や個人番号カードの提示を受けられない場合における本人確認及びマイナンバー、法人番号の真正性の確認が課題となる。

(1) 業務効率化のための番号の活用

マイナンバー、法人番号は、納税義務者である個人・企業等、国税当局においても共通して使用されるものであり、地方税の賦課徴収事務において番号を活用することにより、各種課税資料の名寄せの効率化などの効果が期待できる。

そのためには、各地方団体において、マイナンバー、法人番号による検索機能の追加、業務画面表示・出入力帳票の変更、名寄せキーの追加・見直しなどによりマイナンバー、法人番号を利用して業務を行えるようにする必要がある。

(2) 個人情報保護、情報セキュリティの確保

マイナンバーと紐付けられた特定個人情報については、マイナンバー法において従来の行政機関個人情報保護法による扱いよりも手厚い措置を求められていることに留意する必要がある。(法第16条、第22条、第26条)

また、法第15条において特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、その前に特定個人情報保護評価をすることとされていることに留意する必要がある。

その他、番号制度を踏まえた情報セキュリティの確保について検討する必要がある。

イ 情報提供ネットワークシステムによる照会・情報提供への対応

(7) 情報提供ネットワークシステムへの接続

法第17条第7号及び別表第二により、情報提供ネットワークシステムを通じた情報の照会・情報提供を行なうことが可能となったことを踏まえ、情報提供ネットワークシステムによる照会・情報提供に対応するため、情報提供用のデータベースやアプリケーションを設けるなど、情報提供ネットワークシステムと接続方法について検討する必要がある。(なお、情報提供ネットワークシステムへの接続については、総務省事業「自治体クラウド推進事業（団体間の業務データ連携に係る検討・実証）」においても、検討がなされたところである。)

提供する情報としては、現時点で個人住民税に関する情報が想定されており、データベースの整備が必要となる。

また、提供する情報の更新の頻度について検討する必要がある。

(1) 照会・情報提供に用いる符号と個人データとの紐付け

情報提供ネットワークシステムによる情報の照会・情報提供を行なう際に必要となる符号は情報提供ネットワークシステムから提供されることが予定されており、宛名番号と紐付けて管理する必要がある。

(2) 対応の方向性

上記(1)で述べた影響について、検討会における議論を踏まえ対応の方向性を記載すると以下のとおり。

ア マイナンバー、法人番号を用いた地方税データの管理

(7) マイナンバー、法人番号の取得

番号制度で導入されるマイナンバー、法人番号と既存の宛名番号との関係については、宛名番号を順次マイナンバー、法人番号に置き換えていくということも考え得るが、

- 宛名管理システムで既存の宛名番号を管理している場合には、宛名管理システムにおいて既存の宛名番号とマイナンバーを紐付ければ、課税管理システムについてはマイナンバーを保有、管理するための改修を抑え、改修範囲が局所化されると考えられる

- 課税対象とはなり得るが付番されない個人（例えば、海外転出により住民票の消除処理をされた者など施行日時点で住民票が消除されている者）、法人が存在する

ため、マイナンバー、法人番号以外の番号がいずれにしても必要となる

ことを踏まえ、既存の宛名番号に代替するのではなく、既存の宛名番号に追加してマイナンバー、法人番号を保有・管理できるようにすることが適当と考えられる。

a 制度導入時

(a) マイナンバーの初期突合の方法

法の施行に伴う整備法による住民基本台帳の一部改正法により、住民票にマイナンバーが記載され、マイナンバーが住基ネットの本人確認情報として追加されることになる。

したがって、制度導入時にすでに保有している税情報へのマイナンバーの紐付けについては、宛名管理システムが保有している基本4情報と住民基本台帳（又は住基ネット）の基本4情報を突合して、住民基本台帳（又は住基ネット）の基本4情報と紐付いているマイナンバーを紐付けることとなる。

具体的には、市町村の住民に係る税情報とマイナンバーの紐付けについては、宛名管理システムが保有する基本4情報と住民基本台帳の基本4情報はシステム間連携により連動しているケースが多いと想定されるため、マイナンバーの紐付けは正確かつ迅速に行なうことができると考えられる。

一方、住登外者や都道府県の住民については、宛名管理システムが保有する基本4情報と住基ネットの基本4情報を突合することになる。なお、住基ネットへの照会においては、一括提供することが想定されている。

(b) マイナンバーの初期突合の範囲

市町村の住民については、

- 既存住基システムから正確かつ迅速に初期突合が可能であること
- 個人住民税の情報を情報提供ネットワークシステムを通じて提供するために税情報と符号との紐付けが必要となること

にかんがみれば、初期突合を行うことが求められる。（法第20条第1項により、情報提供者である市町村は、情報提供ネットワークシステムを通じた照会があった場合に個人住民税に係る情報の提供が義務付けられることとなる。）

市町村の住登外者や都道府県の住民については、

- 宛名管理システムが保有する基本4情報の整備状況によっては突合しない場合があり、その紐付けに負荷が見込まれること
- 個人住民税以外の情報については現時点で情報提供ネットワークシステムへの提供が予定されていないこと

から、費用対効果を検証して対応を検討し、可能な範囲で初期突合を行なうといったことも考えられる。（ただし、マイ・ポータルを通じた情報提供を行なう場合には、符号を取得するために基本4情報を住基ネットに照会することとなる可能性がある。）

(c) 法人番号の初期突合

法人番号の初期突合については、法人番号の提供方法を踏まえる必要があり、引き続き検討を行う必要がある。

b 制度導入後

申告者の個人番号カードを確認できる場合は、券面事項とICチップ内の券面事項確認領域内の情報を確認し、申請者のマイナンバー及び基本4情報を確認することにより真正性の確認を行なう。

申告者の個人番号カードを確認できない場合は、宛名管理システムにマイナンバー及び基本4情報を確認し、真正性を確認する。確認できない場合には、既存住基システム、又は住基ネットに照会をして真正性を確認する。

例えば、固定資産税（土地、家屋）については、現時点でマイナンバー、法人番号の記載が予定されていない登記済通知書やその添付書類をもとに課税資料作成を行っていることを踏まえ、マイナンバー、法人番号を取得するための仕組みを構築する必要がある。具体的には、登記済通知書の基本情報をもとに、宛名管理システムを検索し、マイナンバーと紐付けることとなる。

また、住登外者等については、既存住基システムからマイナンバーを取得することができないため、基本4情報を基に住基ネットに照会し、マイナンバーを取得することとなる。

法人番号の取得の際の真正性の確認については、法人番号の提供方法を踏まえる必要があり、引き続き検討がなされる。

本人確認については、個人番号カードの提示によることを基本としつつ、具体的にはマイナンバー法の施行令で定められることとされており、政府における検討を踏まえる必要がある。

(d) 地方税事務における番号活用の場面

地方税法施行規則の改正により、申告書等に書類の提出者その他必要な者（控除対象配偶者、扶養親族等を想定）のマイナンバー等の記載欄を設ける予定であり、それを踏まえた入力帳票とする。

個人情報保護の観点から、納税通知書、各種証明書等へは原則マイナンバーは記載しないことが考えられる。

また、プレ申告書についても同様の趣旨でマイナンバーを記載しないことが適当と考えられる。

また、納付書については、現行納付書の番号により管理がなされていることからマイナンバーの記載は不要と考えられる。

(e) 個人情報保護、情報セキュリティの確保

特定個人情報保護評価の実施、地方団体内での情報連携のあり方など、個人情報保護、セキュリティの確保のために必要な対応については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。

イ 情報提供ネットワークシステムによる照会・提供への対応

情報提供ネットワークシステムとの接続方法、符号の取得方法については、情報提供ネットワークシステムの仕様の確定や制度設計の具体化を踏まえる必要があり、引き続き検討を行う必要がある。

提供する情報については、個人住民税の税額、所得の額、控除額、扶養関係情報等が想定されており、データ項目としては、「地域情報プラットフォーム標準仕様書」を参考しつつ、ユースケースの具体化を踏まえて引き続き検討を行う必要がある。

照会用データの情報更新頻度については、リアルタイムでの更新は基幹システム側の負荷が高くなることから、一定の間隔で定期的にデータの更新がなされる方式が適当と考えられるが、今後の政府における検討やユースケースを踏まえ引き続き検討を行う必要がある。

(3) 想定スケジュールと移行に係る留意事項

前節で説明した番号制度導入による地方税に係る業務・システムへの影響や、「3 (4) 地方税システムの類型の確認」で示した番号制度導入に係る地方団体のシステム改修に係る類型を踏まえ、都道府県・市町村の地方税務における番号制度対応の想定スケジュールと移行に係る留意事項について記載する。

ア 前提

(番号制度(全体)のスケジュール等)

マイナンバーの交付時期、その利用開始時期、そして情報連携の開始時期について想定されるスケジュールは次のとおりである。

- ・平成26年10月、マイナンバーを通知
- ・平成27年1月以降、社会保障・税分野のうち、可能な範囲からマイナンバー、法人番号を利用開始
- ・平成28年1月、情報提供ネットワークシステムの運用開始（国の機関間）
- ・平成28年7月、同上（地方団体）

また、改正住民基本台帳法については次のとおりとされている。

- ・平成27年1月より前、「本人確認情報」にマイナンバーを含まない
(第三号旧住民基本台帳法施行)
- ・平成27年1月以降、「本人確認情報」にマイナンバーが含まれる
(第三号住民基本台帳法施行)

(地方税務分野でのスケジュール)

上記スケジュールに対応し、地方税務分野でのスケジュールは以下のとおりである。

・平成27年1月 税務分野でマイナンバー、法人番号の利用開始

利用開始以降に提出される各種届出等にマイナンバー、法人番号が記載される。

個人住民税・個人事業税の申告書、給与支払報告書等については、平成27年分所得に係るものから番号が記載される。

法人二税の申告書は、これ以降に開始する事業年度に係るものからマイナンバー、法人番号が記載される。

マイナンバー、法人番号の利用開始に向け、今後、様式に記載事項等を改めるための地方税法施行規則等の改正が予定されており、本改正後には各地方団体において対応した条例の改正が必要となる。

・平成28年7月 情報提供ネットワークシステムを活用した情報の照会・提供開始

(個人情報保護)

個人情報保護の関連で以下の対応が想定されるが、現時点で詳細については決定しておらず、政府における検討を踏まえて対応する必要がある。

- ・特定個人情報ファイルの保有・変更にあたっては、特定個人情報保護評価を実施することとされており、その実施時期については、その結果に基づき、システム設計を変更できるようにするため、システム開発前に実施することとされている。
- ・地方公共団体の個人情報保護条例についても改正が必要となる。

イ システム改修

本報告では、システム改修のスケジュールを「マイナンバー、法人番号の保有、管理、利用に係るシステム改修」、「情報提供ネットワークシステムに係るシステム対応等」の2つに分けて検討を行なう。

これは、それぞれ対応のために必要な条件や期限が異なるために別に記述するものであり、実際のシステム改修で両者を一度にまとめて行なうのか、段階的に行なうのかについては、今後の政府における検討や各地方団体のシステムの状況、改修の負荷等を踏まえて効率的な方法を検討する必要がある。

(マイナンバー、法人番号の保有、管理、利用に係るシステム改修)

平成27年1月の番号利用開始以降、地方団体は住基ネットを利用して初期突合を行なうことができるようになる。

そこで、平成27年1月の番号利用開始までに、マイナンバー、法人番号の保有、管理、利用のための改修（データベースへの項目追加、入出力帳票、画面、検索機能等の見直し等）を行なう必要がある。

(情報提供ネットワークシステムに係るシステム対応等)

情報提供ネットワークシステムの具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要があり、情報提供ネットワークシステムと情報を提供する地方団体との接続方法については現時点で明確ではないが、地方団体では情報をやりとりするための対応として、照会用データベースを保有するサーバを設置する方法が考えられ、また、照会用データの作成等が必要になることが見込まれる。平成28年7月までにこのシステム対応を行なう必要があるが、情報提供ネットワークシステムの総合運用テストが平成26年度中に開始予定とされていることから、より早期の対応が必要となる可能性もあることに留意が必要である。

(実証事業、現状確認等)

平成24年度に国は情報提供ネットワークシステム構築にあたっての実証事業の実施が予定されている。これと平行して、地方団体においては、本報告を参考に、システムの現状を確認しながら、番号制度対応の影響検討を行なうことが必要である。

番号制度導入に係る地方団体のシステム改修に係る類型（類型については、「3 (6) 地方税システムの類型の確認」を参照）によっては、改修負荷が高いケースがある。

類型と改修負荷については、第7章「地方税務分野における番号制度の導入に伴う費用に関する留意点」において記述するが、地方団体においては、改修負荷の程度に応じて、システム改修検討の開始時期が異なることが見込まれ、まずは各地方団体において現状の確認を行なうことが必要である。

以上をまとめたものが図4-1の想定スケジュールである。

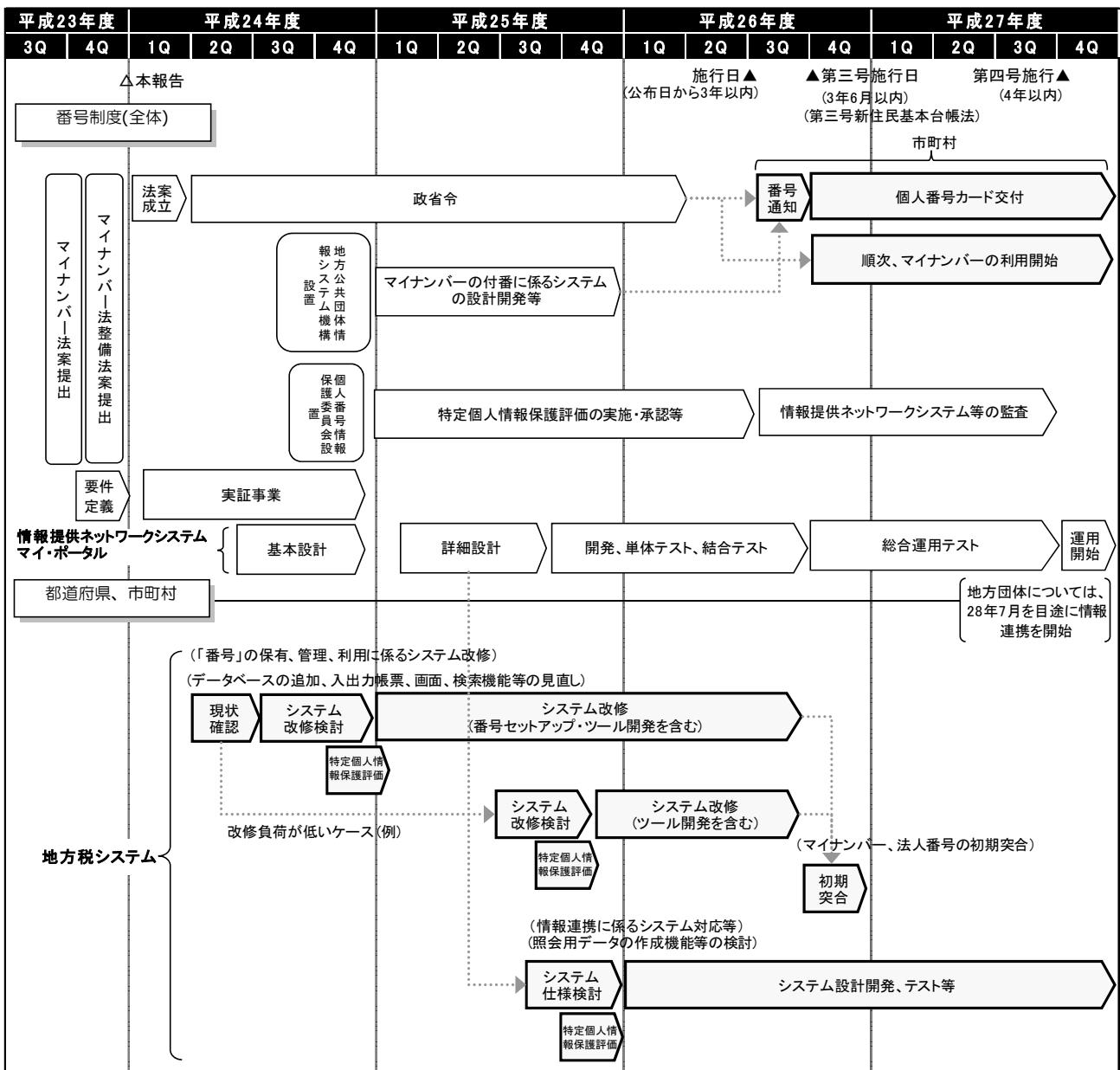


図 4-1 想定スケジュール

(4) 本ガイドライン案における記述の前提となる税務システムモデル

本ガイドライン案における記述の前提となる税務システムモデルについて、説明する。

(市町村における税務システムモデル)

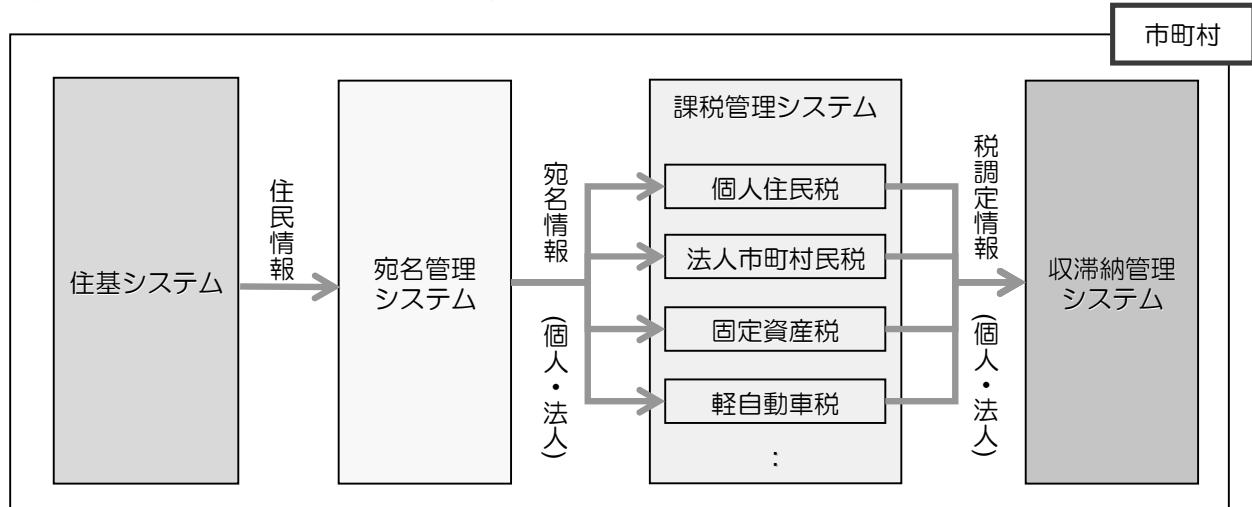


図 4-2 市町村における税務システムモデル

本ガイドライン案で前提とする市町村の地方税システムのモデルは、アンケート調査結果や「番号制度に係る地方税務システム検討会」の検討等を踏まえ、上図のとおりとする。

すなわち、課税管理システム又は税目別個別システムの納税義務者等の宛名情報が宛名管理システムで共通的に管理されており、両システムの情報が宛名番号により紐付けられているものとする。

また、課税管理システム又は税目別個別システムの調定情報は、収納管理システムに連絡され、同システムで共通的に管理されているものとする。

(都道府県における税務システムモデル)

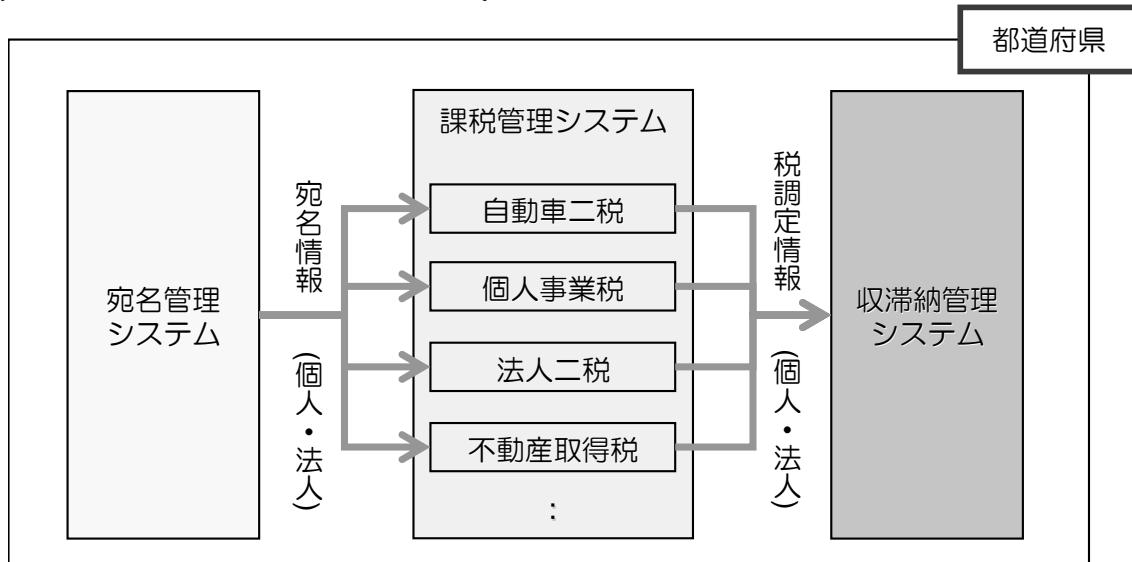


図 4-3 都道府県における税務システムモデル

本ガイドライン案で前提とする都道府県の地方税システムのモデルも、市町村のモデルと同じ趣旨により、上図のとおりとする。

両モデルの相違である既存住基システムについては、既存住基システムの住民基本情報の変更

等は、宛名管理システムを含む地方税システムに情報連携される例が多いことを踏まえて、本モデルでもそのような住民の基本情報の変更等が発生するごとに、既存住基システムと地方税システムで情報連携がなされ、住民情報が反映されるものとする。

(番号制度導入後の地方税システムのイメージ)

各システムの番号制度対応の説明に入る前に、本ガイドライン案で想定する番号制度導入後の地方税システムのイメージを次に示す。

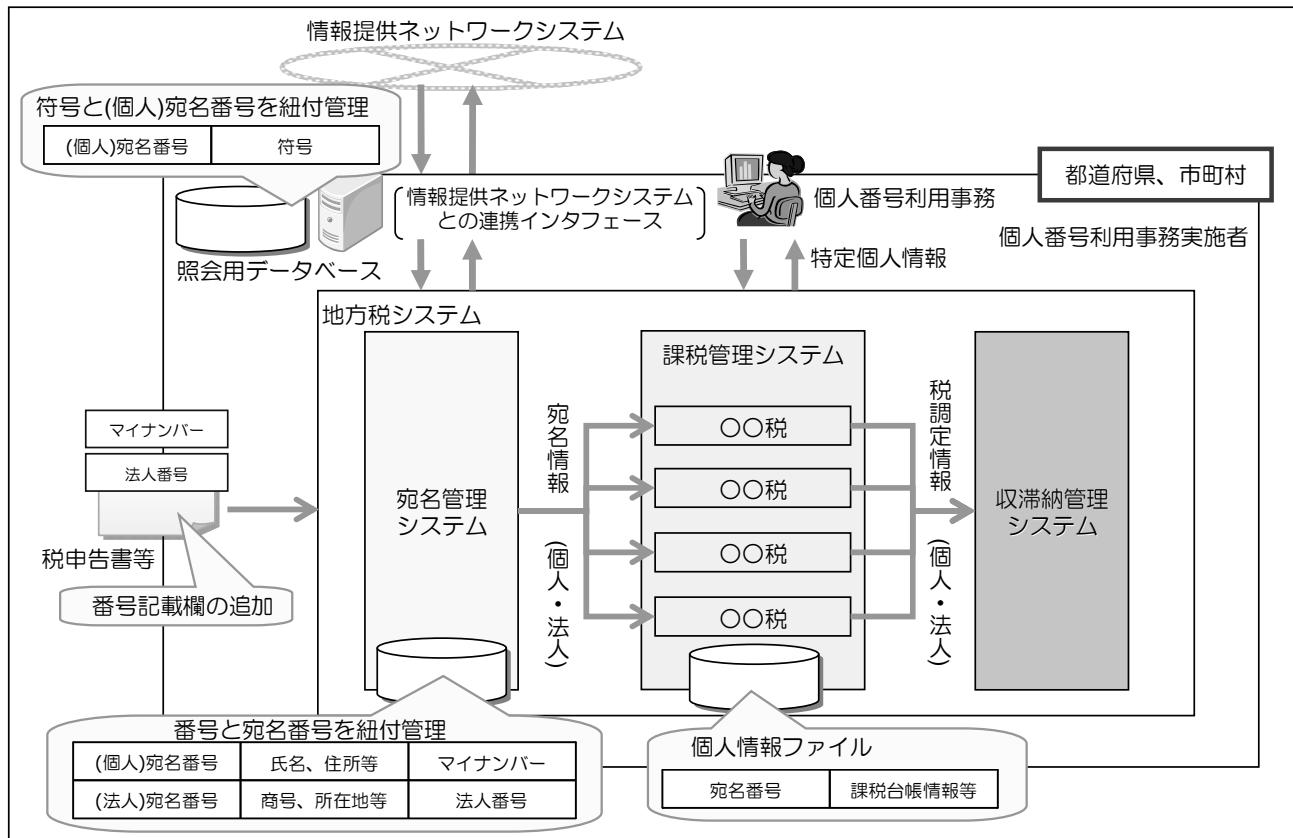


図 4-4 番号制度導入後の地方税システムのイメージ

税申告書には番号記載欄が追加され、個人はマイナンバー、法人は法人番号が記載される。

地方団体では、マイナンバー、法人番号の真正性を確認しつつ、申告書等を取り扱い、業務でマイナンバー、法人番号を利用する。

地方税システムでは、宛名管理システム等のデータベースに、マイナンバー、法人番号が、(既存の)宛名番号等に紐付けられ、保有、管理される。この保有、管理については、宛名管理システムと課税管理システム等のシステム間連携により、宛名管理システムにマイナンバー、法人番号の記録を集めることも考えられ、その場合課税管理システムの個人情報ファイルにマイナンバーは記録されることになる。

また、情報提供ネットワークシステムでの情報提供を行なう際の連携キーとしてマイナンバーを用いないこととされている一方、「社会保障・税番号大綱」では、情報提供ネットワークシステムで当該個人を特定するために用いられる「符号」が想定されているところであり、情報提供ネットワークシステムで情報連携させる情報群（照会用データベース）には、「符号」が宛名番号等に紐付けられ、マイナンバーは記録されないと想定される。この取扱いについては、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。

5 システム改修要件（市町村）

第4章の番号制度導入に伴う業務・システムへの影響の概要を踏まえ、本章では、市町村の宛名管理システム、収滞納管理システム及び主な課税管理システムについての改修要件を示す。

（1）宛名管理システム

ア 番号制度導入における影響の全体像

宛名管理システムでは、地方税務における納税義務者、特別徴収義務者等、地方税の賦課、徴収等の業務に必要な個人、法人等に対する氏名、商号、事業所名等、住所及び所在地等の宛名情報を管理している。

宛名管理システムでは、宛名情報と、各税業務の課税情報とを関連付けるために、個人宛名番号、法人宛名番号、共有者宛名番号が用いられている。

番号制度導入により個人、法人にマイナンバー、法人番号が付与されることになるが、マイナンバー、法人番号を宛名管理システムに記録して管理することがシステム改修を局所化すると考えられる。

表 5-1-1 宛名管理システムでの管理対象者

項目番	管理対象者	内容	キー	例	影響
1	住民	• 住民票に記載されている個人	• 個人宛名番号	• ○○一郎 • ○○花子 • ○○WAGNER	• 個人宛名番号とマイナンバーを紐付けして管理を行なうことで、マイナンバーと宛名情報を関連付けし、特定個人情報を管理する。
2	住登外者	• 住民票に記載されない個人	• 個人宛名番号	• ○○次郎 • ○○桃子 • ○○LEWIS	• マイナンバーが付番されない海外転出により住民基本台帳の除票処理をされた者や短期滞在の外国人等についての取扱いを検討する必要がある。
3	法人等	• 法人 • 支店、事務所又は事業所等 • 事務組合等	• 法人宛名番号	• ○○株式会社 • ○○株式会社○○事業所 • ○○大学 • ○○病院 • ○○協会 • ○○連合会 • ○○機構 • ○○神社	• 法人宛名番号と法人番号を紐付けして管理を行なうことで、法人番号と宛名情報を関連付けして特定法人情報を管理する。 • 法人番号が付番されない事業所等についての取扱いを検討する必要がある。
4	共有者	• 共有者	• 共有者宛名番号	• ○○一郎 他3名 • ○○一郎、○○二郎、○○三郎 • ○○株式会社 他1名	• マイナンバー、法人番号の対象外であるため、マイナンバー、法人番号による影響はないものと想定される。

(注) マイナンバー、法人番号が付番されない者がいることを踏まえ、既存の名寄せキーは残しつつも、既存の名寄せキーよりも優先してマイナンバー、法人番号を利用することが想定される。

イ 番号制度導入後の業務の流れ

本項では、宛名管理システムに与える影響について記載する。

(7) マイナンバーの真正性の確認

番号制度導入後に、マイナンバーの真正性の確認を行なうための想定フローを示す。

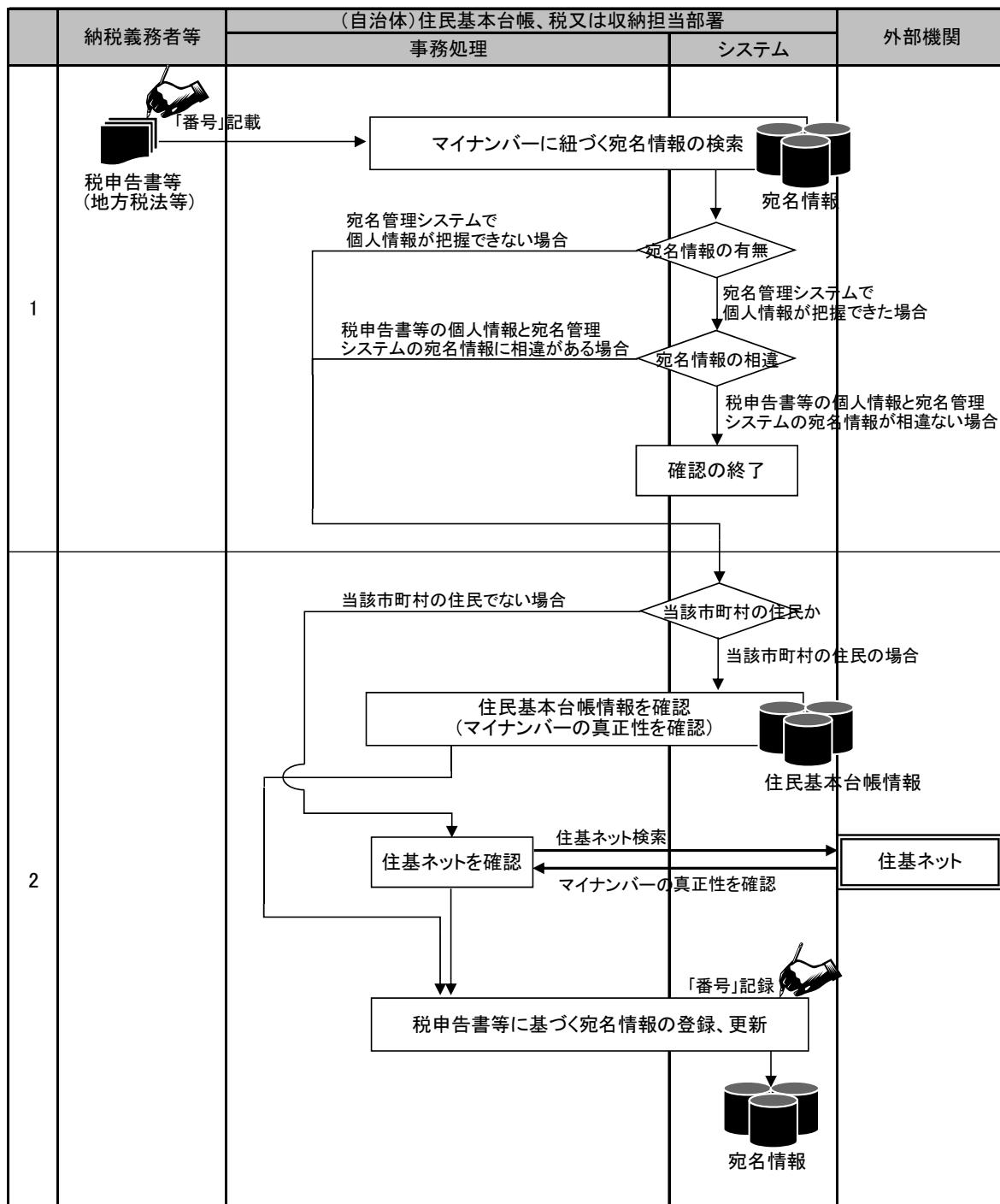


図 5-1-1 マイナンバーの真正性の確認

表 5-1-2 マイナンバーの真正性の確認

項目番	項目	内容	影響
1	宛名管理システムを用いたマイナンバーの真正性の確認	<ul style="list-style-type: none"> 地方税の賦課徴収に関する事務に必要な限度でマイナンバーを利用することができる（第6条） 地方税の賦課徴収に関する手続に関しマイナンバーの提供を求めることができる。 マイナンバーの提供を受ける際、本人確認を行なう（第12条）とともに、マイナンバーの真正性を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> 納税義務者等個人からの税申告書等にマイナンバーの記載欄を設ける。 税申告書等に記載された基本4情報又はマイナンバーで宛名管理システムを検索する。 宛名管理システムにおいて特定個人情報が検索でき、宛名管理システムの特定個人情報が税申告書等に記載された内容と一致した場合は、マイナンバーの真正性が確認できたものとする。 宛名管理システムにおいて特定個人情報が検索できない場合、又は宛名管理システムの特定個人情報が税申告書等に記載された内容と相違がある場合は、項番2に記載する手段を用いてマイナンバーの真正性を確認する。
2	宛名管理システム以外を用いたマイナンバーの真正性の確認	<ul style="list-style-type: none"> 地方税の賦課徴収に関する事務に必要な場合は、住基ネット本人確認情報の提供を求めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 税申告書等に記載された基本4情報又はマイナンバーで、既存住基システムを照会するなどして、マイナンバーの真正性を確認し、真正性を確認した特定個人情報は、必要に応じて宛名管理システムへの登録を行なう。 既存住基システムで照会できない住登外者については、税申告書等に記載された基本4情報又はマイナンバーで、住基ネットを照会するなどして、申請書等で提供されたマイナンバーの真正性を確認し、真正性を確認した特定個人情報は、必要に応じて宛名管理システムへの登録を行なう。 また、必要に応じて最新の特定個人情報を宛名管理システムへの登録を行なう。

(注) 住登外者については、税申告書等の処理タイミングによっては、税申告書等に記載された特定個人情報が住所変更等で変更されている場合があり得るが、そのような場合、税申告書等に記載された特定個人情報と宛名管理システム等の情報で相違が発生するため、特定個人情報の真正性の確認のため住基ネットに対して本人確認情報の提供を求めることになる。

(1) 法人番号の真正性の確認

番号制度導入後に、法人番号の真正性の確認を行なうための想定フローを示す。

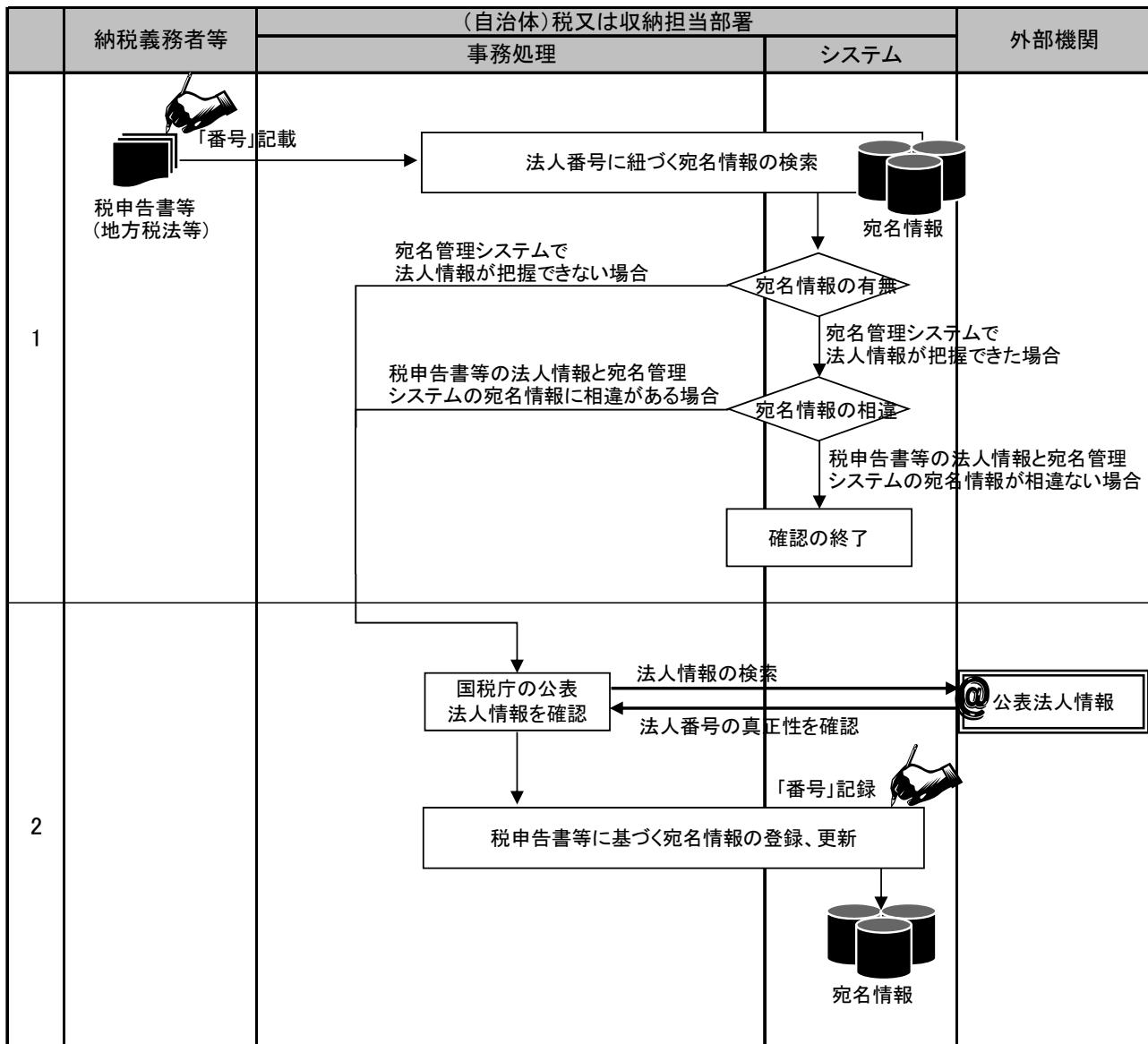


図 5-1-2 法人番号の真正性の確認

表 5-1-3 法人番号の真正性の確認

項目番	項目	内容	影響
1	宛名管理システムを用いた法人番号の真正性の確認	<ul style="list-style-type: none"> 地方税の賦課徴収事務に法人番号を利用することができます。 所有する特定法人情報について過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない（第55条）。 	<ul style="list-style-type: none"> 納税義務者等法人からの税申告書等に法人番号の記載欄を設ける。 税申告書等に記載された法人番号で宛名管理システムを検索する。 宛名管理システムにおいて特定法人情報が検索でき、宛名管理システムの特定法人情報が税申告書等に記載された内容と一致した場合は、法人番号の真正性が確認できたものとする。 宛名管理システムにおいて特定法人情報が検索できない場合、又は宛名管理システムの特定法人情報が税申告書等に記載された内容と相違がある場合は、項番2に記載する手段を用いて法人番号の真正性を確認する。
2	宛名管理システム以外を用いた法人番号の真正性の確認	<ul style="list-style-type: none"> 国税庁長官は、法人番号の指定を受けた法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表する（第52条） 国税庁長官に対し、法人番号保有法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の提供を求めることができる（第53条） 	<ul style="list-style-type: none"> 税申告書等に記載された法人番号で、国税庁が公表する商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地を検索又は法人番号を照会するなどして、法人番号の真正性を確認し、特定法人情報を必要に応じて宛名管理システムへの登録を行なう。

(注) 国税庁が法人番号を付番、通知、公表するタイミングにより、地方団体に提出する法人設立（変更）等の申告書には法人番号が記載されないことも想定される。

(ウ) 宛名管理システムの基本4情報による初期突合とマイナンバーの記録

番号制度導入後に、宛名管理システムに、住民に対するマイナンバーの初期記録を行なうための想定フローを示す。

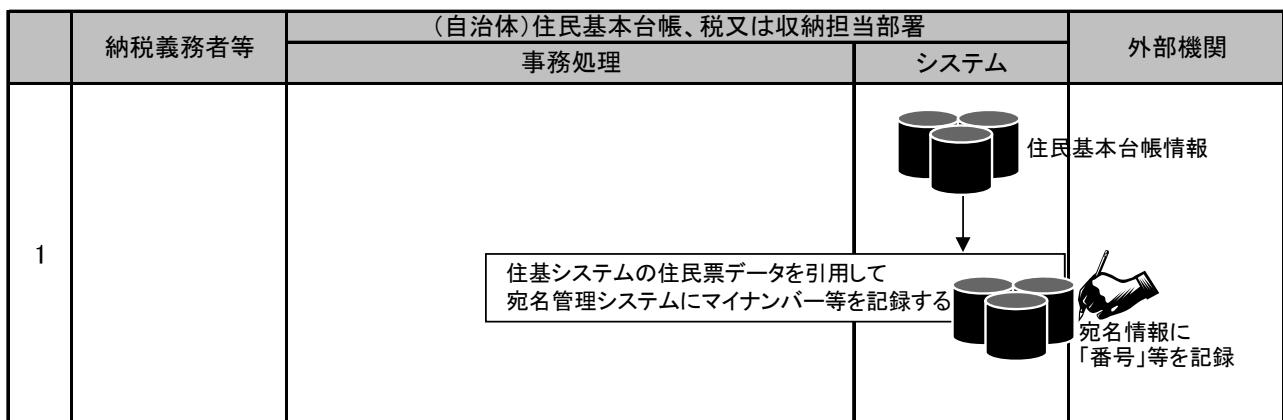


図 5-1-3 マイナンバーの初期記録（個人）

表 5-1-4 マイナンバーの初期記録（個人）

項目番	項目	内容	影響
1	地方税システム(宛名管理システム)のマイナンバーの初期記録	<ul style="list-style-type: none"> 地方税システム(宛名管理システム)の個人データにマイナンバーを記録する（第6条） 	<ul style="list-style-type: none"> 地方税システム(宛名管理システム)で保有する住民データと既存住基システムの基本4情報により一括で初期突合又は順次システム間連携させることで、マイナンバーの記録を行なう。

(注) 宛名管理システムで保有する住民データを最新状態に維持するため、既存住基システムで住民票の変動がある毎に、順次、宛名管理システムの基本4情報やマイナンバーを更新することも想定される。

(I) 宛名管理システムにおける住登外者的基本4情報による初期突合とマイナンバーの記録

番号制度導入後に、宛名管理システムにおける住登外者的基本4情報による初期突合とマイナンバーの記録を行なうための想定フローを示す。

「4 番号制度導入による地方税に係る業務・システムへの影響」で記載したとおり、住登外者については、宛名管理システムが保有する基本4情報の状態によっては突合しない場合があり、その紐付けに負担が見込まれることから、費用対効果を検証して対応を検討し、可能な範囲で初期突合を行なうといったことも考えられるものである。

また、「4 (3) 想定スケジュールと移行に係る留意事項」のとおり、平成27年1月（第三号住民基本台帳法施行）以降は、「本人確認情報」にマイナンバーが含まれ、住基ネットでのマイナンバーを含む本人確認情報の提供・利用が見込まれる。

市町村が、番号制度導入時に、地方税システム（宛名管理システム）における、住登外者的基本4情報による初期突合とマイナンバーの記録をするには、住基ネット側から取得したマイナンバーを含む本人確認情報を、セットアップ・ツール等を用いて一括処理することが考えられる。

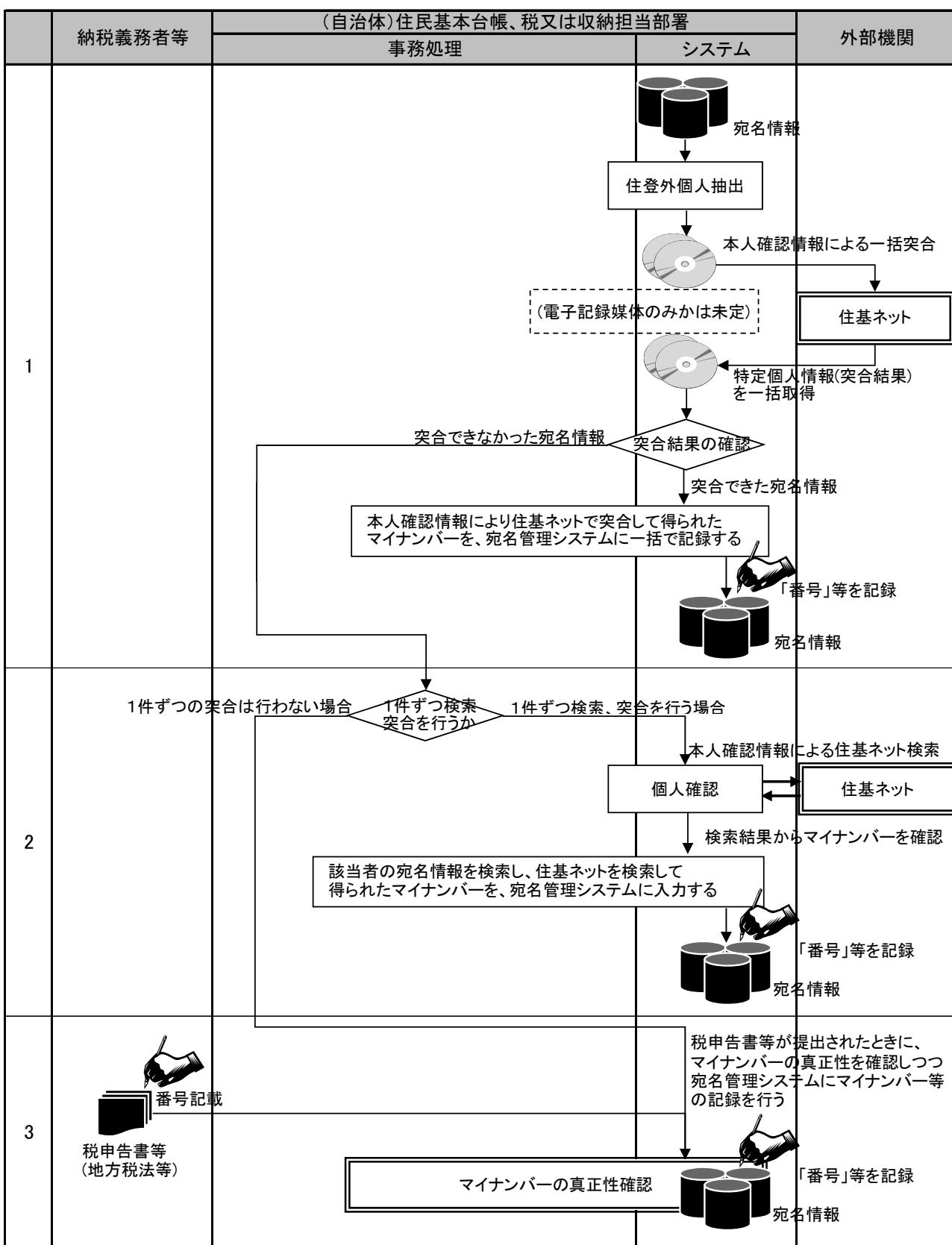


図 5-1-4 基本 4 情報による初期突合とマイナンバーの記録(住登外者)

表 5-1-5 基本4情報による初期突合とマイナンバーの記録(住登外者)

項目番号	項目	内容	影響
1	住登外者の基本4情報による初期突合とマイナンバーの記録(一括)	<ul style="list-style-type: none"> 宛名管理システムの住登外者データにマイナンバーを記録する(第6条) 地方税の賦課徴収に関する事務に必要な場合は、住基ネットに本人確認情報の提供を求めることがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 住登外者の住基ネットを利用した基本4情報による初期突合とマイナンバーの記録については今後の政府の検討を踏まえる必要があるが、以下のとおり想定。 宛名管理システムから突合用に住登外者の個人情報ファイルを作成する。 住基ネットに照会し、住基ネットの基本4情報と一括突合させ、マイナンバーを含む基本4情報の提供を受ける。 突合できた個人に対して、マイナンバーを含む基本4情報を宛名管理システムに一括記録する。
2	住登外者の基本4情報による初期突合とマイナンバーの記録(個別)	<ul style="list-style-type: none"> 宛名管理システムの住登外者データにマイナンバーを記録する(第6条) 地方税の賦課徴収に関する事務に必要な場合は、住基ネットに本人確認情報の提供を求めることがある 	<ul style="list-style-type: none"> 一括で突合できなかった個人について個別に突合を行なう場合は、住登外者の基本4情報で住基ネットを検索し、検索結果から突合できた場合は、マイナンバーを含む基本4情報を宛名管理システムに記録する。
3	住登外者の基本4情報による初期突合とマイナンバーの記録(申告書処理時)		<ul style="list-style-type: none"> 税申告書等に記載されたマイナンバーの真正性を確認し、マイナンバーを含む基本4情報を宛名管理システムに記録する。

(オ) 法人の宛名管理システムの基本情報による初期突合と法人番号の記録

番号制度導入後に、宛名管理システムの基本情報による初期突合と法人番号の記録を行なうための想定フローを示す。

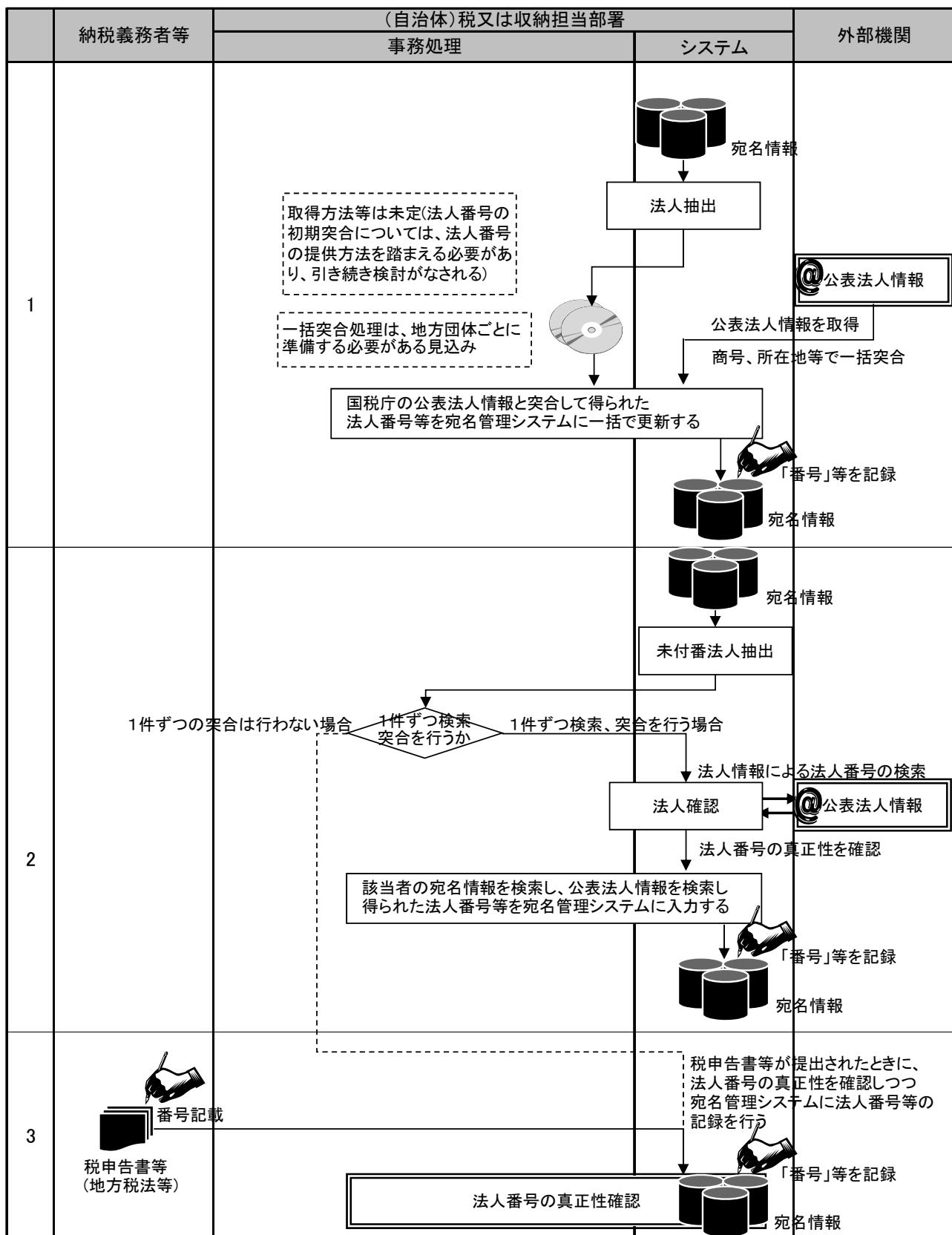


図 5-1-5 法人の基本情報による初期突合と法人番号の記録

表 5-1-6 法人の基本情報による初期突合と法人番号の記録

項目番	項目	内容	影響
1	法人の基本情報による初期突合と法人番号の記録（一括）	<ul style="list-style-type: none"> 地方税の賦課徴収に関する事務に法人番号を利用することができる。 保有する特定法人情報について、過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない（第 55 条）。 国税庁長官に対し、法人番号保有法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の提供を求めることができる（第 53 条） 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の基本情報による初期突合と法人番号の記録については今後の政府の検討を踏まえる必要があるが、以下のとおり想定。 宛名管理システムから法人の「商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、法人宛名番号」を抽出し、法人情報の突合用に法人情報ファイルを作成する。 国税庁が公表する公表法人情報と一括突合し、法人番号を特定する。 一括で突合できた法人に対して、法人番号等を宛名管理システムに一括記録する。
2	法人の基本情報による初期突合と法人番号の記録（個別）	<ul style="list-style-type: none"> 国税庁長官は、法人番号の指定を受けた法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表する（第 52 条） 	<ul style="list-style-type: none"> 一括で突合できなかった法人について個別に突合を行なう場合は、法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地等で国税庁が公表する特定法人情報を検索し、検索結果から当該法人であると特定できた場合は、当該法人の法人番号を宛名管理システムに入力して記録する。
3	基本情報による初期突合とマイナンバーの記録（申告書処理時）		<ul style="list-style-type: none"> 税申告書等に記載された法人番号の真正性を確認し、システムに記録する。

ウ 主要機能要件

「ウ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、「表 5-1-7」に示す。

表 5-1-7 方向性及び留意事項における区分一覧

区分	区分が示す意味
◎	番号制度上対応が必須
●	システムの実情によっては対応が必要

ここでは、番号制度に伴い必要となる宛名管理システムの主要機能要件を示す。

表 5-1-8 宛名管理システムにおける主要機能要件(1/2)

項目番号	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分	
1	マイナンバー、法人番号の管理、真正性の確保	宛名データベースに、マイナンバー、法人番号を追加する。	宛名データベースへマイナンバーの追加	マイナンバーを保有・管理できるようにする。	◎	
				マイナンバーが変更等された場合に、以前のマイナンバーで通知される税申告書等に対応するため、マイナンバーを把握できるように考慮する。	◎	
				番号制度施行前の死亡者、海外転出により住民基本台帳の除票処理をされた者、短期滞在の外国人等、マイナンバーが付番されない個人が残ることも考慮する。	◎	
2		宛名データベースへの法人番号の追加	法人番号を保有・管理できるようにする。	法人番号を保有・管理できるようにする。	◎	
				番号制度施行前に解散、清算結了した法人や支店や事業所等、法人番号が付番されない法人があることを考慮する。	◎	
3		マイナンバー、法人番号による検索機能等を追加する。	マイナンバーでの検索機能の追加	マイナンバーでの検索機能を追加する。	◎	
				マイナンバーの保守機能を追加する。	◎	
				変更前のマイナンバーでの検索機能を追加する。	◎	
4		法人番号の検索機能の追加	法人番号での検索機能を追加する。	法人番号での検索機能を追加する。	◎	
				法人番号の保守機能を追加する。	◎	
5		マイナンバーに紐づく個人情報、法人番号に紐づく法人情報の整合等	マイナンバーに紐づく個人情報の整合	既存住基システムと連携している宛名管理システムでは、住基情報の変更等が発生するごとに、宛名管理システム等の情報が更新される仕組みを構築する。 既存住基システムと連携していない宛名管理システムでは、既存住基システム等から提供されたマイナンバー、基本4情報を一括で記録する仕組みを構築する。 宛名管理システムから住基ネットに照会する突合用ファイルを作成する機能を追加する。	◎	

(注) マイナンバーの保有、管理については、「4 番号制度導入による地方税に係る業務・システムへの影響」、「4 (3) 想定スケジュールと移行に係る留意事項」、「3 (7) ヒアリング調査結果のご紹介」を参照。

表 5-1-8 宛名管理システムにおける主要機能要件(2/2)

項目番号	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
6	マイナンバー、法人番号の真正性の確保	マイナンバーに紐づく本人確認情報、法人番号に紐づく法人情報の整合等	マイナンバーに紐づく個人確認情報の整合(住登外者)	住登外者については、税業務等で申告等があるごとに、マイナンバーでの検索機能とマイナンバーの保守機能を利用して、申告書等の基本4情報と宛名管理システムで管理する特定個人情報に相違がないかを確認し、マイナンバーを含む基本4情報を宛名管理システムに記録する。	◎
				住登外者の住基ネットを利用したマイナンバーの一括突合については今後の政府の検討を踏まえる必要があるが、突合できた個人に対して、住基ネットから提供されたマイナンバーを含む基本4情報を一括で記録する仕組みを構築する。	●
7			法人番号に紐づく法人情報の整合	法人については、税業務等で申告等があるごとに、申告書等の基本情報(法人等の商号又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地)と宛名管理システムで管理する特定法人情報に相違がないかを確認する。	◎
				国税庁ホームページ等に公表される情報を利用した法人番号の一括突合については今後の政府の検討を踏まえる必要があるが、突合できた法人に対して、国税庁ホームページ等に公表される法人番号と商号又は名称、本店又は主たる事業所の所在地等の basic 情報を一括で記録する仕組みを構築する。	●

(2) 個人住民税システム

ア 番号制度導入における影響の全体像

番号制度導入により、市町村に提出される書類にマイナンバーが記載されることから、マイナンバーをキーとして、給与支払報告書等と申告書との名寄せがより正確かつ効率的に行えることが期待される。

また、納税義務者本人以外に、控除対象配偶者、扶養親族、青色事業専従者を特定するにあたり、マイナンバーを利用することが想定される。

また、これまで照会文書で取り交わしていた情報授受を、番号制度導入後は情報提供ネットワークシステムを介して他団体との情報連携により行なうなどで、業務が効率化することが想定される。

表 5-2-1 個人住民税の納税義務者及び特別徴収義務者

項目番号	納税義務者等	影響
1	• 市町村に住所を有する個人	<ul style="list-style-type: none">確定申告書、個人住民税の申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書にマイナンバーが記載され、複数資料が存在する時に、名寄せ判断の一部として利用する。マイナンバーが申告書あるいは報告書単位に異なる可能性を考慮し、申告時のマイナンバーを保有しておく。確定申告書等に控除対象配偶者、扶養親族、青色事業専従者のマイナンバーが記載され、その特定に利用する。給与所得者が給与支払者を経由して扶養親族の申告を行なう際にマイナンバーが記載され、その特定に利用する。納税義務者の居住する市町村以外に居住する控除対象配偶者、扶養親族に係る者について控除の要件を満たしているか否かの問い合わせに情報提供ネットワークシステムを利用する。給与支払報告書提出後において、給与所得者が退職、転勤等により異動した場合に提出される異動届出書にマイナンバーが記載され、異動者の特定に利用する。
2	• 事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、当該市町村内に住所を有しない者	<ul style="list-style-type: none">個人住民税の申告書にマイナンバーが記載され、住所を有する市町村に対して申告者が非課税となるものでないか確認する際に利用する。非課税となるか否かの問い合わせに情報提供ネットワークシステムを利用する。
3	• 特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none">給与支払報告書等の提出に際し、給与支払者等のマイナンバー又は法人番号が記載され、給与支払者等の特定に利用する。特別徴収義務者として提出する書類にマイナンバー又は法人番号が記載され、特別徴収義務者の特定に利用する。

イ 番号制度導入後の業務の流れ

本項では、個人住民税の事務に与える影響について記載する。

番号制度導入により、給与支払報告書や申告書等の書類にマイナンバー、法人番号が記載されることや、地方団体に提出する書類へ番号が記載されるようになるが、地方団体においてはそれらの処理業務等でマイナンバー、法人番号を利用することになる。

例えば、個人住民税では納税義務者、扶養親族、控除対象配偶者、青色事業専従者等を特定する場面においてマイナンバーを利用することができる。また、特別徴収義務者の特定においてマイナンバー、法人番号を利用することができる。

(7) 番号制度導入後の個人住民税の課税準備の流れ

市町村の個人住民税の申告書提出対象者及び特別徴収義務者を前年実績から抽出し、個人住民税の申告書及び給与支払報告書の提出を依頼する業務についての業務フローを示す。

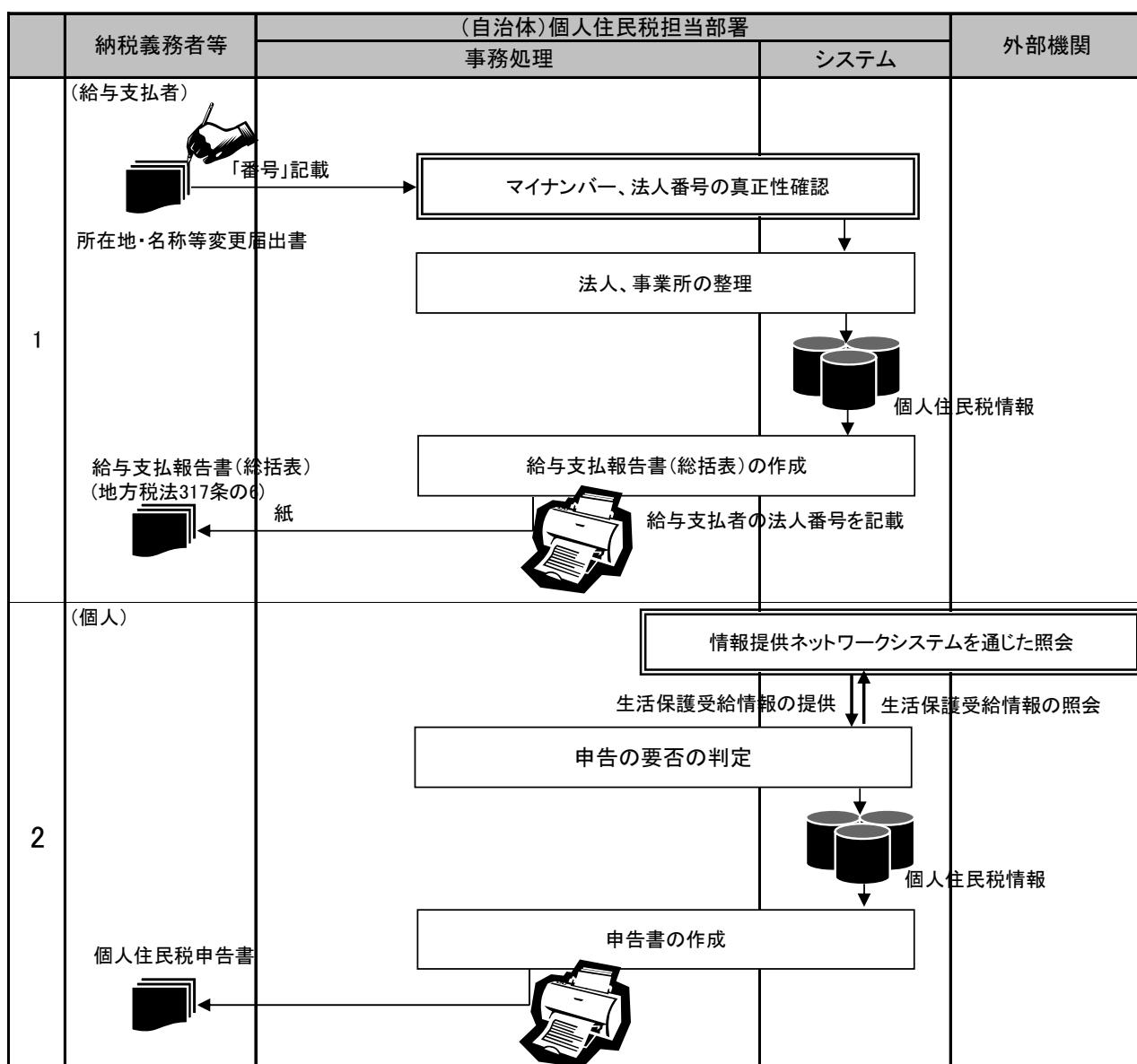


図 5-2-1 課税準備

表 5-2-2 課税準備

項目番号	項目	内容	影響
1	給与支払報告書の提出依頼	<ul style="list-style-type: none"> 地方団体に提出する書類へマイナンバー、法人番号を記載する。 地方税の賦課徴収に関する手続きに関し住民にマイナンバー、法人番号の提供を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 給与支払者の所在地等変更届出書にマイナンバー、法人番号の記載欄を設ける。 特別徴収義務者の所在地等変更届出書のマイナンバー、法人番号の真正性を確認する。 給与支払報告書（総括表）にマイナンバー、法人番号の記載欄を設ける。
2	個人住民税の申告書提出依頼	<ul style="list-style-type: none"> 地方団体は、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の求めを行なうことができる（第17条）。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人住民税の申告書にマイナンバーの記載欄を設ける。 生活保護受給情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行なう。 生活保護受給情報をを利用して、申告の要否の判定を行なう。

(注1) マイナンバー、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名管理システム」を参照。

(注2) 情報提供ネットワークシステムの具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。

(注3) 既に給与支払報告書（総括表）等に、市町村独自で付番している特別徴収義務者指定番号や宛名番号を利用している場合は、マイナンバー、法人番号と併用で運用することも想定される。

(注4) 個人住民税の申告書にマイナンバーの記載欄を設けるが、マイナンバー変更の可能性および個人情報保護の観点から、マイナンバーをあらかじめ記載しないこととすることが適当と考えられる。

(1) 番号制度導入後の給与支払報告書の受付事務の流れ

給与支払者からの給与支払報告書を受付し、課税資料として登録する業務についての業務フローを示す。

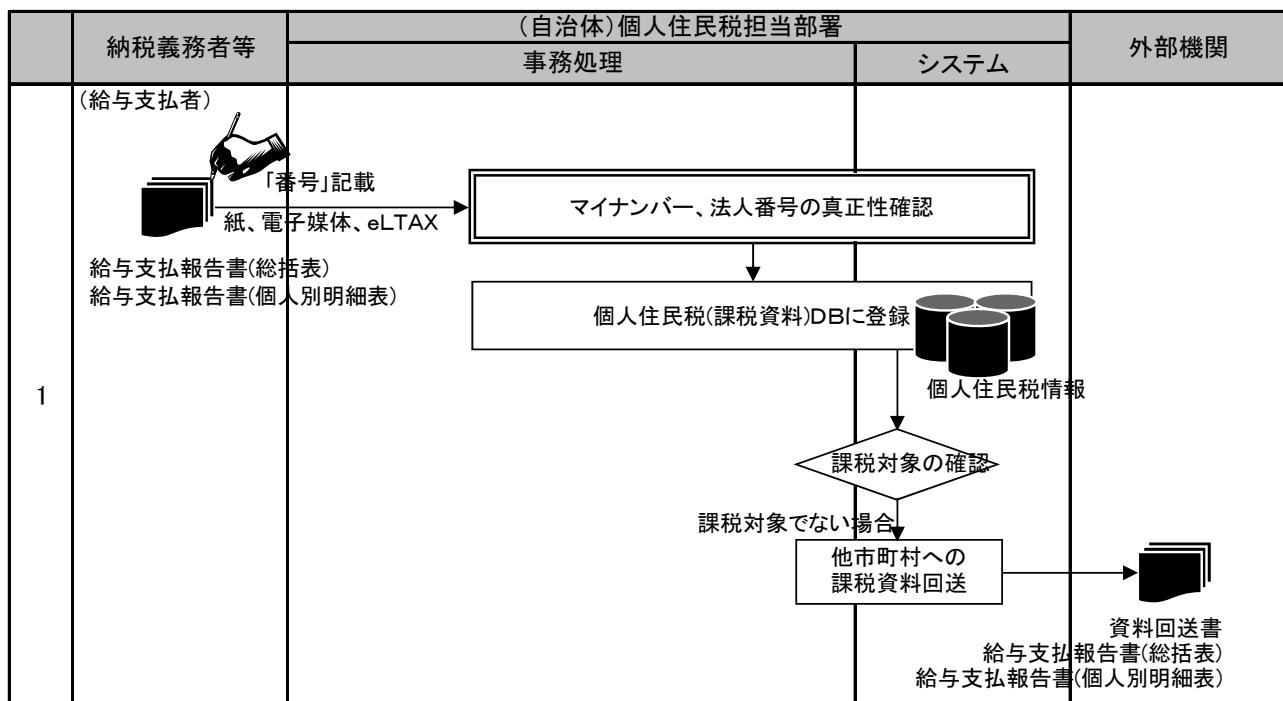


図 5-2-2 給与支払報告書の受付

表 5-2-3 給与支払報告書の受付

項目番	項目	内容	影響
1	給与支払報告書の受付登録	<ul style="list-style-type: none"> 地方団体に提出する書類へマイナンバー、法人番号を記載する。 地方税の賦課徴収に関する手続きに関し住民にマイナンバー、法人番号の提供を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 給与支払報告書に記載された給与支払者及び給与の支払いを受ける者のマイナンバー、法人番号の真正性を確認する。 給与支払報告書に記載された扶養親族等のマイナンバーの真正性を確認する。 個人特定をマイナンバー等により行なう。 課税資料の管理項目としてマイナンバー、法人番号を登録し、マイナンバー、法人番号から課税資料を検索できるようにする。

(注 1) マイナンバー、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名管理システム」を参照。

(注 2) 現行で給与支払報告書の扶養親族の情報については摘要欄に自由形式で任意記載されている場合があるが、番号制度導入後は扶養親族等の記載欄を設けるよう様式を改正することを検討。

(ウ) 番号制度導入後の公的年金等支払報告書の受付事務の流れ

公的年金等支払者からの公的年金等支払報告書を受付し、課税資料として登録する業務についての業務フローを示す。

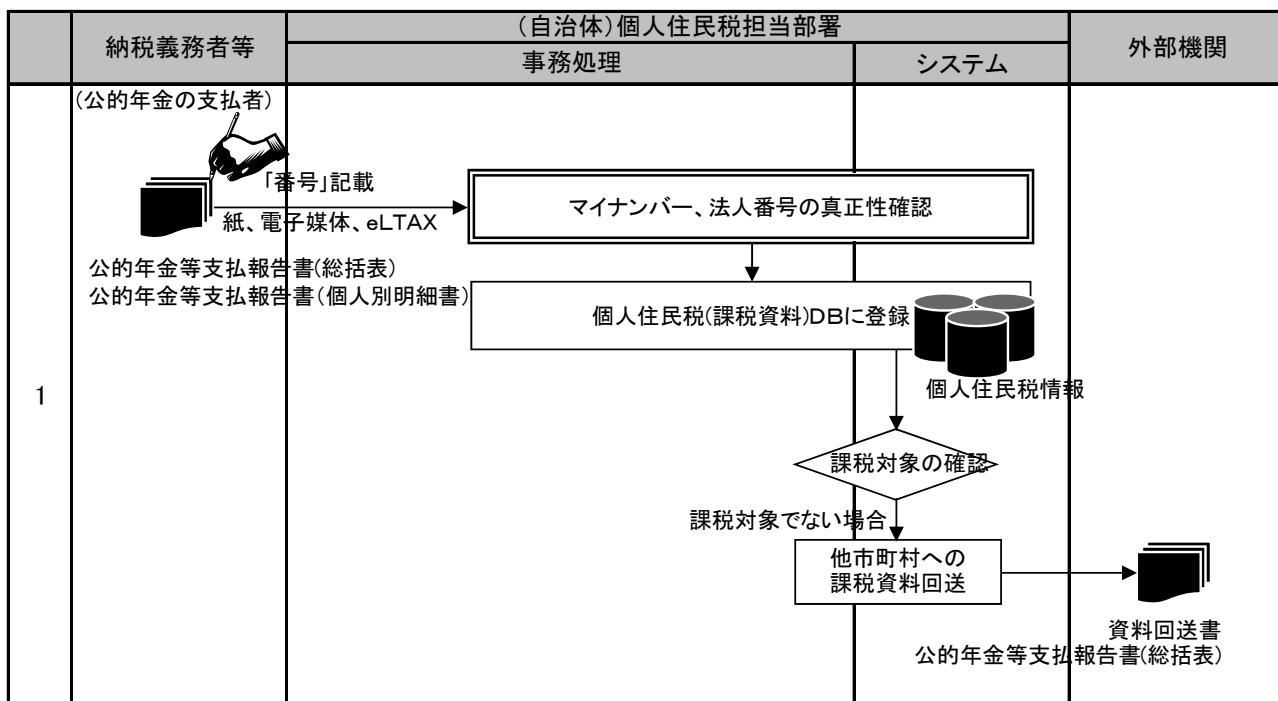


図 5-2-3 公的年金等支払報告書の受付

表 5-2-4 公的年金等支払報告書の受付

項目番	項目	内容	影響
1	公的年金等支払報告書の受付登録	<ul style="list-style-type: none"> 地方団体に提出する書類へマイナンバー、法人番号を記載する。 地方税の賦課徴収に関する手続きに關し住民にマイナンバー、法人番号の提供を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 公的年金支払報告書に記載された支払者及び支払いを受ける者のマイナンバー、法人番号の真正性を確認する。 個人特定をマイナンバー等により行なう。 課税資料の管理項目としてマイナンバー、法人番号を記録し、マイナンバー、法人番号により課税資料を検索する。

(注) マイナンバー、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名管理システム」を参照。

(I) 番号制度導入後の申告書の受付事務の流れ

納税義務者からの個人住民税の申告書及び確定申告書を受付し、課税資料として登録する業務についての業務フローを示す。

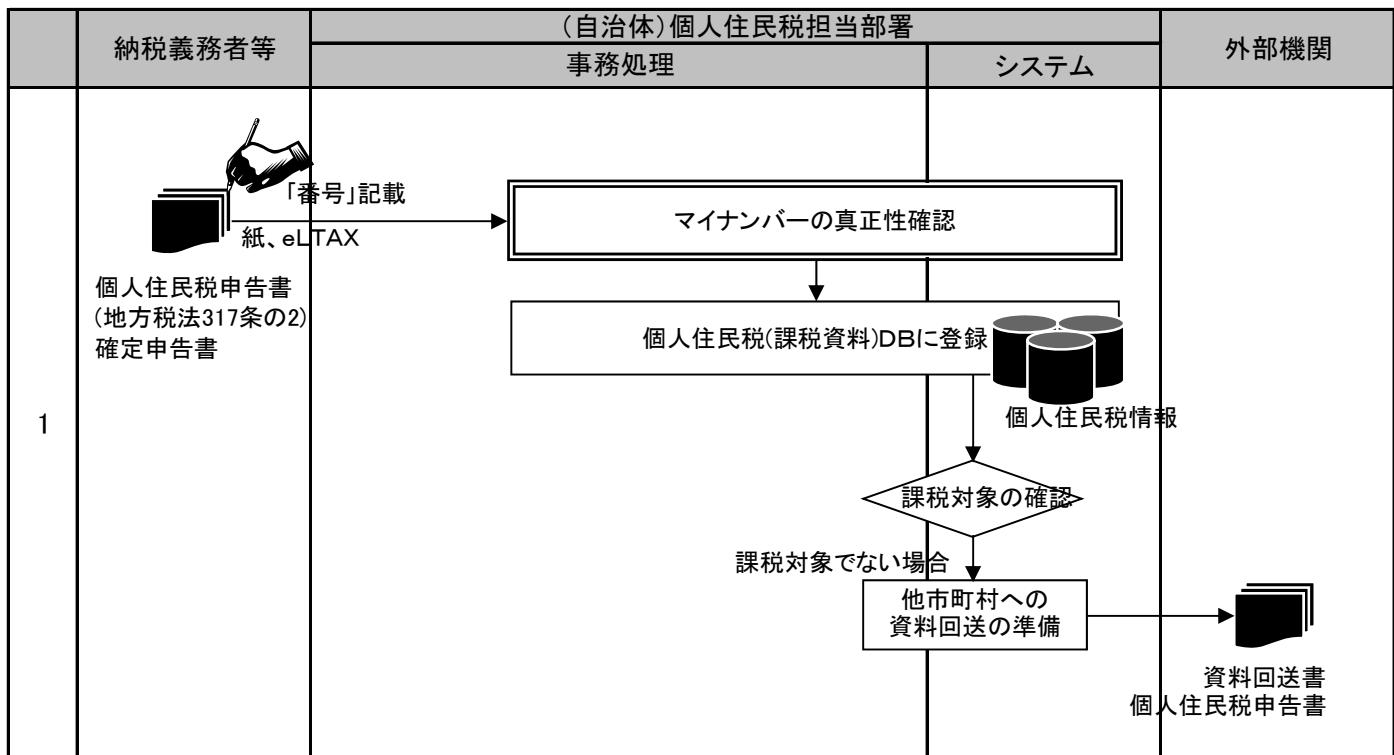


図 5-2-4 申告書の受付

表 5-2-5 申告書の受付

項目	内容	影響
1 申告書の受付登録	<ul style="list-style-type: none"> 地方団体に提出する書類へマイナンバー、法人番号を記載する。 地方税の賦課徴収に関する手続きに関し住民にマイナンバー、法人番号の提出を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人住民税申告書に記載された本人、控除対象配偶者、扶養親族のマイナンバーの真正性を確認する。 個人特定をマイナンバー等により行なう。 課税資料の管理項目としてマイナンバー、法人番号を記録し、マイナンバー、法人番号により課税資料を検索できるようにする。

(注 1) マイナンバー、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名管理システム」を参照。

(注 2) 確定申告書に記載されたマイナンバーの真正性の確認の要否については今後検討。

(オ) 番号制度導入後の賦課決定事務の流れ

給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税の申告書、確定申告書等、さまざまな課税資料を名寄せし、賦課を決定する業務についての業務フローを示す。

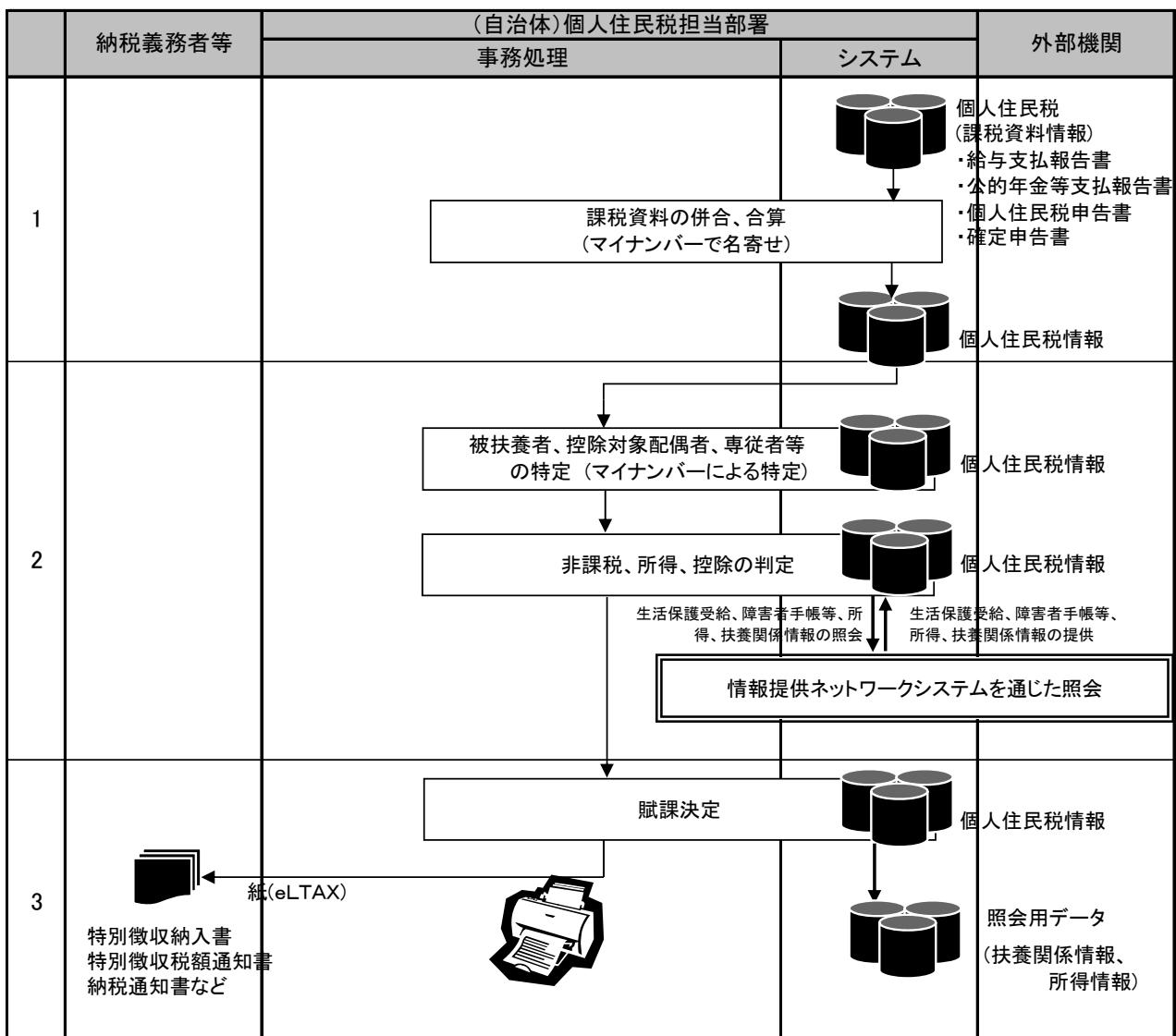


図 5-2-5 賦課決定

表 5-2-6 賦課決定

項目番号	項目	内容	影響
1	課税資料の併合、合算	<ul style="list-style-type: none"> 地方団体に提出する書類へマイナンバー、法人番号を記載する。 地方税の賦課徴収に関する手続きに関し住民にマイナンバー、法人番号の提供を求める。 地方団体は、特定個人情報ファイルにおける個人情報の検索及び管理のためにマイナンバーを利用することができる（第6条）。 	<ul style="list-style-type: none"> 給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書、確定申告書等、さまざまな課税資料をマイナンバー等で名寄せする。
2	非課税、所得、控除の判定	<ul style="list-style-type: none"> 地方団体は、特定個人情報ファイルにおける個人情報の検索及び管理のためにマイナンバーを利用することができます（第6条）。 地方団体は、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の求めを行なうことができる（第17条）。 	<ul style="list-style-type: none"> 住登外者の納税義務者について、生活保護受給情報、障害者手帳等、所得情報、扶養関係情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行なう。 情報提供ネットワークシステムから提供された情報をを利用して、非課税判定等を行なう。 相手先の課税状況等により情報提供ネットワークシステムから情報を取得できない場合、個別問い合わせ又は事後調査を行い、必要があれば賦課更正を行なう。
3	賦課決定	<ul style="list-style-type: none"> 地方団体は、情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供を求められた場合は、当該特定個人情報を提供しなければならない（第20条） 	<ul style="list-style-type: none"> 特別徴収税額通知に給与所得者又は年金所得者のマイナンバーを記載する。 情報提供ネットワークシステムを通じた扶養関係情報、所得情報の提供に対応できるよう、照会用データを用意する。

(注1) 情報提供ネットワークシステムの具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。

(注2) 納税義務者宛ての納税通知書には、個人情報保護の観点からマイナンバーは記載しないこととすることが適当と考えられる。

(カ) 番号制度導入後の他団体への連絡事務の流れ

住登外者に課税する際に、地方税法第294条第3項に基づき住民基本台帳に記録されている住所地の市町村へ課税について連絡を行なう場合の通知（294-3通知）及び市町村による所得の計算に係る税務署への通知に係る業務フローを示す。

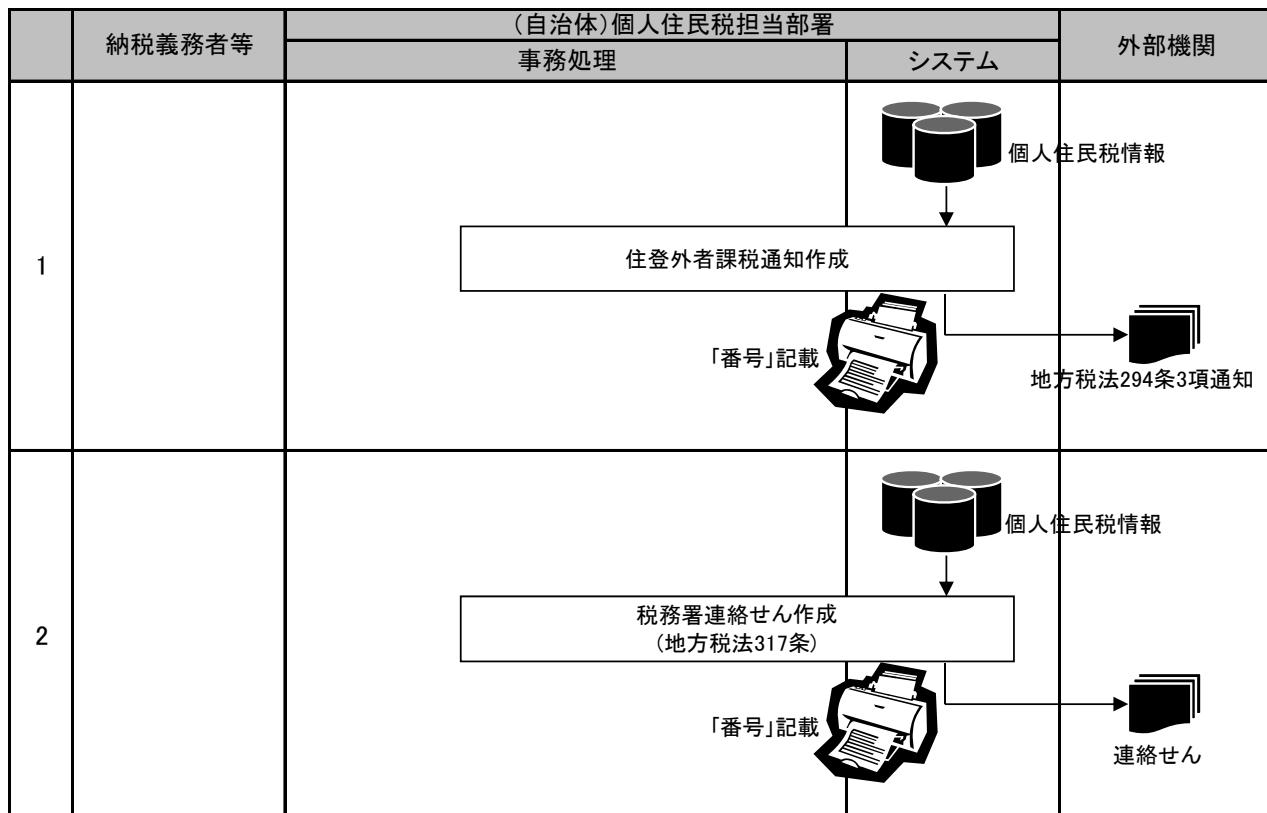


図 5-2-6 他団体への連絡

表 5-2-7 他団体への連絡

項目番	項目	内容	影響
1	294-3通知(住登外課税通知)の送付	地方税に関する特定個人情報を提供する場合等において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているときの特定個人情報の提供（第17条8号）	<ul style="list-style-type: none"> 住登外課税対象者に対して個人住民税の課税を行なう場合に、住所地市町村に送付する地方税法第294条3項通知（住登外課税通知）にマイナンバーを記載する。
2	税務署連絡せんの送付		<ul style="list-style-type: none"> 市町村による所得の計算に係る税務署への通知にマイナンバーを記載する。

ウ 主要機能要件

「ウ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、「表 5-2-8」に示す。

表 5-2-8 方向性及び留意事項における区分一覧

区分	区分が示す意味
◎	番号制度上対応が必須
●	システムの実情によっては対応が必要

ここでは、番号制度に伴い必要となる個人住民税システムの主要機能要件を示す。

表 5-2-9 個人住民税における主要機能要件(1/2)

項目番号	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、マイナンバー、法人番号を追加する。	個人住民税データベースへのマイナンバー、法人番号の追加	課税根拠となる資料をデータベースで管理している場合は、資料データベースに、特別徴収義務者、納税義務者、扶養親族、専従者等のマイナンバー、法人番号を追加する。	●
				宛名管理システムを参照していない個人住民税システムでは、賦課及び徴収のために用いるデータベースに、特別徴収義務者、納税義務者、扶養親族、専従者等のマイナンバー、法人番号を追加する。	●
2		マイナンバー、法人番号による検索等機能を追加する。	検索キーにマイナンバー、法人番号を追加	マイナンバー、法人番号による検索を可能にする。	◎
				変更又は失効したマイナンバー、法人番号による検索を可能にする。	◎
3	表示機能	個人住民税の賦課及び徴収のために用いる画面にマイナンバー、法人番号を追加する。	画面表示項目にマイナンバー、法人番号を追加	特別徴収義務者、納税義務者、扶養親族、専従者等のマイナンバー、法人番号を画面に追加する。	◎
				宛名管理システムを参照していないシステムでは、マイナンバーが変更等された場合に、変更前のマイナンバーを把握できるように考慮する。	●
4		個人住民税の賦課及び徴収のために用いる帳票及びデータにマイナンバー、法人番号を追加する。	特別徴収税額通知へのマイナンバー、法人番号追加	特別徴収義務者に税額通知を行なう際に、納税義務者のマイナンバーを記載する。	◎
6		個人住民税の他団体への連絡に用いる帳票にマイナンバー、法人番号記載欄を追加する。	294条3項通知、税務署連絡せん等へのマイナンバー、法人番号の追加	納税義務者のマイナンバーを294条3項通知、税務署連絡せん等の帳票に追加する。	●
7	個人特定機能	マイナンバー、法人番号による個人特定機能を追加する。	個人特定条件にマイナンバー、法人番号を追加	課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、個人住民税の申告書等)に記載されたマイナンバー、法人番号を、個人特定条件に追加する。	◎

表 5-2-9 個人住民税における主要機能要件(2/2)

項目番号	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
8	情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会	生活保護受給情報の照会を行なう。	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により生活保護受給情報を取得する仕組みを追加する。	●
9		障害者手帳等情報の照会を行なう。	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により障害者手帳等情報を取得する仕組みを追加する。	●
10		所得情報の照会を行なう。	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により所得情報を取得する仕組みを追加する。	●
11		扶養関係情報の照会を行なう。	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により扶養関係情報を取得する仕組みを追加する。	●
12		所得情報を提供する。	情報提供	情報提供ネットワークシステムを通じた照会に対し、所得情報を提供する仕組みを追加する。	●
13	情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供	扶養関係情報を提供する。	情報提供	情報提供ネットワークシステムを通じた照会に対し、扶養関係情報を提供する仕組みを追加する。	●

(注) 情報提供ネットワークシステムの具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。

(3) 法人市町村民税システム

ア 番号制度導入における影響の全体像

法人市町村民税は、法人税額を基礎に課する法人税割と、資本金等の額及び従業員数を基礎に課す均等割がある。

法人市町村民税は、申告納付方式を採用しているため、番号制度導入によって届出書や申告書にマイナンバー、法人番号が記載され、市町村では申告書等の処理作業でマイナンバー、法人番号を利用し管理することが想定される。

法人市町村民税の納税義務者は、市町村内に事務所若しくは事業所又は寮等を有する法人（地方税法第294条）とされているため、これら法人にマイナンバー、法人番号の提供を求め、徴収等の事務にマイナンバー、法人番号を利用する事が想定される。

表 5-3-1 法人市町村民税の納税義務者

項目番号	納税義務者	影響
1	● 市町村内に事務所又は事業所を有する法人	<ul style="list-style-type: none">法人番号の具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。法人が提出する法人設立（変更）等の申告書（届出書）（地方税法317条の2～7項）に法人番号の記載欄を設ける。法人設立（変更）等の申告書（届出書）が提出された場合は、法人番号の真正性の確認を行なう。
2	● 市町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で当該市町村内に事務所又は事業所を有しないもの	<ul style="list-style-type: none">法人の合併、商号変更等により法人等に異動が生じた場合には、法人番号により当該の公表法人情報を検索する等して異動内容を確認し、地方税システムに反映させることが想定される。商業・法人登記から法人番号が法人に通知されるまでのタイムラグによって、申告書等への法人番号の記載の業務フローが異なることが想定される。
3	● 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市町村内に事務所又は事業所を有するもの	<ul style="list-style-type: none">法人課税信託の届出等にマイナンバーの記載欄を設ける。法人課税信託の受託者から届出等が提出された場合には、法人課税信託の受託者のマイナンバーについて、真正性の確認を行なう。法人課税信託の受託者のマイナンバーが記載されなかった場合は、届出等に記載された基本4情報で、宛名管理システム又は住基ネットに照会するなどして確認し、必要に応じて宛名管理システムへの登録を行なう。

(注1) マイナンバー、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名管理システム」を参照。

(注2) 法人番号の具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。

イ 番号制度導入後の業務の流れ

本項では、法人市町村民税の事務に与える影響について記載する。

番号制度の導入により、申告書に法人番号が記載されるため、法人市町村民税では法人、事業所の特定と納税義務者の特定の場面において法人番号を利用することが想定できる。

(7) 番号制度導入後の法人市町村民税情報の整備の流れ

法人からの設立等の申告書から、法人市町村民税情報を整備する業務についての業務フローを示す。

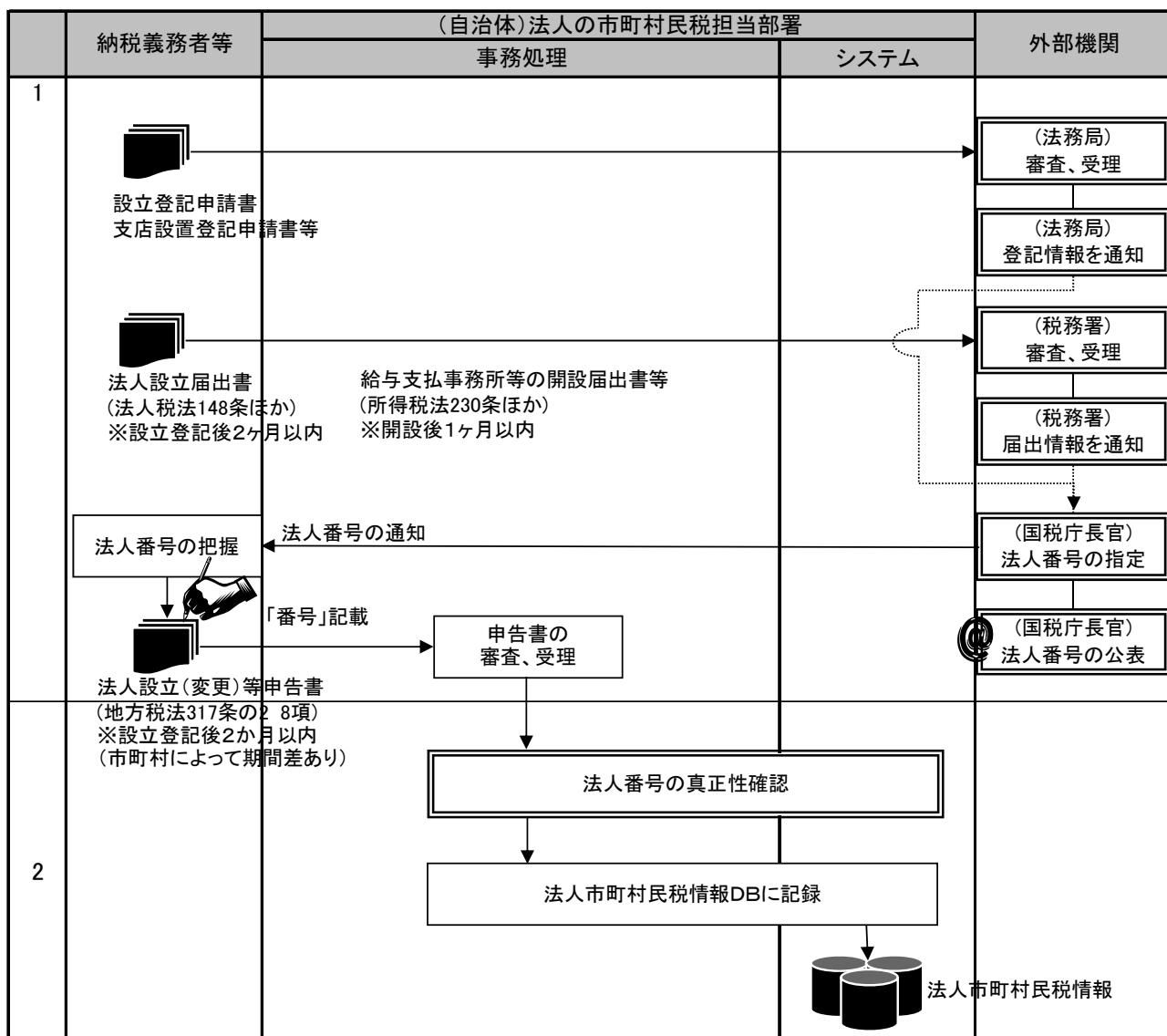


図 5-3-1 法人市町村民税情報の登録

表 5-3-2 法人市町村民税情報の登録

項目番	項目	内容	影響
1	法人設立(変更)等の申告(届出)	<ul style="list-style-type: none"> • 国税庁長官は法人番号を指定し、これを当該法人に通知する(第52条)。 • 国税庁長官は法務大臣及び官公署に対して、法人番号の指定等を行なうために必要な情報の提供を求める(第54条)。 • 地方団体に提出する書類へマイナンバー、法人番号を記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> • 法人番号の具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。法人番号がどのようなタイミングで付番されるのか、現段階では不明である。 • 法人設立(変更)等の申告書(届出書)の法人名称欄等に法人番号の記載欄を設ける。 • 現在の法人宛名番号に法人番号を紐付けして管理する。
2	法人市町村民税の課税資料作成	<ul style="list-style-type: none"> • 行政機関の長等は、国税庁長官に対し、法人等の商号又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号の提供を求めることができる(第53条)。 • 法人市町村民税の課税情報に法人の法人番号等を登録させる。 	<ul style="list-style-type: none"> • 申告書等に記載された法人番号の真正性の確認を行なう。 • 法人市町村民税課税情報に、法人番号を登録する。 • 法人番号による問合せがあった場合には、法人及び事業所等の法人番号から法人市町村民税の課税情報を検索する。 • 法人課税信託の受託者となった個人について、マイナンバーの真正性の確認を行なう。 • 法人課税信託の受託者となったもののマイナンバーから法人市町村民税の課税情報を利用(検索等)できるようにする。

(注1) マイナンバー、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名管理システム」を参照。

(注2) 国税庁が法人番号を付番、通知、公表するタイミングにより、地方団体に提出する法人設立(変更)等の申告書には法人番号が記載されないことも想定される。

(注3) 情報提供ネットワークシステムは、特定個人情報の提供について管理するための電子情報処理組織とされており、特定法人情報を情報提供ネットワークシステムを通じて情報連携することは想定されていない。

(1) 番号制度導入後の法人市町村民税の申告に係る事務処理の流れ

納税義務者からの法人等市民税の申告書（地方税法321条の8）から、法人市町村民税に関する申告についての業務フローを示す。

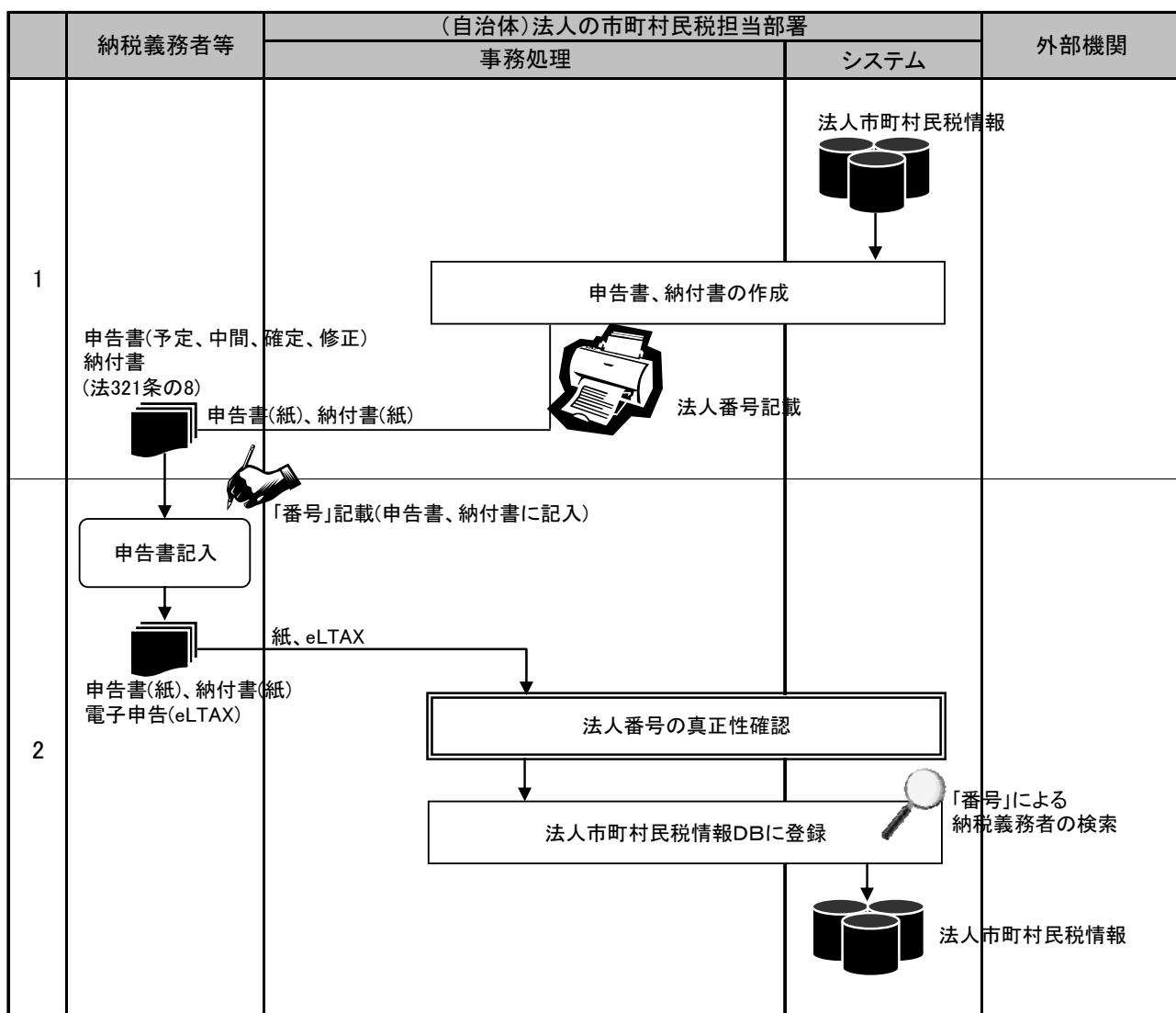


図 5-3-2 法人市町村民税に関する申告

表 5-3-3 法人市町村民税に関する申告

項目番	項目	内容	影響
1	申告書等の送付	<ul style="list-style-type: none"> 法人市町村民税申告書にあらかじめ法人番号を記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ プレ申告データに、法人番号の記載欄を設け、法人番号を記載する。
2	申告書等の記入、課税資料作成	<ul style="list-style-type: none"> 地方団体に提出する書類へ法人番号を記載する。 地方税の賦課徴収に関する手続きに関し、法人番号の提供を求める。 法人市町村民税課税情報に納税義務者の法人番号を利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申告書、納付書等の法人名称、事業所名称の記載欄に、法人番号の記載欄を設ける。 ・ 申告書等に記載された法人番号の真正性の確認を行なう。 ・ 法人市町村民税の課税情報に、法人番号を登録する。 ・ 法人番号から法人市町村民税の課税情報を検索できるようにする。 ・ 法人課税信託の受託者となったもののマイナンバーから法人市町村民税の課税情報を検索等ができるようとする。

(注) 法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名管理システム」を参照。

(ウ) 番号制度導入後の法人市町村民税に関する情報のやり取りの流れ

法人税に関する書類の供覧等（地方税法325条）、従業者数の修正・決定等（地方税法321条の14～6項）についての業務フローを示す。

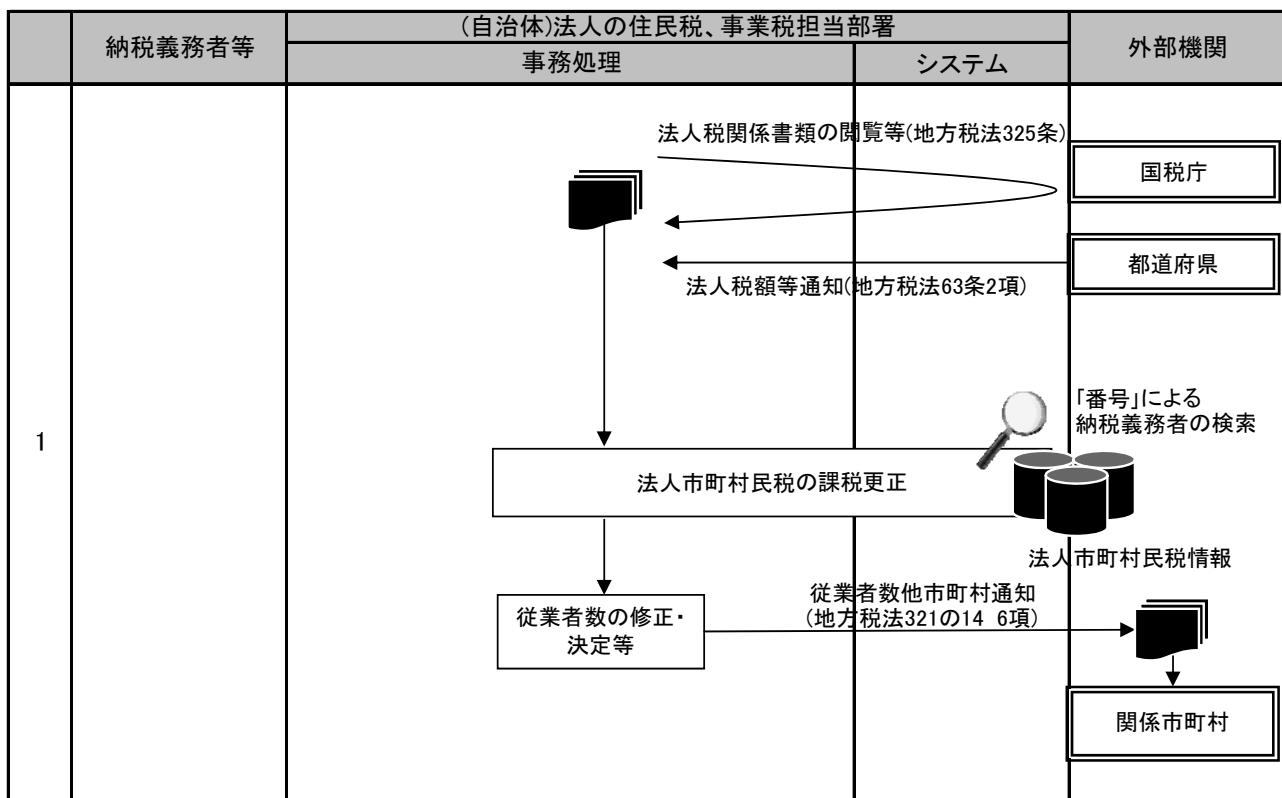


図 5-3-3 他団体との情報のやり取りの流れ

表 5-3-4 法人市町村民税に関する他団体との情報のやり取りの流れ

項目番号	項目	内容	影響
1	法人税に関する書類の供覧等（地方税法第325条）、従業者数の修正通知（地方税法第321条の14～6項）	<ul style="list-style-type: none"> • 地方税の賦課徴収に関する事務に法人番号を利用する。 • 他の行政機関の長等に特定法人情報の提供を求めるときは、当該法人番号を通知してするものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> • 法人番号が含まれる国税庁の法人税関係書類の閲覧・記録や法人税額の通知により、法人市町村民税の課税資料作成にあたり、法人番号が利用できる。 • 都道府県からの従業者数の修正・決定等について、市町村は通知に記載された法人番号により、法人市町村民税の課税情報を検索し、税額更正等を行なう。 • 特定の法人に係る法人税関係書類等の閲覧又は記録を求めるときは、情報提供を求める際に当該法人の法人番号を通知する（各月中に法人税申告書を提出した法人の課税情報等、法人を特定できない場合はこの必要はない）。

(注1) 法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名管理システム」を参照。

(注2) 法人番号の導入後は、都道府県からの法人税額等の通知と課税情報との突合が法人番号をキーとして電子的に行われれば、事務が効率化することが考えられる。

ウ 主要機能要件

「ウ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、「表 5-3-5」に示す。

表 5-3-5 方向性及び留意事項における区分一覧

区分	区分が示す意味
◎	番号制度上対応が必須
●	システムの実情によっては対応が必要

ここでは、番号制度に伴い必要となる法人市町村民税システムの主要機能要件を示す。

表 5-3-6 法人市町村民税における主要機能要件

項目番号	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、法人番号を追加する。	法人市町村民税データベースへの法人番号の追加	宛名管理システムを参照していない法人市町村民税システムでは、賦課及び徴収のために用いるデータベースに、法人番号を追加する。	●
2			検索キーに法人番号の追加	番号制度施行前に解散、閉鎖等した法人に対しては、法人番号が把握できないことも考慮する。	●
3		法人番号による検索等機能を追加する。		法人番号による検索を可能にする。	◎
4	表示機能	法人市町村民税の賦課及び徴収のために用いる画面に法人番号を追加する。	画面表示項目への法人番号の追加	法人の法人番号を画面に追加する。	◎
5			申告書、納付書等への法人番号の追加	法人番号を、申告書、申出書、課税台帳等の帳票に追加する。	◎
		都道府県からの通知の法人番号の利用		法人番号を、通知書、証明書等の帳票に追加する。	●
				都道府県からの通知に法人番号が付加されるとことが想定されるため、法人市町村民税システムで管理する課税情報データと、法人番号を使用して突合ができるようにする。	●
		他市町村への通知への法人番号の追加		他の市町村向けに作成する法人税額等の通知に法人番号を追加する。	◎

(4) 固定資産税システム

ア 番号制度導入における影響の全体像

固定資産税は、課税の客体が、土地、家屋及び事業用の償却資産（地方税法342条）であり、番号制度導入による課税客体そのもののへの影響はないと考える。

しかしながら、固定資産税の納税義務者は原則として固定資産の所有者（地方税法343条）とされているため、固定資産の所有者にマイナンバー、法人番号の提供を求め、賦課及び徴収のために行なう事務にマイナンバー、法人番号を利用することが想定される。

表 5-4-1 固定資産税の納税義務者

項目番号	課税客体	納税義務者	影響
1	土地	<ul style="list-style-type: none"> • 登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者（地方税法343条2項） • 登記（登録）されている者が賦課期日前に死亡している場合には、賦課期日現在で、その土地を現に所有している者（相続人等） 	<ul style="list-style-type: none"> • 登記所から市町村に送付される登記済通知に記載されている所有者の氏名と住所からマイナンバー、法人番号を取得し、固定資産課税資料作成で利用する。 • 所有者が賦課期日前に死亡又は消滅している場合は、相続人代表指定届等（地方税法9条の2）にマイナンバー、法人番号を記載して提供されることにより、マイナンバー、法人番号を固定資産課税資料作成で利用する。
2	家屋	<ul style="list-style-type: none"> • 登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者（地方税法343条2項） • 登記（登録）されている者が賦課期日前に死亡している場合には、賦課期日現在で、その家屋を現に所有している者（相続人等） 	<ul style="list-style-type: none"> • 登記所から市町村に送付される登記済通知に記載されている所有者の氏名と住所から市町村においてマイナンバー、法人番号を取得し、固定資産課税資料作成で利用する。 • 所有者が賦課期日前に死亡又は消滅している場合は、相続人代表指定届等（地方税法9条の2）にマイナンバー、法人番号を記載して提供されることにより、マイナンバー、法人番号を固定資産課税資料作成で利用する。
3	償却資産	<ul style="list-style-type: none"> • 傷却資産課税台帳に所有者として登録されている者（地方税法343条3項） 	<ul style="list-style-type: none"> • 傷却資産申告書、傷却資産種類別明細書（地方税法383条）から法人番号を取得する。 • 前年に傷却資産申告書を提出している所有者には、市町村から送付する申告書にあらかじめ所有者の法人番号を記載しておくことも想定される。

イ 番号制度導入後の業務の流れ

本項では、固定資産税の事務に与える影響について記載する。

(7) 番号制度導入後の土地、家屋に関する固定資産課税情報の整備の流れ

登記所からの登記済通知から、土地、家屋に関する固定資産課税情報を整備する業務についての業務フローを示す。

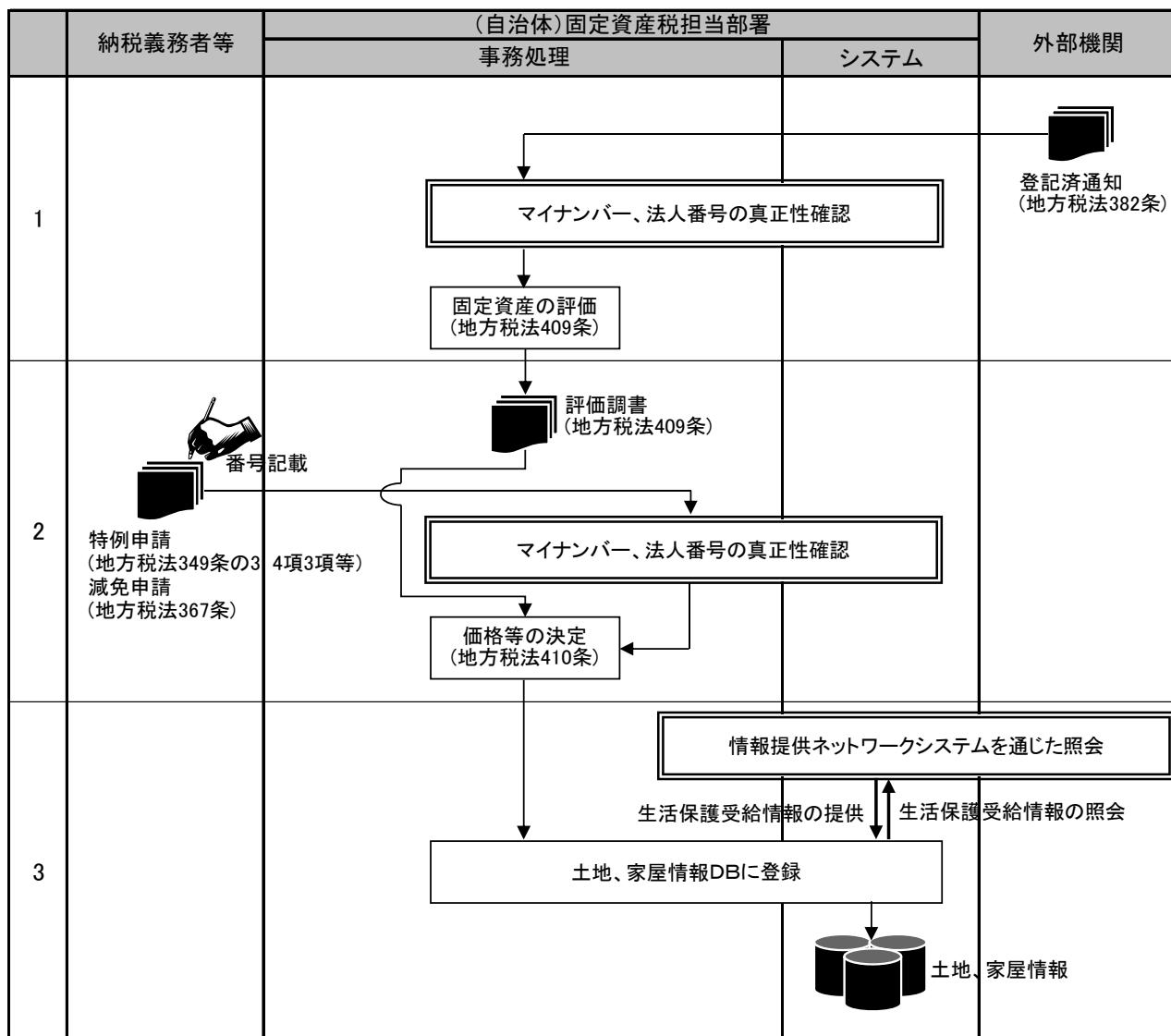


図 5-4-1 土地、家屋に関する情報登録

表 5-4-2 土地、家屋に関する情報登録

項目番号	項目	内容	影響
1	登記所からの通知	<ul style="list-style-type: none"> 土地、家屋に関する登記所からの登記済通知における所有者（登記名義人）の氏名及び住所、名称及び所在地から、当該所有者や名義人のマイナンバー、法人番号を取得する。 	<ul style="list-style-type: none"> 登記済通知を受け取ったら、マイナンバー、法人番号の取得を行なう。
2	納税義務者からの特例、減免等の申請	<ul style="list-style-type: none"> 地方団体に提出する書類へマイナンバー、法人番号を記載する。 地方税の賦課徴収に関する手続きに関し、マイナンバー、法人番号の提供を求める。 地方団体は、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の求めを行なうことができる（第17条）。 	<ul style="list-style-type: none"> 納税義務者からの特例、減免等の申請書にマイナンバー、法人番号の記載欄を設ける。 申請書を受け取ったら、マイナンバー、法人番号の真正性の確認を行なう。 住登外者の固定資産税の減免（地方税法367条）を判定するため、生活保護受給に関する特定個人情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行なう。 情報提供ネットワークシステムから提供された特定個人情報をを利用して、減免判定を行なう。
3	固定資産課税資料作成	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産課税情報に納税義務者等のマイナンバー、法人番号を記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> 土地、家屋の課税情報に、登記名義人及び納税義務者に対するマイナンバー、法人番号を登録する。

(注1) マイナンバー、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名管理システム」を参照。

(注2) 情報提供ネットワークシステムの具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。

(1) 番号制度導入後の償却資産に関する固定資産課税情報の整備の流れ

所有者からの申告書（地方税法383条）から、償却資産に関する固定資産課税情報を整備する業務についての業務フローを示す。

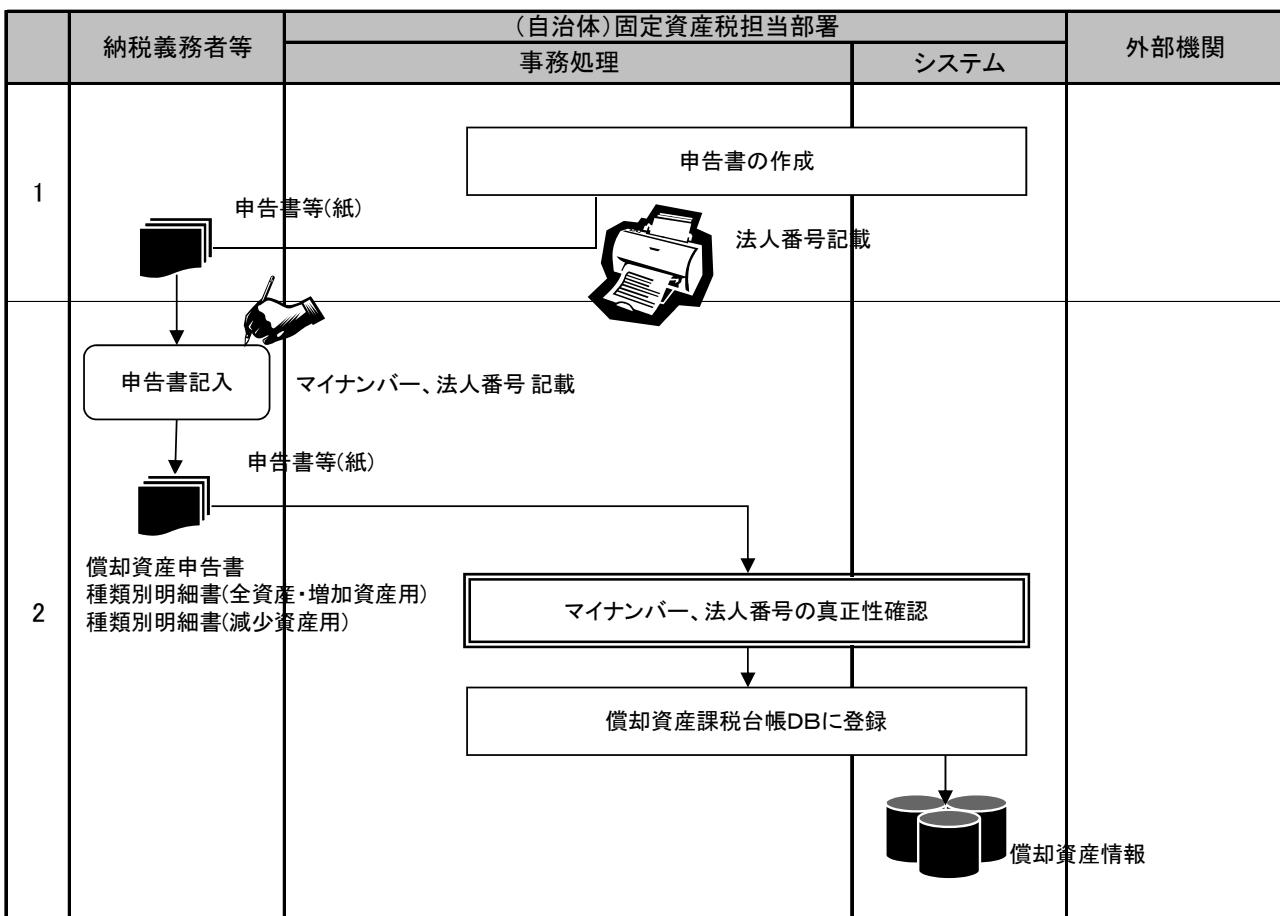


図 5-4-2 償却資産に関する情報登録

表 5-4-3 償却資産に関する情報登録

項目番	項目	内容	影響
1	償却資産申告書等の送付	地方団体に提出する書類へマイナンバー、法人番号を記載する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 償却資産申告書、種類別明細書等の所有者欄にマイナンバー、法人番号の記載欄を設ける。 ・ プレ申告書に法人番号をあらかじめ記載する。
2	償却資産申告書等の記入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方団体に提出する書類へマイナンバー、法人番号を記載する。 ・ 地方税の賦課徴収に関する手続きに関し、住民にマイナンバー、法人番号の提供を求める。 ・ 固定資産課税情報に償却資産の所有者のマイナンバー、法人番号を登録する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 償却資産申告書、種類別明細書等に記載されたマイナンバー、法人番号の真正性の確認を行なう。 ・ 償却資産の課税情報に、所有者のマイナンバー、法人番号を登録する。

(注 1) マイナンバー、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名管理システム」を参照。

(注 2) 納税義務者宛ての納税通知書には、マイナンバー変更の可能性および個人情報保護の観点から、マイナンバーをあらかじめ記載しないこととすることが適当と考えられる。

ウ 主要機能要件

「ウ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、「表 5-4-4」に示す。

表 5-4-4 方向性及び留意事項における区分一覧

区分	区分が示す意味
◎	番号制度上対応が必須
●	システムの実情によっては対応が必要

ここでは、番号制度導入に伴い必要となる固定資産税システムの主要機能要件を示す。

表 5-4-5 固定資産税における主要機能要件

項目番号	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、マイナンバー、法人番号を追加する。	固定資産税データベースへのマイナンバー、法人番号の追加	宛名管理システムを参照していない固定資産税システムでは、賦課及び徴収のために用いるデータベースに、納税義務者、名義人等のマイナンバー、法人番号を追加する。 番号制度施行前の被相続人など、マイナンバーが付番されない者についても考慮する。	●
			検索キーにマイナンバー、法人番号による検索等機能を追加する。	マイナンバー、法人番号による検索を可能にする。 宛名管理システムを参照していないシステムでは、マイナンバーが変更等された場合に変更前のマイナンバーを把握できるように考慮する。	◎
2			固定資産税の賦課及び徴収のために用いる画面にマイナンバー、法人番号を追加する。	納税義務者、名義人等のマイナンバー、法人番号を画面に追加する。	●
			固定資産税の賦課及び徴収のために用いる帳票にマイナンバー、法人番号記載欄を追加する。	納税義務者、名義人等のマイナンバー、法人番号記載欄を申告書、申出書等の帳票に追加する。	◎
3	表示機能		画面表示項目にマイナンバー、法人番号を追加		◎
			申告書等へのマイナンバー、法人番号記載欄の追加		
4			名寄せキー マイナンバー、法人番号へ変更	現在の宛名番号の他に、納税義務者、所有者に対応するマイナンバー、法人番号による名寄せを可能にすることも考えられる。(その場合、マイナンバー、法人番号が付番されない者についても考慮が必要になる。)	◎
			情報取得		
5	名寄せ機能	マイナンバー、法人番号による名寄せ機能に変更する。	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により生活保護受給情報を取得する仕組みを追加する。		●
			情報取得		
6	情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会	障害者手帳等情報の照会を行なう。	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により障害者手帳等情報を取得する仕組みを追加する。		●

(注1) マイナンバー、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名管理システム」を参照。

(注2) 情報提供ネットワークシステムの具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。

(注3) 個人情報保護の観点から通知書や証明書等、本人宛に交付を行なう帳票や閲覧可能となる帳票にはマイナンバーを記載しない取扱いとすることが適当と考えられる。

(5) 軽自動車税システム

ア 番号制度導入における影響の全体像

軽自動車税は、課税の客体が、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（地方税法442条）で、これらは既に登録ナンバーによる番号管理がなされていることが多いが、軽自動車税の納税義務者は軽自動車等の所有者が原則とされている（地方税法442条の2）ため、これら軽自動車等の所有者にマイナンバー、法人番号の提供を求め、賦課及び徴収のために行なう事務にマイナンバー、法人番号を利用することが想定される。

表 5-5-1 軽自動車税の納税義務者

項番	課税客体	納税義務者	影響
1	軽自動車 二輪の小型自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車	<ul style="list-style-type: none">所有者に主たる定置場所在の市町村が課税（地方税法442条の2）売主が所有権を留保しているときは、買主を所有者とみなす（地方税法442条の2 第2項）	<ul style="list-style-type: none">軽自動車税申告書からマイナンバー、法人番号を取得し、軽自動車税課税情報作成で利用する。軽自動車税の課税情報に所有者のマイナンバー、法人番号を記録する。

イ 番号制度導入後の業務の流れ

本項では、軽自動車税の事務に与える影響について記載する。

(7) 番号制度導入後の軽自動車税に関する課税情報の整備の流れ

軽自動車税申告書から、軽自動車税に関する課税情報を整備する業務についての業務フローを示す。

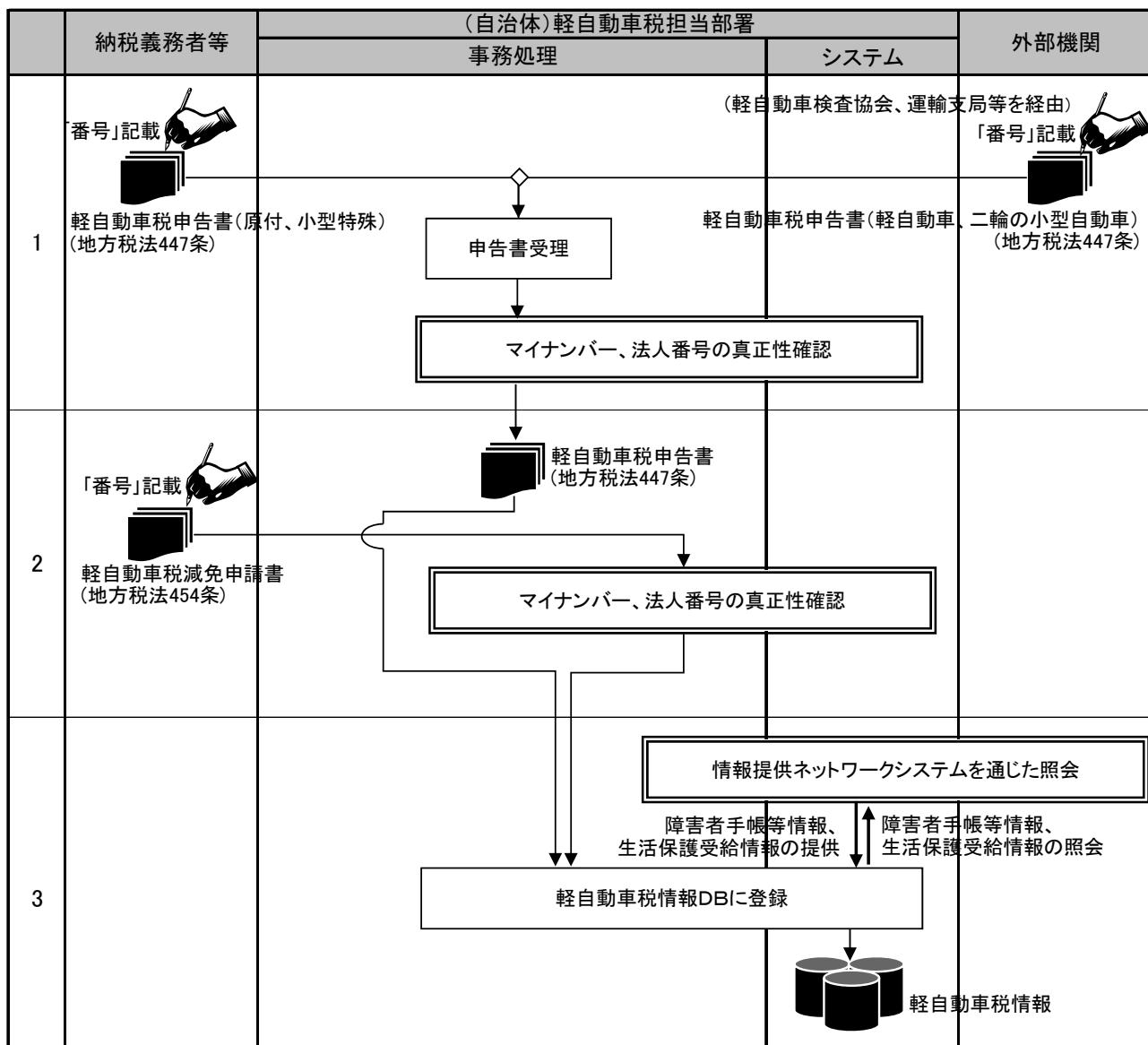


図 5-5-1 軽自動車税に関する情報登録、変更

表 5-5-2 軽自動車税に関する情報登録、変更

項目番	項目	内容	影響
1	軽自動車税の申告	<ul style="list-style-type: none"> 地方団体に提出する書類へマイナンバー、法人番号を記載する。 地方税の賦課徴収に関する手続きに関し、住民にマイナンバー、法人番号の提供を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税申告書にマイナンバー、法人番号の記載欄を設ける。 軽自動車税申告書に記載されたマイナンバー、法人番号の真正性を確認する。
2	所有者からの申請	<ul style="list-style-type: none"> 地方団体に提出する書類へマイナンバー、法人番号を記載する。 地方税の賦課徴収に関する手続きに関し、住民にマイナンバー、法人番号の提供を求める。 地方団体は、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の求めを行なうことができる（第17条）。 	<ul style="list-style-type: none"> 所有者からの減免等の申請書にマイナンバー、法人番号の記載欄を設ける。 申請書に記載されたマイナンバー、法人番号の真正性を確認する。 住登外者の軽自動車税の減免（地方税法454条）を判定するため、障害者手帳等及び生活保護受給に関する特定個人情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行なう。 情報提供ネットワークシステムから提供された特定個人情報を利用して、減免判定を行なう。
3	軽自動車税課税資料作成	<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税の課税情報に所有者等のマイナンバー、法人番号を利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税の課税情報に、所有者等のマイナンバー、法人番号を利用（検索等）できるようにする。

(注1) マイナンバー、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名管理システム」を参照。

(注2) 情報提供ネットワークシステムの具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。

ウ 主要機能要件

「ウ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、「表 5-5-3」に示す。

表 5-5-3 方向性及び留意事項における区分一覧

区分	区分が示す意味
◎	番号制度上対応が必須
●	システムの実情によっては対応が必要

ここでは、番号制度導入に伴い必要となる軽自動車税システムの主要機能要件を示す。

表 5-5-4 軽自動車税における主要機能要件

項目番号	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、マイナンバー、法人番号を追加する。(第16条)	軽自動車税データベースへのマイナンバー、法人番号の追加	宛名管理システムを参照していない軽自動車税システムでは、賦課及び徴収のために用いるデータベースに、所有者等のマイナンバー、法人番号を追加する。	●
2		マイナンバー、法人番号による検索等機能の追加(第6条)	検索キーにマイナンバー、法人番号を追加	マイナンバー、法人番号による検索を可能にする。 マイナンバーが変更等された場合に変更前のマイナンバーを把握できるように考慮する。	◎ ◎
3	表示機能	軽自動車税の賦課及び徴収のために用いる画面にマイナンバー、法人番号を追加する。	画面表示項目にマイナンバー、法人番号を追加	所有者等のマイナンバー、法人番号を画面に追加する。	◎
4		軽自動車税の賦課及び徴収のために用いる帳票にマイナンバー、法人番号記載欄を追加する。	申告書等へのマイナンバー、法人番号記載欄の追加	マイナンバー、法人番号を申告書等の帳票に追加する。	◎
5	名寄せ機能	マイナンバー、法人番号による名寄せ機能への変更	名寄せキーをマイナンバー、法人番号へ変更	現在の登録ナンバーや所有者の宛名番号の他に、所有者のマイナンバー、法人番号による名寄せを可能にすることも考えられる。(その場合、マイナンバー、法人番号が付番されない者に対する考慮が必要になる。)	●
6	情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会	生活保護受給情報の照会を行なう。	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により生活保護受給情報を取得する仕組みを追加する。	●
7		障害者手帳等情報の照会を行なう。	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により障害者手帳等情報を取得する仕組みを追加する。	●

(注1) マイナンバー、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名管理システム」を参照。

(注2) 情報提供ネットワークシステムの具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。

(注3) 個人情報保護の観点から通知書や証明書等、本人宛に交付を行なう帳票や閲覧可能となる帳票にはマイナンバーを記載しない取扱いとすることが適当と考えられる。

(6) 収滞納管理システム

ア 番号制度導入における影響の全体像

現行の収滞納管理事務では、市町村内の各課税部署において宛名番号による納税義務者の特定が行われており、番号制度導入後も従来通りの事務処理が想定されるが、番号制度導入後、マイナンバー、法人番号による個人及び法人の重複登録の整理が可能となり、滞納情報の名寄せ等が効果的に実施されることも想定される。

また、他の地方団体や税務署等への照会事務においても、マイナンバー、法人番号を利用することが想定される。

イ 番号制度導入後の業務の流れ

本項では、収滞納管理事務に与える影響について記載する。

(7) 番号制度導入後の収滞納管理の流れ

滞納者の名寄せや、滞納処分にあたり他団体への実態調査を依頼する業務についての業務フローを示す。

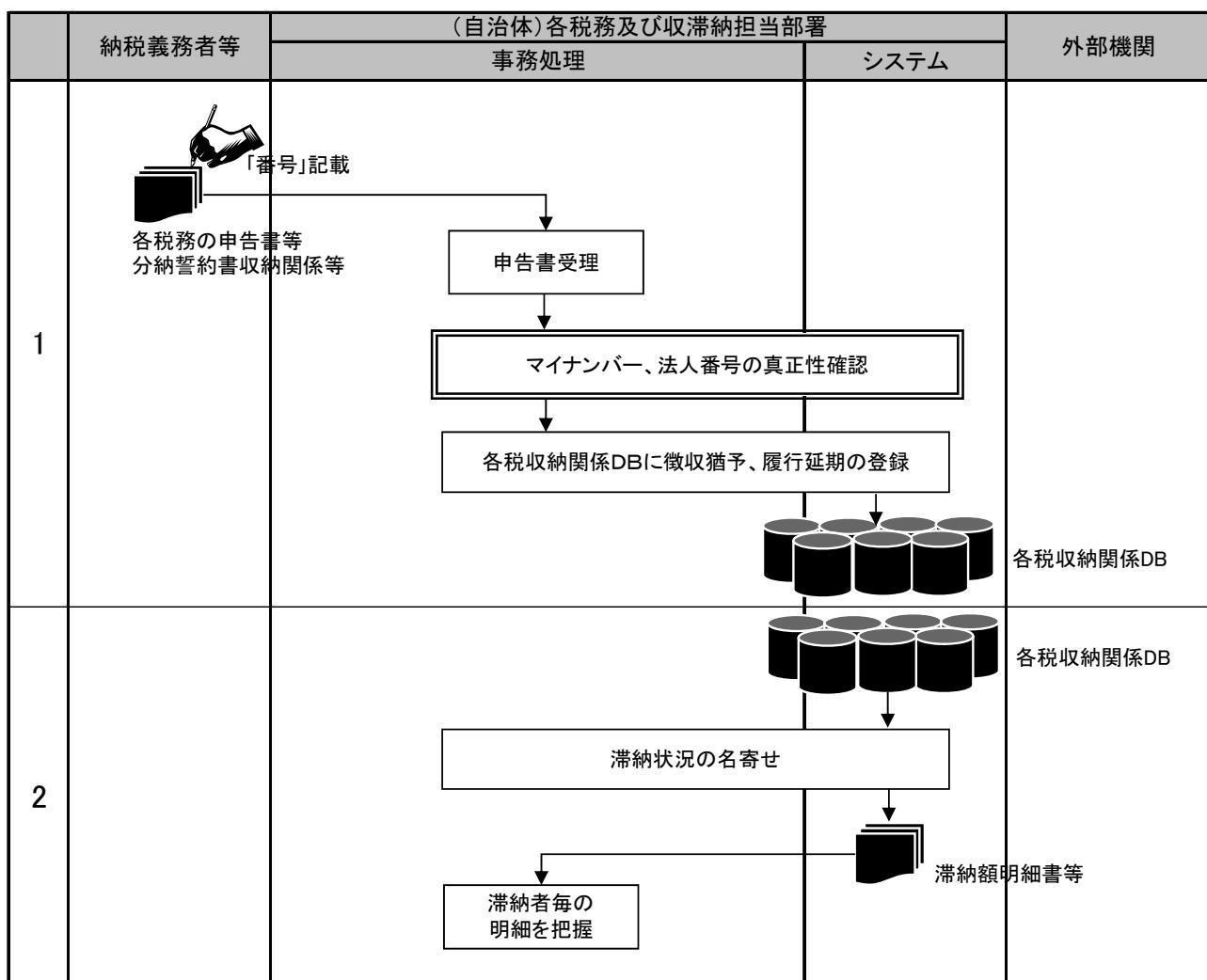


図 5-6-1 収滞納業務に関するマイナンバー、法人番号の活用(1/2)

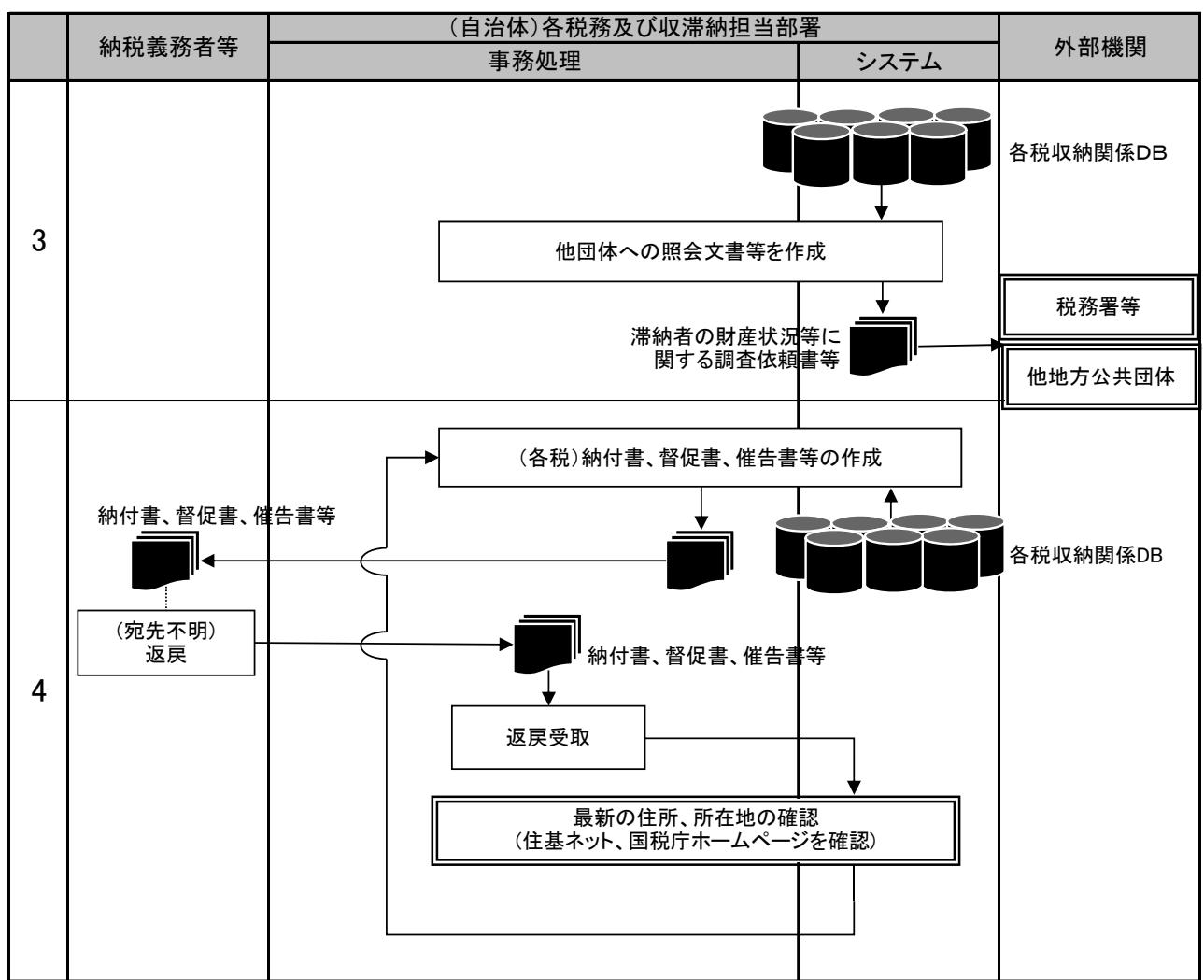


図 5-6-1 収滞納業務に関するマイナンバー、法人番号の活用(2/2)

表 5-6-1 収滞納業務に関するマイナンバー、法人番号の活用

項目番	項目	内容	影響
1	特定個人情報、特定法人情報を宛名管理システム等に登録	<ul style="list-style-type: none"> 地方団体に提出する書類へマイナンバー、法人番号を記載する。 地方税の賦課徴収に関する手続きに関し住民にマイナンバー、法人番号の提供を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 申告、申請、誓約等に関する届出書にマイナンバー、法人番号の記載欄を設ける。 マイナンバー、法人番号が記載された届出書のマイナンバー、法人番号の真正性を確認する。
2	収滞納状況の名寄せ	<ul style="list-style-type: none"> 地方団体は、特定個人情報ファイルにおける個人情報の検索及び管理のために個人番号を利用することができる（第6条）。 	<ul style="list-style-type: none"> 収滞納管理システムで、滞納状況の名寄せを行なう際のキーにマイナンバー、法人番号を利用することで、税目間の滞納明細の名寄せの精度が向上する。
3	滞納者の実態調査照会文書の回答依頼	<ul style="list-style-type: none"> 地方団体は、特定個人情報ファイルにおける個人情報の検索及び管理のために個人番号を利用することができる（第6条）。 他の地方団体に特定法人情報を求めるときは、法人番号を通知して行なう（第53条）。 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納者の実態調査照会文書に滞納者のマイナンバー、法人番号を記載する。
4	納付書等の発送と返戻	<ul style="list-style-type: none"> 地方税の賦課徴収に関する事務に必要な場合は、住基ネットに本人確認情報の提供を求めることができる。 地方団体で保有する特定法人情報について、事実と一致するように努める（第55条）。 	<ul style="list-style-type: none"> 納付書等の不着返戻が発生した場合、宛名管理システム等に保有している宛名情報が古いことが考えられるため、マイナンバー、法人番号を基に特定個人情報、特定法人情報を確認し、納付書等を再作成し発送する（マイナンバー、法人番号に関する確認方法は、マイナンバー、法人番号の真正性の確認方法と同様）。

(注1) マイナンバー、法人番号 の真正性の確認については、「(1) 宛名管理システム」を参照。

(注2) 番号制度導入後、重複宛名の整理が一斉になされることは現実的には難しいことも想定されるため、滞納状況の名寄せについては、収滞納管理システム側においてもマイナンバー、法人番号を利用することが想定される。

(注3) 納付書については、現行納付書の番号により管理がなされていることから、マイナンバーの記載は不要と考えられる。納付書の様式については、平成19年3月27日付け総税企第55号「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」（総務省自治税務局企画課長通知）も参照。

ウ 主要機能要件

「ウ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、「表 5-6-2」に示す。

表 5-6-2 方向性及び留意事項における区分一覧

区分	区分が示す意味
◎	番号制度上対応が必須
●	システムの実情によっては対応が必要

ここでは、番号制度導入に伴い必要となる収滞納管理システムの主要機能要件を示す。

表 5-6-3 収滞納管理における主要機能要件

項目番号	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、マイナンバー、法人番号を追加する。	収滞納管理データベースへのマイナンバー、法人番号の追加	宛名管理システムを参照していない収滞納管理システムでは、収納管理及び滞納管理のために用いるデータベースに、納税義務者のマイナンバー、法人番号を追加する。	●
2		マイナンバー、法人番号による検索等機能を追加する。	検索キーにマイナンバー、法人番号を追加	マイナンバー、法人番号による検索を可能にする。 宛名管理システムを参照していないシステムでは、マイナンバーが変更等された場合に変更前のマイナンバーを把握できるように考慮する。	◎ ●
3	表示機能	収納管理及び滞納管理のために用いる画面にマイナンバー、法人番号を追加する。	画面表示項目にマイナンバー、法人番号を追加	納税義務者のマイナンバー、法人番号を画面に追加する。	◎
4		収滞納管理の他団体への連絡に用いる帳票にマイナンバー、法人番号記載欄を追加する。	滞納者の実態地調査照会文書へのマイナンバー、法人番号の追加	滞納者のマイナンバー、法人番号を滞納者の実態調査照会文書に記載する。	◎
5	名寄せ機能	マイナンバー、法人番号による名寄せ機能へ変更する。	名寄せキー マイナンバー、法人番号へ変更	現在の宛名番号の他に、納税義務者に対応するマイナンバー、法人番号による名寄せを可能にすることも考えられる。(その場合、マイナンバー、法人番号が付番されない者についても考慮が必要になる。)	●

(注 1) マイナンバー、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名管理システム」を参照。

(注 2) 個人情報保護の観点から証明書等、本人宛に交付を行なう帳票や閲覧可能となる帳票にはマイナンバーを記載しない取扱いとすることが適当と考えられる。

6 システム改修要件（都道府県）

第4章の番号制度導入に伴う業務・システムへの影響の概要を踏まえ、本章では、都道府県の宛名管理システム、収滞納管理システム及び主な課税管理システムについての改修要件を示す。

（1）宛名管理システム

ア 番号制度導入における影響の全体像

宛名管理システムでは、地方税務における賦課、徴収等の業務に必要な個人、法人等に対する氏名、商号、事業所名等、住所及び所在地等の宛名情報が管理され、これらは、個人宛名番号、法人宛名番号によって関連付けられている。

市町村と異なり、既存住基システムを有しない都道府県では、申告書等から個人、法人の基本情報を収集・整備している。

個人、法人の基本情報の変更（氏名・名称変更や住所・所在地変更等）があると、税業務の申告書等の処理タイミングによっては、個人特定、法人特定ができず、調査等に時間を要することがある。

基本情報の収集・整備がなされないと、滞納整理等で複数の税目間で名寄せする際に名寄せ漏れが生じたり、納付書の不着返戻が発生したり、徴収業務にも支障が生じる。

基本情報の収集・整備については、平成27年1月以降、住基法の改正により、地方税務において住基ネットが利用できるようになる見込みであるが、さらに個人、法人の基本情報にマイナンバー、法人番号が追加され、申告書処理等における個人特定、法人特定にマイナンバー、法人番号が利用されることで、上記の現行の作業負荷が軽減されると考えられる。

番号制度導入の対応にあたっては、マイナンバー、法人番号を宛名管理システムに記録して管理することがシステム改修を局所化すると考えられる。

表 6-1-1 宛名管理システムでの管理対象者

項目番号	管理対象者	内容	キー	例	影響
1	個人	<ul style="list-style-type: none"> 個人事業税、不動産取得税、自動車二税等の納稅義務者及び賦課決定に必要な個人 	個人宛名番号	<ul style="list-style-type: none"> ○○一郎 ○○花子 ○○WAGNER 	<ul style="list-style-type: none"> 個人宛名番号とマイナンバーを紐付けして管理を行なうことで、マイナンバーと宛名情報を関連付けし、特定個人情報を管理する。 課税対象とはなり得るが付番されない個人（例えば、海外転出により住民基本台帳の除票処理をされた者など施行日時点で住民票が消除されている者が該当）の存在を踏まえ、宛名管理システムにおいては、既存の（個人）宛名番号は残しつつ、（個人）宛名番号とマイナンバーを紐付けして管理することが想定される。 マイナンバーの取得については、平成27年1月以降、住基法の改正により、地方税務において住基ネットが利用できるようになる見込みである（住基ネットの具体的な仕組みについては、今後の政府における検討を踏まえる必要がある）。
2	法人等	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県民税利子割、法人二税、不動産取得税、自動車二税、鉱区税等の納稅義務者及び賦課に必要な法人等 	法人宛名番号	<ul style="list-style-type: none"> ○○株式会社 ○○株式会社 ××事業所 ○○証券 ×× 支店 ○○大学 ○○病院 ○○協会 ○○連合会 ○○機構 ○○神社 	<ul style="list-style-type: none"> 法人宛名番号と法人番号を紐付けして管理を行なうことで、法人番号と宛名情報を関連付けして特定法人情報を管理する。 都道府県の法人番号の取得、管理については、基本的に市町村と同様である。国税庁長官は、法人番号を指定し、当該法人に対して通知する（第52条）。また、国税庁長官は、法人等の名称、所在地等と併せて法人番号を公表するものとされており（第54条）、これらの情報は国税庁ホームページ等で誰もが参照可能となるものと見込まれる（ただし、人格のない社団等の所在地等の公表は予め同意のあるものに限る）（具体的な仕組みについては、今後の政府における検討を踏まえる必要がある）。 法人番号については、利用範囲の制限等がなく、民間事業者等でも自由に利用できる。

(注) マイナンバー、法人番号が付番されない者がいることを踏まえ、既存の名寄せキーに代替するのではなく、追加して名寄せすることが想定される。不動産の共有者については、不動産を共有名義で取得した場合の不動産取得税は、共有者全員に納稅の告知が行われることから、本表では項目番号1の個人に含めている。

イ 番号制度導入後の業務の流れ

本項では、宛名管理システムに与える影響について記載する。

(7) 番号制度導入後のマイナンバーの真正性の確認の流れ

番号制度導入後に、マイナンバーの真正性の確認を行なうための想定フローを示す。

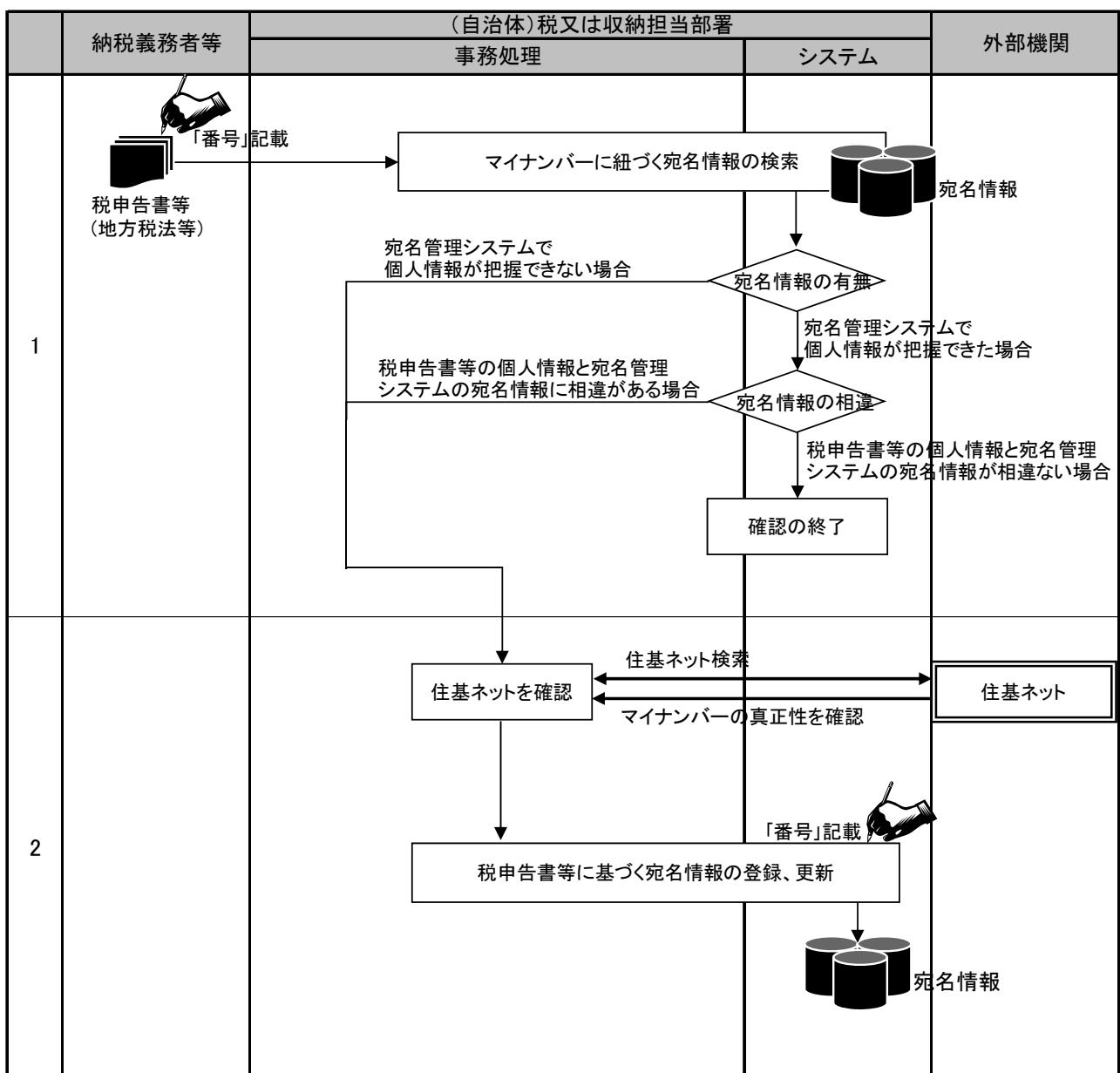


図 6-1-1 マイナンバーの真正性の確認

表 6-1-2 マイナンバーの真正性の確認

項目番	項目	内容	影響
1	宛名管理システムを用いたマイナンバーの真正性の確認	<ul style="list-style-type: none"> • 地方税の賦課徴収に関する事務に必要な限度でマイナンバーを利用することができる（第6条） • 地方税の賦課徴収に関する手続に関しマイナンバーの提供を求めることができる。 • マイナンバーの提供を受ける際、本人確認を行なう（第12条）とともに、マイナンバーの真正性を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> • 納税義務者等個人からの税申告書等にマイナンバーの記載欄を設ける。 • 税申告書等に記載された基本4情報又はマイナンバーで宛名管理システムを検索する。 • 宛名管理システムにおいて特定個人情報が検索でき、宛名管理システムの特定個人情報が税申告書等に記載された内容と一致した場合は、マイナンバーの真正性が確認できたものとする。 • 宛名管理システムにおいて特定個人情報が検索できない場合、又は宛名管理システムの特定個人情報が税申告書等に記載された内容と相違がある場合は、項番2に記載する手段を用いてマイナンバーの真正性を確認する。
2	宛名管理システム以外を用いたマイナンバーの真正性の確認	<ul style="list-style-type: none"> • 地方税の賦課徴収に関する事務に必要な場合は、住基ネットに本人確認情報の提供を求めることができる 	<ul style="list-style-type: none"> • 税申告書等に記載された基本4情報又はマイナンバーで、住基ネットを照会するなどして、申告書等で提供されたマイナンバーの真正性を確認し、真正性を確認した特定個人情報は、必要に応じて宛名管理システムへの登録を行なう。 • また、必要に応じて最新の特定個人情報を宛名管理システムへの登録を行なう。

(注) 税申告書等の処理タイミングによっては、税申告書等に記載された特定個人情報が住所変更等で変更されている場合があり得るが、そのような場合、税申告書等に記載された特定個人情報と宛名管理システム等の情報で相違が発生するため、特定個人情報の真正性の確認のため住基ネットに対して本人確認情報の提供を求ることになる。

(1) 番号制度導入後の法人番号の真正性の確認の流れ

番号制度導入後に、法人番号の真正性の確認を行なうための想定フローを示す。

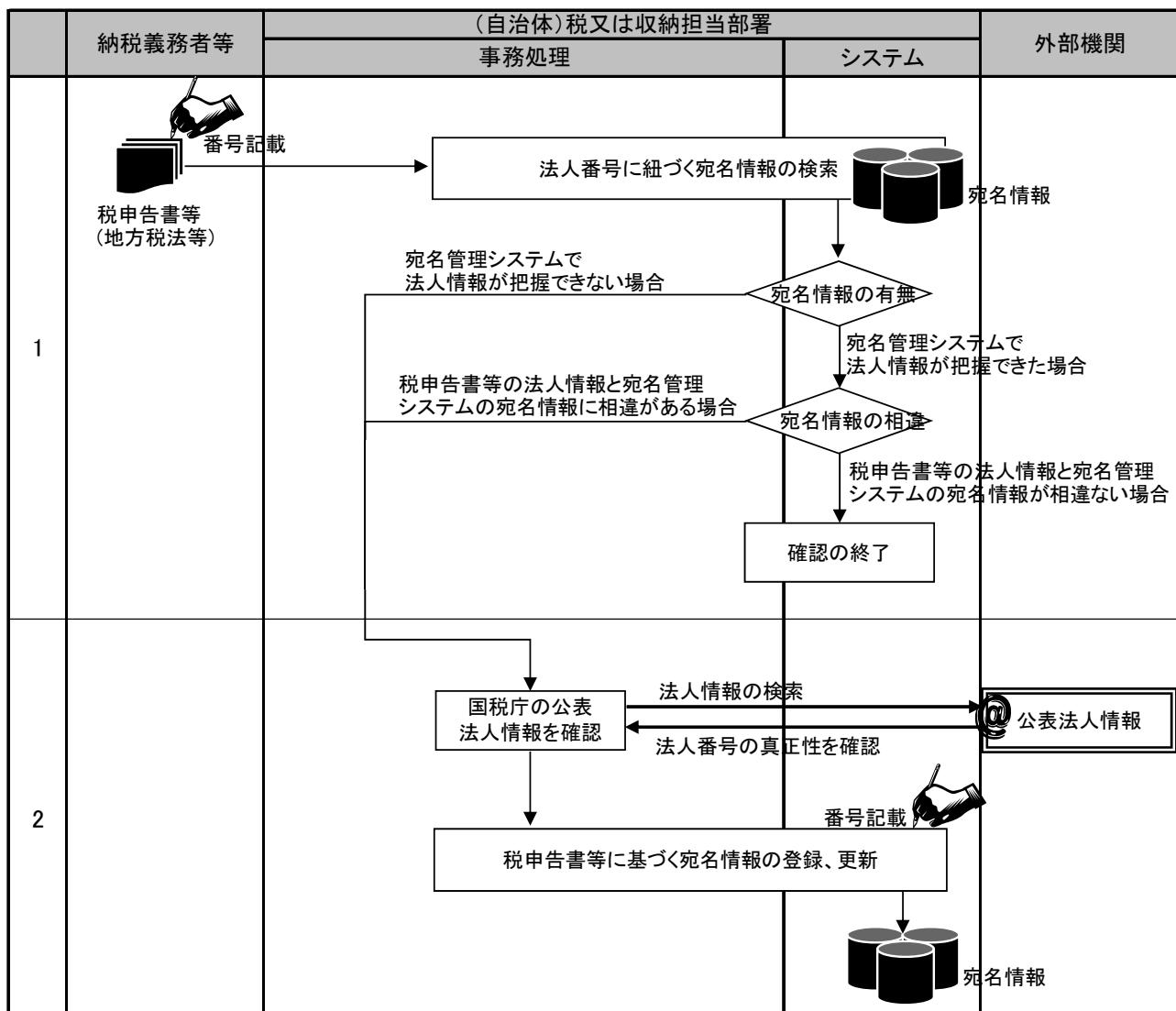


図 6-1-2 法人番号の真正性の確認

表 6-1-3 法人番号の真正性の確認

項目番	項目	内容	影響
1	宛名管理システムを用いた法人番号の真正性の確認	<ul style="list-style-type: none"> 地方税の賦課徴収に関する事務に法人番号を利用することができる。 所有する特定法人情報について過去又は現在の事実と合致するように努めなければならない（第55条）。 	<ul style="list-style-type: none"> 納税義務者等法人からの税申告書等に法人番号の記載欄を設ける。 税申告書等に記載された法人番号で宛名管理システムを検索する。 宛名管理システムにおいて特定法人情報が検索でき、宛名管理システムの特定法人情報が税申告書等に記載された内容と一致した場合は、法人番号の真正性が確認できたものとする。 宛名管理システムにおいて特定法人情報が検索できない場合、又は宛名管理システムの特定法人情報が税申告書等に記載された内容と相違がある場合は、項番2に記載する手段を用いて法人番号の真正性を確認する。
2	宛名管理システム以外を用いた法人番号の真正性の確認	<ul style="list-style-type: none"> 国税庁長官は、法人番号の指定を受けた法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表する（第52条） 国税庁長官に対し、法人番号保有法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の提供を求めることができる（第53条） 	<ul style="list-style-type: none"> 税申告書等に記載された情報で、国税庁が公表する商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の情報を検索及び法人番号を確認するなどして、申請書等で提供された法人番号の真正性を確認し、必要に応じて最新の特定法人情報を宛名管理システムへの登録を行なう。

(注) 国税庁が法人番号を付番、通知、公表するタイミングにより、地方団体に提出する法人設立（変更）等の申告書には法人番号が記載されないことも想定される。

(イ) 宛名管理システムの基本4情報による初期突合とマイナンバーの記録

番号制度導入後に、宛名管理システムの基本4情報による初期突合とマイナンバーの記録を行なうための想定フローを示す。

「4 番号制度導入による地方税に係る業務・システムへの影響」で記載したとおり、都道府県の住民については、宛名管理システムが保有する基本4情報の状態によっては突合しない場合があり、その紐付けに負担が見込まれることから、費用対効果を検証して対応を検討し、可能な範囲で初期突合を行なうといったことも考えられるものである。

また、「4 (3) 想定スケジュールと移行に係る留意事項」のとおり、平成27年1月（第三号住民基本台帳法施行）以降は、「本人確認情報」にマイナンバーが含まれ、住基ネットでのマイナンバーを含む本人確認情報の提供・利用が見込まれる。地方団体が、番号制度導入時に、地方税システム（宛名管理システム）にマイナンバーを記録するには、住基ネット側から取得したマイナンバーを含む本人確認情報を、セットアップ・ツール等を用いて一括処理することが考えられる。

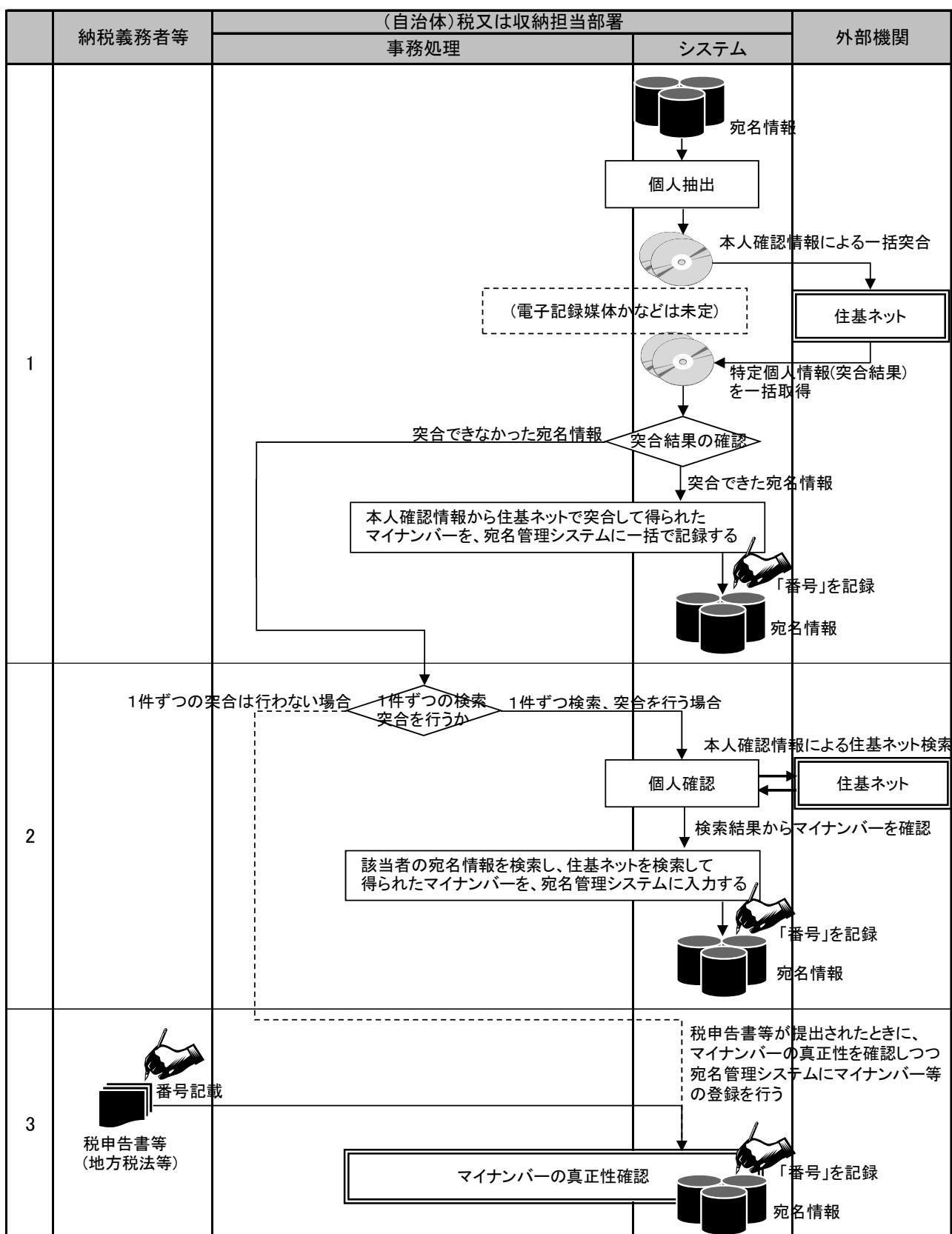


図 6-1-3 基本 4 情報による初期突合とマイナンバーの記録

表 6-1-4 基本4情報による初期突合とマイナンバーの記録

項目番	項目	内容	影響
1	基本4情報による初期突合とマイナンバーの記録（一括）	<ul style="list-style-type: none"> 宛名管理システムの住民データにマイナンバーを記録する（第6条） 地方税の賦課徴収に関する事務に必要な場合は、住基ネットに本人確認情報の提供を求めることがある 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県の住基ネットを利用したマイナンバーの一括突合については今後の政府の検討を踏まえる必要があるが、以下のとおり想定。 宛名管理システムから突合用に個人情報ファイルを作成する。 住基ネットに照会し、住基ネットの基本4情報と一緒に突合させ、マイナンバーを含む基本4情報を提供を受ける。 突合できた個人に対して、マイナンバー、基本4情報を宛名管理システムに一括登録する。
2	基本4情報による初期突合とマイナンバーの記録（個別）	<ul style="list-style-type: none"> 宛名管理システムの住民データにマイナンバーを記録する（第6条） 地方税の賦課徴収に関する事務に必要な場合は、住基ネットに本人確認情報の提供を求めることがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 一括で突合できなかった個人について個別に突合を行なう場合は、個人の基本情報で住基ネットを検索し、検索結果から突合できた場合は、マイナンバー、基本4情報を宛名管理システムに登録する。
3	基本4情報による初期突合とマイナンバーの記録（申告書処理時）		<ul style="list-style-type: none"> 税申告書等に記載されたマイナンバーの真正性を確認し、マイナンバー、基本4情報を宛名管理システムに記録する。

(I) 宛名管理システムの法人の基本情報による初期突合と法人番号の記録

番号制度導入後に、宛名管理システムの法人の基本情報による初期突合と法人番号の記録を行なうための想定フローを示す。

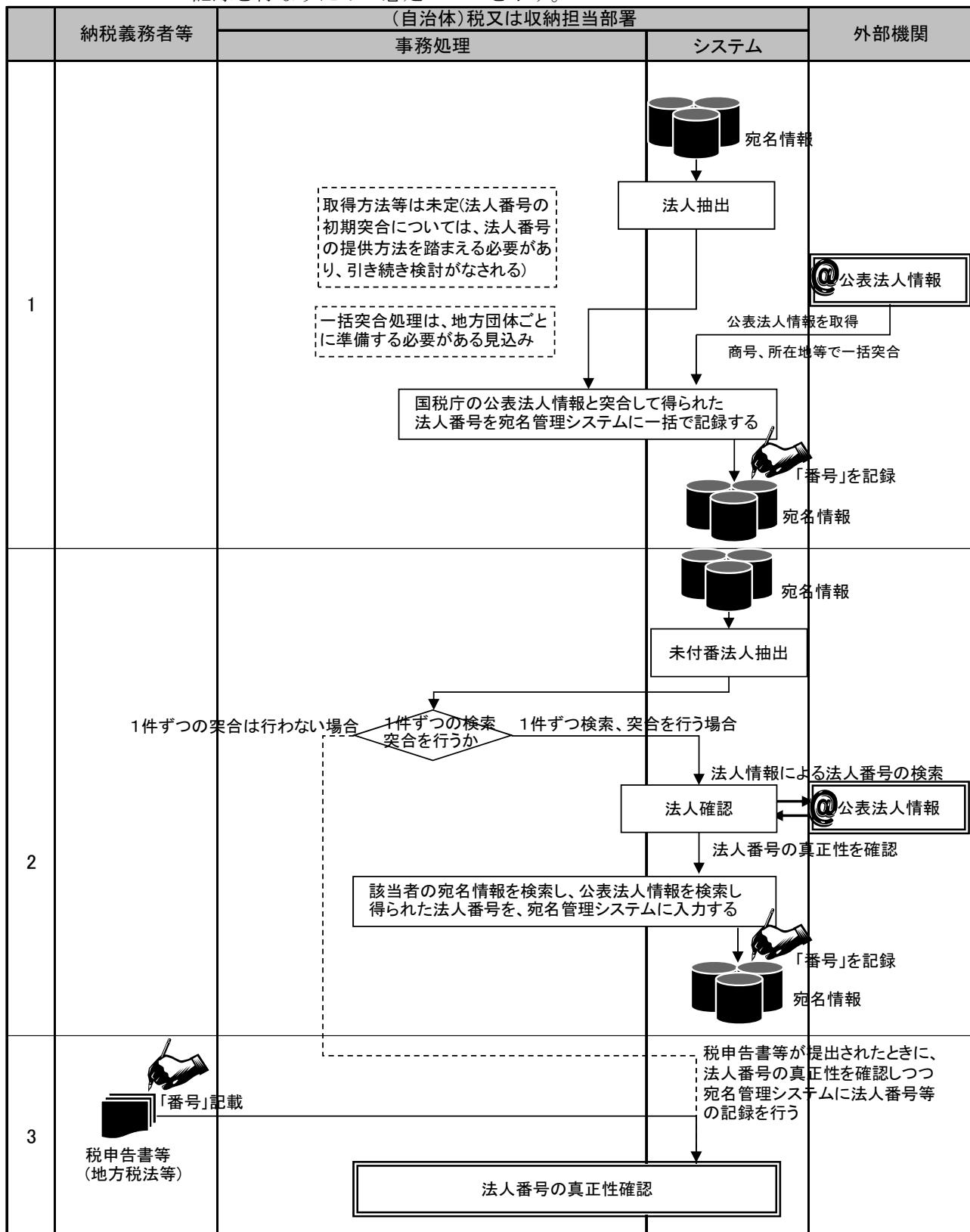


図 6-1-4 法人の基本情報による初期突合と法人番号の記録

表 6-1-5 法人番号の初期突合

項目番	項目	内容	影響
1	法人の基本情報による初期突合と法人番号の記録（一括）	<ul style="list-style-type: none"> 地方税の賦課徴収に関する事務に法人番号を利用することができる。 保有する特定法人情報について、過去又は現在の事実と合致するように努めなければならない（第55条）。 国税庁長官に対し、法人番号保有法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の提供を求めることができる（第53条） 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の基本情報による初期突合と法人番号の記録については今後の政府の検討を踏まえる必要があるが、以下のとおり想定。 宛名管理システムから法人の「商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地」を抽出し、法人情報の突合用に法人情報ファイルを作成する。 国税庁が公表する公表法人情報と一括突合し、法人番号を特定する。 一括で突合できた法人に対して、法人番号等を宛名管理システムに一括記録する。
2	法人の基本情報による初期突合と法人番号の記録（個別）	<ul style="list-style-type: none"> 国税庁長官は、法人番号の指定を受けた法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表する（第52条） 	<ul style="list-style-type: none"> 一括で突合できなかった法人について個別に突合を行なう場合は、法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地等で国税庁が公表する特定法人情報を検索し、検索結果から当該法人であると特定できた場合は、当該法人の法人番号を宛名管理システムに入力して記録する。
3	法人の基本情報による初期突合と法人番号の記録（申告書処理時）		<ul style="list-style-type: none"> 税申告書等に記載された法人番号の真正性を確認し、システムに記録する。

ウ 主要機能要件

「ウ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、「表 6-1-6」に示す。

表 6-1-6 方向性及び留意事項における区分一覧

区分	区分が示す意味
◎	番号制度上対応が必須
●	システムの実情によっては対応が必要

ここでは、番号制度に伴い必要となる宛名管理システムの主要機能要件を示す。

表 6-1-7 宛名管理システムにおける主要機能要件(1/2)

項目番号	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	マイナンバー、法人番号の管理、真正性の確保	宛名データベースに、マイナンバー、法人番号を追加(第16条)する。	宛名データベースへのマイナンバーの追加	マイナンバーを保有・管理できるようにする。 マイナンバーが変更等された場合に、以前のマイナンバーを管理する。	◎
2			宛名データベースへの法人番号の追加	番号制度施行前の死亡者、海外転出により住民基本台帳の除票処理をされた者、短期滞在の外国人等、マイナンバーを把握できるように考慮する。 法人番号を保有・管理できるようにする。	◎
3			マイナンバーでの検索機能等の追加	マイナンバーでの検索機能を追加する。 マイナンバーの保守機能を追加する。 変更前のマイナンバーでの検索機能を追加する。	◎
4		法人番号による検索機能等を追加する。	法人番号での検索機能等の追加	法人番号での検索機能を追加する。 法人番号の保守機能を追加する。	◎
5			マイナンバーに紐づく個人情報、法人番号に紐づく法人情報の整合等	税業務等で申告等があるごとに、マイナンバーでの検索機能とマイナンバーの保守機能を利用して、申告書等の基本情報を宛名管理システムで管理する特定個人情報に相違がないかを確認し、マイナンバー、基本4情報を宛名管理システムに記録する。 住基ネットを利用したマイナンバーの一括突合については今後の政府の検討を踏まえる必要があるが、突合できた個人に対して、住基ネットから提供されたマイナンバー、基本4情報を一括で記録する仕組みを構築する。	●

(注) マイナンバーの保有・管理については、「4 番号制度導入による地方税に係る業務・システムへの影響」、「4 (3) 想定スケジュールと移行に係る留意事項」、「3 (7) ヒアリング調査結果のご紹介」を参照。

表 6-1-7 宛名管理システムにおける主要機能要件(2/2)

項目番号	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
6	マイナンバー、法人番号の真正性の確保	マイナンバーに紐づく本人確認情報、法人番号に紐づく法人情報の整合等	法人番号に紐づく法人情報の整合	<p>法人については、税申告等があるごとに、申告書等の法人情報（法人等の商号又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地）と宛名管理システムで管理する特定法人情報に相違がないかを確認する。</p> <p>国税庁ホームページ等に公表される情報を利用した法人番号の一括突合については今後の政府の検討を踏まえる必要があるが、突合できた法人に対して、国税庁ホームページ等に公表される法人番号と商号又は名称、本店又は主たる事業所の所在地等の基本情報を一括で記録する仕組みを構築する。</p>	◎

(注 1) 住基ネットを利用してマイナンバーを初期突合する場合、都道府県の基本4情報により突合を行なうものと想定されるが、納税義務者個人について都道府県のシステムで保有する基本4情報の現況から、生年月日や性別が無いものや、都道府県内の個人の情報であっても住所情報が最新でないものがあるなどが想定され、住基ネットの基本4情報と突合させるための個人の基本情報の収集・整備が課題となることが想定される。

(注 2) 都道府県において個人の基本4情報の収集・整備については、情報保有機関によって基本4情報による要求に基づいて生成されることが想定される「符号」の取得を行なう上でも課題となることが想定される。「符号」の取得等の具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。

(2) 個人事業税システム

ア 番号制度導入における影響の全体像

個人事業税は、個人が営む事業のうち、特に法律で定められた事業（法定業種）に課する税（地方税法72条の2・3項ほか）で、賦課課税方式を採用している。

番号制度導入によって、個人事業税申告書、所得税確定申告書、住民税申告書等にマイナンバーが記載されることによって、納税義務者の個人特定作業の効率化が期待できる。

また、これまで照会文書で取り交わしていた情報授受を、番号制度導入後は情報提供ネットワークシステムを介して他団体との情報連携により行なうなどで、業務が効率化することが想定される。

表 6-2-1 個人事業税の納税義務者

項目番号	納税義務者	影響
1	<ul style="list-style-type: none">● 都道府県内に事務所又は事業所を設けて、法定業種の事業を行っている個人	<ul style="list-style-type: none">● 事業を営む個人が提出する個人事業の開業（廃業・移転）等報告書からマイナンバーを取得し、個人事業税の課税資料作成で利用する。
2	<ul style="list-style-type: none">● 事業所等を設けないで事業を行っている場合については、その事業を行なう者の住所又は居所のうち、その事業と最も関係の深いもの（自宅など）をもって事業所等とみなす。	

イ 番号制度導入後の業務の流れ

本項では、個人事業税の事務に与える影響について記載する。

(7) 番号制度導入後の個人事業税課税情報の整備の流れ

個人事業の開業（廃業・移転）等の報告書から、個人事業税課税情報を整備する業務についての業務フローを示す。

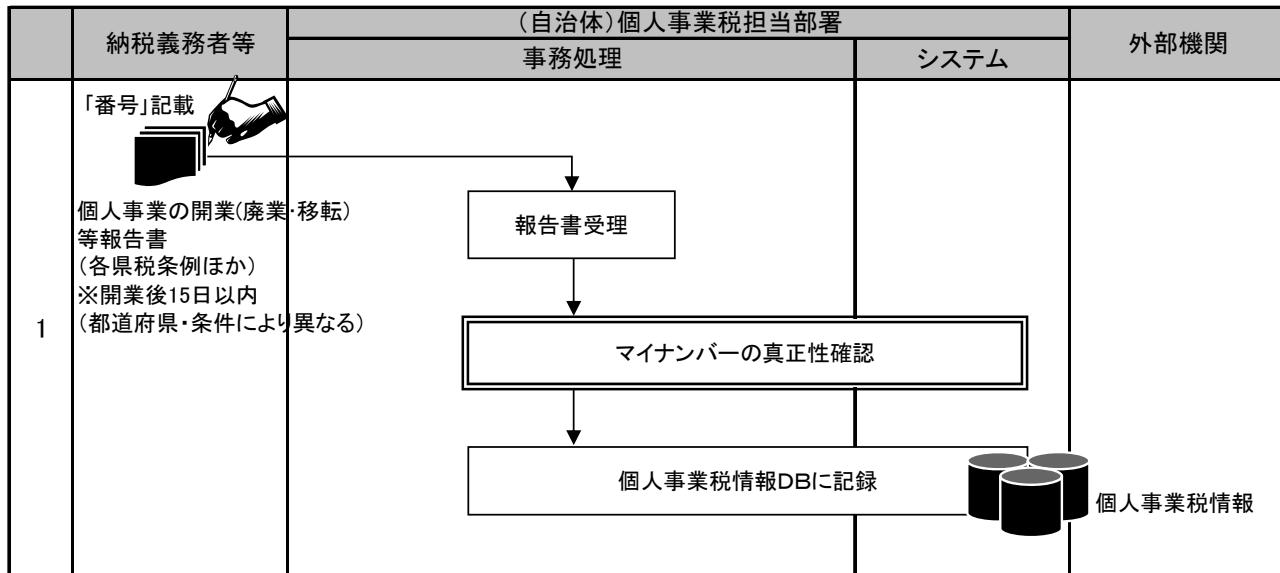


図 6-2-1 個人事業税情報の登録、修正

表 6-2-2 個人事業税情報の登録、修正

項目	内容	影響
1 個人事業税のための個人事業の開業等の届出	<ul style="list-style-type: none"> 地方団体に提出する書類へマイナンバーを記載する。 地方税の賦課徴収に関する手続きに関し、住民にマイナンバーの提供を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県に提出される個人事業の開業・廃業等届出書にマイナンバーの記載欄を設ける。 届出書に記載されたマイナンバーの真正性を確認する。

(注) マイナンバーの真正性の確認については、「(1) 宛名管理システム」を参照。

(1) 番号制度導入後の個人事業税の申告に係る事務処理の流れ

納税義務者等から提出された申告書から、個人事業税に関する申告についての業務フローを示す。

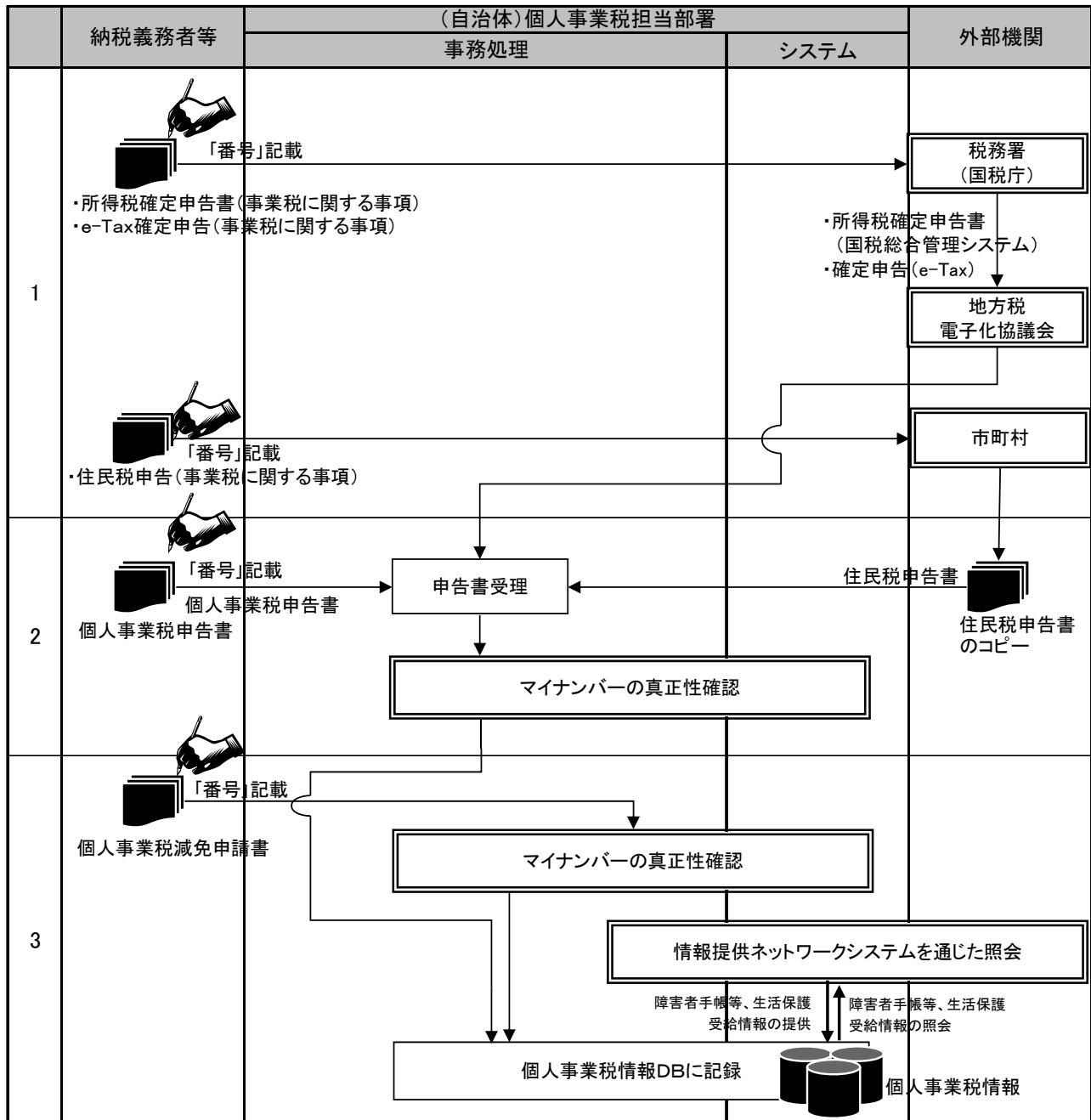


図 6-2-2 個人事業税に関する申告

表 6-2-3 個人事業税に関する申告

項目番号	項目	内容	影響
1	申告書等の記入	<ul style="list-style-type: none"> 地方団体に提出する書類にはマイナンバーを記載する。 地方税の賦課徴収に関する手続きに関し、納税義務者にマイナンバーの提供を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 所得税確定申告データにマイナンバーが追加されるため、申告データの取込レイアウトにマイナンバーを追加する。 住民税申告書、事業税申告書には、マイナンバー記載欄が設けられるため、データパンチ等を行なう場合はパンチデータのレイアウトにマイナンバーの追加を行なう。
2	申告書等の受理	<ul style="list-style-type: none"> 地方団体に提出する書類へマイナンバーを記載する。 地方税の賦課徴収に関する手続きに関し、納税義務者にマイナンバーの提供又は提出を求める。 地方団体は、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の求めを行なうことができる（第17条）。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人事業税申告書に、マイナンバーの記載欄を設ける。 個人事業税申告書のマイナンバーの真正性を確認する。 納税義務者からの減免等の申請書にマイナンバーの記載欄を設ける。 提供されたマイナンバーで宛名管理システム等を検索し、特定個人情報を照合することで、マイナンバーの真正性を確認する。 個人事業税の減免（地方税法72条62項）を判定するため、障害者手帳等及び生活保護受給情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行なう。 情報提供ネットワークシステムから提供された特定個人情報をを利用して、減免判定を行なう。
3	個人事業税課税資料作成	<ul style="list-style-type: none"> 個人事業税の課税情報に納税義務者のマイナンバーを利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人事業税の課税情報で、納税義務者のマイナンバーを利用（検索等）できるようにする。

(注1) マイナンバーの真正性の確認については、「(1) 宛名管理システム」を参照。

(注2) 情報提供ネットワークシステムの具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。

ウ 主要機能要件

「ウ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、「表 6-2-4」に示す。

表 6-2-4 方向性及び留意事項における区分一覧

区分	区分が示す意味
◎	番号制度上対応が必須
●	システムの実情によっては対応が必要

ここでは、番号制度に伴い必要となる個人事業税システムの主要機能要件を示す。

表 6-2-5 個人事業税における主要機能要件

項目番号	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、マイナンバーを追加する。(第16条)	個人事業税 税データベースへの マイナンバーの追加	宛名管理システムを参照していない個人事業税システムでは、賦課及び徴収のために用いるデータベースにマイナンバーを追加する。	●
2				番号制度施行前の死亡者、海外転出により住民基本台帳の除票処理をされた者、短期滞在の外国人等、マイナンバーが付番されない個人が残ることも考慮する。	●
3		マイナンバーによる検索等機能を追加する(第6条)	検索キーに マイナンバーを追加	マイナンバーによる検索を可能にする。 変更等したマイナンバーによる検索を可能にする。	◎ ◎
4	表示機能	個人事業税の賦課及び徴収のために用いる画面にマイナンバーを追加する。	画面表示項目にマイナンバーを追加	納税義務者のマイナンバーを画面に追加する。 マイナンバーを変更等した場合に、変更前のマイナンバーを把握できるように考慮する。	◎ ●
5		個人事業税の賦課及び徴収のために用いる帳票にマイナンバー記載欄を追加する。	申告書等へのマイナンバー記載欄の追加	マイナンバーを、申告書等の帳票に追加する。	◎
6	情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会	生活保護受給情報の照会を行なう。	情報取得 情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により生活保護受給情報を取得する仕組みを追加する。	●
7		障害者手帳等情報の照会を行なう。		情報提供ネットワークシステムを通じた照会により障害者手帳等情報を取得する仕組みを追加する。	●

(注1) マイナンバーの真正性の確認については、「(1) 宛名管理システム」を参照。

(注2) 情報提供ネットワークシステムの具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。

(注3) 個人情報保護の観点から証明書等、本人宛に交付を行なう帳票や閲覧可能となる帳票にはマイナンバーを記載しない取扱いとすることが適当と考えられる。

(3) 自動車税システム

ア 番号制度導入における影響の全体像

自動車税は、課税の客体が、乗用車、トラック、バス、三輪の小型自動車等（地方税法147条）で、これらは既に登録ナンバーによる番号管理がなされている。

自動車税の納税義務者は自動車の所有者であり（地方税法145条）、自動車等の所有者にマイナンバー、法人番号の提供を求め、賦課及び徴収のために行なう事務にマイナンバー、法人番号を利用する事が想定される。

表 6-3-1 自動車税の納税義務者

項目番号	課税客体	納税義務者	影響
1	自動車	<ul style="list-style-type: none">所有者に主たる定置場所在の都道府県が課税（地方税法145条）売主が所有権を留保しているときは、買主を所有者とみなす（地方税法145条）	<ul style="list-style-type: none">自動車税・自動車取得税申告書からマイナンバー、法人番号を取得し、自動車税課税資料作成で利用する。

イ 番号制度導入後の業務の流れ

本項では、自動車税の事務に与える影響について記載する。

(7) 番号制度導入後の自動車税に関する課税情報の整備の流れ

自動車税申告書から、自動車税に関する課税情報を整備する業務についての業務フローを示す。

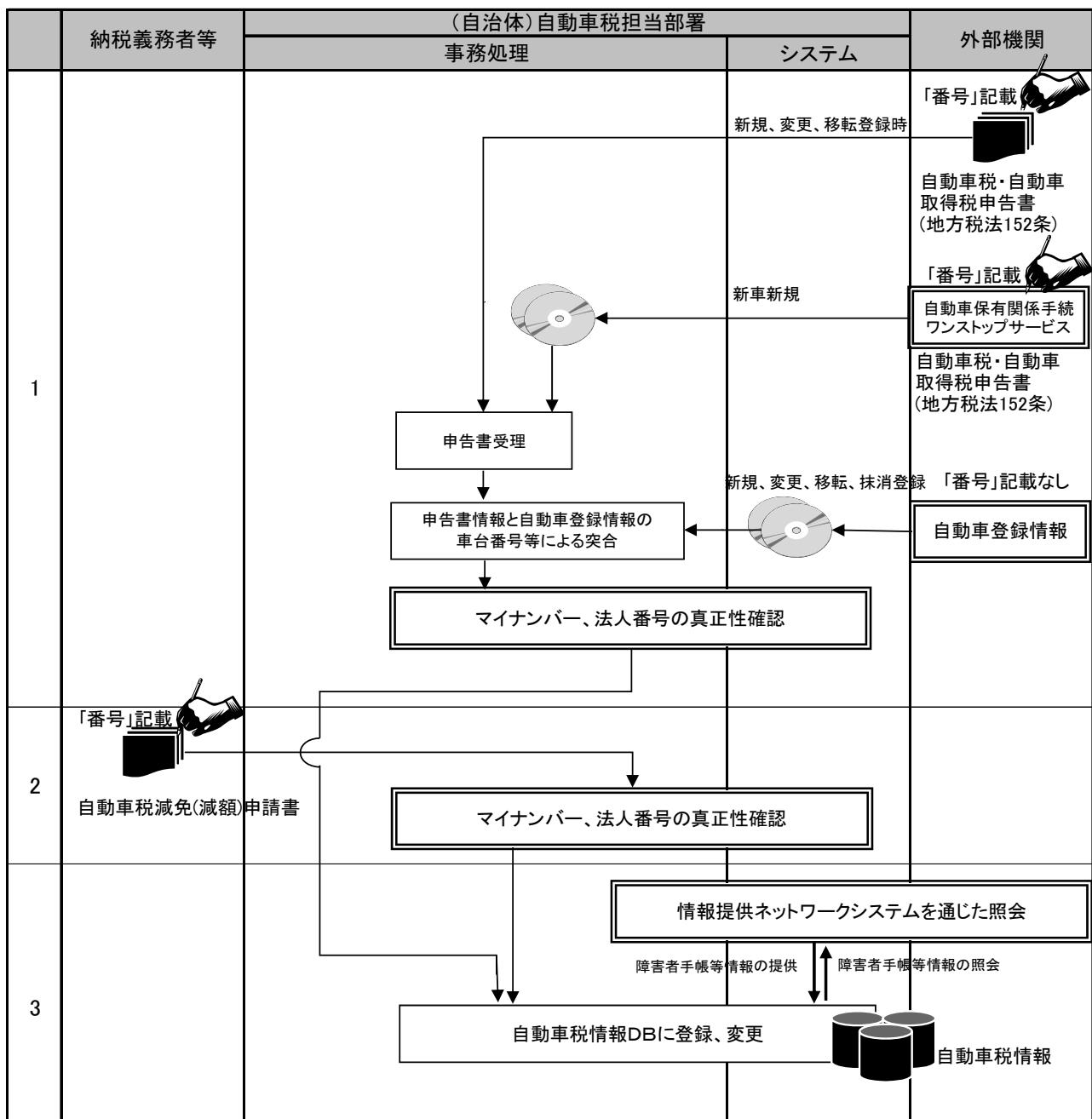


図 6-3-1 自動車税に関する課税情報の登録、変更

表 6-3-2 自動車税に関する課税情報の登録、変更

項目番	項目	内容	影響
1	自動車税の申告	<ul style="list-style-type: none"> 地方団体に提出する書類へマイナンバー、法人番号を記載する。 地方税の賦課徴収に関する手続きに関し、住民にマイナンバー、法人番号の提供を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車税・自動車取得税申告書にマイナンバー、法人番号の記載欄を設ける。 自動車保有关係手続きワンストップサービス(OSS)からの自動車税・自動車取得税申告書データにもマイナンバー、法人番号が記録される。 申告書情報と自動車登録情報を車台番号等により突合する。 自動車税・自動車取得税申告書及び自動車税・自動車取得税申告書データに記載又は記録されたマイナンバー、法人番号の真正性を確認する。 氏名又は名称、住所又は所在地で宛名管理システム等を照合して、既にマイナンバー、法人番号が記録されているかを確認できるようとする。 マイナンバー、法人番号が記録されていない場合は、住基ネット、国税庁ホームページを確認する。
2	所有者からの減免等の申請	<ul style="list-style-type: none"> 地方団体に提出する書類へマイナンバー、法人番号をする。 地方税の賦課徴収に関する手続きに関し、マイナンバー、法人番号の提供を求める。 地方団体は、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の求めを行なうことができる(第17条)。 	<ul style="list-style-type: none"> 減免等の申請書にマイナンバー、法人番号の記載欄を設ける。 申請書に記載されたマイナンバー、法人番号で宛名管理システム等を検索し、特定個人情報、特定法人情報を照合することで、マイナンバー、法人番号の真正性を確認する。 自動車税の減免(地方税法162条)を判定するため、障害者手帳等情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行なう。 情報提供ネットワークシステムから提供された特定個人情報をを利用して、減免判定を行なう。
3	自動車税課税資料作成	<ul style="list-style-type: none"> 自動車税の課税情報に所有者等のマイナンバー、法人番号を利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車税の課税情報に、確認された納税義務者に対するマイナンバー、法人番号等を利用(検索等)できるようにする。

(注1) マイナンバー、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名管理システム」を参照。

(注2) 情報提供ネットワークシステムの具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。

(1) 番号制度導入後の自動車税に関する納税通知書の作成の流れ

自動車税課税情報から、自動車税に関する納税通知書を作成する業務についての業務フローを示す。

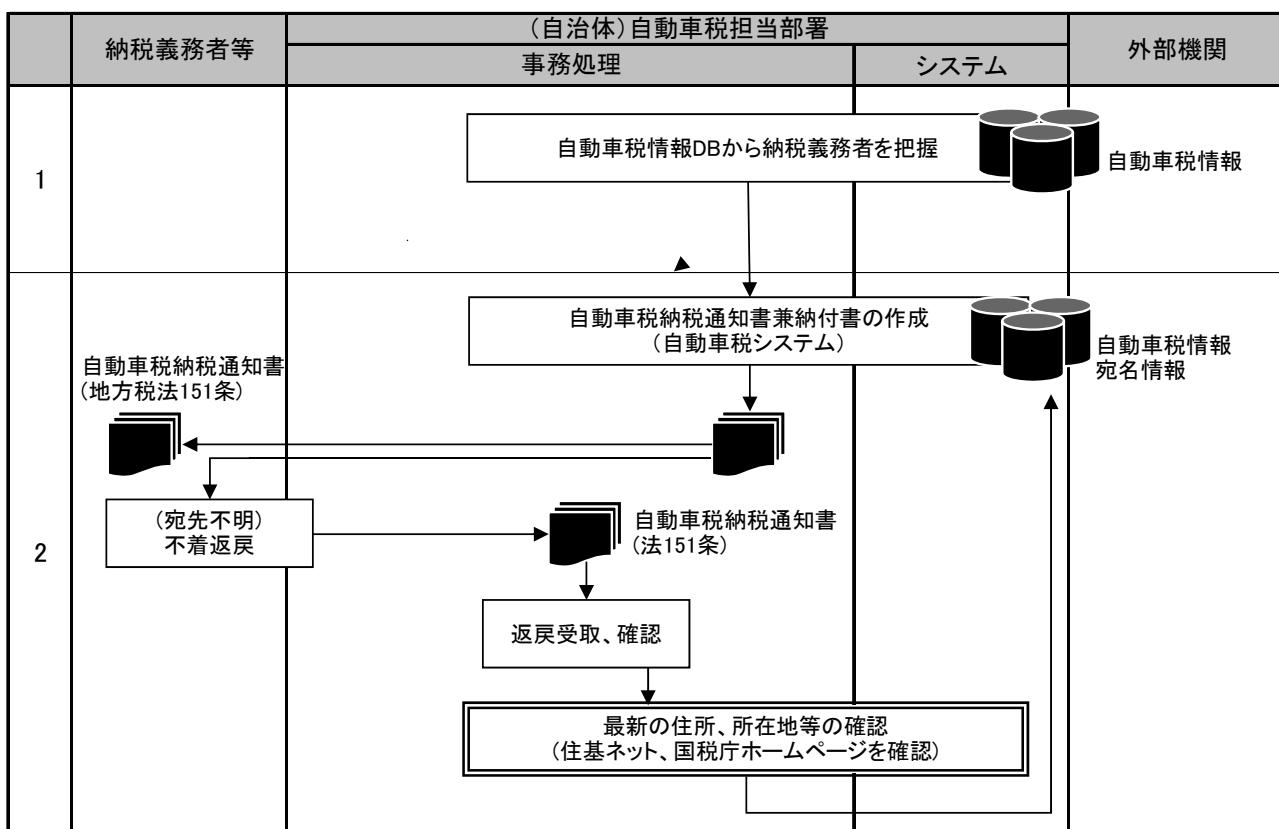


図 6-3-2 自動車税に関する納税通知書の作成

表 6-3-3 自動車税に関する納税通知書の作成

項目番	項目	内容	影響
1	自動車税の納税義務者の宛名情報の収集・整理	<ul style="list-style-type: none"> 自動車税情報DBから納税通知書の作成対象を抽出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 納税通知書を作成する際のキーとして、マイナンバー、法人番号を利用する。
2	自動車税の納税通知書の発送と不着返戻	<ul style="list-style-type: none"> 地方税の賦課徴収に関する事務に必要な場合は、住基ネットに本人確認情報の提供を求めることができる。 地方団体で保有する特定法人情報について、事実と一致するように努める(第55条)。 	<ul style="list-style-type: none"> 宛名管理システムなどの情報を検索し確認する。 住基ネット、国税庁ホームページを検索し、最新の住所、所在地等を確認する。確認された基本情報をシステムに記録し、納税通知書等を再作成する。

(注1) マイナンバー、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名管理システム」を参照。

(注2) 納税義務者宛ての納税通知書には、個人情報保護の観点からマイナンバーは記載しないこととすることが適当と考えられる。

ウ 主要機能要件

「ウ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、「表 6-3-4」に示す。

表 6-3-4 方向性及び留意事項における区分一覧

区分	区分が示す意味
◎	番号制度上対応が必須
●	システムの実情によっては対応が必要

ここでは、番号制度導入に伴い必要となる自動車税システムの主要機能要件を示す。

表 6-3-5 自動車税における主要機能要件

項目番号	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、マイナンバー、法人番号を追加する。(第16条)	自動車税データベースへのマイナンバー、法人番号の追加	宛名管理システムを参照していない自動車税システムでは、賦課及び徴収のために用いるデータベースに、所有者等のマイナンバー、法人番号を追加する。	●
2		マイナンバー、法人番号による検索等機能の追加(第6条)	検索キーにマイナンバー、法人番号を追加	マイナンバー、法人番号による検索を可能にする。 宛名管理システムを参照していないシステムでは、マイナンバーが変更等された場合に変更前のマイナンバーを把握できるように考慮する。	◎ ●
3	表示機能	自動車税の賦課及び徴収のために用いる画面にマイナンバー、法人番号を追加する。	画面表示項目にマイナンバー、法人番号を追加	所有者等のマイナンバー、法人番号を画面に追加する。	◎
4		自動車税の賦課及び徴収のために用いる帳票にマイナンバー、法人番号記載欄を追加する。	申告書等へのマイナンバー、法人番号記載欄の追加	マイナンバー、法人番号を申告書等の帳票に追加する。	◎
5	名寄せ機能	マイナンバー、法人番号による名寄せ機能への変更	名寄せキーをマイナンバー、法人番号へ変更	現在の登録ナンバーや所有者の宛名番号の他に、所有者のマイナンバー、法人番号による名寄せを可能にすることも考えられる。(その場合、マイナンバー、法人番号が付番されない者に対する考慮が必要になる。)	●
6	情報提供ネットワークシステムを介した情報照会	障害者手帳等に係る情報の照会を行なう。	情報提供ネットワークシステムを通じた照会と情報の取得の仕組み	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により障害者手帳等情報を取得する仕組みを追加する。	●

(注1) マイナンバー、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名管理システム」を参照。

(注2) 情報提供ネットワークシステムの具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。

(注3) 個人情報保護の観点から通知書や証明書等、本人宛に交付を行なう帳票や閲覧可能となる帳票にはマイナンバーを記載しない取扱いとすることが適当と考えられる。

(4) 法人道府県民税・事業税システム

ア 番号制度導入における影響の全体像

法人道府県民税は、法人税額を基礎に課する法人税割と、資本金等の額及び従業員数を基礎に課す均等割がある。

法人事業税は、所得金額又は収入金額等を基礎に課するが、資本金又は出資金が1億円を超える法人には、他に外形標準課税制度が適用されている。

法人道府県民税及び法人事業税は、申告納付方式を採用しているため、番号制度導入によって届出書や申告書にマイナンバー、法人番号が記載され、都道府県では申告書等の処理作業でマイナンバー、法人番号を利用することが想定され、また賦課及び徴収等の事務においてもマイナンバー、法人番号を利用することが想定される。

表 6-4-1 法人道府県民税・事業税の納税義務者

項目番号	納税義務者	影響
1	● 都道府県内に事務所又は事業所を有する法人	<ul style="list-style-type: none">法人番号の具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。
2	● 都道府県内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で当該都道府県内に事務所又は事業所を有しないもの	<ul style="list-style-type: none">法人設立（変更）等の申告書（届出書）が提出された場合は、法人番号の真正性の確認を行なう。商業・法人登記から法人番号が法人に通知されるまでのタイムラグによって、その後の申告書等への法人番号の記載の業務フローが異なることが想定される。
3	● 法人課税信託の引受けを行なうことにより法人税を課される個人で都道府県内に事務所又は事業所を有するもの	<ul style="list-style-type: none">法人課税信託の受託者から法人設立（変更）等の申告書（届出書）が提出された場合には、法人課税信託の受託者のマイナンバーについて、真正性の確認を行なう。法人課税信託の受託者のマイナンバーが記載されなかった場合は、届出等に記載された基本4情報で、宛名管理システム又は住基ネットに照会するなどして確認し、必要に応じて宛名管理システムへの登録を行なう

(注1) マイナンバー、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名管理システムへの影響」を参照。

(注2) 法人番号の具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。

イ 番号制度導入後の業務の流れ

本項では、法人道府県民税・事業税の事務に与える影響について記載する。

番号制度の導入により、申告書法人番号が記載されるため、法人道府県民税・事業税では法人、事業所の特定と納税義務者の特定の場面において法人番号を利用することが想定される。

(7) 番号制度導入後の法人道府県民税・事業税課税情報の整備の流れ

法人からの設立等の申告書から、法人道府県民税・事業税課税情報を整備する業務についての業務フローを示す。

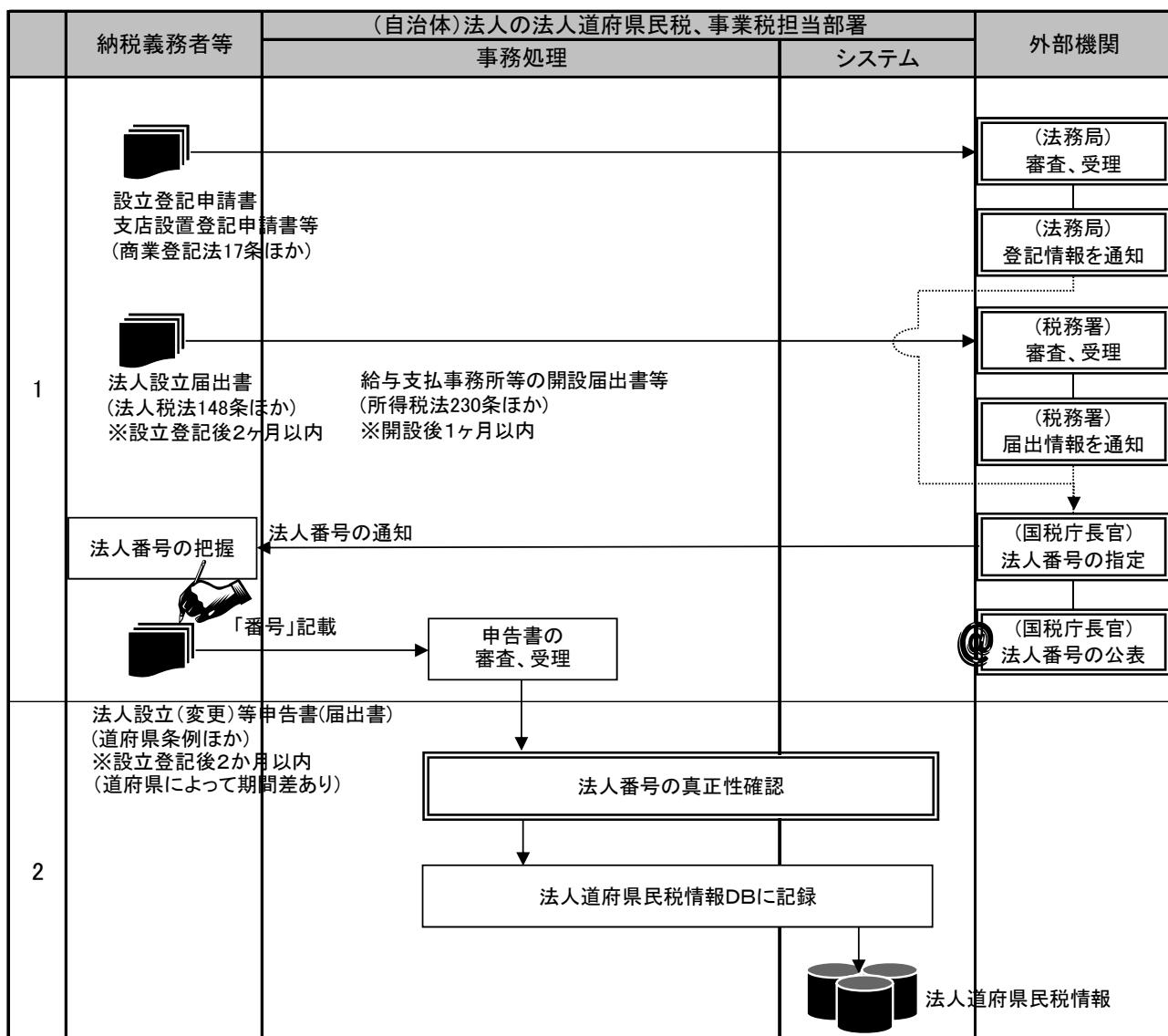


図 6-4-1 法人道府県民税・事業税課税情報の登録

表 6-4-2 法人道府県民税・事業税課税情報の登録

項目番	項目	内容	影響
1	法人設立(変更)等の申告(届出)	<ul style="list-style-type: none"> • 国税庁長官は法人番号を指定し、これを当該法人に通知する(第52条)。 • 国税庁長官は法務大臣及び官公署に対して、法人番号の指定等を行なうために必要な情報の提供を求める(第54条)。 • 地方団体に提出する書類へ法人番号を記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> • 法人番号の具体的な仕様については今後の政府における検討を踏まえる必要がある。法人番号がどのようなタイミングで付番されるのか、現段階では不明である。 • 法人設立(変更)等の申告書(届出書)の法人名称欄等に法人番号の記載欄を設ける。 • 現在の法人宛名番号に法人番号を紐付けして、宛名管理システム又は法人道府県民税・事業税システムで管理することが想定される。
2	法人道府県民税・事業税の課税資料作成	<ul style="list-style-type: none"> • 行政機関の長等は、国税庁長官に対し、法人等の商号又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号の提供を求めることができる(第53条)。 • 法人道府県民税・事業税の課税情報に法人、事業所等の法人番号を利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> • 申告書等を受け取ったら、法人番号の真正性の確認を行なう。 • 法人道府県民税・事業税課税に、法人の法人番号を登録する。 • 法人課税信託の受託者となった個人について、マイナンバーの真正性の確認を行なう。 • 法人課税信託の受託者となった個人のマイナンバーから法人道府県民税・事業税課税情報を利用(検索等)できるようにする。

(注1) マイナンバー、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名管理システム」を参照。

(注2) 国税庁が法人番号を付番、通知、公表するタイミングにより、地方団体に提出する法人設立(変更)等の申告書には法人番号が記載されないことも想定される。

(1) 番号制度導入後の法人道府県民税・事業税の申告に係る事務処理の流れ

納稅義務者からの申告書（地方税法53条、72条の24の12）から、法人道府県民税・事業税に関する申告についての業務フローを示す。

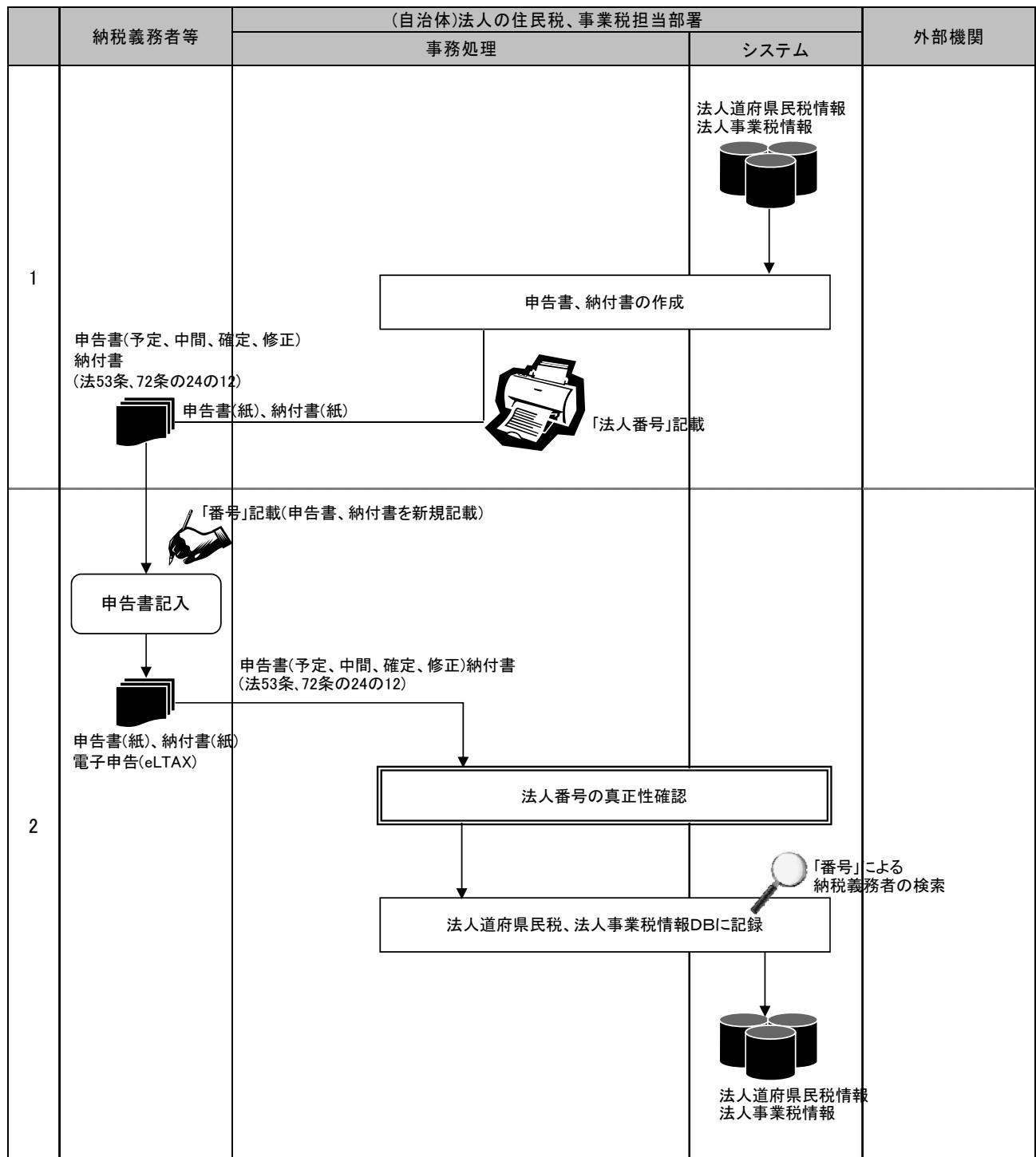


図 6-4-2 法人道府県民税・事業税に関する申告

表 6-4-3 法人道府県民税・事業税に関する申告

項目番	項目	内容	影響
1	申告書等の送付	<ul style="list-style-type: none"> 法人道府県民税・事業税申告書にあらかじめ法人番号を記載させ、法人に送付する。 	<ul style="list-style-type: none"> 申告書、納付書等の法人名称、事業所名称の記載欄に、法人番号の記載欄を設ける。 プレ申告データに、法人番号の記載欄を設け、法人番号を記載する。
2	申告書等の記入、課税資料作成	<ul style="list-style-type: none"> 地方団体に提出する書類へ法人番号を記載する。 地方税の賦課徴収に関する事務に法人番号を利用することができます。 法人道府県民税・事業税課税情報に納税義務者の法人番号を利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 申告書、納付書等の法人名称、事業所名称の記載欄に、法人番号の記載欄を設ける。 申告書等に記載された法人番号の真正性の確認を行なう。 法人道府県民税・事業税の課税情報に、法人に対する法人番号を登録する。 法人番号から法人道府県民税の課税情報を検索できるようにする。 法人課税信託の受託者となった個人のマイナンバーから法人道府県民税・事業税の課税情報を検索等ができるようになる。

(注 1) 法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名管理システムへの影響」を参照。

(注 2) 「(1) 宛名管理システムへの影響」の章に記載した法人番号の初期突合を実施しない場合、申告書等に既存の法人宛名番号と法人番号の両方の記載欄を設け、並行で運用することが想定される。

(ウ) 番号制度導入後の他団体との情報のやり取りの流れ

法人税に関する書類の供覧等（地方税法63条1項、72条の49の2）、法人税額等の通知（地方税法58条6項、63条3項4項、72条の48の2～12項）についての業務フローを示す。

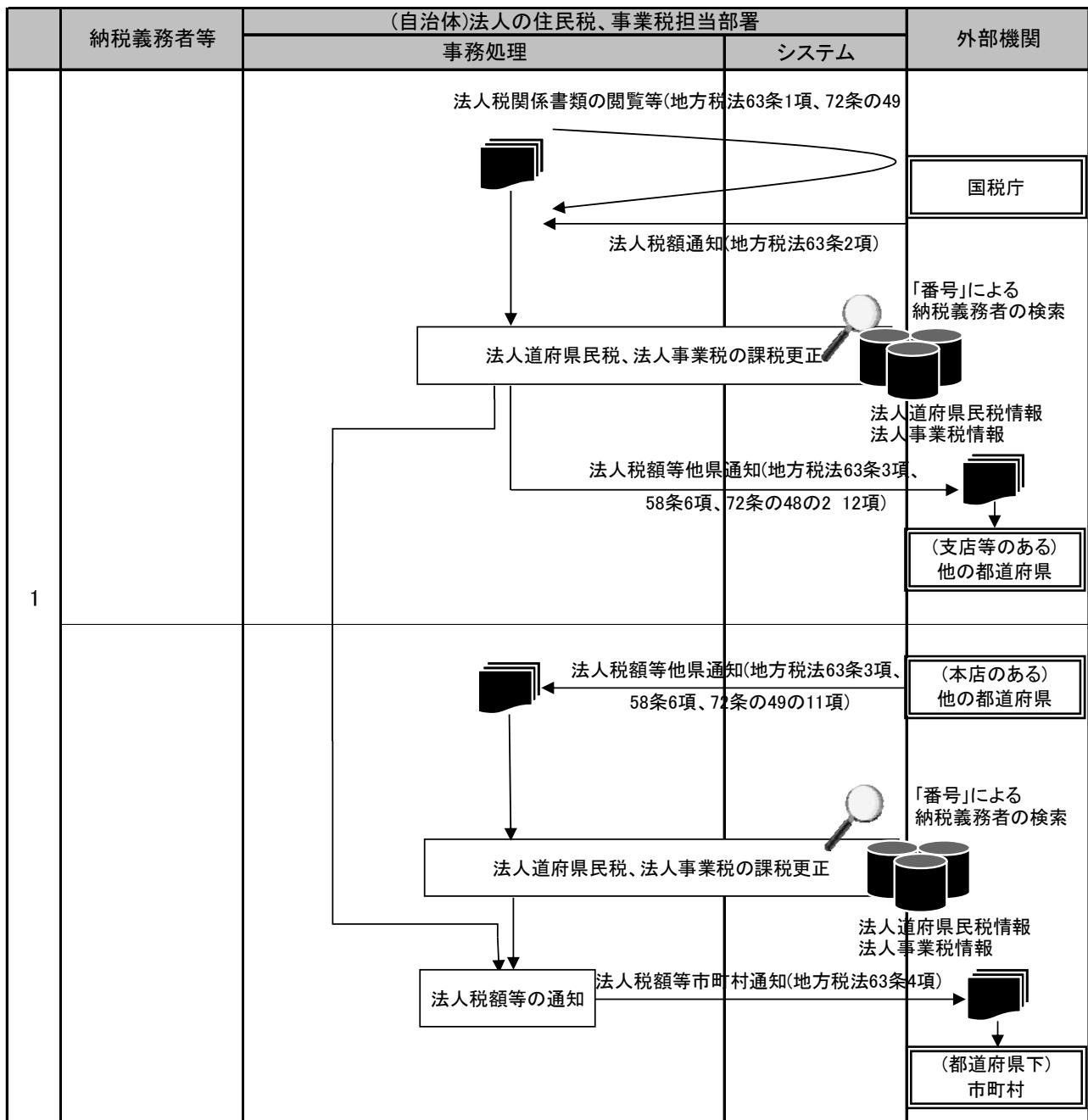


図 6-4-3 他団体との情報のやり取りの流れ

表 6-4-4 法人二税に関する他団体との情報のやり取りの流れ

項目番	項目	内容	影響
1	法人税に関する書類の供覧等	<ul style="list-style-type: none"> • 地方税の賦課徴収に関する事務に法人番号を利用することができます。 • 他の行政機関の長等に特定法人情報の提供を求めるときは、当該法人番号を通知してするものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> • 法人番号が含まれる国税庁の法人税関係書類の閲覧・記録や法人税額の通知により、法人道府県民税・事業税の課税資料作成にあたり、法人番号が利用できる。他の都道府県への法人税額等の通知にも、法人番号を記載して通知する。 • 特定の法人に係る法人税関係書類等の閲覧又は記録を求めるときは、情報提供を求める際に当該法人の法人番号を通知する（各月中に法人税申告書を提出した法人の課税情報等、法人を特定できない場合はこの必要はない）。

(注 1) 法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名管理システム」を参照。

(注 2) 法人番号の導入後は、都道府県からの法人税額等の通知と課税情報との突合が法人番号をキーとして電子的に行われれば、事務が効率化することが考えられる。

ウ 主要機能要件

「ウ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、「表 6-4-5」に示す。

表 6-4-5 方向性及び留意事項における区分一覧

区分	区分が示す意味
◎	番号制度上対応が必須
●	システムの実情によっては対応が必要

ここでは、番号制度に伴い必要となる法人道府県民税・事業税システムの主要機能要件を示す。

表 6-4-6 法人道府県民税・事業税における主要機能要件

項目番号	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、法人番号を追加する（第16条）。	法人道府県民税・事業税データベースへの法人番号の追加	宛名管理システムを参照していない法人道府県民税・事業税システムでは、賦課及び徴収のために用いるデータベースに、法人の法人番号を追加する。	●
2				番号制度施行前に解散、閉鎖等した過去の法人に対しては、法人番号が把握できないことも考慮する。	●
3		法人番号による検索等機能を追加する。（第6条）	検索キーに法人番号を追加	法人番号による検索を可能にする。	◎
4	表示機能	法人道府県民税・事業税の賦課及び徴収のために用いる画面に法人番号を追加する。	画面表示項目に法人番号を追加	法人の法人番号を画面に追加する。	◎
5		法人道府県民税・事業税の賦課及び徴収のために用いる帳票に法人番号記載欄を追加する。	申告書等への法人番号の追加	法人番号を、申告書、課税台帳等に追加する。 法人番号を、通知書、証明書等の帳票に追加する。	◎
			国税庁及び他の都道府県からの通知の突合	国税庁及び他の都道府県からの通知に法人番号が付加されることが想定されるため、法人道府県民税・事業税システムで管理する課税情報データと、法人番号を使用して突合ができるようする。	●
		他の都道府県、市町村への通知の作成		他の都道府県及び市町村向けに作成する法人税額等の通知に法人番号を追加する。	◎

(注) 情報提供ネットワークシステムは、特定個人情報の提供について管理するための電子情報処理組織とされており、特定法人情報を情報提供ネットワークシステムを通じて情報連携することは想定されていない。

(5) 不動産取得税システム

ア 番号制度導入における影響の全体像

不動産取得税は、土地、家屋等の不動産の取得に対して課税され、納稅義務者は土地や家屋を売買、交換、贈与、建築等により取得した者である。

不動産取得税の賦課徴収については、地方税法第73条の18に基づき市町村から道府県に「不動産取得税申告書」が送付される場合と、地方税法第73条の21、第73条の22に基づき市町村から道府県に送付される「固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知」が利用される場合がある。

この通知の内容は、固定資産課税台帳のデータ(原始取得)とされている道府県が多く、既存の土地や家屋につき売買、贈与、交換などにより取得する承継に係る固定資産課税台帳は市町村から都道府県に提供されていないため、法務局の登記申請書(所有権移転登記申請書等)及び添付される住民票の閲覧・転記がなされている。

不動産取得税については、市町村の固定資産税と異なり、取得時の一時のみの課税であるので、現行、必ずしも課税管理システムに課税資料をシステム登録している訳ではないが、納稅通知書の作成等で宛名管理システムや収納管理システムに納稅義務者の宛名情報等を登録しており、番号制度導入後はマイナンバー、法人番号により管理することが想定される。

この際、申告書以外の方法により課税する場合には、マイナンバー、法人番号が記載されていないことを踏まえる必要がある。

表 6-5-1 不動産取得税の納稅義務者

項番	課税客体	納稅義務者	影響
1	土地、家屋等の不動産の取得	• 不動産の取得者(個人、法人)	• 固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知等からマイナンバー、法人番号を取得する。

イ 番号制度導入後の業務の流れ

本項では、不動産取得税の事務に与える影響について記載する。

(7) 番号制度導入後の不動産取得税課税情報の整備の流れ

市町村からの不動産の価格等の通知から、不動産取得税課税情報を整備する業務についての業務フローを示す。

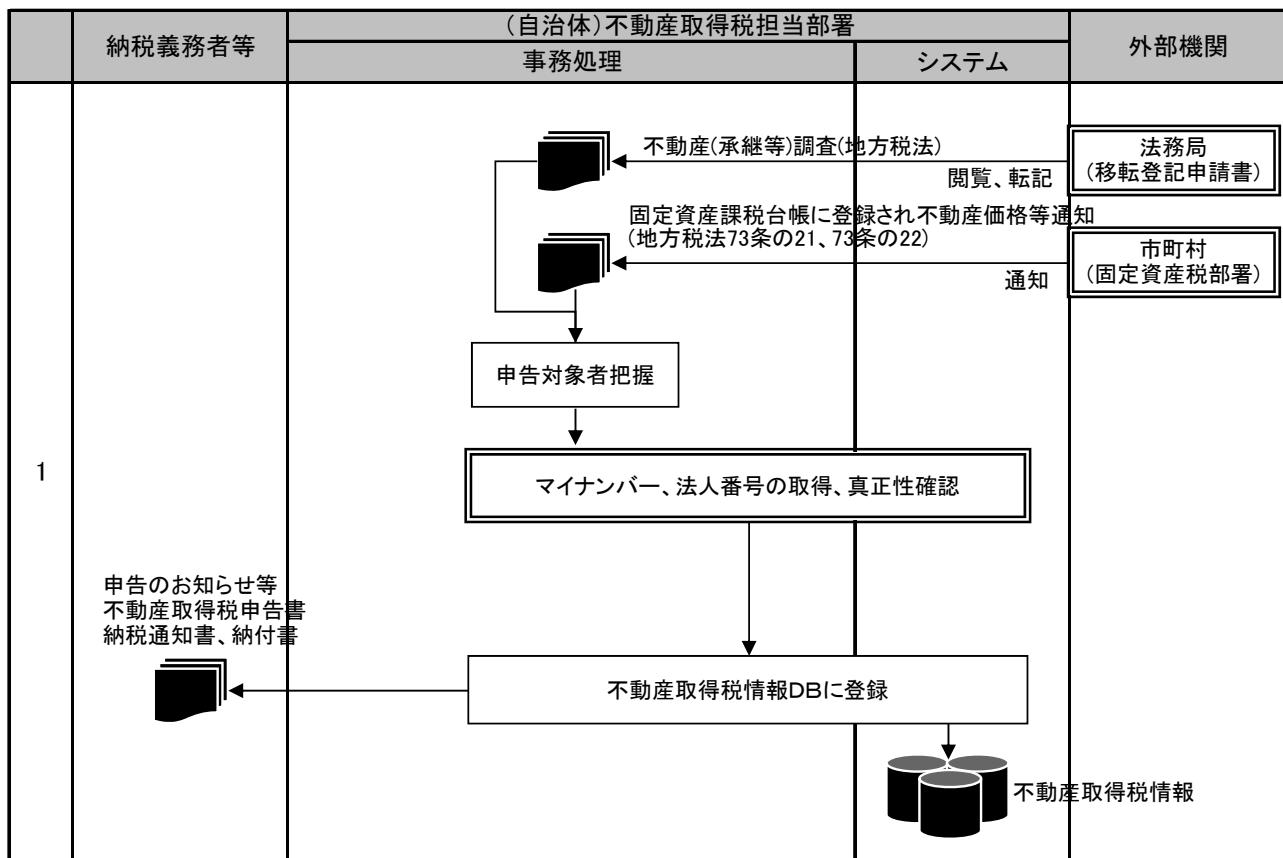


図 6-5-1 不動産取得税情報の登録

表 6-5-2 不動産取得税情報の登録

項目番	項目	内容	影響
1	移転登記申請書の調査、固定資産課税資料等の調査、固定資産台帳に登録された不動産価格の通知	<ul style="list-style-type: none"> 不動産の原始取得については、番号制度導入後は市町村からの提供データにマイナンバー、法人番号が入ることが想定される。 不動産の承継については、登記所（法務局）の登記申請書（所有権移転登記申請書等）及び添付される住民票等によりマイナンバー、法人番号を確認できる場合はあるが、登記事務については番号別表事務でないことから登記申請書にはマイナンバー、法人番号が記載されないことを踏まえる。 	<ul style="list-style-type: none"> 不動産の新規取得については、市町村から提供されたデータをシステムに登録する。その際、氏名、名称、住所、所在地等の基本情報で宛名管理システム等を照合し、番号や基本情報が登録されているか、正しいかを確認する。 不動産の承継については、法務局で閲覧、転記した情報をシステムに登録するが、その際、氏名、名称、住所、所在地等の基本情報で宛名管理システム等を照合し、番号や基本情報が登録されているか、正しいかを確認する。 マイナンバー、法人番号が記録されていない場合や基本情報が異なる場合は、住基ネット、国税庁ホームページを確認し、必要に応じて番号等を記録する。

(注 1) マイナンバー、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名管理システム」を参照。

(注 2) 不動産取得税申告書は、地方税法第 73 条の 18-2 の規定により、市町村を経由して提出されるが、都道府県におけるマイナンバー、法人番号の真正性の確認の要否については今後検討。

(注 3) 不動産取得税の課税標準額は、不動産の購入価格でなく、市町村の固定資産税課税情報に登録されている価格が使用されるため、道府県が市町村の固定資産税課税情報を照会する場合にマイナンバー、法人番号が使用される。

ウ 主要機能要件

「ウ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、「表 6-5-3」に示す。

表 6-5-3 方向性及び留意事項における区分一覧

区分	区分が示す意味
◎	番号制度上対応が必須
●	システムの実情によっては対応が必要

ここでは、番号制度導入に伴い必要となる不動産取得税システムの主要機能要件を示す。

表 6-5-4 不動産取得税における主要機能要件

項目番号	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、マイナンバー、法人番号を追加する。(第16条)	不動産取得税データベースへのマイナンバー、法人番号の追加	宛名管理システムを参照していない不動産取得税システムでは、賦課及び徴収のために用いるデータベースに、納稅義務者等のマイナンバー、法人番号を追加する。	●
				番号制度施行前の死亡者、海外転出により住民基本台帳の除票処理をされた者、短期滞在の外国人等、マイナンバーが付番されない個人が残ることも考慮する。	●
2		マイナンバー、法人番号による検索等機能の追加(第6条)	検索キーにマイナンバー、法人番号を追加	マイナンバー、法人番号による検索を可能にする。	◎
				宛名管理システムを参照していないシステムでは、マイナンバーが変更等された場合に変更前のマイナンバーを把握できるように考慮する。	●
3	表示機能	不動産取得税の賦課及び徴収のために用いる画面にマイナンバー、法人番号を追加する。	画面表示項目にマイナンバー、法人番号を追加	納稅義務者等のマイナンバー、法人番号を画面に追加する。	◎

(注1) マイナンバー、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名管理システム」を参照。

(注2) 個人情報保護の観点から証明書等、本人宛に交付を行なう帳票や閲覧可能となる帳票にはマイナンバーを記載しない取扱いとすることが適当と考えられる。

(注3) 不動産取得税については、市町村の固定資産税と異なり、取得時の一時のみの課税であるので、現行、必ずしも課税管理システムに課税資料をシステム登録している訳ではないことから、道府県によって主要機能要件が異なることも想定される。

(6) 収滞納管理システム

ア 番号制度導入における影響の全体像

現行の収滞納管理事務では、都道府県内の各課税部署において宛名番号による納税義務者の特定が行われており、番号制度導入後も従来通りの事務処理が想定される。

ただし、マイナンバー、法人番号による個人及び法人の重複登録の整理が可能となり、滞納情報の名寄せ等が効果的に実施されることも想定される。

また、他の地方団体や税務署等への照会事務においても、マイナンバー、法人番号を利用することが想定される。

イ 番号制度導入後の業務の流れ

本項では、収滞納管理事務に与える影響について記載する。

(7) 番号制度導入後の収滞納業務の流れ

滞納者の名寄せや、滞納処分にあたり他団体への実態調査を依頼する業務についての業務フローを示す。

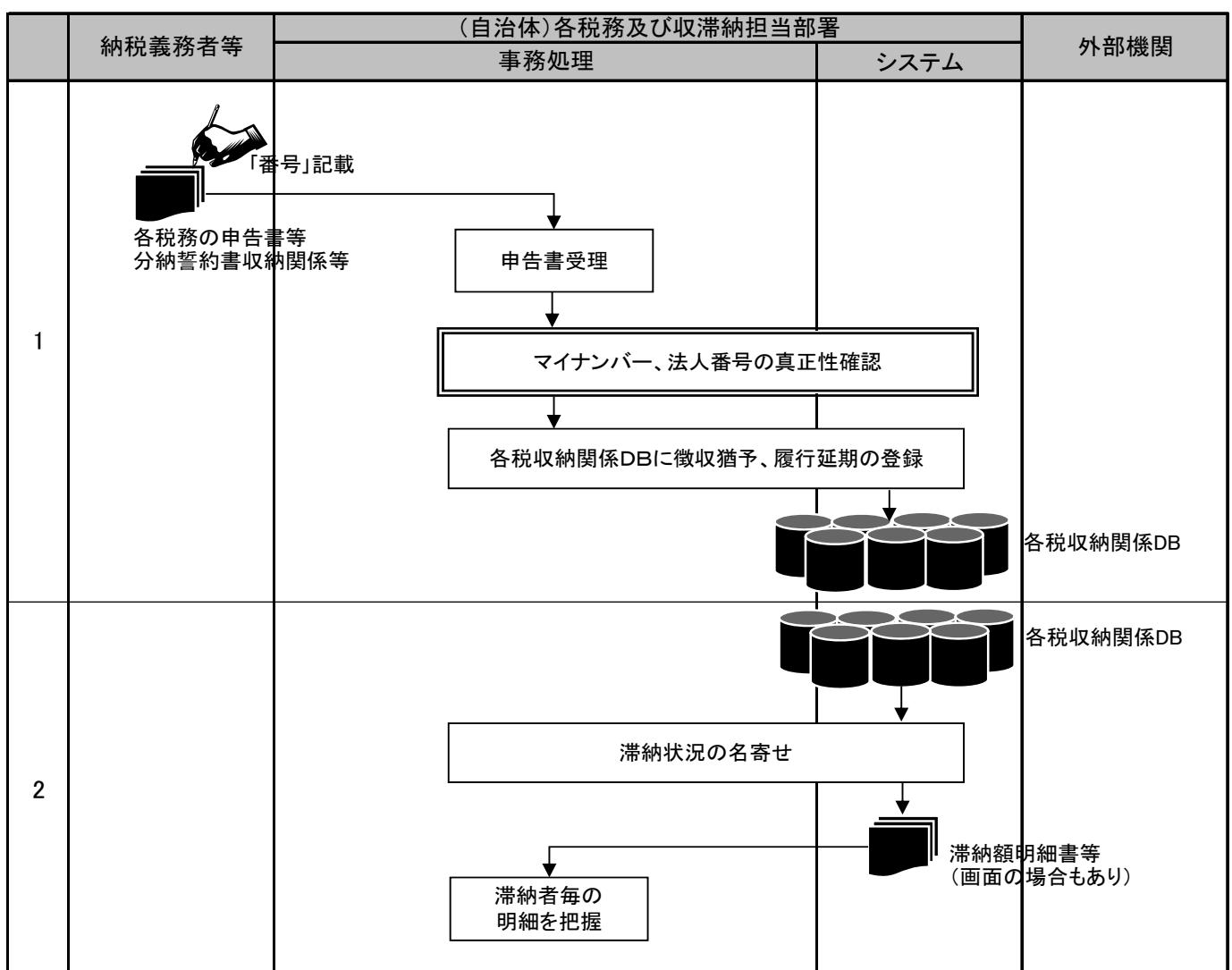


図 6-6-1 収滞納業務に関するマイナンバー、法人番号の活用(1/2)

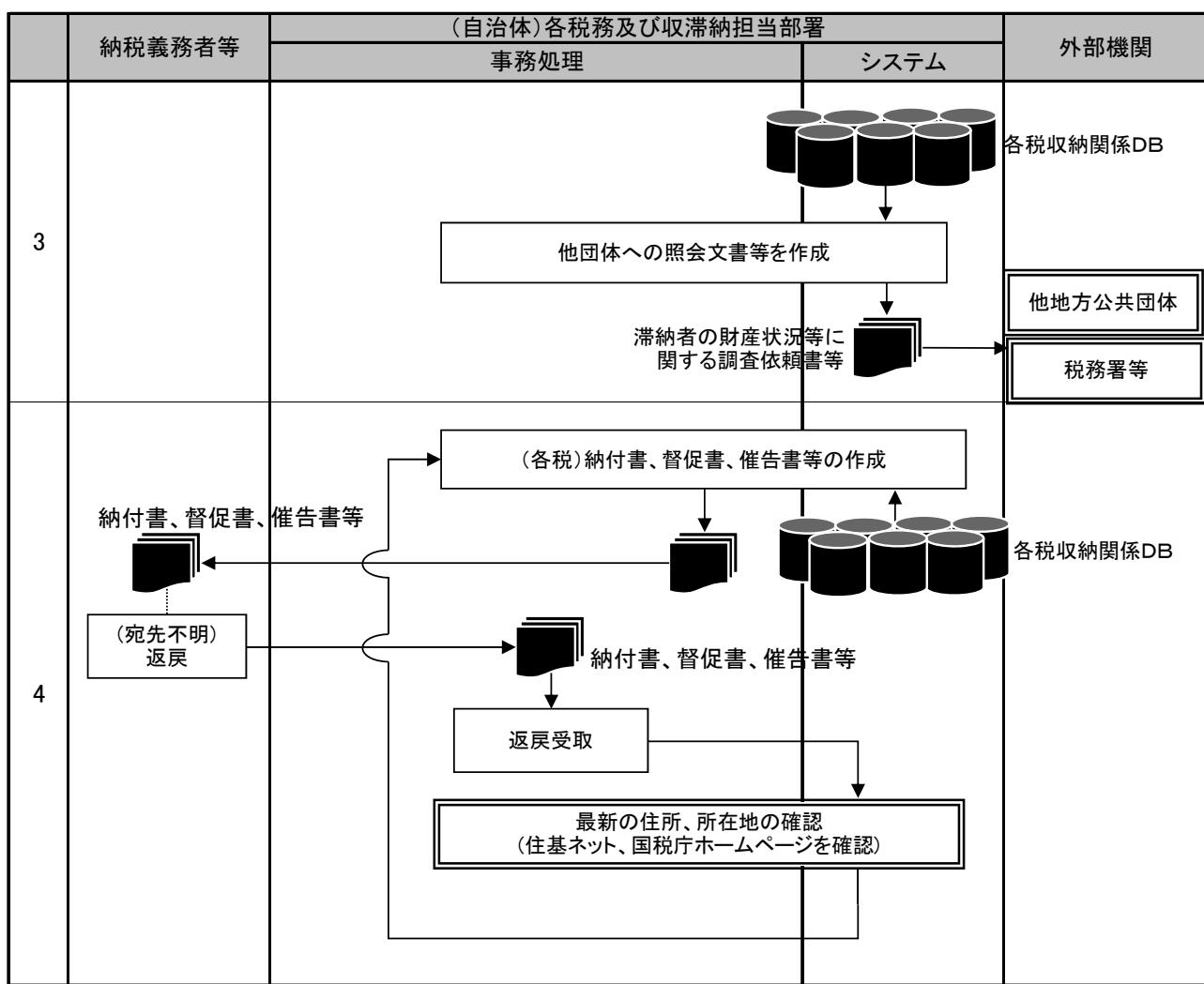


図 6-6-1 収滞納業務に関するマイナンバー、法人番号の活用(2/2)

表 6-6-1 収滞納業務に関するマイナンバー、法人番号の活用

項目番	項目	内容	影響
1	特定個人情報、特定法人情報を宛名管理システム等に登録	<ul style="list-style-type: none"> 地方団体に提出する書類へマイナンバー、法人番号を記載する。 地方税の賦課徴収に関する手続きに関し住民にマイナンバー、法人番号の提供を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 申告、申請、誓約等に関する届出書にマイナンバー、法人番号の記載欄を設け、マイナンバー、法人番号を提供させる。 届出書を受け取ったら、マイナンバー、法人番号の真正性を確認する。
2	滞納状況の名寄せ	<ul style="list-style-type: none"> 地方団体は、特定個人情報ファイルにおける個人情報の検索及び管理のためにマイナンバーを利用することができる（第6条）。 	<ul style="list-style-type: none"> 収滞納管理システムで、滞納状況の名寄せを行なう際のキーに、マイナンバー、法人番号を利用することで、税目間の滞納明細の名寄せの精度が向上する。
3	滞納者の実態調査照会文書の回答依頼	<ul style="list-style-type: none"> 地方団体は、特定個人情報ファイルにおける個人情報の検索及び管理のためにマイナンバーを利用することができる（第6条）。 他の地方団体に特定法人情報を求めるときは、法人番号を通知して行なう（第53条）。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定された滞納者の実態調査照会文書に滞納者のマイナンバー、法人番号の記載欄を設け、マイナンバー、法人番号を記載する。
4	納付書等の発送と返戻	<ul style="list-style-type: none"> 地方税の賦課徴収に関する事務に必要な場合は、住基ネットに本人確認情報の提供を求めることができる。 地方団体で保有する特定法人情報について、事実と一致するように努める（第55条）。 	<ul style="list-style-type: none"> 宛名管理システムなどの情報を検索し確認する。 住基ネット、国税庁ホームページを検索し確認する。確認された基本情報をシステムに記録し、納付書等を作成する。

(注1) マイナンバー、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名管理システム」を参照。

(注2) 番号制度導入後、重複宛名の整理が一斉になされることは現実的には難しいことも想定されるため、滞納状況の名寄せについては、収滞納管理システム側においてもマイナンバー、法人番号を利用することが想定される。

(注3) 納税義務者宛ての納付書には、個人情報保護の観点からマイナンバーは記載しないこととすることが適当と考えられる。

(注4) 納付書の様式については、平成19年3月27日付け総税企第55号「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」（総務省自治税務局企画課長通知）も参照。

ウ 主要機能要件

「ウ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、「表 6-6-2」に示す。

表 6-6-2 方向性及び留意事項における区分一覧

区分	区分が示す意味
◎	番号制度上対応が必須
●	システムの実情によっては対応が必要

ここでは、番号制度導入に伴い必要となる収滞納管理システムの主要機能要件を示す。

表 6-6-3 収滞納管理における主要機能要件

項目番号	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、マイナンバー、法人番号を追加する（第16条）	収滞納管理データベースへのマイナンバー、法人番号の追加	宛名管理システムを参照していない収滞納管理システムでは、収納管理及び滞納管理のために用いるデータベースに、納税義務者のマイナンバー、法人番号を追加する。	●
2		マイナンバー、法人番号による検索等機能の追加（第6条）	検索キーにマイナンバー、法人番号を追加	マイナンバー、法人番号による検索を可能にする。 宛名管理システムを参照していないシステムでは、マイナンバーが変更等された場合に、変更前のマイナンバーを把握できるように考慮する。	◎ ●
3	表示機能	収納管理及び滞納管理のために用いる画面にマイナンバー、法人番号を追加する。	画面表示項目にマイナンバー、法人番号を追加	納税義務者のマイナンバー、法人番号を画面に追加する。	◎
4		収滞納管理の他団体への連絡に用いる帳票にマイナンバー、法人番号記載欄を追加する。	滞納者の実態地調査照会文書へのマイナンバー、法人番号の追加	滞納者のマイナンバー、法人番号を滞納者の実態調査照会に記載する。	◎
5	名寄せ機能	マイナンバー、法人番号による名寄せ機能への変更	名寄せキー マイナンバー、法人番号へ変更	現在の税宛名番号の他に、納税義務者に対応するマイナンバー、法人番号による名寄せを可能にすることも考えられる。（その場合、マイナンバー、法人番号が付番されない者についても考慮が必要になる。）	●

(注1) マイナンバー、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名管理システム」を参照。

(注2) 個人情報保護の観点から証明書等、本人宛に交付を行なう帳票や閲覧可能となる帳票にはマイナンバーを記載しない取扱いとすることが適当と考えられる。

7 地方税務分野における番号制度の導入に伴う費用に関する留意点

地方団体が番号制度の導入に伴い必要となるシステム開発、改修にあたっては、番号制度対応のスケジュールに留意し、改修内容を十分効率的なものとし、全体として必要な費用を小さなものとすることが求められる。

地方団体からも、例えば、「番号制度の導入及び運営に係る費用は国が負担することを基本とし、住基ネットや公的個人認証サービスなど、既存のインフラをできる限り生かした効率的な整備を図ることで、地方に新たな費用負担が生じることのないようにすること。」(全国知事会「平成24年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」(総務省関係)(平成23年7月13日))といった要望もなされているところであり、国として、効率化のための方策について検討することが必要である。

ここでは、地方団体の類型に応じた費用に関する留意点について記述するとともに、国、地方団体が検討すべきと考えられる費用を抑制するためのポイントを示す。

(1) 税制改正対応費用

費用に関する参考資料として、ここでは、現状の税制改正対応費用について、アンケート調査結果を示す。

ア 市町村

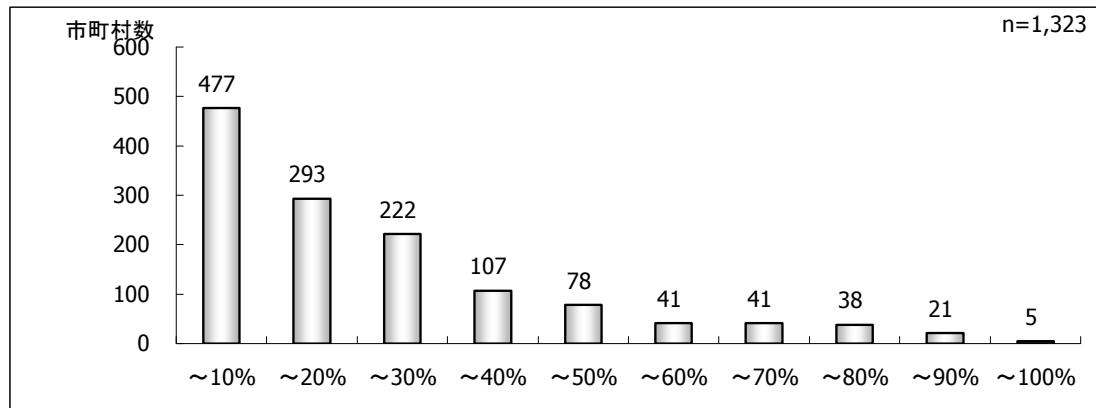
運用・保守費用に占める税制改正対応割合は、都道府県・市町村共通のアンケート項目の設問13として設定されており、単純集計の結果は次のとおりである。

【設問13】

【運用・保守】

地方税システムの運用・保守に係る予算執行額のうち、税制改正対応の占めるウエイトはおよそ何%程度だと思いますか。過去3年間の平均的な印象を、主観でお答えください。

(単位：%)



税制改正対応の占めるウエイト	市町村回答数	構成比(%)
~10%	477	36.1%
~20%	293	22.1%
~30%	222	16.8%
~40%	107	8.1%
~50%	78	5.9%
~60%	41	3.1%
~70%	41	3.1%
~80%	38	2.9%
~90%	21	1.6%
~100%	5	0.4%
合計	1,323	100.0%

この割合の平均値は25.1%、中央値は20.0%であった。

次に、運用・保守費用に占める税制改正対応割合と地方団体規模（住民数）をクロス集計した結果が次図である。

市町村では、運用・保守費用に占める税制改正対応割合は、地方団体規模（住民数）であまり変化がないことが確認される。

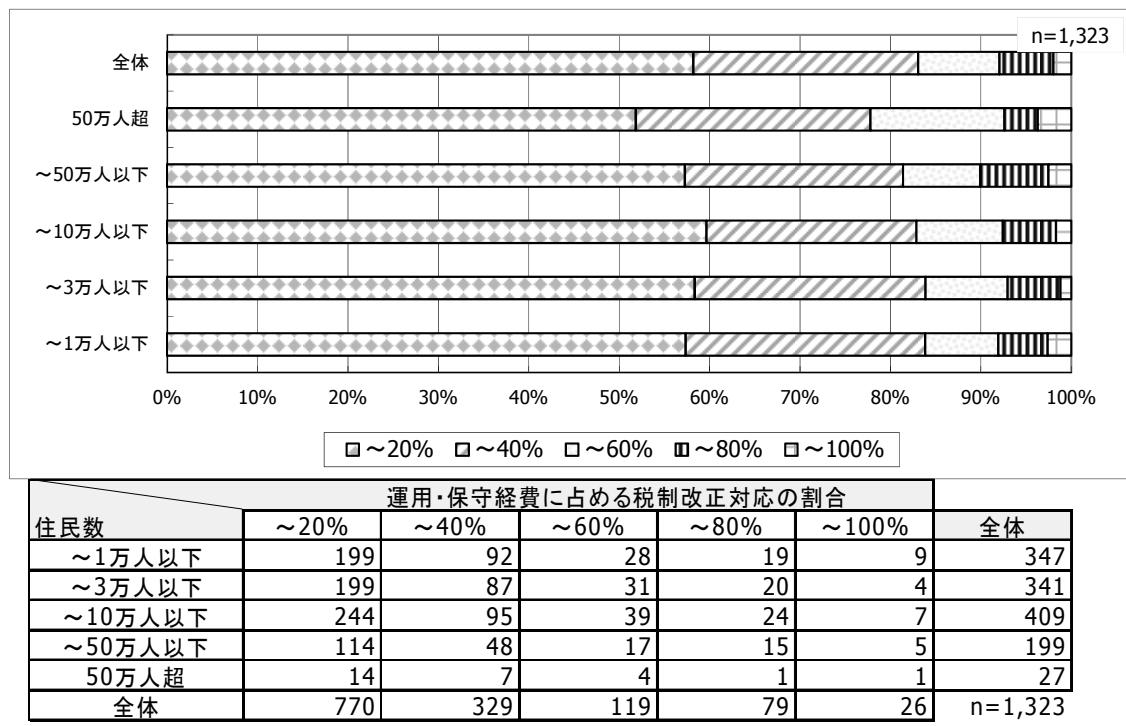


図 7-1 運用・保守費用に占める税制改正対応割合と地方団体規模(住民数)(市町村)

次に、税制改正対応費用（運用・保守費用に運用・保守費用に占める税制改正対応割合を掛け合わせた数値）と地方団体規模（住民数）をクロス集計した結果が次図である。

市町村では、地方団体規模（住民数）が多くなると税制改正対応費用も増加する。これは、運用・保守費用が地方団体規模（住民数）と正の相関があることによると考えられる。

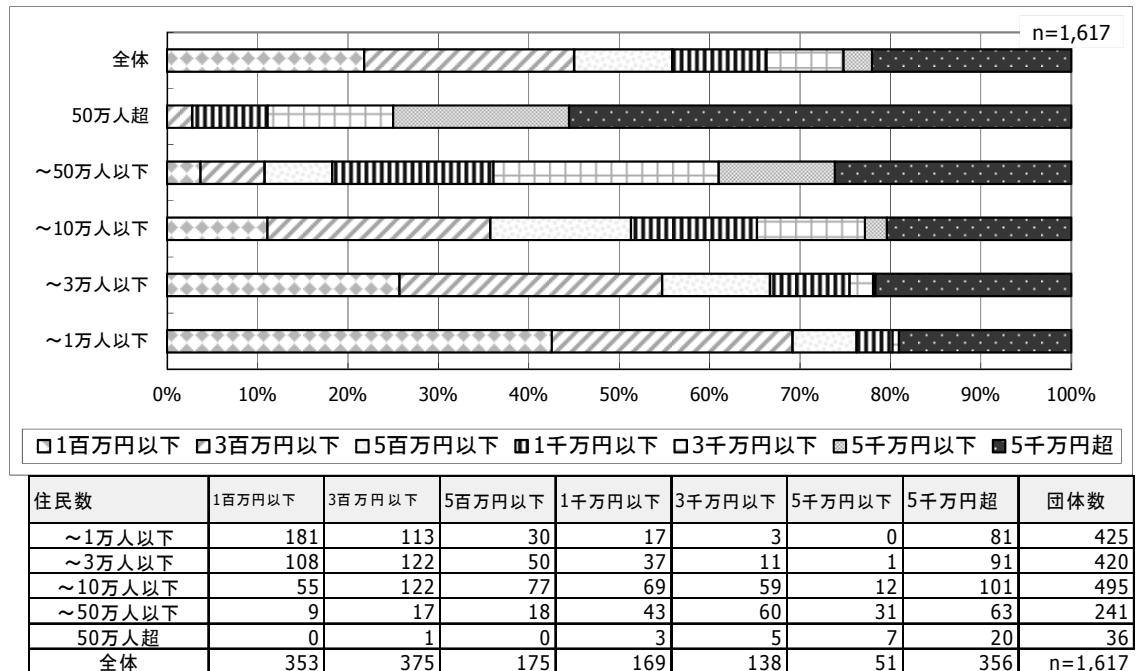


図 7-2 税制改正対応費用と地方団体規模(住民数)(市町村)

さらに、課税管理システムの類型別に税制改正対応費用と地方団体規模について以下のとおり回帰分析を行い（図7-3）、これらの回帰式に基づいて課税管理システムの類型別に地方団体規模に応じた税制改正対応費用の試算を行った（図7-4）。

	β	a	R^2	団体数
A-1	0.7933681 (10.90838) ***	5.2133793 (5.213379) ***	0.55	99
A-2	0.7649448 (9.757891) ***	5.5730411 (19.53634) ***	0.50	98
A-3	0.3453256 (1.343247) ***	5.9854084 (8.042738) ***	0.07	26
B-1	0.5197311 (3.33107) ***	6.3705389 (10.54187) ***	0.27	32
B-2	0.6699023 (17.20209) ***	5.5787864 (39.5676) ***	0.34	584
B-3	0.5299471 (11.5141) ***	5.9452882 (42.65825) ***	0.23	448
全体	0.6650405 (26.91944) ***	5.6578783 (63.75164) ***	0.38	1,292

図7-3 税制改正対応費用と地方団体規模（課税管理システムの類型ごと）（市町村）

（注1）モデルは、次式とした。

$$\ln(\text{税制改正対応費用}) = \beta \times \ln(\text{住民数}) + a$$

（注2）税制改正対応費用＝運用・保守費用×税制改正対応割合とした。

（注3）税制改正対応費用の単位は千円、住民数の単位は千人である。

（注4）アンケート調査において、住民数、税制改正対応割合、運用・保守費用が回答のあった団体全てを標本としており、課税管理システムの類型（A-1～B-3）が特定できない団体を含んでいる。

（注5）カッコ内はt値。***は変数が1%水準で有意であることを示す。

（注6）類型A-3のβには有意性がない。

（単位：百万円）

課税管理システムの類型	地方団体規模(住民数)				
	1万人	3万人	10万人	50万人	75万人
A-1 汎用機系独自開発	1.1	2.7	7.1	25.4	35.1
A-2 汎用機系カスタマイズパッケージ	1.5	3.6	8.9	30.5	41.6
A-3 汎用機系ノンカスタマイズパッケージ					
B-1 オープン系独自開発	1.9	3.4	6.4	14.8	18.2
B-2 オープン系カスタマイズパッケージ	1.2	2.6	5.8	17.0	22.3
B-3 オープン系ノンカスタマイズパッケージ	1.3	2.3	4.4	10.3	12.8

図7-4 税制改正対応費用と地方団体規模（課税管理システムの類型ごと）（市町村）

（注）住民数を1万人、3万人、10万人、50万人、75万人とした時のそれぞれの税制改正対応費用の試算値。

1 都道府県

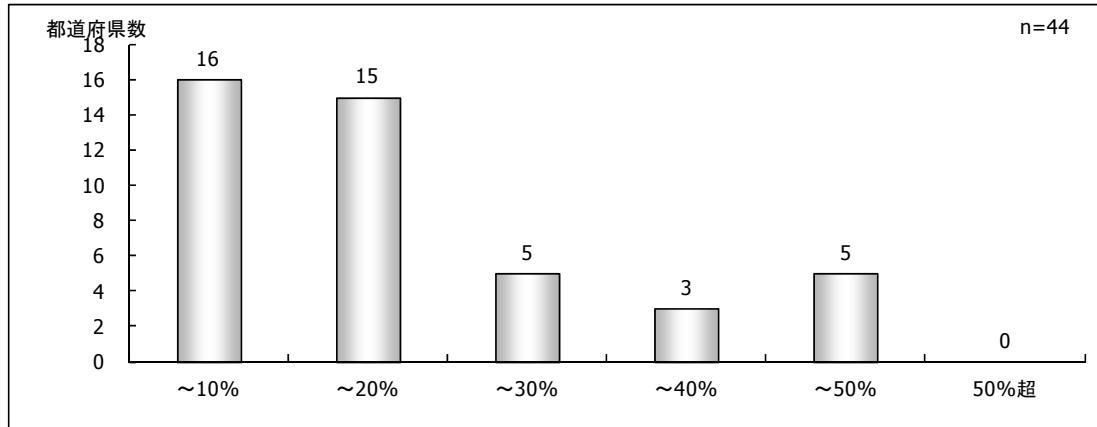
運用・保守費用に占める税制改正対応割合は、都道府県・市町村共通のアンケート項目の設問13として設定されており、単純集計の結果は次のとおりである。

【設問13】

【運用・保守】

地方税システムの運用・保守に係る予算執行額のうち、税制改正対応の占めるウエイトはおよそ何%程度だと思いますか。過去3年間の平均的な印象を、主観でお答えください。

(単位：%)



税制改正対応の占めるウエイト	都道府県回答数	構成比(%)
~10%	16	36.4%
~20%	15	34.1%
~30%	5	11.4%
~40%	3	6.8%
~50%	5	11.4%
50%超	0	0.0%
合計	44	100.0%

この割合の平均値は19.7%、中央値は15.0%であった。

次に、運用・保守費用に占める税制改正対応割合と地方団体規模（住民数）をクロス集計した結果が次図である。

住民数	運用・保守経費に占める税制改正対応の割合					n=43
	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	
~100万人以下	4	1	2	0	0	7
~300万人以下	19	5	3	0	0	27
~500万人以下	0	2	0	0	0	2
~700万人以下	3	0	0	0	0	3
700万人超	4	0	0	0	0	4
全体	30	8	5	0	0	

図7-5 運用・保守費用に占める税制改正対応割合と地方団体規模（住民数）(都道府県)

次に、税制改正対応費用（運用・保守費用に運用・保守費用に占める税制改正対応割合を掛け合わせた数値）と地方団体規模（住民数）をクロス集計した結果が次図である。

住民数	1百万円以下	3百万円以下	5百万円以下	1千万円以下	3千万円以下	5千万円以下	5千万円超	団体数
~100万人以下	0	0	0	1	3	1	2	7
~300万人以下	0	1	0	3	9	7	6	26
~500万人以下	0	0	0	0	1	0	1	2
~700万人以下	0	0	0	0	3	0	1	4
700万人超	0	0	0	0	0	0	3	3
全体	0	1	0	4	16	8	13	n=42

図 7-6 税制改正対応費用と地方団体規模(住民数)(都道府県)

さらに、税制改正対応費用と地方団体規模について以下のとおり回帰分析を行った(図7-7)。

都道府県は、標本数が少なく、決定係数も低い結果となっている。

	β	a	R^2	団体数
都道府県	0.5058064 (2.819948) ***	6.4432986 (4.772687) ***	0.17	42

図 7-7 税制改正対応費用と地方団体規模(都道府県)

(注1) モデルは、次式とした。

$$\ln(\text{税制改正対応費用}) = \beta \times \ln(\text{住民数}) + a$$

(注2) 税制改正対応費用=運用・保守費用×税制改正対応割合とした。

(注3) 税制改正対応費用の単位は千円、住民数の単位は千人である。

(注4) カッコ内はt値。***は変数が1%水準で有意であることを示す。

(2) 地方団体の類型に応じた費用に関する留意点

第3章(4)において、アンケート調査結果を踏まえて番号制度導入に係る地方団体のシステム改修に係る類型について確認したところである。ここでは、類型ごとの費用の大まかな目安を示しており、地方団体が自らのパターンに合った目安を参考することで、必要な財政措置や調達準備を講ずる上での参考となる資料を提供することを意図している。

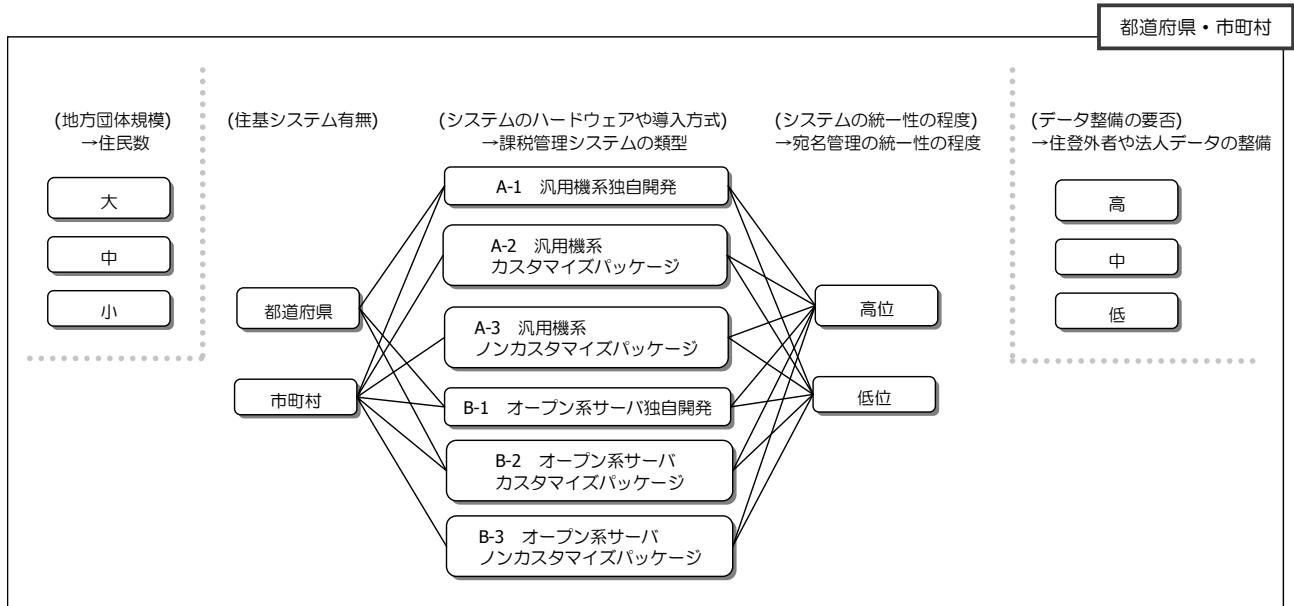


図 7-8 番号制度導入に係る地方団体のシステム改修に係る類型 (都道府県・市町村) (再掲)

システム改修費用や職員作業負荷に影響を与える要因として、特に、地方団体規模（住民数）、システムのハードウェアや導入方式（課税管理システムの類型）、システムの統一性の程度（宛名管理の統一性の程度）、データ整備の要否（住登外者や法人のデータの整備）を挙げた。

これについて、アンケート調査結果から、実際に該当する地方団体の割合など整理すると、次図のとおりとなる。

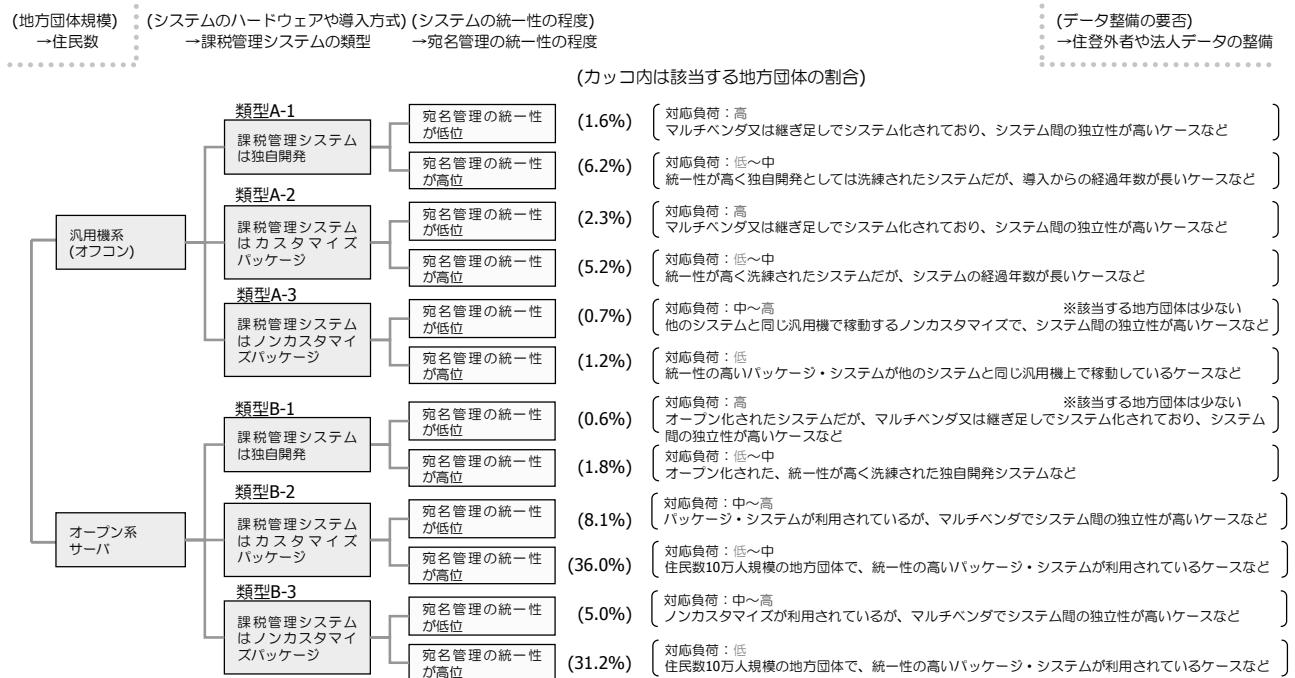


図 7-9 番号制度導入に係る地方団体のシステム改修に係る類型とアンケート調査結果に基づく実際の地方団体の割合（市町村）

アンケート調査結果からは、地方税システムのシステム費用は、地方団体規模（住民数）と正の相関があり（地方団体規模）、課税管理システムの類型（A-1～B-3）は、上記の相間に影響を与える。

番号制度導入の対応で必要なシステム改修費用についても、課税管理システムの類型（A-1～B-3）の影響を受けると想定する。

次に、宛名管理の統一性の程度、収納・滞納管理の統一性の程度、課税管理システムの網羅性の程度は、それぞれ正の相関がある蓋然性が高いことから、類型化にあたっては、宛名管理の統一性を取り上げ、地方団体を相対的に統一性が高い地方団体（高位）と、低い地方団体（低位）に分けた。

システム間の独立性が高いケースなどは、番号制度導入の対応負荷が高いことを想定する。

なお、上記以外に、住登外者や法人のデータ整備の要否によって、地方団体の対応負荷が異なることを想定する。

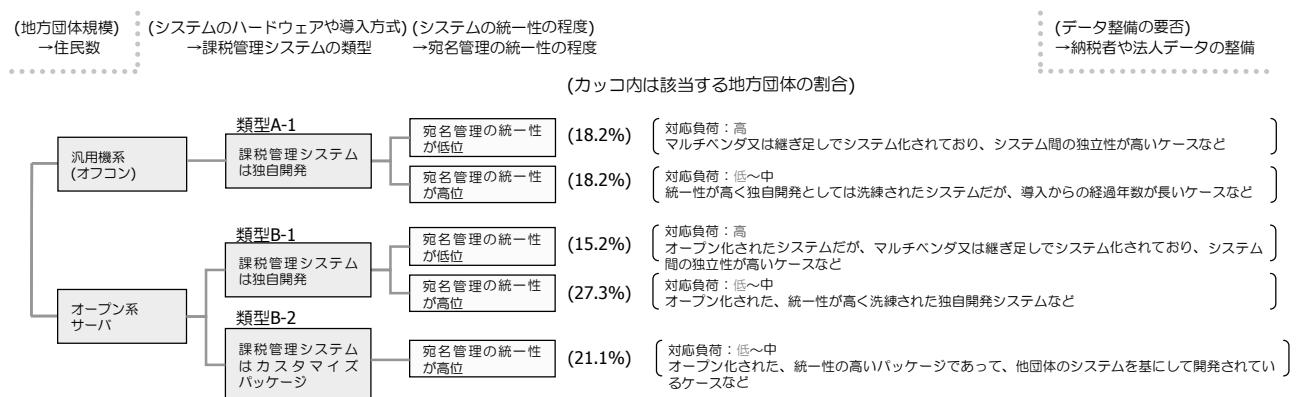


図 7-10 番号制度導入に係る地方団体のシステム改修に係る類型とアンケート調査結果に基づく実際の地方団体の割合（都道府県）

地方税システムのシステム費用は、地方団体規模（住民数）と正の相関があることについては、都道府県も市町村と同様である。

都道府県の課税管理システムの類型は、A-1、B-1、B-2のみで、ノンカスタマイズパッケージという概念はない点で市町村と異なる。

課税管理システムの類型（A-1、B-1、B-2）の番号制度導入の対応で必要なシステム改修費用への影響は、市町村に比べ限定的と想定する。

宛名管理の統一性の程度、収納・滞納管理の統一性の程度、課税管理システムの網羅性の程度は、それぞれ正の相関がある蓋然性が高いことから、類型化にあたっては、宛名管理の統一性を取り上げ、地方団体を相対的に統一性が高い地方団体（高位）と、低い地方団体（低位）に分けた。

システム間の独立性が高いケースなどは、番号制度導入の対応負荷が高いことを想定する。

なお、上記以外に、納税者（法人を含む）のデータ整備の要否によって、地方団体の対応負荷が異なることを想定する。

(3) 費用抑制のための留意点

番号制度導入にあたっては、効率的なシステム開発、改修により全体としての費用を極力抑制することが必要であり、そのために留意すべき事項として以下が考えられる。

ア 番号制度導入スケジュールを踏まえたシステム刷新等と二重投資の抑制

アンケート調査結果によれば、数年内にシステム刷新を予定している市町村は約4割という結果になっている。本報告で分析したように、番号制度導入対応では市町村、都道府県に一定程度のシステム改修負荷が見込まれるところであり、システム刷新等を予定している地方団体においては、それが二重投資とならないよう、計画的な対応が求められる。

イ オープン系サーバのパッケージ型システムの採用検討(市町村)

オープン系サーバのパッケージ型システムについては、アンケート調査結果からはシステム費用が抑制されている傾向が認められるところであり、市町村でシステム刷新を検討するにあたり、自団体の業務・システムの標準化推進と合わせて、上記のようなパッケージ採用についても検討する。その際には、運用・保守費用を含めた費用比較を行うことや、カスタマイズが将来のバージョンアップへの障害や追加コストの発生原因となるないようにすることに留意が必要である。

ウ 自治体クラウド等の推進

アンケート調査結果によれば、個人住民税については既に約300の市町村で共同利用が実施されている（設問33）。

自治体クラウドや共同利用の実施により、情報システムのアプリケーション保守費用、導入費用の軽減を図ることができるほか、開発期間、導入期間の短縮やデータセンターの利用によるセキュリティの向上を図ることも可能である。

番号制度導入を機に、自治体クラウドや共同利用の取組事例なども参考にしつつ、共同利用への移行についても検討することが考えられる。

なお、導入にあたっては、「地方公共団体におけるASP・SaaS導入活用ガイドライン」（総務省 平成22年4月）が参考となる。

エ 地域情報プラットフォームへの準拠の推進(市町村)

地域情報プラットフォームは、様々なシステム間の連携を可能にするために定めた各システムが準拠すべき業務面や技術面の標準仕様であり、これまでに、単独の地方団体のシステム間連携に必要なルールを策定している。

地方団体においては、地域情報プラットフォームを活用したシステムの構築や利用を行なうことで、業務・システムの効率化が実現できることが期待でき、アンケート調査結果においても、個人住民税システムについて、回答市町村の3分の1超の市町村がこれに準拠している。

今回の番号制度対応でも、地域情報プラットフォームに準拠している市町村は比較的対応負荷が小さいことが想定されるところであり、システム刷新等に際してはその準拠についても意識すべきである。

オ その他

各地方団体が共通で利用するシステムについては、国が一括してアプリケーションの開発を行い、それを配布することによって、全体としての費用が抑制されることも考えられる（規模の経済性が働くことを想定）。各地方団体の地方税務・システムについては、団体によって態様が様々であり、このようなことは困難性が高いことが想定されるが、情報提供ネットワークシステムとの接続に係るシステムについては、コスト削減の観点から国による開発が合理的になることも想定される。

また、対応費用が過大となる原因の一つは要件仕様の不確実性に伴うリスクの上積みであり、現在検討中とされている情報提供ネットワークシステムの要件仕様について、国として早期に方向性を示すことが、対応費用を低減させる上で有効と考えられる。

8 地方税務分野における番号制度の導入に伴う便益

番号制度導入に伴う地方税務分野における便益は、住民の利便性の向上と地方団体の行政事務の効率化、コスト削減が基本となる。

このうち、主な住民側の便益としては、(1) 添付書類（所得証明書）の省略、(2) 行政サービスの質の向上（窓口の待ち時間の解消など）があり、行政側の便益としては、(3) 個人特定作業に係る便益、(4) 情報連携に係る便益、(5) 法人特定作業に係る便益が挙げられる。

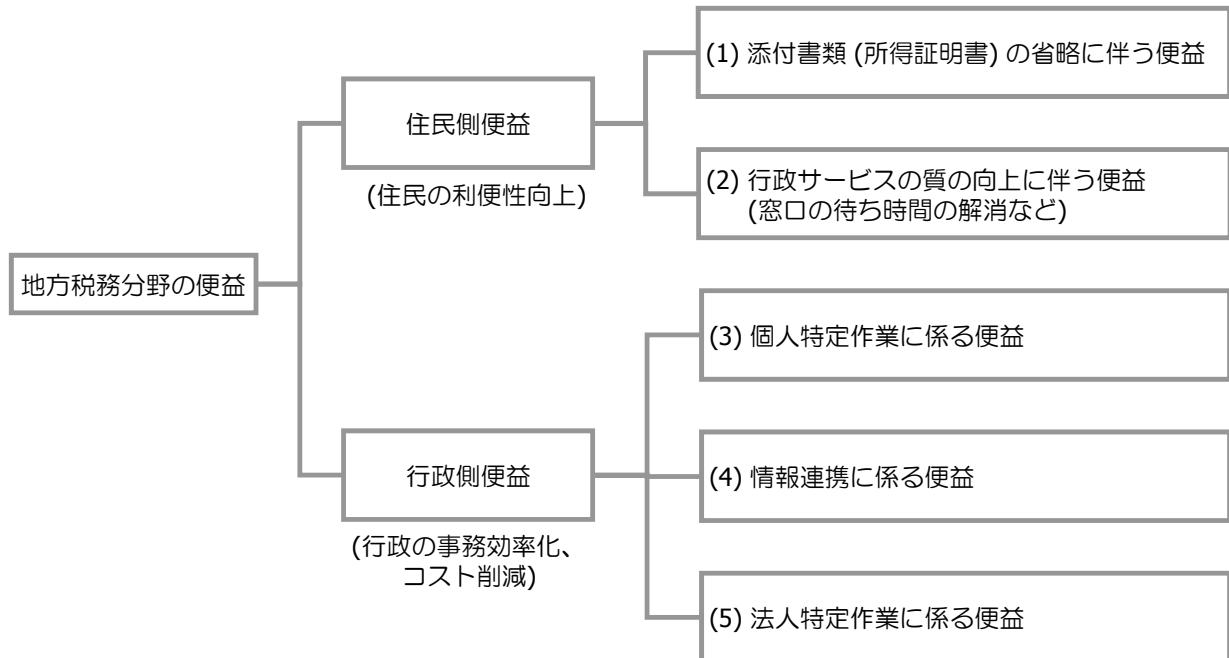


図 8-1 地方税務分野における番号制度の導入に伴う便益の全体像

以下でそれぞれの便益について説明する。

(1) 添付書類（所得証明書）の省略に伴う便益

住民側の便益としてまず挙げられるのは、行政機関間のバックオフィス連携の実現による所得証明書等の添付書類の省略である。

現行、住民は、年金支給申請や扶養認定（健康保険など）のために、市町村から所得証明書を取得し、行政機関等に提出している。

番号制度導入後、情報連携が開始され、所得証明書が行政機関間のバックオフィス連携で情報連携されるため、住民は年金支給申請や扶養認定の申請にあたり、所得証明書の添付を省略することができる（情報提供ネットワークシステム経由）。

土日開庁等を行う地方団体はまだ限定的であり、勤務者等にとって平日窓口に所得証明書等の添付書類を取得しに行くことには負荷がある。この情報連携と行政機関間のバックオフィス連携が制度化され、申請にあたっての添付書類が不要となれば、住民は申請にあたって市町村の窓口に出向く必要がなくなる。

(2) 行政サービスの質の向上（窓口の待ち時間の解消など）に伴う便益

次に、住民側の便益として行政サービスの質の向上が挙げられる。

例えば、近年、多くの地方団体において窓口業務・サービスの改善などが取組まれ、市町村合併などの動きと合わせて、窓口改善、支所・出張所改革、住民票の写しや各種証明書の交付・発行等の拠点の増設などがなされている。また、地方団体の中には夜間や休日に利用可能な住民票

等の各種証明書自動交付機を設置するなど、設備投資によって地域住民の利便性向上に取組む動きや、出張所等でも国民健康保険や福祉などの多様なサービスを取扱う動きが出てきている。

しかしそれでもなお、季節的に、又は時間帯によって、市町村の窓口では、混雑現象が発生しており、情報提供ネットワークシステムの活用により所得証明書の発行枚数が減少すれば混雑の緩和にも寄与すると考えられる。

また、未納の税額が無いことを証明する納税証明書の発行などは、各税目について確認するための時間を要しているが、マイナンバー、法人番号により名寄せが容易になることで、証明書がスムーズに発行され、住民の待ち時間の短縮につながることも考えられる。

(番号制度に係る地方税務システム検討会での議論)

- ・住民に対するメリットとして、納税証明書の待ち時間が短くなる。現状、宛名が2つ3つに分かれているのでそれぞれ滞納状況を見ないと完納証明がでないという状態だが、マイナンバーが導入されれば名寄せが簡単にできるのでワンストップ、1回だけで証明できる。

さらに、自動車税等の納税通知書について、地方団体で納税義務者が転居した事実を把握していない場合には不着返戻となり、改めて転居後の住所を確認した上で納税通知書を再送することとなるため、納税義務者が実際に納税通知書を受け取るのが遅くなってしまう。

このような場合についても、マイナンバー、法人番号を活用してあらかじめ正確な住所を確認することにより、遅滞なく納税通知書を受け取ることができるようになることが考えられる。

このように、番号制度の活用による行政サービスの質の向上が考えられ、業務を見直すことにより上記に限らず住民の便益を高めるような取組が期待される。

(3) 個人特定作業に係る便益

ア 市町村

(申告書等の処理における個人特定作業負荷の軽減)

次は、地方団体のヒアリング調査結果である。

確定申告書

- ・確定申告書の情報をデータ化したものについて、賦課期日時点の課税管理システムのデータとデータ突合を行う(システム一括処理)。
- ・システム一括処理で突合できないデータを、職員が1件1件課税管理システムによって検索し、突合する。
- ・システム一括処理で突合できないデータの割合は、2%～10%(5%前後が多い)。検索にかかる時間は0.5分～2分。

給与支払報告書

- ・システム突合と個人特定作業については、確定申告書とほぼ同じ。
 - ・システムで突合できないデータの割合は、4%～30%(5%前後が多い)。検索にかかる時間は0.5分～2分。
- (給与支払報告書では住登外者が多く含まれることが影響していると考えられる。

また、地方団体間で突合キーや作業手順が異なり、突合できないデータの割合に幅がある。)

公的年金等支払報告書

- ・システム突合と個人特定作業については、確定申告書とほぼ同じ。
- ・システムで突合できないデータの割合は、3%～5%(5%前後が多い)。検索にかかる時間は0.5分～2分。

住民税申告書

- ・ヒアリングした全ての地方団体において、プレ申告書で税宛名番号等の個人識別番号を記載した上で送付しているので、システムで個人特定できないデータはほとんどない。

現行、市町村では、市町村に送付（提供）される確定申告書、給与支払報告書、公的年

金等支払報告書等の処理においては、申告書又はそのデータに、機関を跨って個人を識別するための共通の番号がないため、個人特定作業に事務負荷が生じている。

具体的には、申告書の氏名、生年月日等の情報により、地方税システム等のシステム一括処理によって、突合処理を行い、システム一括処理で突合できなかった者については、職員が一件ずつ手作業で検索を行なって突合している。なおも突合できない転出者等については、戸籍附票等による調査等を行っている。

番号制度導入に伴い、これらの申告書又はそのデータにマイナンバーが入ることで、個人が一意に特定されるので、現行の個人特定作業の負荷が軽減する効果が期待できる。

(番号制度に係る地方税務システム検討会での議論)

- ・現在の宛名管理システムの問題点について、住所と氏名、名称といったもので名寄せを行なうため、どうしても同一性の判定に正確さが欠けることとなる。これを職員が適宜調査をして正常な形にしているというのが現状。番号制度の導入によりこういった問題点が解決に向かうことを期待しているところ。
- ・個人住民税について申告書等の個人特定に係る作業量は膨大である。番号制度の導入により事務量が大幅に削減されるのではないか。
- ・滞納整理の共同化を行っている中で、名寄せには相当神経を使っている。単なる事務処理時間の短縮ではなく、名寄せ間違いはそこから発生する対応にかかる労力も大きいため、このような負担を未然に防ぐことにつながる。

(固定資産税、軽自動車税（個人）の課税資料作成処理における個人特定負荷の軽減)

次は、地方団体のヒアリング調査結果である。

固定資産税

- ・登記所(法務省)から送付される「登記済通知書」をトリガとして課税管理システムのデータ整備を行っている地方団体が多い。
(「登記済通知書」の氏名は漢字のみで姓と名が繋がっており、読み方がわからないと特定が困難になる。)
- ・職員が1件1件課税管理システムによって検索し、突合している。
- ・特定が困難な割合は、2%～10%(住登外者の影響がある)。特定にかかる時間は0.5分～5分。
- ・固定資産税は、納税義務者に占める住登外者の割合が高い。
- ・納税者が住所変更した場合の届出が義務化されておらず、納税通知書の不着返戻が相当数ある。
住登外者については、納税通知書の不着返戻から住所の調査等を開始する。
その際、住民基本台帳の除票、他市町村への照会、戸籍附票などが利用されている。

軽自動車税

- ・軽自動車検査協会を経由して送付される「軽自動車税申告書」をトリガに課税管理システムのデータ整備を行っている。
- ・新規取得の場合は、職員が所有者の氏名・住所により、1件1件課税管理システムによって検索し、突合している。
特定が困難な割合は、2%～5%。特定にかかる時間は0.5分～2分。
- ・一方、名義変更、廃車の場合は、自動車の登録ナンバーを検索のキーとして利用している。
突合できないケースはない。
- ・納付書の不着返戻(全体の1%以下)があれば、住所の調査等を行なう。

(固定資産税)

現行、市町村では、登記所（法務局）から送付される「登記済通知書」をトリガとして課税管理システムのデータ整備が行われている。

また、納税者が住所変更した場合の届出が義務化されておらず、納税通知書の不着返戻が相当数ある。処理においては、登記済通知書又はそのデータに、機関を跨って個人を識別するための共通の番号がないため、地方税システム等との突合作業で個人特定作業を行なった上で、登記済通知書の内容を地方税システムに反映している。

具体的には、登記済通知書の氏名等の情報により、職員が一件ずつ手作業で検索を行なっ

て突合している。突合できない転出者等については、住民票の除票、他市町村への照会、戸籍附票等による調査等を行っている。

番号制度導入で、登記済通知書にはマイナンバーは入らないが、住民基本台帳法別表に地方税分野が追加されることに伴い、今まで突合できなかった個人について住基ネットでの本人確認情報の確認が可能となるので、現行の個人特定作業の負荷が軽減する効果が期待できる。

(番号制度に係る地方税務システム検討会での議論)

- ・不動産登記や自動車の登録情報には番号が付かないと言っている。固定資産税や自動車関係税等は対応できないのではないか。
- ・運輸支局における自動車の登録情報と登記所の不動産登記情報に共通番号を入れれば非常に利便性が高まる。自動車税は申告があるが、自動車登録情報から共通番号を入れていただきたい。税務事務の効率化のため、早く実現することを要望する。

(軽自動車税)

現行、市町村では、軽自動車検査協会を経由して送付される「軽自動車税申告書」をトリガとして地方税システムのデータ整備が行われている。

具体的には、軽自動車等の新規取得の場合は、職員が所有者の氏名、住所により、職員が一件ずつ手作業で検索を行なって突合している。

一方、名義変更、廃車等の場合は、自動車の登録ナンバーを検索のキーとして利用している。処理においては、軽自動車検査協会のデータに、機関を跨って個人を識別するための共通の番号がないため、地方税システム等との突合作業により個人特定作業を行なった上で、軽自動車税申告書の内容を地方税システムに反映している。突合できない転出者等については、住民票の除票、他市町村への照会、戸籍附票等による調査等を行っている。

番号制度導入に伴い、これらの申告書又はそのデータにマイナンバーが入ることで、個人が一意に特定されるので、現行の個人特定作業の負荷が軽減する効果が期待できる。

イ 都道府県

(課税資料作成処理における個人特定作業負荷の軽減)

(個人事業税)

次は、地方団体のヒアリング調査結果である。

個人事業税

- ・所得税確定申告書の情報を課税管理システムのデータと突合を行う(システム一括処理)。
この突合には、「税務署が管理する整理番号」と「利用者識別番号」(国税連携でのキー)が利用されている。

システム突合できないデータの割合は、1割未満。

条例で住基ネットが利用できる都道府県は、都道府県内の者については、住基ネットで住所の確認を行なう。

現行、都道府県では、都道府県に送付(提供)される所得税申告書(個人事業税申告書とみなされる)等の処理においては、申告書等に、機関を跨って個人を識別するための共通の番号がないため、個人特定作業に事務負荷が生じている。

具体的には、税務署が管理する整理番号、申告書の氏名、生年月日等の情報等により、地方税システム等のシステム一括処理によって突合処理を行い、システム一括処理で突合できなかった者については、職員が一件ずつ手作業で検索を行なって突合している。なおも突合できない転出者等については、戸籍附票等による調査等を行っている。

番号制度導入に伴い、これらの申告書又はそのデータにマイナンバーが入ることで、個人が一意に特定されるので、現行の個人特定作業の負荷が軽減する効果が期待できる。

(自動車二税)

次は、地方団体のヒアリング調査結果である。

自動車二税

- 申告書をトリガに課税管理システムのデータ整備を行っている。
- 名義変更、廃車の場合は、自動車の登録ナンバーを検索のキーとして利用している。突合できないケースはない。
- 新規取得についても、LASDECの「分配情報」を活用しているので、特定が困難なケースはほとんど発生しない。
ただし、法人について、1の法人に複数の宛名番号が割り振られていた場合や、データ登録間違いに起因し新規のデータが複数あるケースなどで、運輸支局への問合せなど確認の手間が発生する場合がある。
- 自動車税の定期課税は数十万～数百万件／県であり、納税通知書用の個々の氏名(名称)、住所(所在地)の作成や大口分等の仕分けに作業時間を要している。
- 納付書の不着返戻(全体の1%程度)があれば、住所、所在地の調査等を行なう。
- 個人であれば、住民票(除票含む)や戸籍附票の取得(10分)、法人であれば登記事項証明書の取得、現地調査など
(条例で住基ネットが利用できる都道府県は、都道府県内の者については、住基ネットで住所の確認を行なう。
なお、相続、死亡などの確認で、住民票除票の取得も必要となっている。)

現行、都道府県では、運輸支局を経由して送付される「自動車税申告書」をトリガとして課税管理システムのデータ整備が行われている。

名義変更、廃車等の場合は、自動車の登録ナンバーを検索のキーとして利用しているが、新規取得についても、(財) 地方自治情報センター (LASDEC) の分配情報が活用されているので、特定困難なケースは少ないが、番号制度導入後、現行の納税通知書の不着返戻が減少することが期待できる。

(不動産取得税)

次は、地方団体のヒアリング調査結果である。

不動産取得税

- 原始取得と承継の場合で異なる。
- (承継の場合) 法務局において所有権移転登記申請書(住民票が添付されている)の閲覧・転記(7～10分)
月X回、1回X日など計画的に実施される。アナログ作業で負担が高い。
一(税率減の申告の場合) 住民票の取得又は(条例で住基ネットが利用できる都道府県は)住基ネットで居住要件を確認(7分)
- (原始取得の場合) 市町村からの「固定資産税課税台帳に登録された不動産の価格通知」をトリガに課税資料作成
システィム突合できないデータを、職員が1件1件システムで検索、突合し、必要に応じて調査する。(2分～7分)
※調定後にシステムによる名寄せ処理があり、システムへの入力は行なわれている。
- 承継については、住民票を確認しており、特定が困難なケースは、ほとんどない。
※登記所(法務省)から市町村に送付される「登記済通知書」のコピーを取得し、保有している都道府県もある。

現行、道府県では、市町村から地方税法第73条の21、第73条の22に基づく「固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知」をトリガとして、課税資料を作成している。

この通知の内容は、固定資産課税台帳のデータ(原始取得)とされている道府県が多く、既存の土地や家屋につき売買、贈与、交換などにより取得する承継に係る固定資産課税台帳は市町村から道府県に提供されていないため、登記所(法務局)の登記申請書(所有権移転登記申請書等)及び添付される住民票の閲覧・転記がなされている。

不動産取得税については、市町村の固定資産税と異なり、取得時の一時のみの課税であるので、現行、必ずしも課税管理システムに課税資料をシステム登録している訳ではないが、納税通知書の作成等で宛名管理システムや収納管理システムに納税義務者の宛名情報等を登録している。

処理においては、「固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知」又はそのデータに、機関を跨って個人を識別するための共通の番号がないため、地方税システム等との突合作業で個人特定作業を行なった上で、宛名情報等を地方税システムに反映している。

具体的には、「固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知」又はそのデータにより、地方税システム等のシステム一括処理によって、突合処理を行い、システム一括処理で突合できなかった者については、職員が一件ずつ手作業で検索を行なって突合している。

番号制度導入に伴い、「固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知」又はそのデータにマイナンバーが入ることで、個人が一意に特定されるので、現行の個人特定作業の負荷が軽減する効果が期待できる。

(4) 情報連携に係る便益等

情報提供ネットワークシステムを通じてやりとりする情報については、以下の情報が予定されているところである。

ア 市町村

(添付書類(所得証明書)の省略(市町村ー他の行政機関))

住民からみた、添付書類(所得証明書)の省略に係る便益は、(1)のとおりであるが、地方団体側でも窓口での対応が減少することで、証明書交付事務等が減少することが見込まれる。

次は、地方団体のヒアリング調査結果である。

所得証明書

- ・窓口での所得証明書の交付にかかる時間は、1.5分～4分程度(未申告の場合、該当者が特定できない場合を除く)
- ・年金支給申請、扶養認定(健康保険など)のための証明書取得が、3割～5割程度。
その他、県営住宅、市営住宅申請、授業料減免・育英資金申請、外国人の在留資格申請、金融機関への融資申請のための証明書取得がある。

(市町村を跨った受給資格確認に係る所得情報連携(市町村ー市町村))

次は、地方団体のヒアリング調査結果である。

- ・他市町村からの転入者で介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療等の受給者等については、全件転出市町村への照会を行っている地方団体が多い。
- ・照会文書作成等の時間は、3分～10分程度。

現行、市町村では、他市町村からの転入者で介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療等の受給者等については、全件転出市町村への所得情報照会を行なっている。

番号制度導入後、情報連携が開始され、所得情報が行政機関間の情報連携されるため、これらの情報を簡易に取得することができる(情報提供ネットワークシステム経由)。

(他の行政機関との税情報照会に係る情報連携(市町村ー市町村))

次は、地方団体のヒアリング調査結果である。

- ・他の行政機関への照会は、
(市町村)扶養関係の照会、(市町村)課税状況の照会(滞納整理に係る照会を含む)に係る照会が多い。
なお、扶養関係の照会では、まとめて特定の時期に行う地方団体が多い。
また、滞納整理に係る照会では、まとめて照会を行なうなどの例がみられる。
- ・照会発は、システム処理でリスト化した上で、照会文書作成等を行なう。照会文書作成等の作業時間は、5分～10分程度。
- ・他の行政機関からの照会は、
(市町村、税務署)課税状況の照会(滞納整理に係る照会を含む)、(税務署)固定資産保有状況に係る照会が多い。
- ・照会受は、システムの検索・確認、照会回答文書作成等で、作業時間は、5分～15分程度。

(ヒアリング結果より抜粋)

「他の行政機関への税情報照会で、滞納整理に係る照会については、6月～7月に年1回まとめて行っている。」

(照会発)

現行、市町村の賦課徴収所管課から、他の市町村へ扶養関係の照会や課税状況の照会などの税情報照会がなされている。

番号制度導入後、情報連携が開始され、これらの情報が行政機関の間で情報連携されるところの情報を簡易に取得することができる（情報提供ネットワークシステム経由）。

(照会受)

現行、市町村では、税務署や市町村など他の行政機関から、所得情報に関する照会や課税状況の照会、固定資産保有状況に係る照会などの税情報照会がなされている。

番号制度導入後、情報連携が開始され、これらの情報が行政機関の間で情報連携されるところの情報を簡易に取得することができる（情報提供ネットワークシステム経由）。

イ 都道府県

(他の行政機関との税情報照会に係る情報連携（都道府県－市町村))

次は、地方団体のヒアリング調査結果である。

- ・他の行政機関への照会は、
(市町村、税務署)課税状況の照会(滞納整理に係る照会を含む)が多い。
その中で、所得情報、生活保護受給情報についても、照会がなされる。
(市町村)自動車税の減免判定で、障害者手帳情報の照会がなされている。
ただし、電話でなされている(3分)。
疑義がある場合は、住民票を市町村から取得する場合がある。
- ・他の行政機関からの照会は、
(市町村、税務署)課税状況の照会(滞納整理に係る照会を含む)が多い。
その他、定例的に、(管区国税局、他県)自動車税課税データ、(税務署)不動産課税評価額(紙ベース)、(市町村)法人データがある。

現行、都道府県では、障害者の自動車税・自動車取得税等の減免の申請があつた場合、障害者の住所地の市町村へ資格確認の情報照会を行なっている。

番号制度導入後、情報連携が開始され、所得情報が行政機関間の情報連携されるため、これらの情報を簡易に取得することができる（情報提供ネットワークシステム経由）。

(5) 法人特定作業に係る便益

ア 市町村

(申告書等の処理における法人特定作業負荷の軽減)

現行、市町村では、法人から提出される「法人設立（変更）等の申告（届出）」をトリガとして課税管理システムのデータ整備が行われている。設立、変更、廃止ともに申告書に基づく処理であり、法務局の商業登記の登記事項証明書の確認の上、システム処理される。申告書への宛名番号の記入漏れや記入誤りなどのケースで、法人特定が困難なケースがあり、名称、所在地、決算期、資本金等によるシステム検索や、登記情報の確認、調査等がなされている。

番号制度導入後の法人番号は、所在地の移転や商号の変更があった場合も不変であるため、「法人設立（変更）等の申告（届出）」や法人市町村民税の申告書等に法人番号が入ることにより、法人が一意に特定され、現行の法人特定作業の負荷が軽減する効果が期待できる。都道府県からの法人税額等の通知や従業者数他市町村通知にも法人番号が付加されれば、課税情報との突合作業の負荷が軽減する効果も期待できる。

番号制度導入後は、国税庁ホームページで、法人の基本情報を確認できる。

(番号制度に係る地方税務システム検討会での議論)

- ・法人については想像以上に合併を繰り返しているケースが多く、類似した法人名、同じ名称でも法人番号が違うということが多くあり、名寄せが非常に難しい。
- ・法人番号制度ができ、法人登記と完全にリンクするようになったら課税漏れの調査も楽になる。更にそれに伴う税収増も期待できるのではないか。

(固定資産税、軽自動車税(法人)の課税資料作成処理における法人特定作業負荷の軽減)

(固定資産税)

固定資産税等の課税資料作成処理における法人特定作業負荷についても、基本的に個人と同様に、現行の法人特定作業の負荷が軽減する効果が期待できる。

(軽自動車税)

軽自動車税等の課税資料作成処理における法人特定作業負荷についても、基本的に個人と同様に、現行の法人特定作業の負荷が軽減する効果が期待できる。

イ 都道府県

(申告書等の処理における法人特定作業負荷の軽減)

次は、地方団体のヒアリング調査結果である。

法人設立(変更)等の申告(届出)

- ①申告(届出)と添付書類(登記事項証明書や定款など)の受理・確認(5分)
- ②システムへの登録(5分)

※変更届が提出されない場合には、法務局で登記事項証明書を取得して内容を確認(10分)

- ③管区国税局から入手した法人税データ等との突合
※法人名、税務署が管理する整理番号をキーとした突合
- ④是認更正等処理(10分)
- ⑤法人情報登録(変更)処理

- ・法人特定が困難な割合は、5%

※宛名番号の申告書記入漏れや記入誤りなどのケース

現行、都道府県では、法人から提出される「法人設立（変更）等の申告（届出）」をトリガとして課税管理システムのデータ整備が行われている。設立、変更、廃止ともに申告書

に基づく処理であり、法務局の商業登記の登記事項証明書の確認の上、システム処理される。申告書への宛名番号の記入漏れや記入誤りなどのケースで、法人特定が困難なケースがあり、名称、所在地、決算期、資本金等によるシステム検索や、登記情報の確認、調査等がなされている。

番号制度導入後の法人番号は、所在地の移転や商号の変更があった場合も不变であるため、「法人設立（変更）等の申告（届出）」や法人道府県民税・事業税の申告書等に法人番号が入ることにより、法人が一意に特定され、現行の法人特定作業の負荷が軽減する効果が期待できる。国税庁や他都道府県からの法人税額等の通知にも法人番号が付加されれば、課税情報との突合作業の負荷が軽減する効果も期待できる。

番号制度導入後は、国税庁ホームページで、法人の基本情報を確認できる。

(不動産取得税等の課税資料作成処理における法人特定作業負荷の軽減)

不動産取得税等の課税資料作成処理における法人特定作業負荷についても、基本的に個人と同様に、現行の法人特定作業の負荷が軽減する効果が期待できる。

9 今後の検討課題

以下の課題については、内閣官房や総務省における番号制度全体の検討を踏まえる必要があることから、来年度以降の検討課題とする。

ア 情報提供ネットワークシステムとの接続関連

(7) 情報提供ネットワークシステムとの接続仕様

中間サーバ（仮称）（注）の設置、アクセスログの保存、情報更新の頻度、求められるサービス・レベル、証明制御されている者の取扱いなど、情報提供ネットワークシステムとの接続仕様に関する事項については、今後明らかにされる情報提供ネットワークシステムの仕様等を踏まえて検討する必要がある。

（注）中間サーバ（仮称）については、内閣官房 情報連携基盤技術WG（第8回）資料（平成24年3月23日）を参照。

(1) 符号の取得、保有、管理

情報連携を行うための符号を取得し、既存の宛名番号と紐付けて保有、管理する必要がある。

これについても、今後明らかにされる情報提供ネットワークシステムの仕様等を踏まえて検討する必要がある。

(4) 照会用データの仕様（項目、データ形式等）

地方税分野からは個人住民税に関する情報を提供することを予定しており、具体的な項目、データ形式について情報提供ネットワークシステムの仕様やユースケースの検討、主務省令等を踏まえ、地域情報プラットフォーム標準仕様を参考にしつつ検討する必要がある。また、扶養是正のための情報提供に必要なデータ項目や、未申告のため証明制御になっている場合の回答方法などについて検討する必要がある。

イ 法人番号の仕様、取得方法の具体化を踏まえた地方団体の利用

地方団体での利用に耐える加工可能なデータであること、地方団体での利用に耐える取得方法であること、地方団体での利用に耐える法人情報が提供されることなどが望まれるが、これらについては、国税庁の検討を踏まえる必要がある。

ウ マイ・ポータルで提供する情報、提供に必要な対応等

マイ・ポータルのあり方についての今後の検討を踏まえ、提供する情報、提供に必要な対応等について検討することが必要である。

なお、利用面について、番号制度に係る地方税務システム検討会において、給付や税の還付、支援金等の早期支払を可能とするため、本人の選択でマイ・ポータルに口座を登録できるようにすべきとの意見があった。

エ システム改修費用抑制の方策

システム改修費用を抑制するための方策について引き続き検討する必要がある。

オ 個人情報保護対策、セキュリティの確保

特定個人情報保護評価の実施、地方団体内での情報連携のあり方など、個人情報保護、セキュリティの確保のために必要な対応については、システム改修の規模に影響を与える事項でもあり、制度全体の検討を踏まえ対応する必要がある。

カ 本人確認の方策

マイナンバー法第12条に規定する本人確認の方策については、原則個人番号

カードによることとされているが、郵送などで個人番号カードによる本人確認ができない場合の対応について今後策定される番号法政令を踏まえる必要がある。

キ 宛名管理システムのあり方について

マイナンバーの履歴管理については、既存住基システム又は住基ネットのみで行うのか、地方税システム、宛名管理システムなどでも行う必要があるのかの整理が必要である。また、宛名管理システムがマイナンバー利用範囲外の事務についても対象としている場合のマイナンバーの管理のあり方などについても、引き続き検討することが必要である。

ク 住基ネット、既存住基システムの仕様

都道府県の住民、市町村の住登外者についてのマイナンバーの初期突合や真正性確認等で住基ネットとの接続が見込まれるところであるが、具体的な方法については、今後の検討を踏まえる必要がある。

また、宛名管理システムが連動する既存住基システムの仕様についても、自治行政局住民制度課の検討や番号法政令を踏まえる必要がある。

(別添)

別添1：市町村向けアンケート調査結果

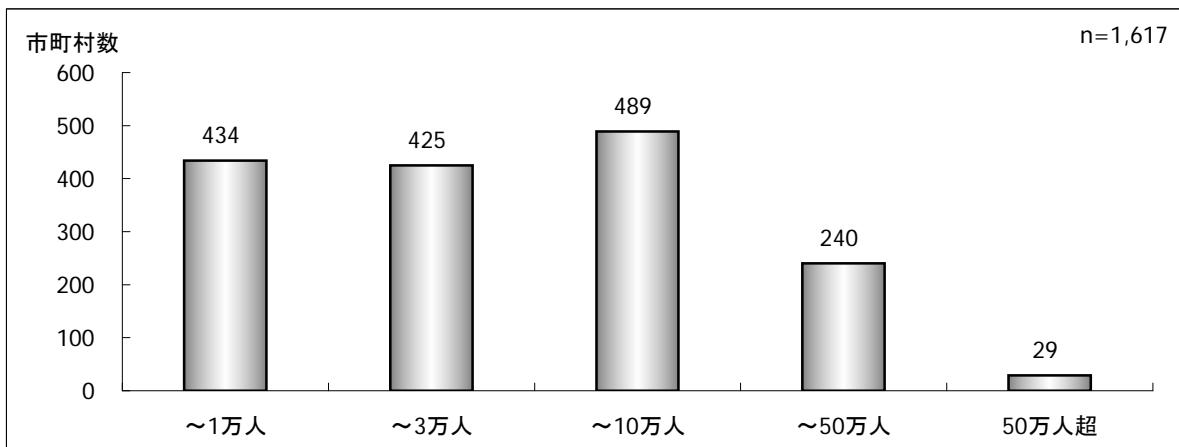
別添2：都道府県向けアンケート調査結果

(別添1) 市町村向けアンケート調査結果

【設問1】

貴団体の住民基本台帳人口(平成23年3月31日現在)を入力してください。

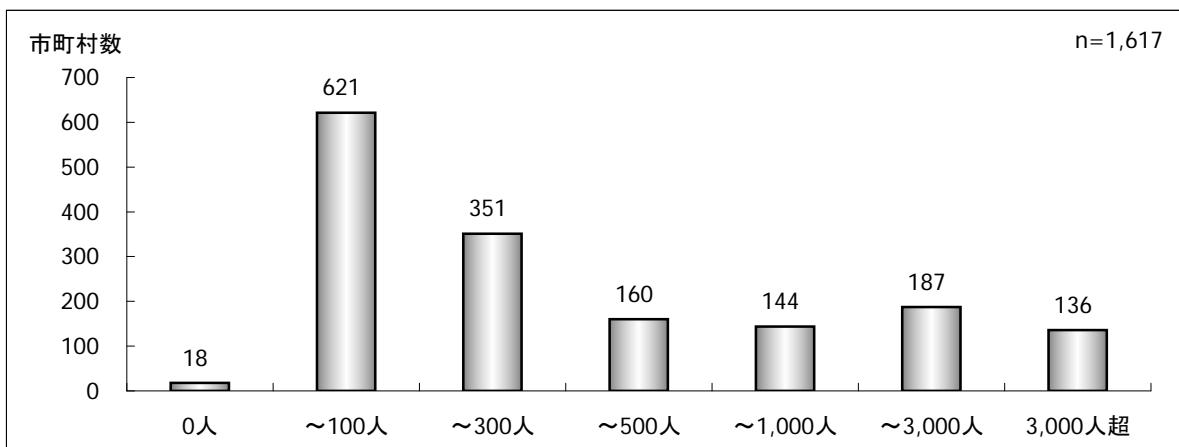
※「住民基本台帳関係年報について」により総務省に報告した数値を記入願います。



人口	市町村 回答数	構成比(%)
~1万人	434	26.8%
~3万人	425	26.3%
~10万人	489	30.2%
~50万人	240	14.8%
50万人超	29	1.8%
合計	1,617	100.0%

【設問2】

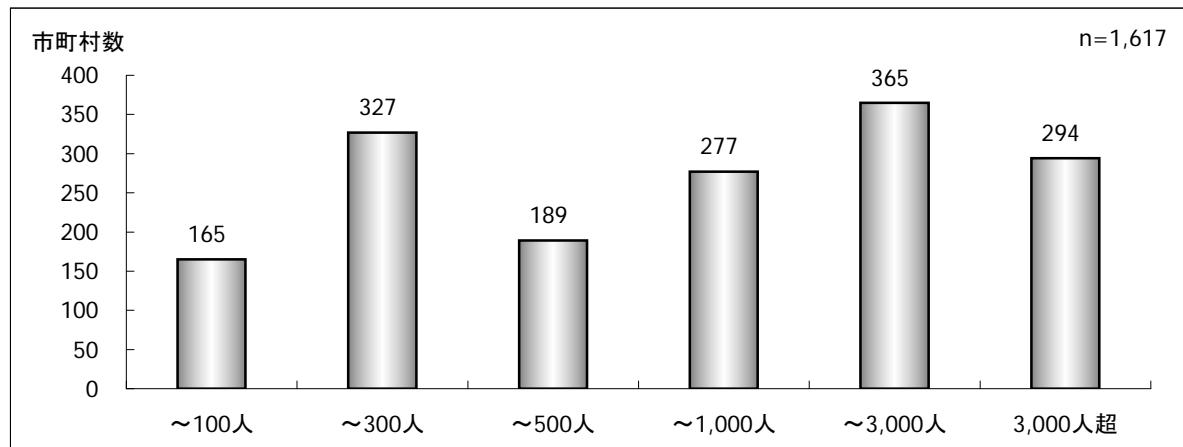
貴団体の外国人登録者数(平成22年12月31日現在)を入力してください。



外国人登録者数	市町村 回答数	構成比(%)
0人	18	1.1%
~100人	621	38.4%
~300人	351	21.7%
~500人	160	9.9%
~1,000人	144	8.9%
~3,000人	187	11.6%
3,000人超	136	8.4%
合計	1,617	100.0%

【設問3】

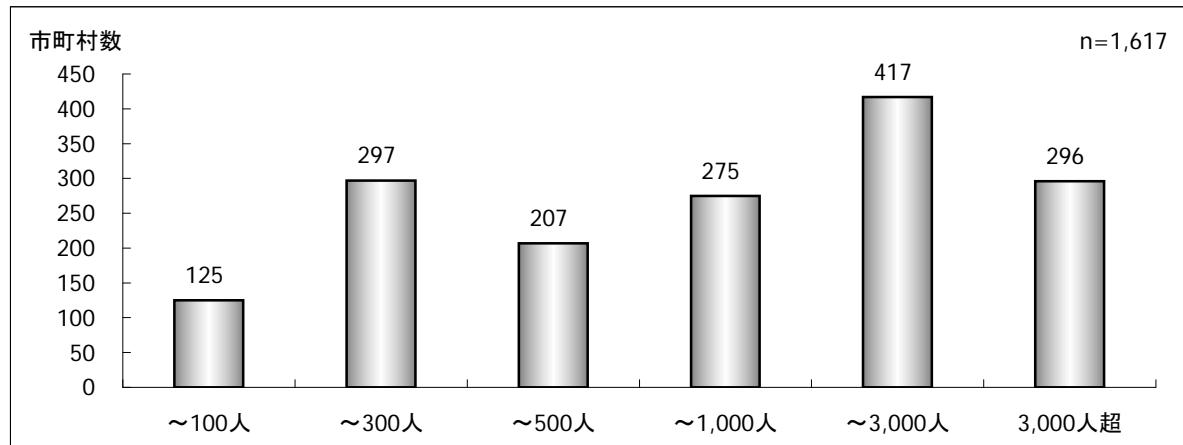
貴団体の平成22年度の転入者数(平成23年3月31日現在)を入力してください。



転入者数	市町村 回答数	構成比(%)
~100人	165	10.2%
~300人	327	20.2%
~500人	189	11.7%
~1,000人	277	17.1%
~3,000人	365	22.6%
3,000人超	294	18.2%
合計	1,617	100.0%

【設問4】

貴団体の平成22年度の転出者数(平成23年3月31日現在)を入力してください。



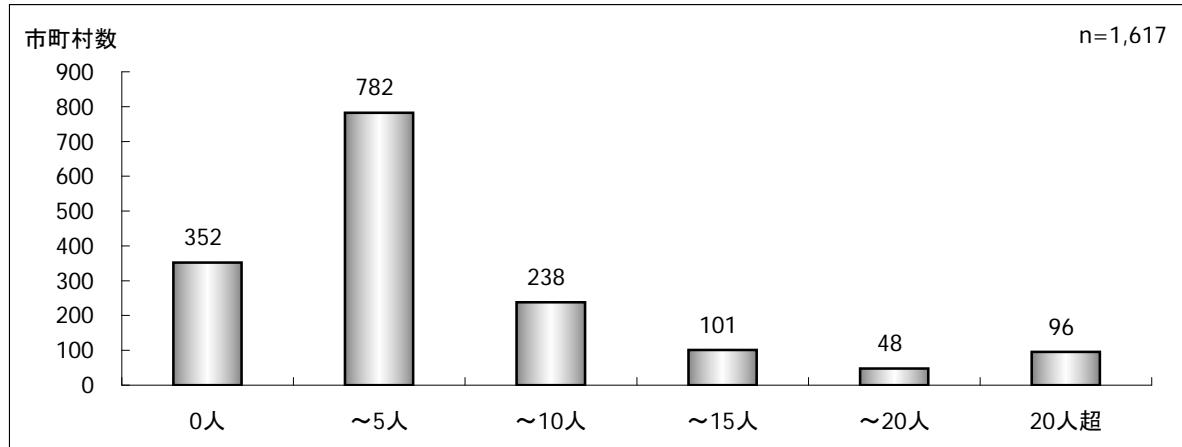
転出者数	市町村 回答数	構成比(%)
~100人	125	7.7%
~300人	297	18.4%
~500人	207	12.8%
~1,000人	275	17.0%
~3,000人	417	25.8%
3,000人超	296	18.3%
合計	1,617	100.0%

【設問5】

繁忙期に一時的に増員する、地方税務に従事する非正規職員数はおよそ何名ですか。

※非正規職員とは、正規職員以外の職員であって、臨時職員、嘱託職員、パートタイム職員、派遣労働者、窓口受付相談員などを言う。

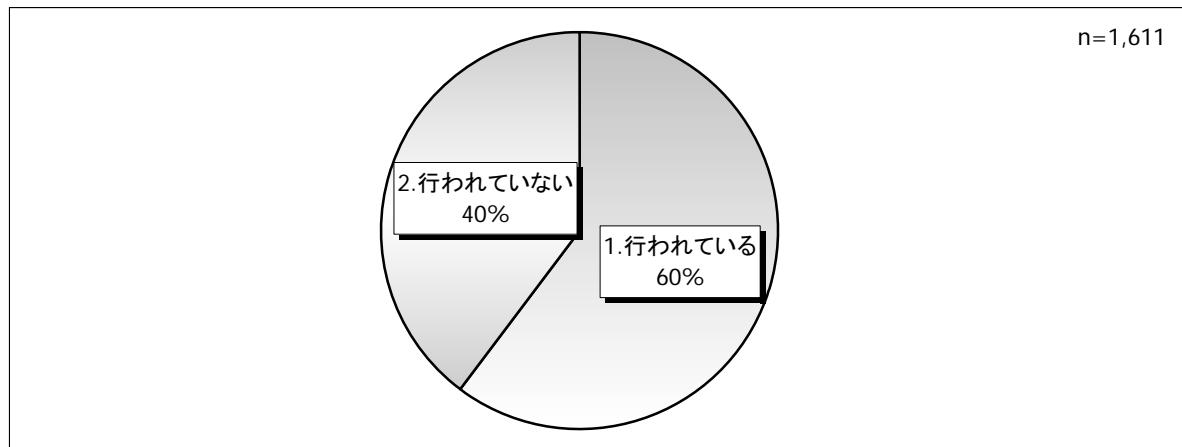
※常勤専任を1名として、他業務も併任で行っている職員の方については、従事割合により按分して換算してください。



繁忙期に増員する 非正規職員数	市町村 回答数	構成比(%)
0人	352	21.8%
~5人	782	48.4%
~10人	238	14.7%
~15人	101	6.2%
~20人	48	3.0%
20人超	96	5.9%
合計	1,617	100.0%

【設問6】

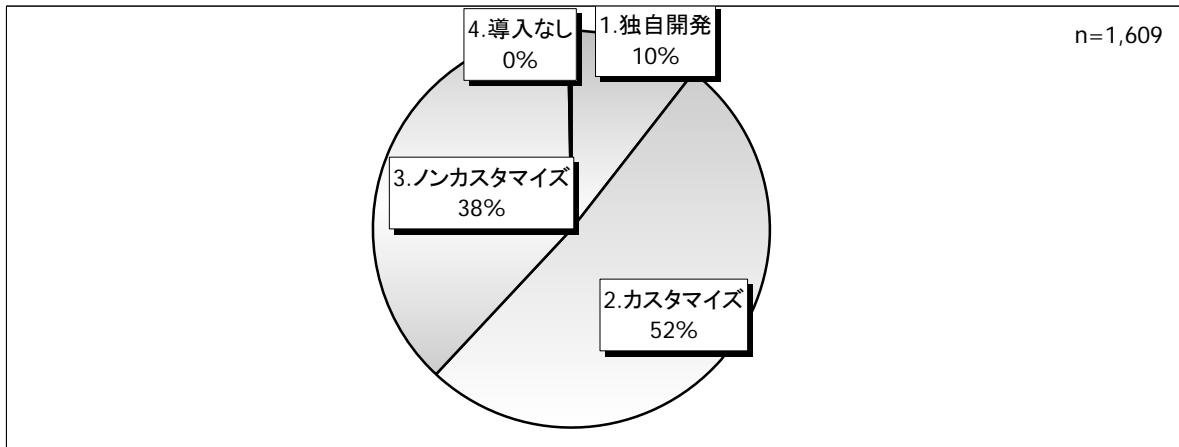
団体内における、地方税務担当課と他課の間の情報連携について、システムによる照会型の情報連携は行われていますか。(例えば、市町村であれば、福祉担当課から、特定の国民/住民について、所得情報等を地方税務担当課にシステムで照会し、システムで回答するといった情報連携)



選択項目	市町村 回答数	構成比(%)
1.行われている	972	60.3%
2.行われていない	639	39.7%
合計	1,611	100.0%

【設問7】

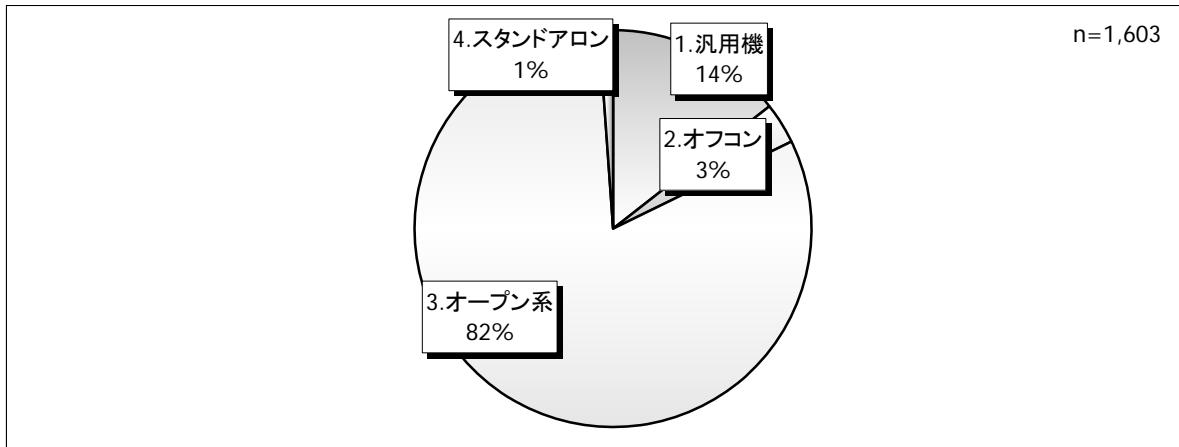
主要な課税管理システム(市町村においては個人住民税を含むシステムをいい、都道府県においては自動車二税を含むシステムをいう。以下、同じ。)は、次のうちどれに該当しますか。



選択項目	市町村 回答数	構成比(%)
1.独自開発	168	10.4%
2.カスタマイズ	828	51.5%
3.ノンカスタマイズ	609	37.8%
4.導入なし	4	0.2%
合計	1,609	100.0%

【設問8】

主要な課税管理システムのハードウェアを次の中から選択してください。



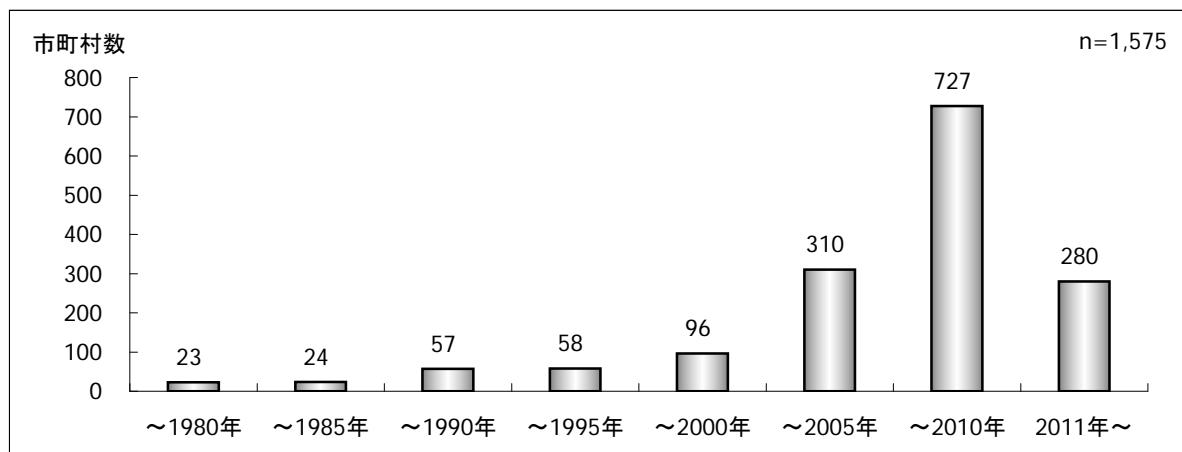
選択項目	市町村 回答数	構成比(%)
1.汎用機	230	14.3%
2.オフコン	55	3.4%
3.オープン系	1,298	81.0%
4.スタンドアロン	20	1.2%
合計	1,603	100.0%

【設問9】

主要な課税管理システムが導入された年月はいつですか。西暦でお答えください。

※システム更改された場合は、更改された年月

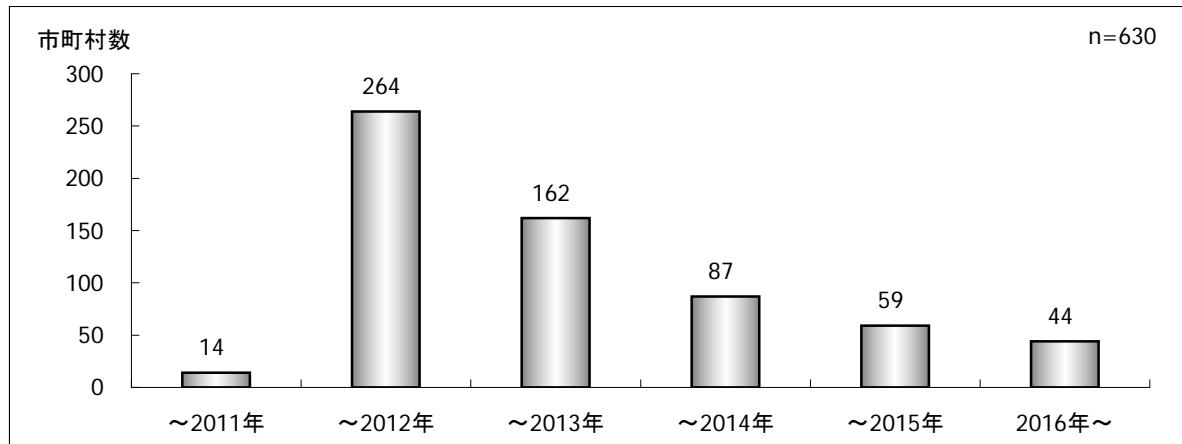
※ハードウェアでなく、アプリケーションについて



導入年月	市町村 回答数	構成比(%)
~1980年	23	1.5%
~1985年	24	1.5%
~1990年	57	3.6%
~1995年	58	3.7%
~2000年	96	6.1%
~2005年	310	19.7%
~2010年	727	46.2%
2011年～	280	17.8%
合計	1,575	100.0%

【設問10】

主要な課税管理システムの刷新予定がある場合は、刷新システムの導入予定年月を西暦でお答えください。



刷新年月(予定)	市町村 回答数	構成比(%)
~2011年	14	2.2%
~2012年	264	41.9%
~2013年	162	25.7%
~2014年	87	13.8%
~2015年	59	9.4%
2016年～	44	7.0%
合計	630	100.0%

【設問11】

【初期導入に係る費用】

地方税システム(地方税に係る地方団体職員が利用する「宛名管理システム(個別又は税で統一)」「課税管理システム」「収納管理・滞納管理システム(個別又は税で統一)」をいう。以下、同じ。)の初期導入に係る費用はおよそどの程度ですか。

(単位:千円。税込み。)

※初期導入に係る費用には以下を含む。

- ・ハードウェア購入費、アプリケーション購入費(又はそれに相当するリース料)
- ・ネットワーク設備費
- ・アプリケーション開発費(委託開発の場合)
- ・データ移行費、研修費、設置・調整費
- ・その他初期設計開発に係る一時的な経費

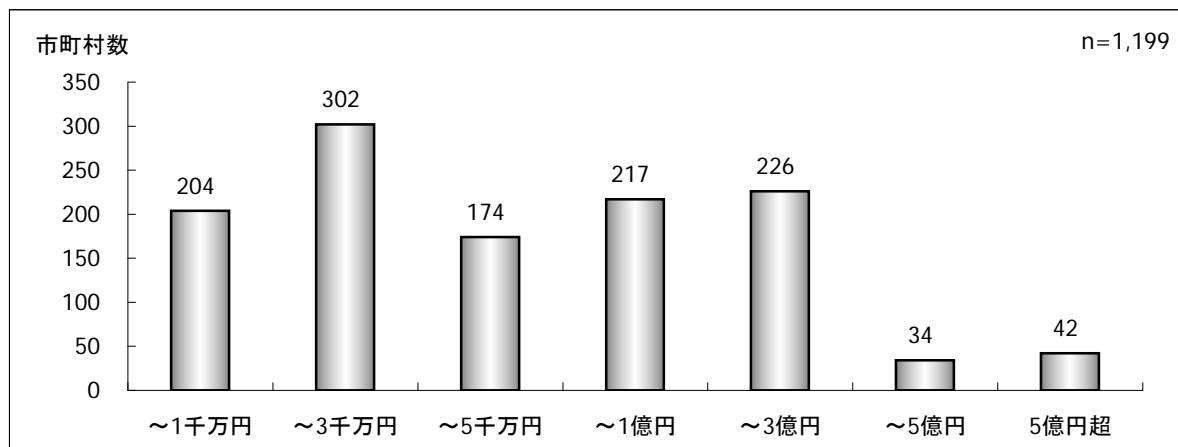
※ASP、SaaSを利用したシステムである場合は、初期導入に係る費用の回答は不要。

※(初期導入に係る費用、運用・保守費用についての共通説明事項)

複数のシステムで一括契約している場合は、各市町村の実情に応じて費用を案分した相当額を回答してください。

(例:地方税システム、住基システム、国民健康保険料システムが共通基盤上で稼動しており、共通基盤に係る費用について一括契約している場合。

共通基盤について、1億円で一括契約、各システムの共通基盤以外の費用が地方税システム5千万円、住基システム2千万円、国民健康保険料システム3千万円である場合。各システムの共通基盤以外の費用の相対比率は5:2:3があるので、その比率で共通基盤の契約額を案分し、地方税システム1億円、住基システム4千万円、国民健康保険料システム6千万円とする。)



初期導入に係る費用	市町村 回答数	構成比(%)
~1千万円	204	17.0%
~3千万円	302	25.2%
~5千万円	174	14.5%
~1億円	217	18.1%
~3億円	226	18.8%
~5億円	34	2.8%
5億円超	42	3.5%
合計	1,199	100.0%

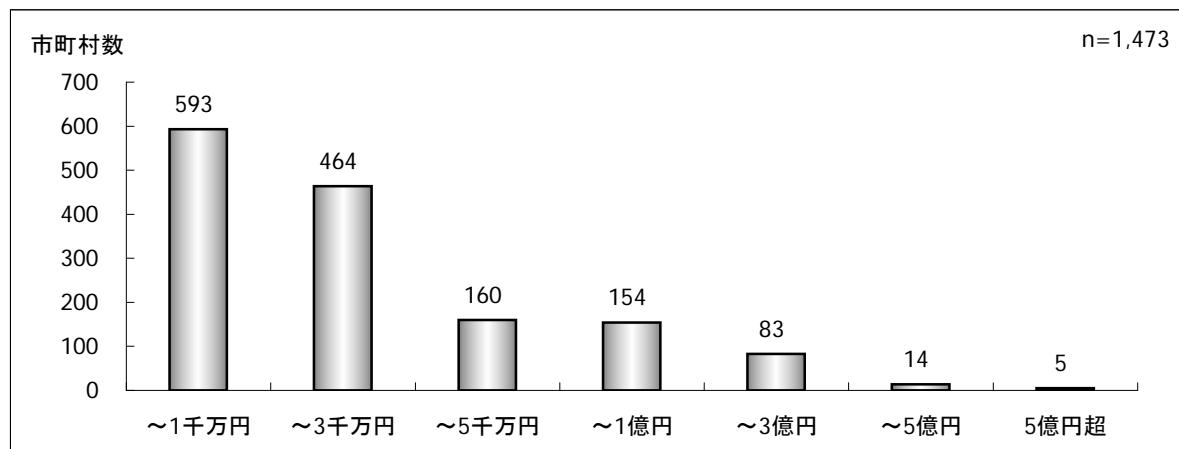
【設問12】

【運用・保守】

地方税システムの昨年度の運用・保守に係る予算執行額はおよそどの程度ですか。
(単位：千円。税込み。)

※保守・運用費用には以下を含む。

- ・ハードウェアリース料、アプリケーションリース料
- ・ハードウェア等に係る施設使用料(市町村所有の場合を除く)
- ・ハードウェア保守費用、アプリケーション保守費用
- ・ASP、SaaS利用料(ASP・SaaS共同利用の場合、共同利用に係る負担金)
- ・通信回線使用料（当該情報システム以外で共用されていない場合）
- ・消耗品費（用紙、インクリボン、記録媒体など）
- ・運用・保守に係る人件費(市町村職員の人件費を除く)・委託費



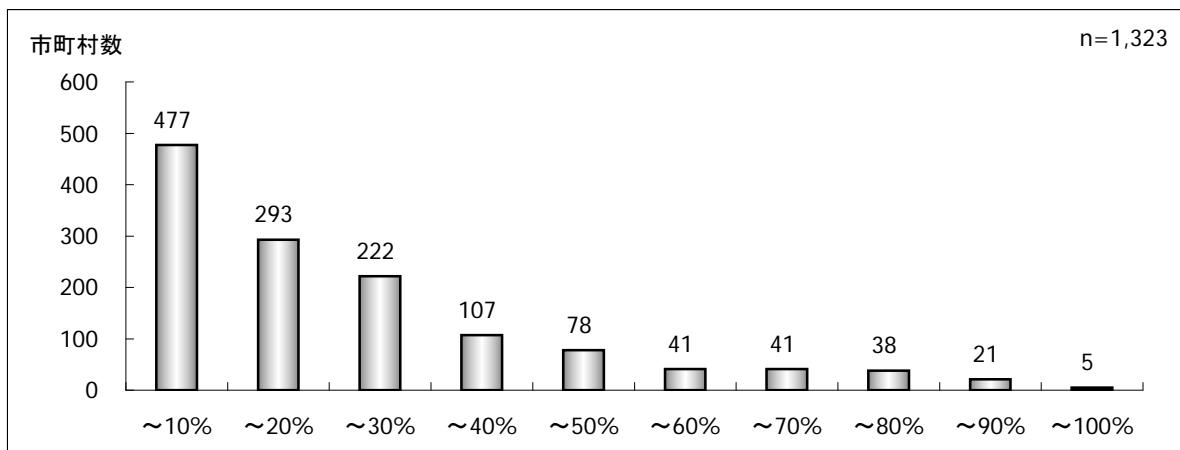
運用・保守に係る費用	市町村回答数	構成比(%)
~1千万円	593	40.3%
~3千万円	464	31.5%
~5千万円	160	10.9%
~1億円	154	10.5%
~3億円	83	5.6%
~5億円	14	1.0%
5億円超	5	0.3%
合計	1,473	100.0%

【設問13】

【運用・保守】

地方税システムの運用・保守に係る予算執行額のうち、税制改正対応の占めるウエイトはおよそ何%程度だと思いますか。過去3年間の平均的な印象を、主観でお答えください。

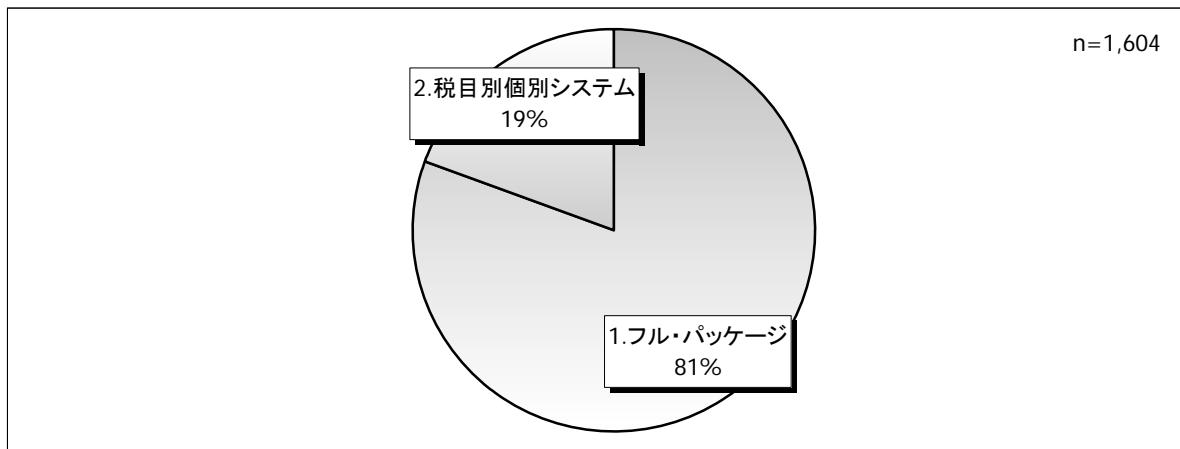
(単位：%)



税制改正対応の占めるウエイト	市町村回答数	構成比(%)
~10%	477	36.1%
~20%	293	22.1%
~30%	222	16.8%
~40%	107	8.1%
~50%	78	5.9%
~60%	41	3.1%
~70%	41	3.1%
~80%	38	2.9%
~90%	21	1.6%
~100%	5	0.4%
合計	1,323	100.0%

【設問14】

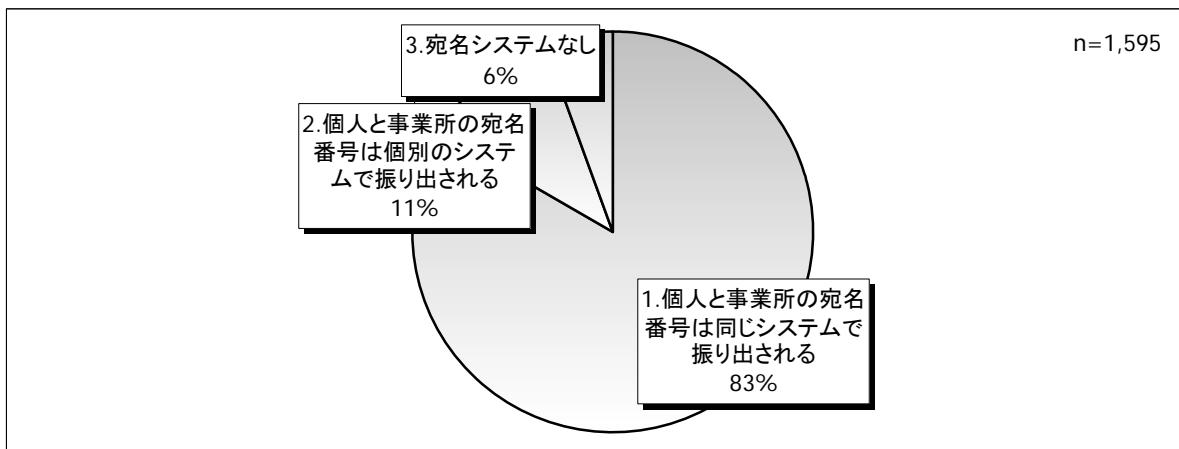
地方税システムの導入の実態は、①フル・パッケージ型システム利用に近いですか、②税目別個別システム利用に近いですか。



選択項目	市町村回答数	構成比(%)
1.フル・パッケージ	1,294	80.7%
2.税目別個別システム	310	19.3%
合計	1,604	100.0%

【設問15】

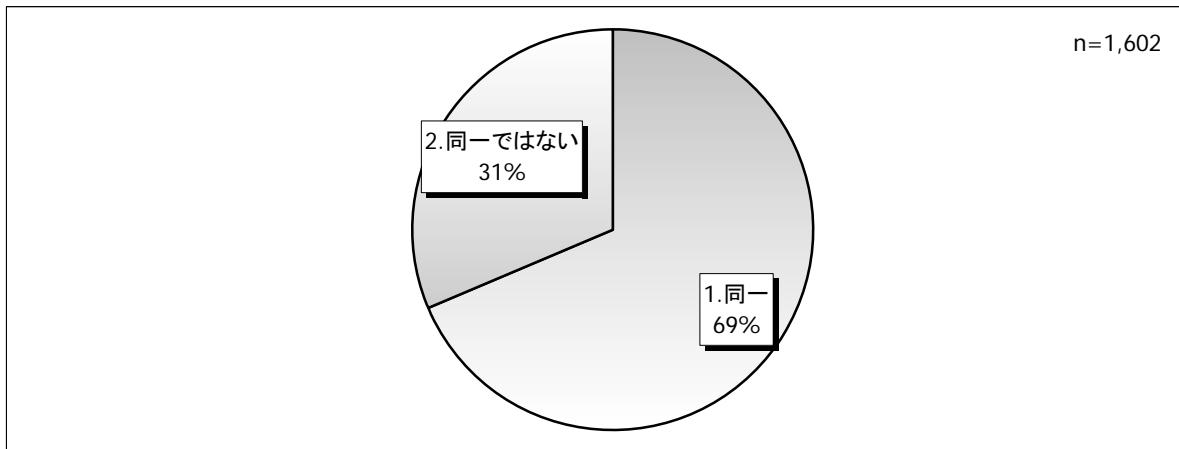
宛名システム(統一)がある場合、宛名システム等の宛名管理で、振り出される宛名番号についてお答えください。



選択項目	市町村回答数	構成比(%)
1.個人と事業所の宛名番号は同じシステムで振り出される	1,328	83.3%
2.個人と事業所の宛名番号は個別のシステムで振り出される	178	11.2%
3.宛名システムなし	89	5.6%
合計	1,595	100.0%

【設問16】

事業所の宛名番号と特別徴収義務者の番号は同一ですか。

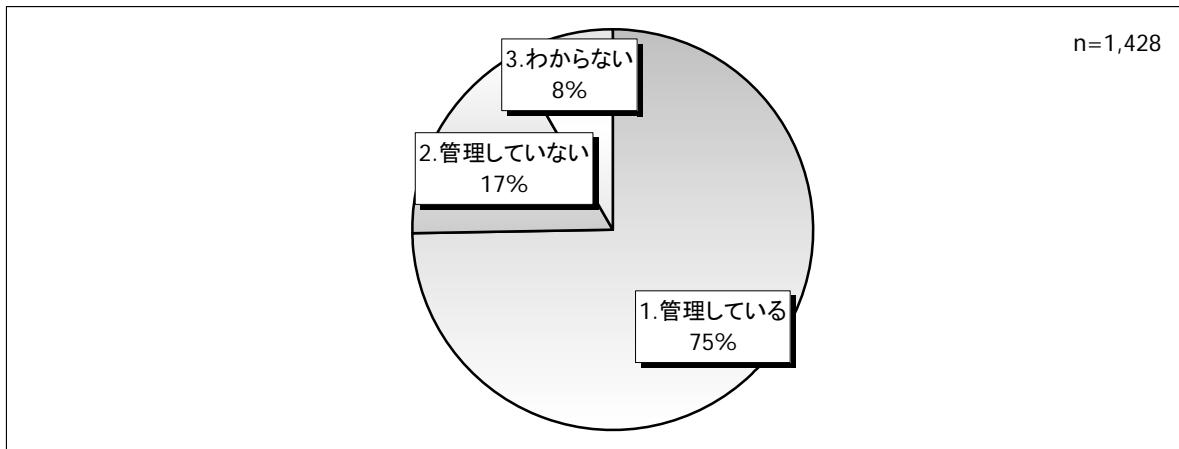


選択項目	市町村回答数	構成比(%)
1.同一	1,099	68.6%
2.同一ではない	503	31.4%
合計	1,602	100.0%

【設問17】

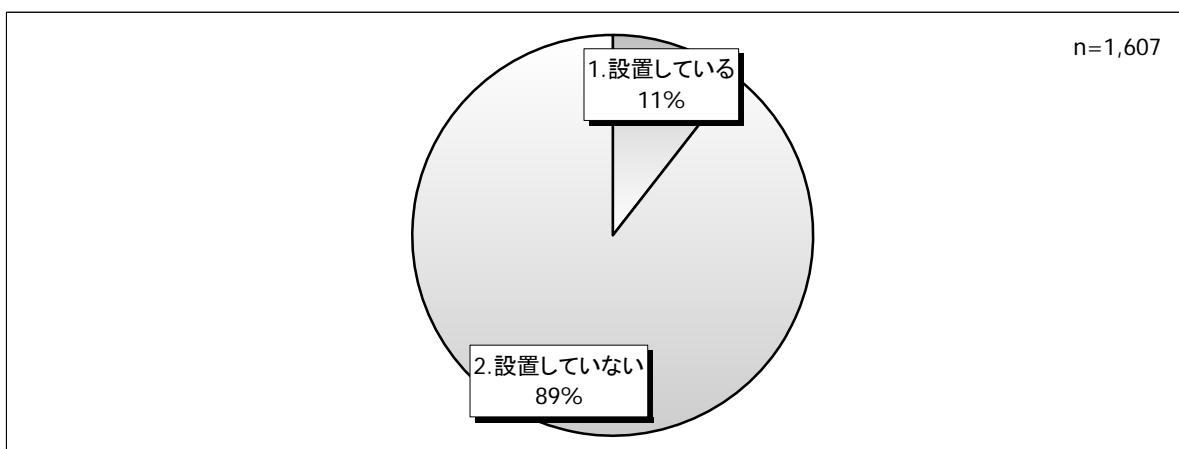
(団体内における、地方税務担当課と他課の間の情報連携について、システムによる照会型の情報連携は行われている場合)

その照会型の情報連携について、アクセスログの記録を管理(情報漏えい等があった場合に証跡の確認を行おうと思えば可能な状態に管理されていることを想定)していますか。



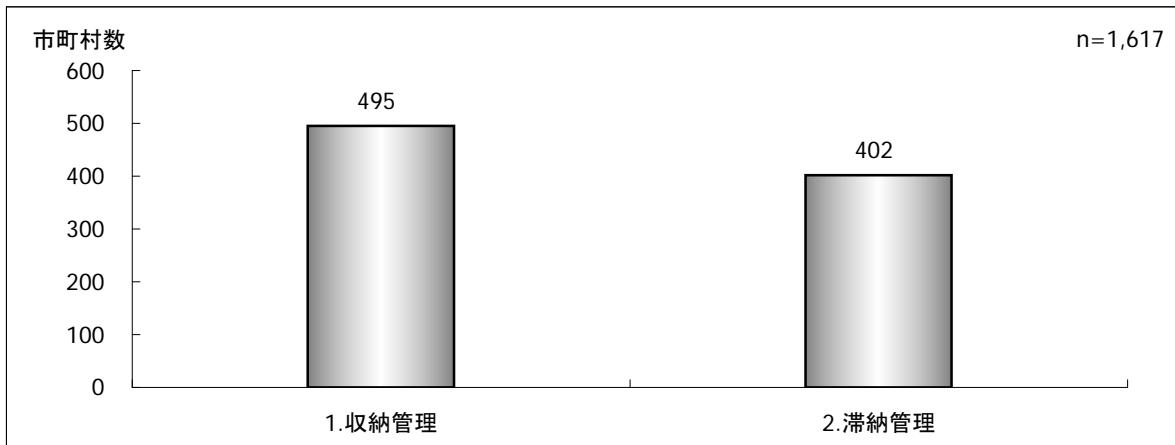
【設問18】

証明書のコンビニ交付のように、業務システムの一部のデータの外部との情報連携のための公開用のサーバ(中間サーバ、情報連携用のサーバ等)を設置していますか。(税以外を含む)



【設問19】

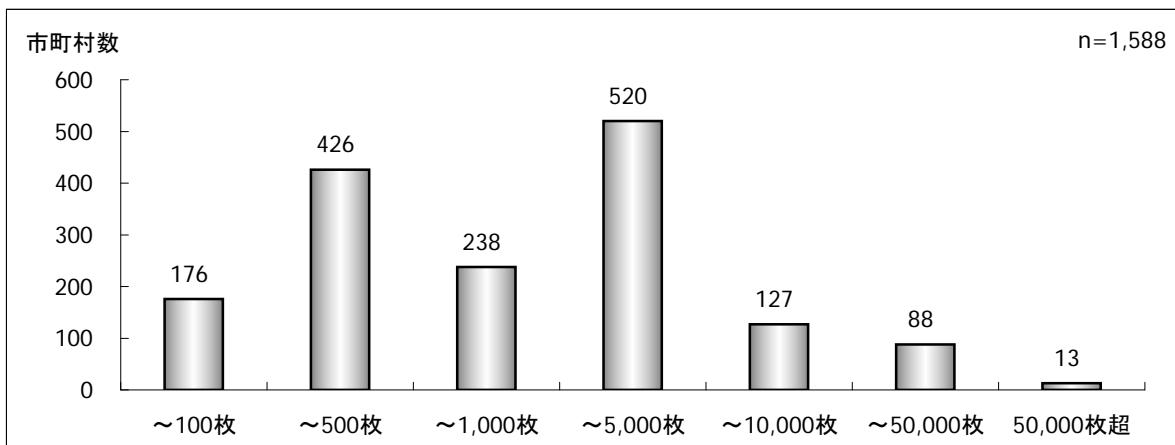
収納管理及び滞納管理のシステムについて、共同利用を行っていますか。(複数回答)



【設問20】

(税証明書の発行枚数)

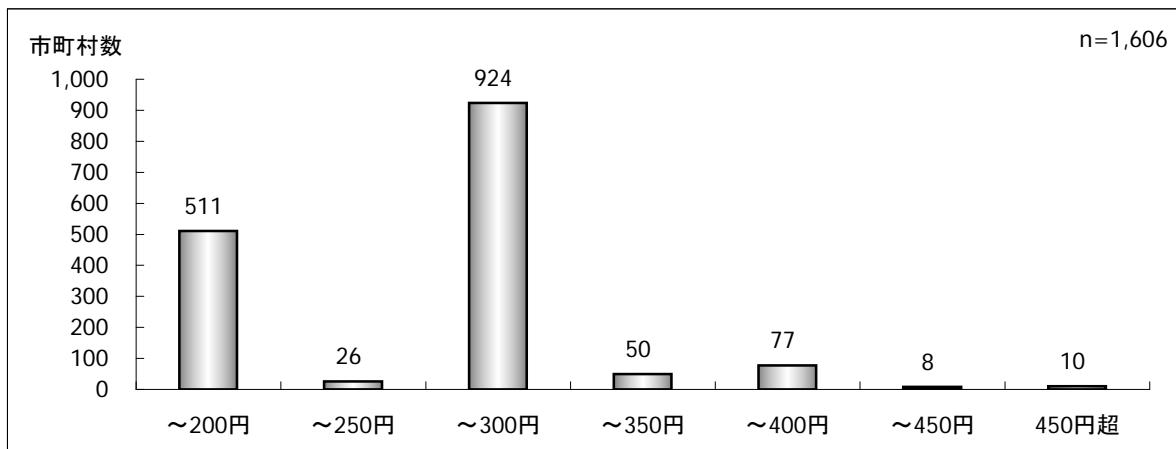
納税証明書の平成22年度の発行枚数はどのくらいですか。



発行枚数	市町村 回答数	構成比(%)
～100枚	176	11.1%
～500枚	426	26.8%
～1,000枚	238	15.0%
～5,000枚	520	32.7%
～10,000枚	127	8.0%
～50,000枚	88	5.5%
50,000枚超	13	0.8%
合計	1,588	100.0%

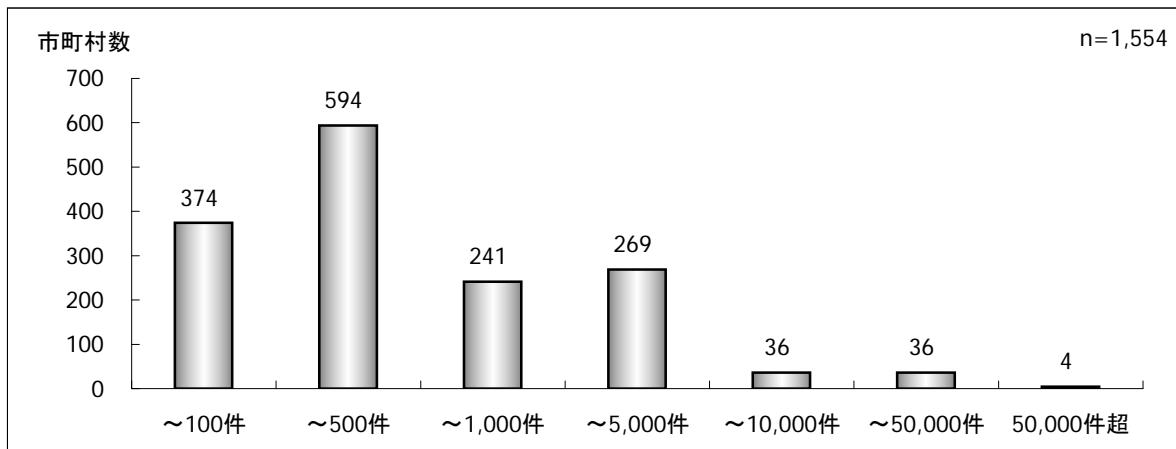
【設問21】

納税証明書の発行手数料は原則いくらとされていますか。



【設問22】

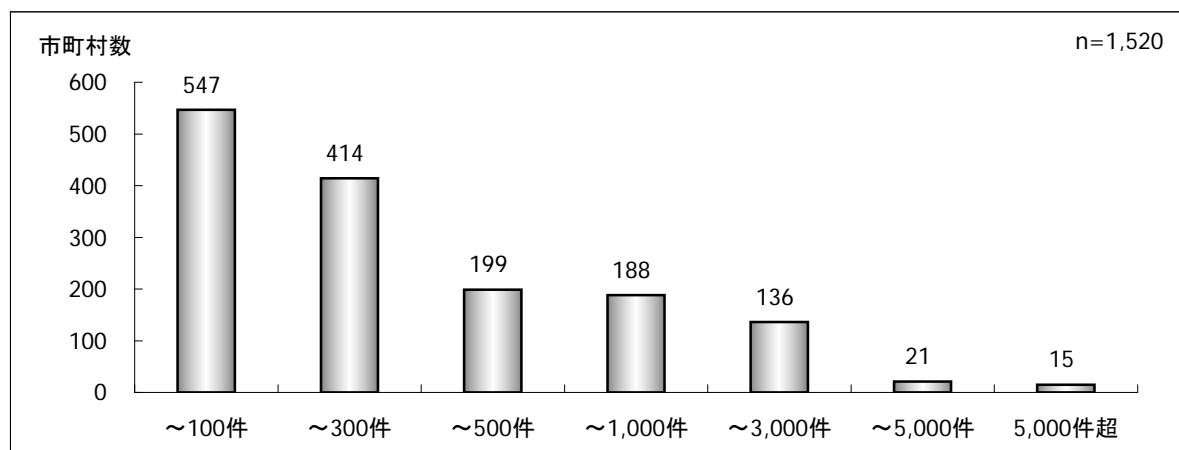
平成22年度の他の行政機関からの税情報照会件数はおよそ何件ですか（1団体からの照会を1件と数えてください）。



選択項目	市町村 回答数	構成比(%)
~100件	374	24.1%
~500件	594	38.2%
~1,000件	241	15.5%
~5,000件	269	17.3%
~10,000件	36	2.3%
~50,000件	36	2.3%
50,000件超	4	0.3%
合計	1,554	100.0%

【設問23】

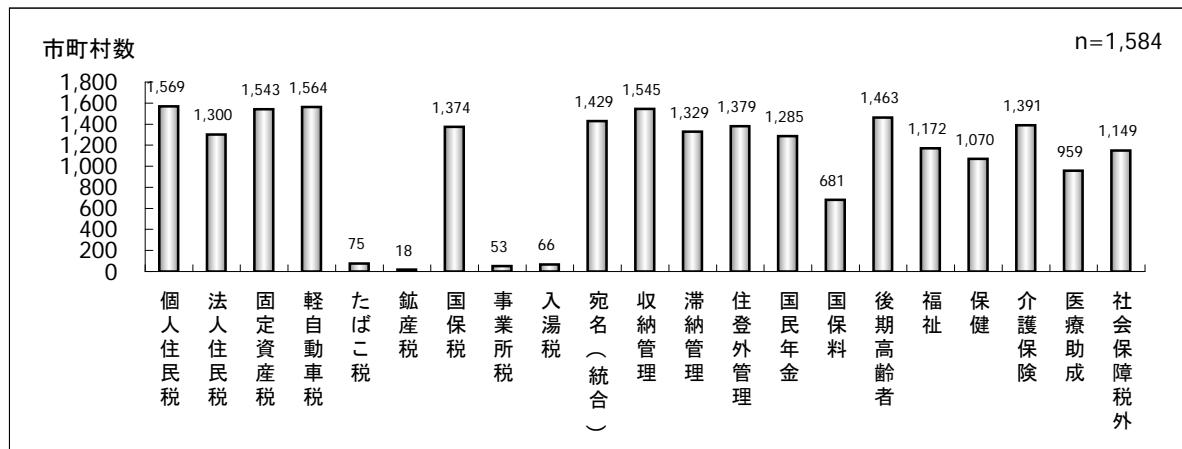
賦課徴収所管課において、平成22年度の他の行政機関への税情報照会件数はおよそ何件ですか（1団体への照会を1件と数えてください）。



照会件数	市町村回答数	構成比(%)
~100件	547	36.0%
~300件	414	27.2%
~500件	199	13.1%
~1,000件	188	12.4%
~3,000件	136	8.9%
~5,000件	21	1.4%
5,000件超	15	1.0%
合計	1,520	100.0%

【設問24】

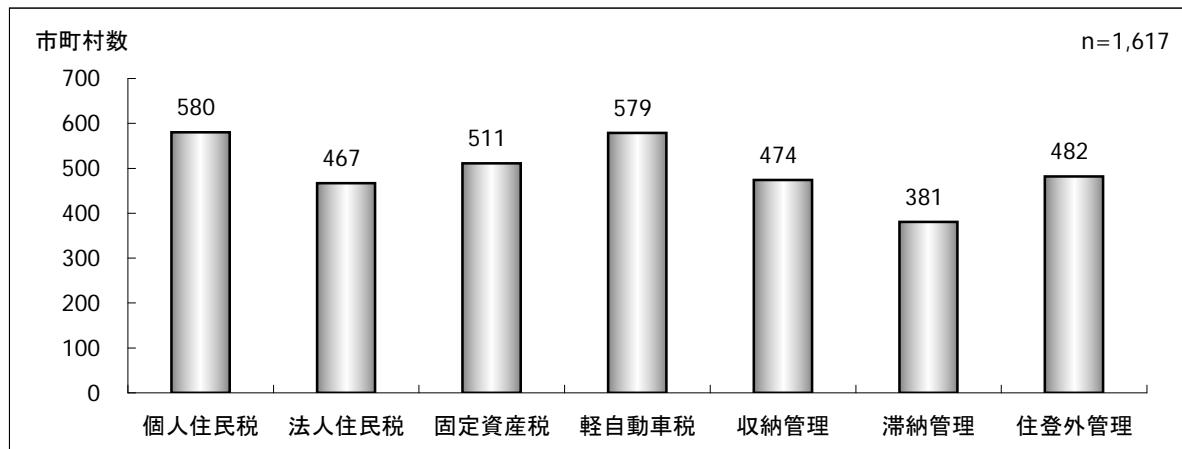
システム化されている又はシステム管理されている(Microsoft(C) Access、Excelなど汎用ソフトウェアによる管理、紙管理などはここでいうシステム化及びシステム管理に含まない)機能群をお答えください。(複数回答)



選択項目	市町村 回答数	標本数に占める割合(%)
個人住民税	1,569	99.1%
法人住民税	1,300	82.1%
固定資産税	1,543	97.4%
軽自動車税	1,564	98.7%
たばこ税	75	4.7%
鉱産税	18	1.1%
国保税	1,374	86.7%
事業所税	53	3.3%
入湯税	66	4.2%
宛名(統合)	1,429	90.2%
収納管理	1,545	97.5%
滞納管理	1,329	83.9%
住登外管理	1,379	87.1%
国民年金	1,285	81.1%
国保料	681	43.0%
後期高齢者	1,463	92.4%
福祉	1,172	74.0%
保健	1,070	67.6%
介護保険	1,391	87.8%
医療助成	959	60.5%
社会保障税外	1,149	72.5%

【設問25】

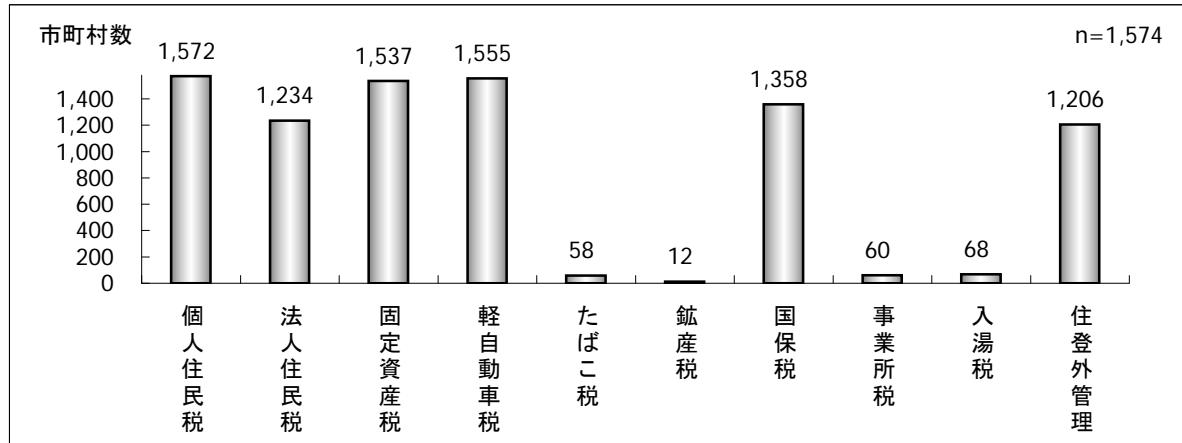
(財) 全国地域情報化推進協会(APPLIC)が作成・管理している標準仕様書に準拠している機能群をお答えください。(複数回答)



選択項目	市町村 回答数
個人住民税	580
法人住民税	467
固定資産税	511
軽自動車税	579
収納管理	474
滞納管理	381
住登外管理	482

【設問26】

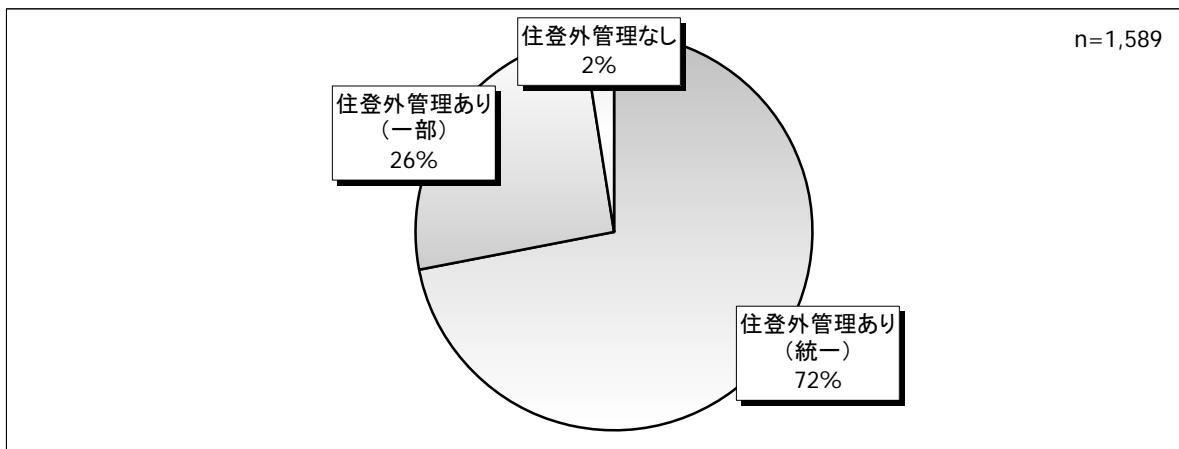
主要な課税管理システムに含まれる機能群をお答えください。(複数回答)



選択項目	市町村 回答数	標本数に占める割合(%)
個人住民税	1,572	99.9%
法人住民税	1,234	78.4%
固定資産税	1,537	97.6%
軽自動車税	1,555	98.8%
たばこ税	58	3.7%
鉱産税	12	0.8%
国保税	1,358	86.3%
事業所税	60	3.8%
入湯税	68	4.3%
住登外管理	1,206	76.6%

【設問27】

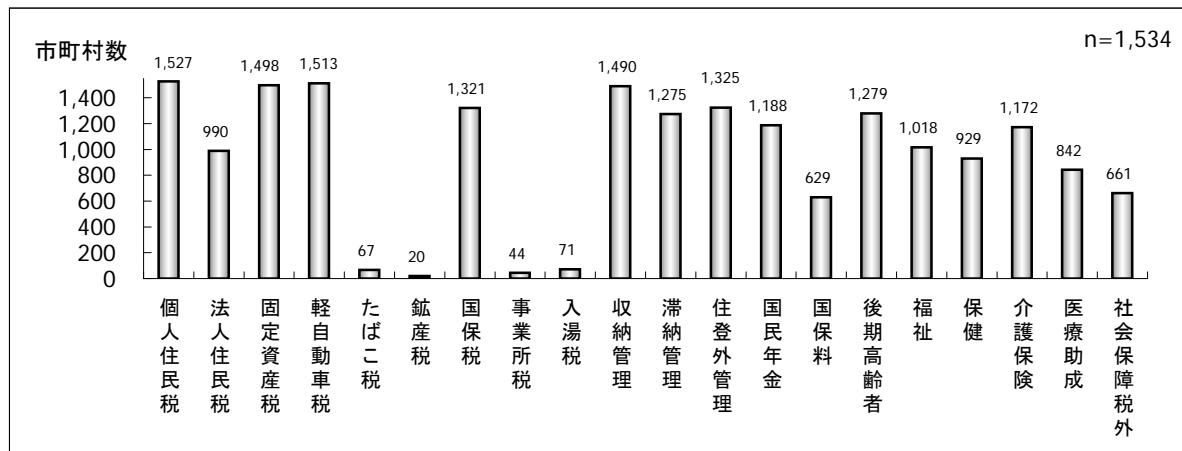
住登外の者のデータ管理はどのように行っていますか。



選択項目	市町村回答数	構成比(%)
住登外管理あり(統一)	1,145	72.1%
住登外管理あり(一部)	406	25.6%
住登外管理なし	38	2.4%
合計	1,589	100.0%

【設問28】

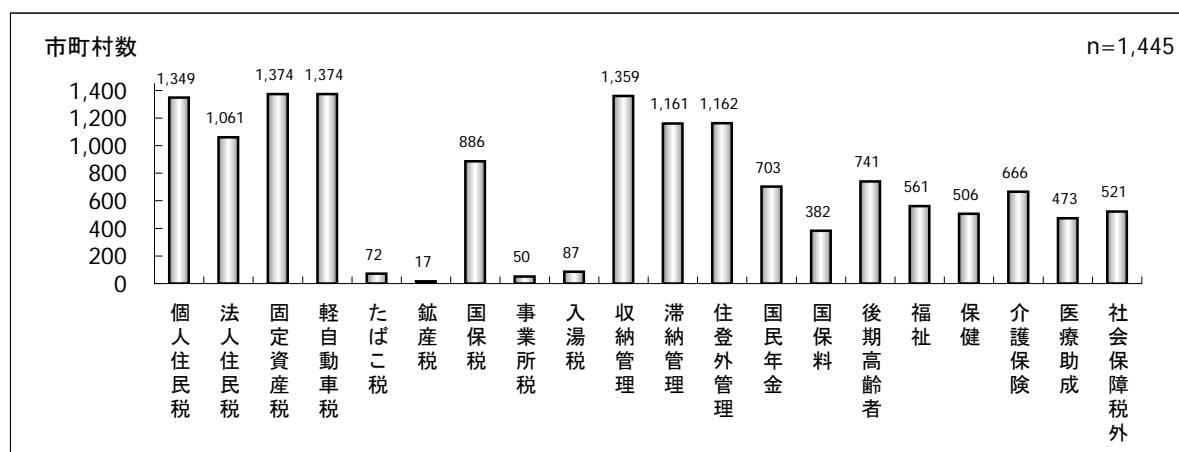
宛名システム等による宛名管理の統一性について、
宛名システム等の宛名管理で、個人の宛名番号が統一されているシステムをお答えください。(複数回答)



選択項目	市町村回答数	標本数に占める割合(%)
個人住民税	1,527	99.5%
法人住民税	990	64.5%
固定資産税	1,498	97.7%
軽自動車税	1,513	98.6%
たばこ税	67	4.4%
鉱産税	20	1.3%
国保税	1,321	86.1%
事業所税	44	2.9%
入湯税	71	4.6%
収納管理	1,490	97.1%
滞納管理	1,275	83.1%
住登外管理	1,325	86.4%
国民年金	1,188	77.4%
国保料	629	41.0%
後期高齢者	1,279	83.4%
福祉	1,018	66.4%
保健	929	60.6%
介護保険	1,172	76.4%
医療助成	842	54.9%
社会保障税外	661	43.1%

【設問29】

宛名システム等による宛名管理の統一性について、
宛名システム等の宛名管理で、事業所の宛名番号が統一されているシステムをお答えください。(複数回答)

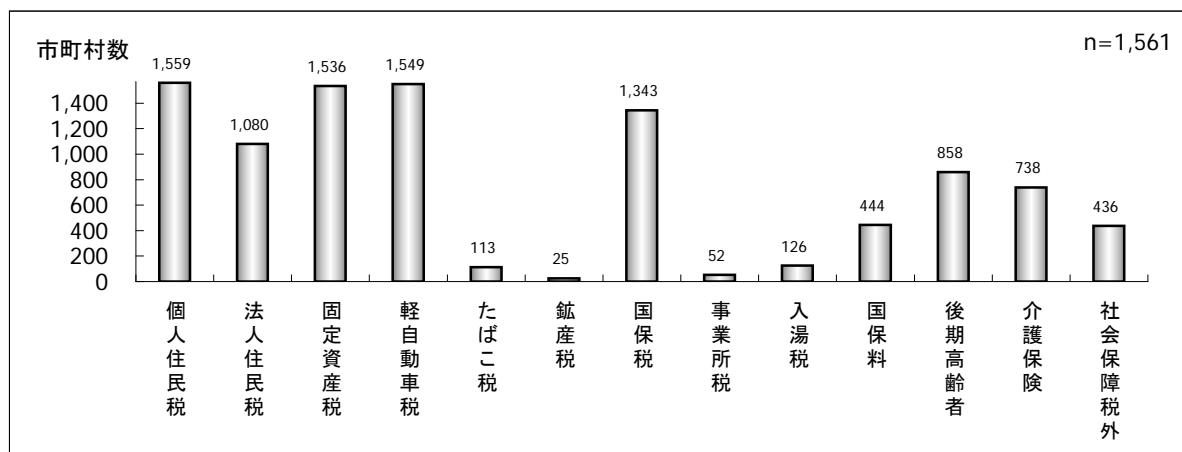


選択項目	市町村 回答数	標本数に占める割合(%)
個人住民税	1,349	93.4%
法人住民税	1,061	73.4%
固定資産税	1,374	95.1%
軽自動車税	1,374	95.1%
たばこ税	72	5.0%
鉱産税	17	1.2%
国保税	886	61.3%
事業所税	50	3.5%
入湯税	87	6.0%
収納管理	1,359	94.0%
滞納管理	1,161	80.3%
住登外管理	1,162	80.4%
国民年金	703	48.7%
国保料	382	26.4%
後期高齢者	741	51.3%
福祉	561	38.8%
保健	506	35.0%
介護保険	666	46.1%
医療助成	473	32.7%
社会保障税外	521	36.1%

【設問30】

収納管理(収滞納管理)の統一性について、

収納管理システム(収滞納管理システムを含む)で収納管理が統一されているシステムをお答えください。(複数回答)

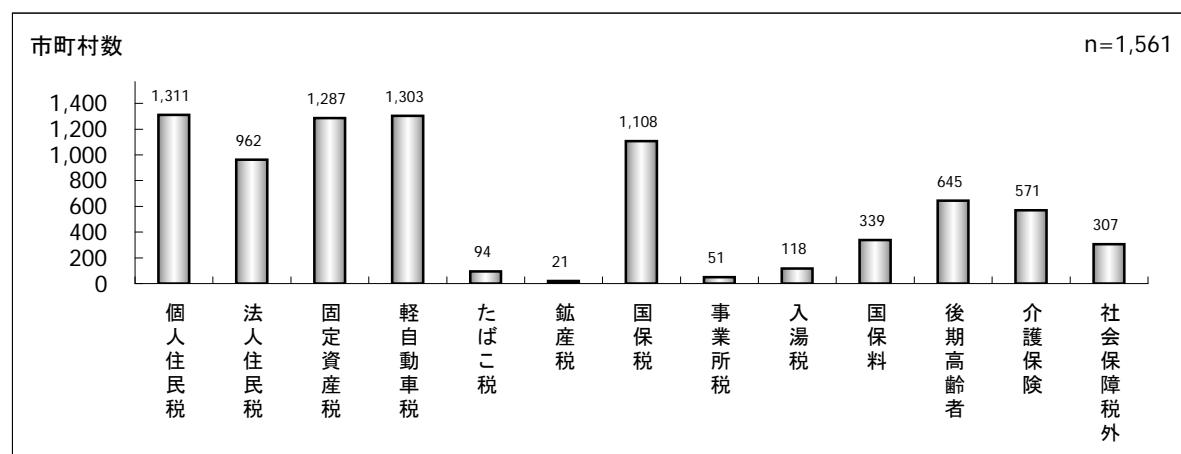


選択項目	市町村 回答数	標本数に占める割合(%)
個人住民税	1,559	99.9%
法人住民税	1,080	69.2%
固定資産税	1,536	98.4%
軽自動車税	1,549	99.2%
たばこ税	113	7.2%
鉱産税	25	1.6%
国保税	1,343	86.0%
事業所税	52	3.3%
入湯税	126	8.1%
国保料	444	28.4%
後期高齢者	858	55.0%
介護保険	738	47.3%
社会保障税外	436	27.9%

【設問31】

滞納管理の統一性について、

滞納管理システム(収滞納管理システムを含まない)で滞納管理が統一されているシステムをお答えください。
(複数回答)



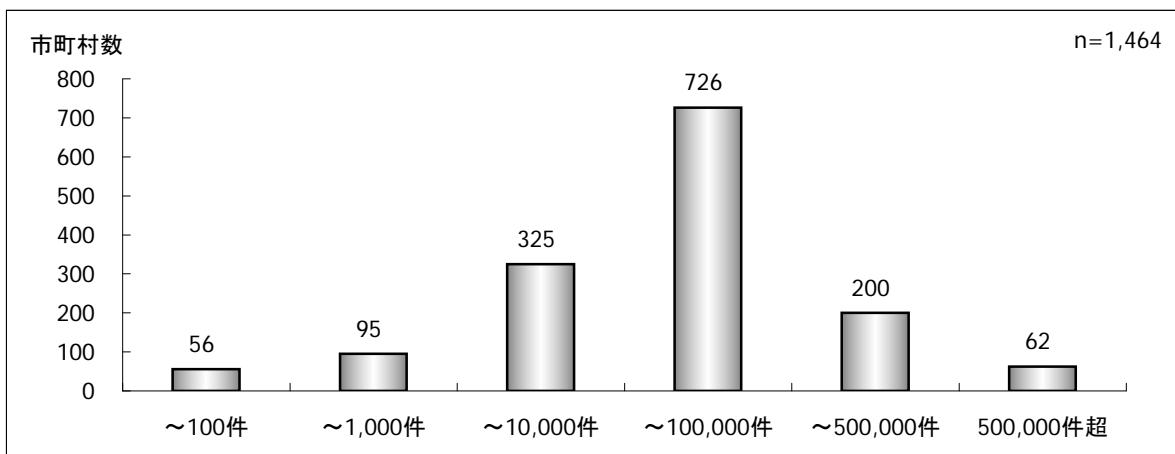
選択項目	市町村 回答数	標本数に占める割合(%)
個人住民税	1,311	84.0%
法人住民税	962	61.6%
固定資産税	1,287	82.4%
軽自動車税	1,303	83.5%
たばこ税	94	6.0%
鉱産税	21	1.3%
国保税	1,108	71.0%
事業所税	51	3.3%
入湯税	118	7.6%
国保料	339	21.7%
後期高齢者	645	41.3%
介護保険	571	36.6%
社会保障税外	307	19.7%

【設問32】

住登外の者の数(データ管理数)は延べ何件程度ですか。

※住登外管理が複数のシステムである場合は、それぞれのシステムの住登外管理の者の数を足し上げてください。

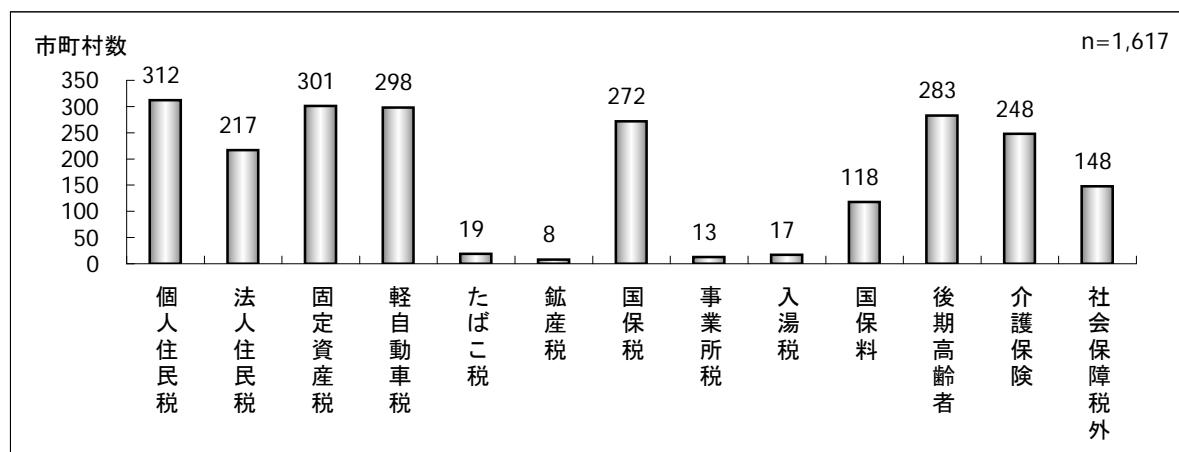
※Microsoft(C) Access、Excelなど汎用的なソフトウェアで住登外管理している場合は含まない。



住登外の者数 (データ管理数)	市町村回答数	構成比(%)
~100件	56	3.8%
~1,000件	95	6.5%
~10,000件	325	22.2%
~100,000件	726	49.6%
~500,000件	200	13.7%
500,000件超	62	4.2%
合計	1,464	100.0%

【設問33】

共同利用を行っているシステムがあればお答えください。(複数回答)

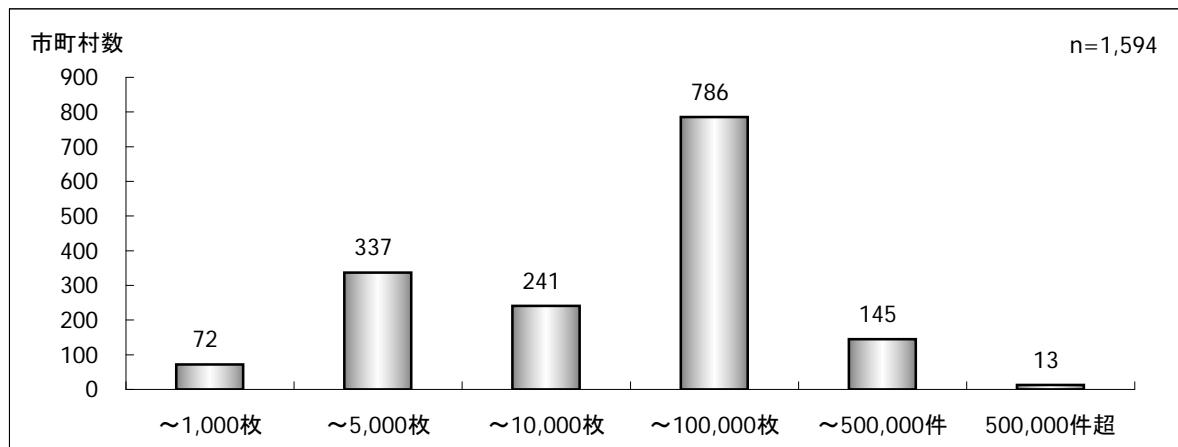


選択項目	市町村 回答数
個人住民税	312
法人住民税	217
固定資産税	301
軽自動車税	298
たばこ税	19
鉱産税	8
国保税	272
事業所税	13
入湯税	17
国保料	118
後期高齢者	283
介護保険	248
社会保障税外	148

【設問34】

(給与支払報告書の枚数)

平成22年度の給与支払報告書の収受枚数はどのくらいですか。(全体)

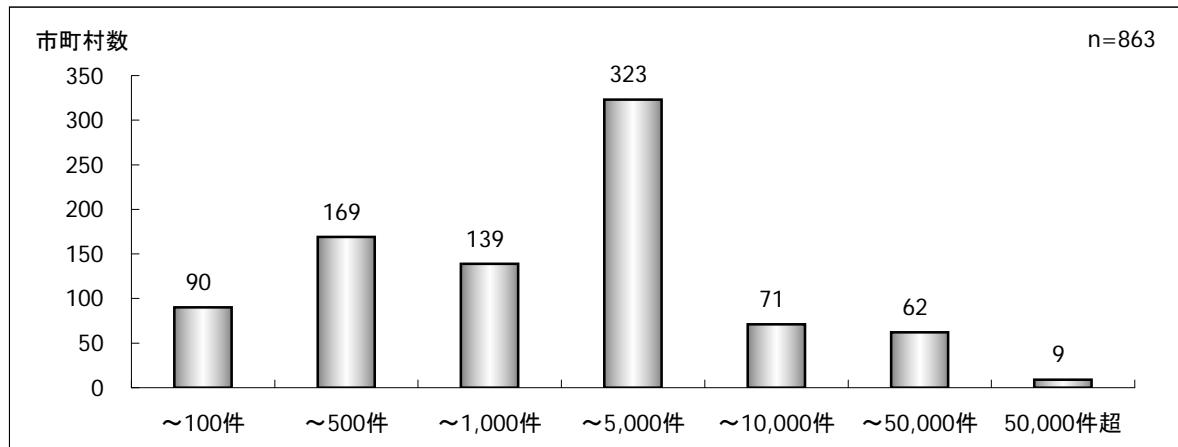


収受枚数	市町村 回答数	構成比(%)
~1,000枚	72	4.5%
~5,000枚	337	21.1%
~10,000枚	241	15.1%
~100,000枚	786	49.3%
~500,000件	145	9.1%
500,000件超	13	0.8%
合計	1,594	100.0%

【設問35】

(給与支払報告書の枚数)

うち、eLTAX経由で提出された給与支払報告書の平成22年度の収受枚数はどのくらいですか。

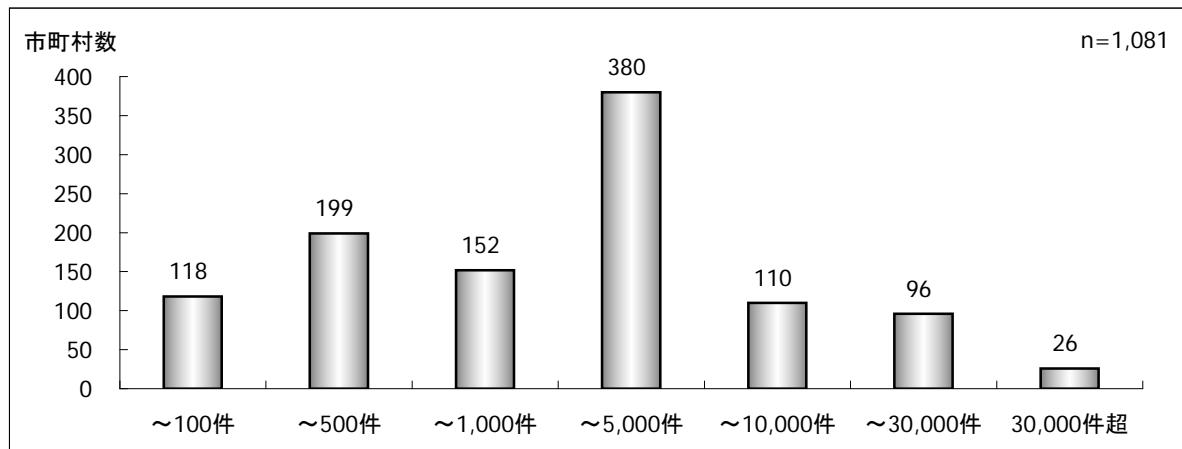


収受枚数	市町村 回答数	構成比(%)
~100件	90	10.4%
~500件	169	19.6%
~1,000件	139	16.1%
~5,000件	323	37.4%
~10,000件	71	8.2%
~50,000件	62	7.2%
50,000件超	9	1.0%
合計	863	100.0%

【設問36】

(給与支払報告書の枚数)

うち、光ディスク等の媒体で提出された給与支払報告書の平成22年度の収受枚数はどのくらいですか。

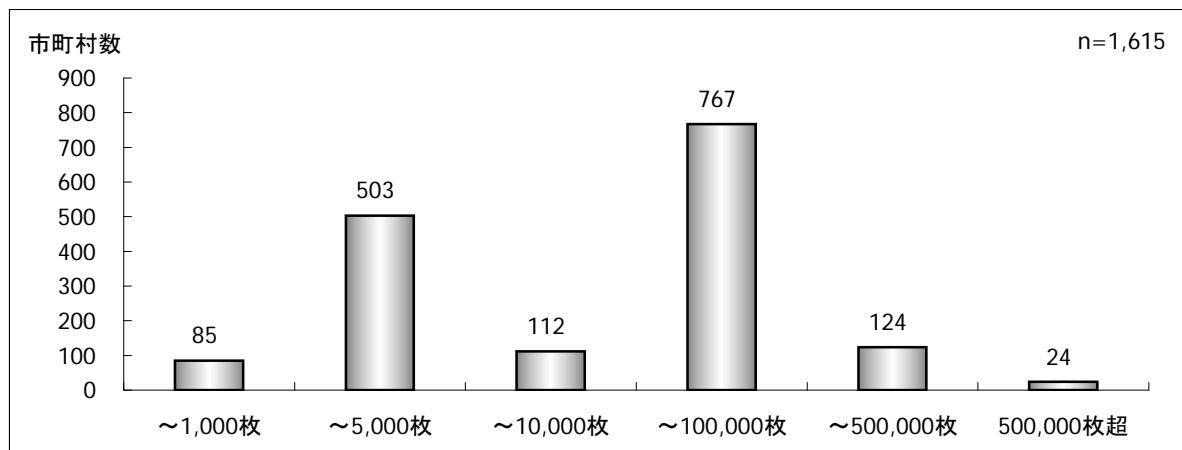


収受枚数	市町村 回答数	構成比(%)
~100件	118	10.9%
~500件	199	18.4%
~1,000件	152	14.1%
~5,000件	380	35.2%
~10,000件	110	10.2%
~30,000件	96	8.9%
30,000件超	26	2.4%
合計	1,081	100.0%

【設問37】

(給与支払報告書の枚数)

うち、紙で提出された給与支払報告書の平成22年度の収受枚数はどのくらいですか。

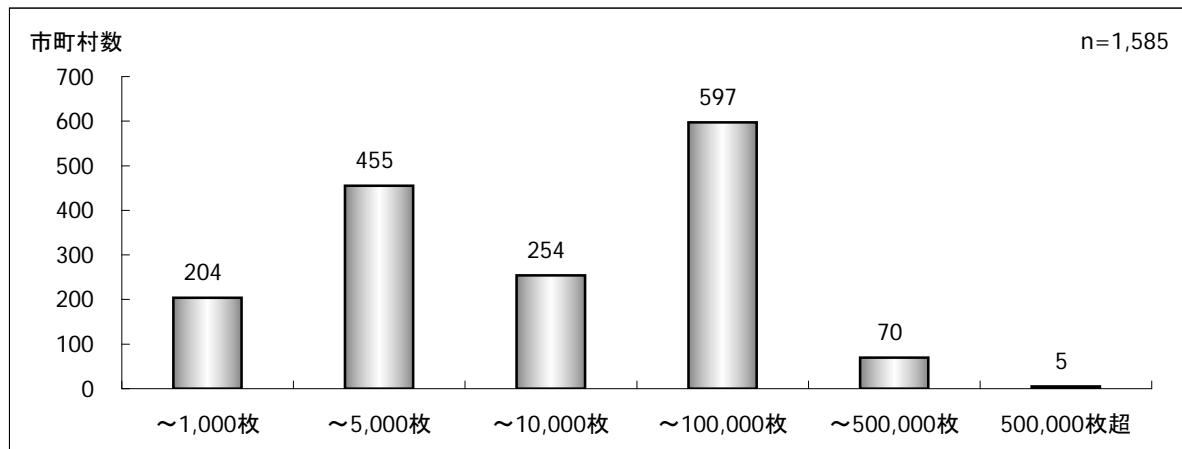


収受枚数	市町村 回答数	構成比(%)
~1,000枚	85	5.3%
~5,000枚	503	31.1%
~10,000枚	112	6.9%
~100,000枚	767	47.5%
~500,000枚	124	7.7%
500,000枚超	24	1.5%
合計	1,615	100.0%

【設問38】

(公的年金等支払報告書の枚数)

平成22年度の公的年金等支払報告書の収受枚数はどのくらいですか。 (全体)

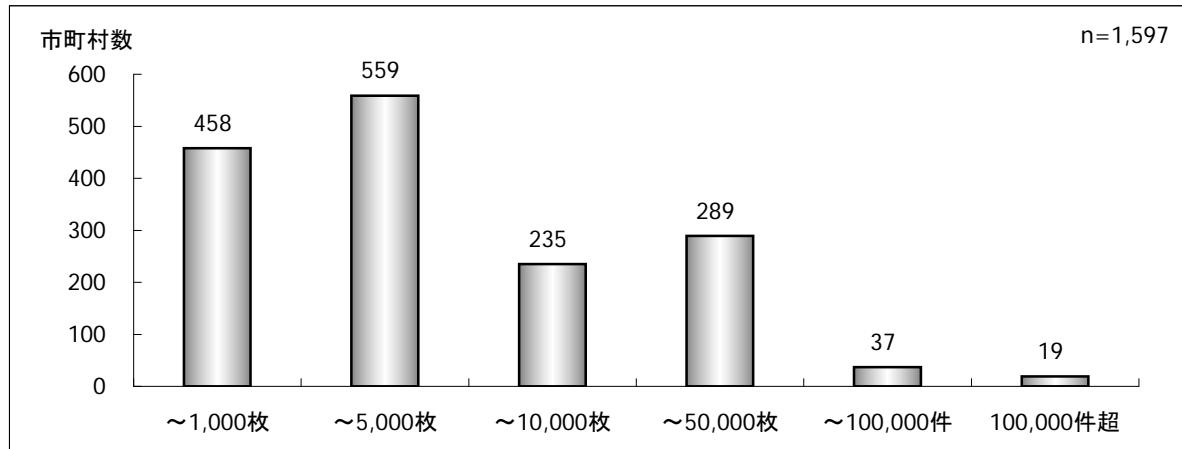


収受枚数	市町村 回答数	構成比(%)
~1,000枚	204	12.9%
~5,000枚	455	28.7%
~10,000枚	254	16.0%
~100,000枚	597	37.7%
~500,000枚	70	4.4%
500,000枚超	5	0.3%
合計	1,585	100.0%

【設問39】

(税証明書の発行枚数)

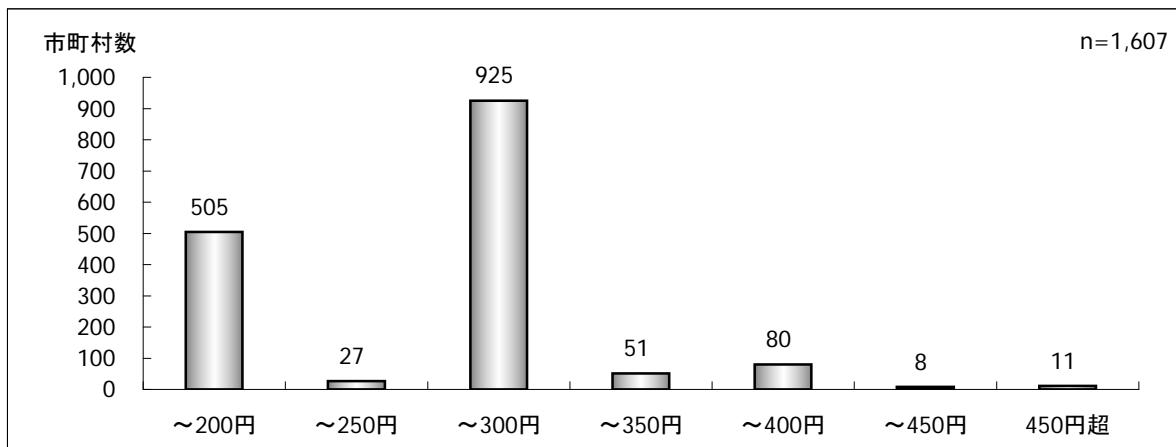
所得証明書(個人住民税の非課税証明書を含む)の平成22年度の発行枚数はどのくらいですか。



発行枚数	市町村 回答数	構成比(%)
~1,000枚	458	28.7%
~5,000枚	559	35.0%
~10,000枚	235	14.7%
~50,000枚	289	18.1%
~100,000件	37	2.3%
100,000件超	19	1.2%
合計	1,597	100.0%

【設問40】

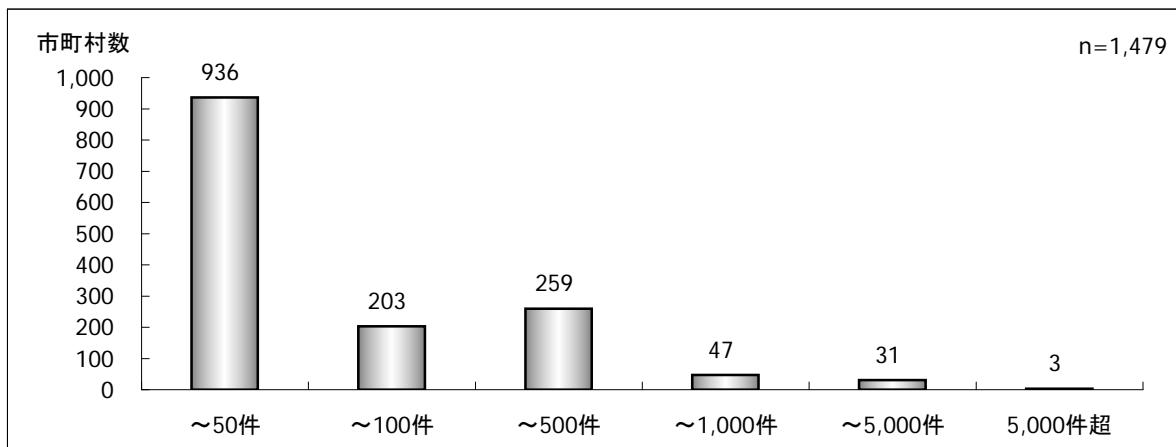
所得証明書(個人住民税の非課税証明書を含む)の発行手数料は原則いくらですか。



発行手数料	市町村 回答数	構成比(%)
~200円	505	31.4%
~250円	27	1.7%
~300円	925	57.6%
~350円	51	3.2%
~400円	80	5.0%
~450円	8	0.5%
450円超	11	0.7%
合計	1,607	100.0%

【設問41】

平成22年度の他団体への地方税法第294条第3項の通知件数はおよそ何件ですか。



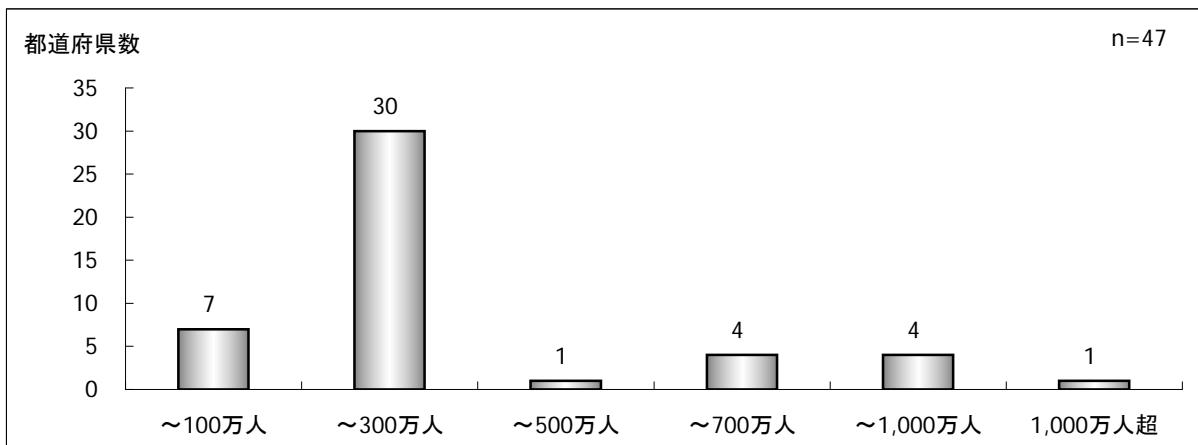
通知件数	市町村 回答数	構成比(%)
~50件	936	63.3%
~100件	203	13.7%
~500件	259	17.5%
~1,000件	47	3.2%
~5,000件	31	2.1%
5,000件超	3	0.2%
合計	1,479	100.0%

(別添2) 都道府県向けアンケート調査結果

【設問1】

貴団体の住民基本台帳人口(平成23年3月31日現在)を入力してください。

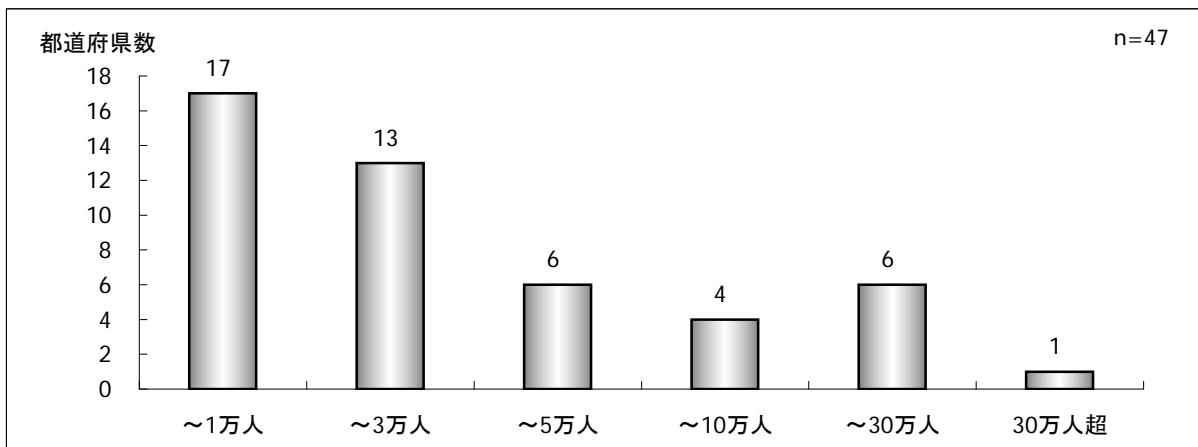
※「住民基本台帳関係年報について」により総務省に報告した数値を記入願います。



人口	都道府県 回答数	構成比(%)
~100万人	7	14.9%
~300万人	30	63.8%
~500万人	1	2.1%
~700万人	4	8.5%
~1,000万人	4	8.5%
1,000万人超	1	2.1%
合計	47	100.0%

【設問2】

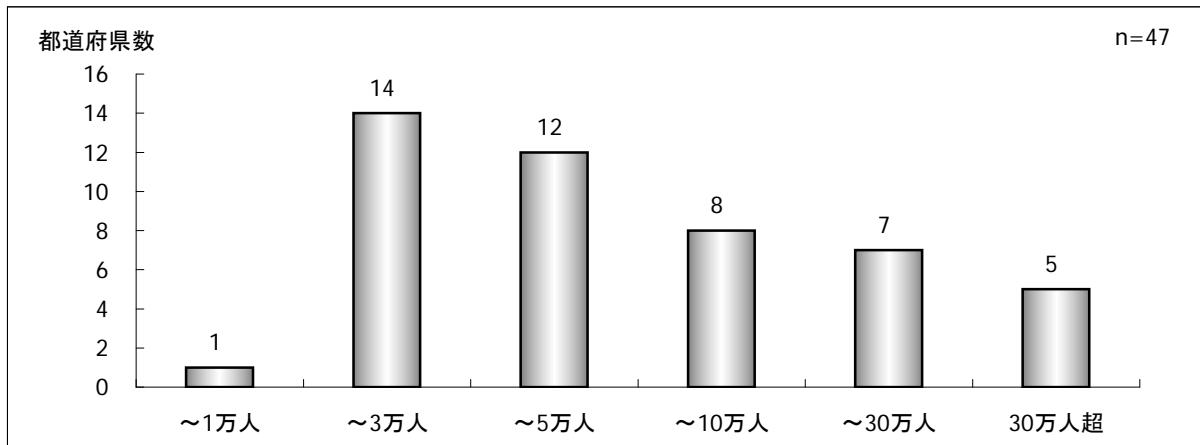
貴団体の外国人登録者数(平成22年12月31日現在)を入力してください。



外国人登録者数	都道府県 回答数	構成比(%)
~1万人	17	36.2%
~3万人	13	27.7%
~5万人	6	12.8%
~10万人	4	8.5%
~30万人	6	12.8%
30万人超	1	2.1%
合計	47	100.0%

【設問3】

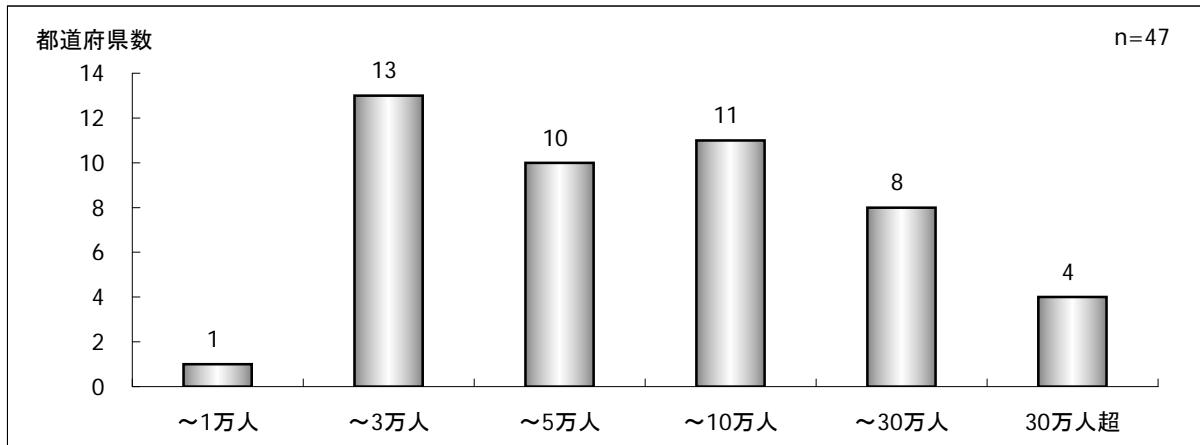
貴団体の平成22年度の転入者数(平成23年3月31日現在)を入力してください。



転入者数	都道府県回答数	構成比(%)
~1万人	1	2.1%
~3万人	14	29.8%
~5万人	12	25.5%
~10万人	8	17.0%
~30万人	7	14.9%
30万人超	5	10.6%
合計	47	100.0%

【設問4】

貴団体の平成22年度の転出者数(平成23年3月31日現在)を入力してください。



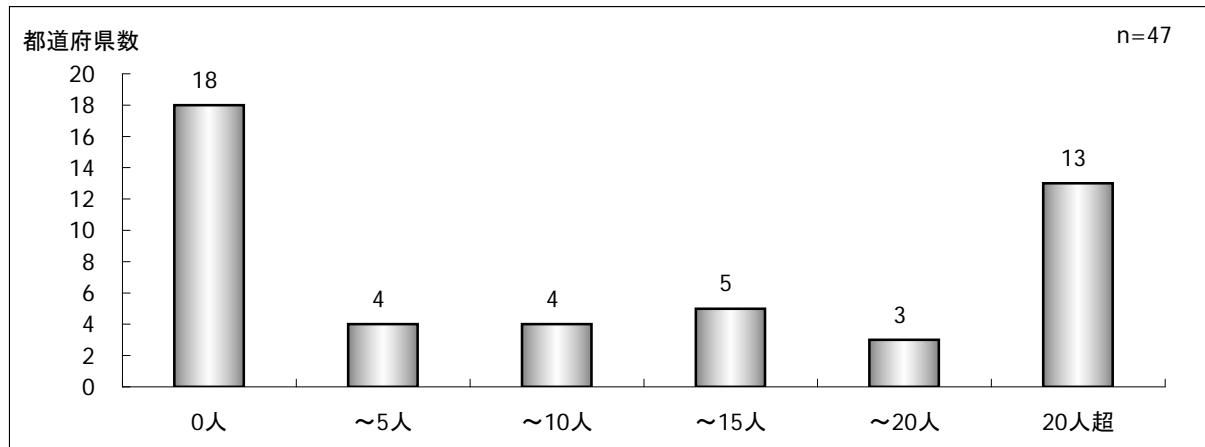
転出者数	都道府県回答数	構成比(%)
~1万人	1	2.1%
~3万人	13	27.7%
~5万人	10	21.3%
~10万人	11	23.4%
~30万人	8	17.0%
30万人超	4	8.5%
合計	47	100.0%

【設問5】

繁忙期に一時的に増員する、地方税務に従事する非正規職員数はおよそ何名ですか。

※非正規職員とは、正規職員以外の職員であって、臨時職員、嘱託職員、パートタイム職員、派遣労働者、窓口受付相談員などのことを言う。

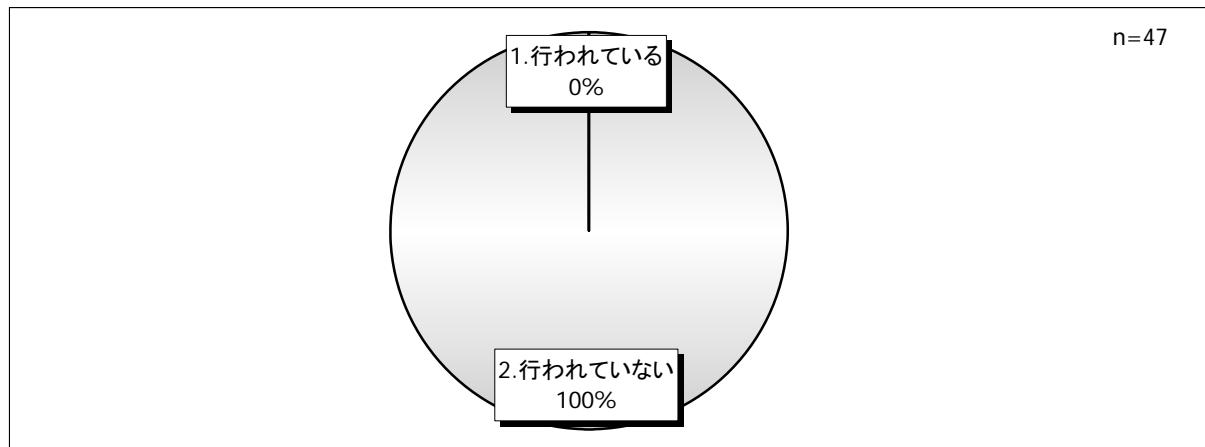
※常勤専任を1名として、他業務も併任で行っている職員の方については、従事割合により按分して換算してください。



繁忙期に増員する 非正規職員数	都道府県 回答数	構成比(%)
0人	18	38.3%
~5人	4	8.5%
~10人	4	8.5%
~15人	5	10.6%
~20人	3	6.4%
20人超	13	27.7%
合計	47	100.0%

【設問6】

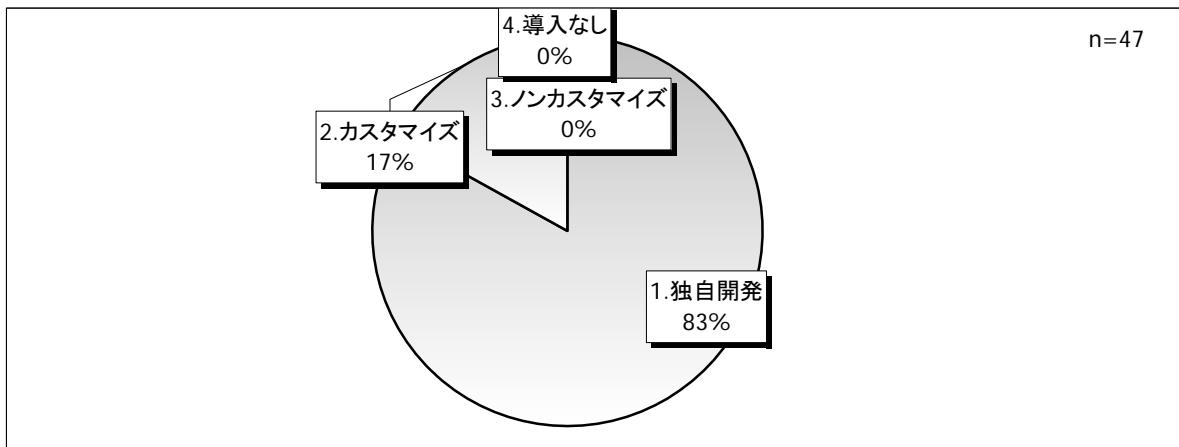
団体内における、地方税務担当課と他課の間の情報連携について、システムによる照会型の情報連携は行われていますか。(例えば、市町村であれば、福祉担当課から、特定の国民/住民について、所得情報等を地方税務担当課にシステムで照会し、システムで回答するといった情報連携)



選択項目	都道府県 回答数	構成比(%)
1.行われている	0	0.0%
2.行われていない	47	100.0%
合計	47	100.0%

【設問7】

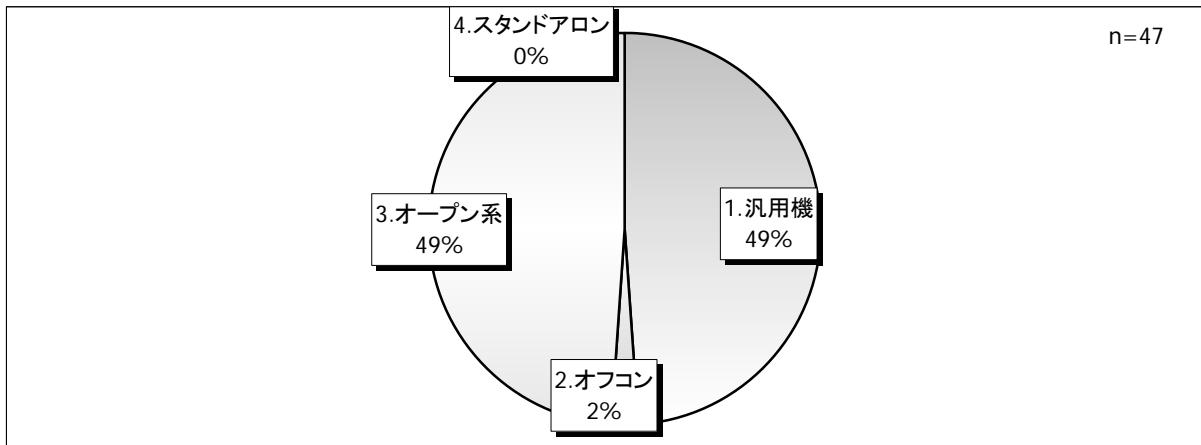
主要な課税管理システム(市町村においては個人住民税を含むシステムをいい、都道府県においては自動車二税を含むシステムをいう。以下、同じ。)は、次のうちどれに該当しますか。



選択項目	都道府県 回答数	構成比(%)
1.独自開発	39	83.0%
2.カスタマイズ	8	17.0%
3.ノンカスタマイズ	0	0.0%
4.導入なし	0	0.0%
合計	47	100.0%

【設問8】

主要な課税管理システムのハードウェアを次の中から選択してください。



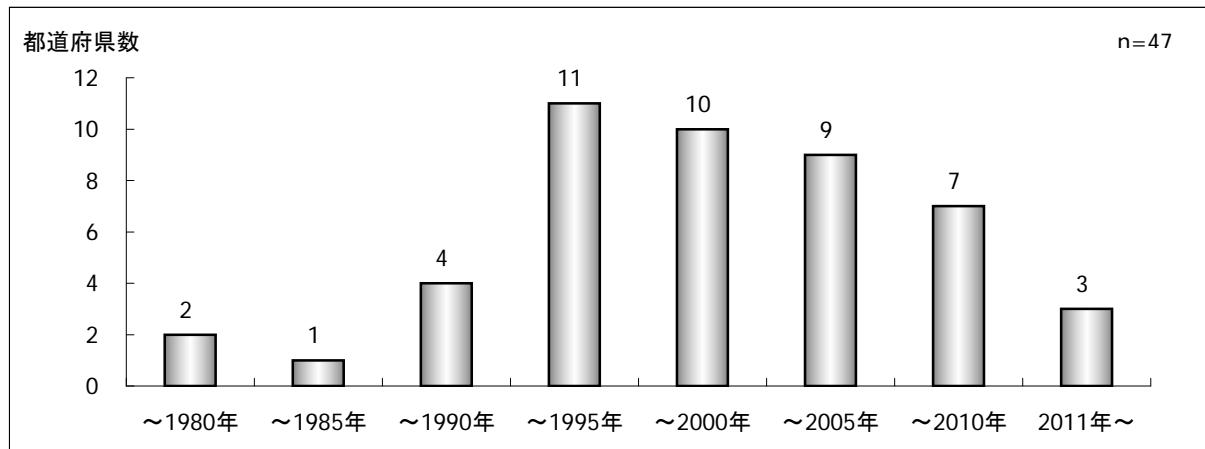
選択項目	都道府県 回答数	構成比(%)
1.汎用機	23	48.9%
2.オフコン	1	2.1%
3.オープン系	23	48.9%
4.スタンドアロン	0	0.0%
合計	47	100.0%

【設問9】

主要な課税管理システムが導入された年月はいつですか。西暦でお答えください。

※システム更改された場合は、更改された年月

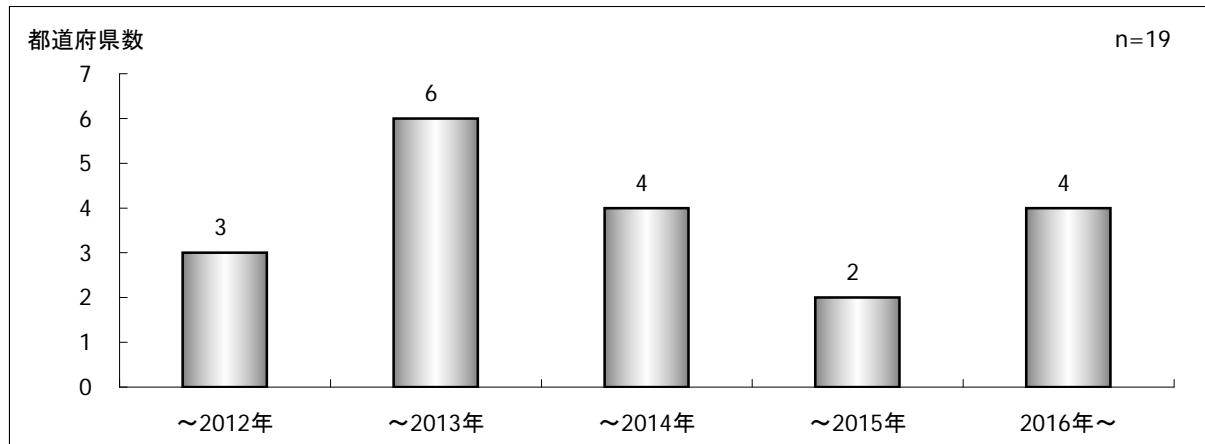
※ハードウェアでなく、アプリケーションについて



導入年月	都道府県 回答数	構成比(%)
~1980年	2	4.3%
~1985年	1	2.1%
~1990年	4	8.5%
~1995年	11	23.4%
~2000年	10	21.3%
~2005年	9	19.1%
~2010年	7	14.9%
2011年～	3	6.4%
合計	47	100.0%

【設問10】

主要な課税管理システムの刷新予定がある場合は、刷新システムの導入予定年月を西暦でお答えください。



刷新年月(予定)	都道府県 回答数	構成比(%)
~2011年	0	0.0%
~2012年	3	15.8%
~2013年	6	31.6%
~2014年	4	21.1%
~2015年	2	10.5%
2016年～	4	21.1%
合計	19	100.0%

【設問11】

【初期導入に係る費用】

地方税システム(地方税に係る地方団体職員が利用する「宛名管理システム(個別又は税で統一)」「課税管理システム」「収納管理・滞納管理システム(個別又は税で統一)」をいう。以下、同じ。)の初期導入に係る費用はおよそどの程度ですか。

(単位:千円。税込み。)

※初期導入に係る費用には以下を含む。

- ・ハードウェア購入費、アプリケーション購入費(又はそれに相当するリース料)
- ・ネットワーク設備費
- ・アプリケーション開発費(委託開発の場合)
- ・データ移行費、研修費、設置・調整費
- ・その他初期設計開発に係る一時的な経費

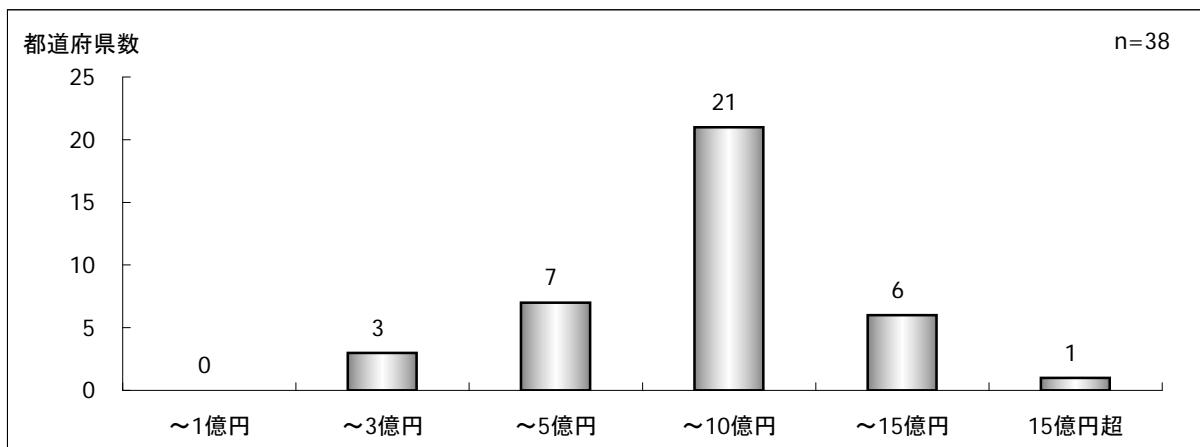
※ASP、SaaSを利用したシステムである場合は、初期導入に係る費用の回答は不要。

※(初期導入に係る費用、運用・保守費用についての共通説明事項)

複数のシステムで一括契約している場合は、各市町村の実情に応じて費用を案分した相当額を回答してください。

(例:地方税システム、住基システム、国民健康保険料システムが共通基盤上で稼動しており、共通基盤に係る費用について一括契約している場合。

共通基盤について、1億円で一括契約、各システムの共通基盤以外の費用が地方税システム5千万円、住基システム2千万円、国民健康保険料システム3千万円である場合。各システムの共通基盤以外の費用の相対比率は5:2:3があるので、その比率で共通基盤の契約額を案分し、地方税システム1億円、住基システム4千万円、国民健康保険料システム6千万円とする。)



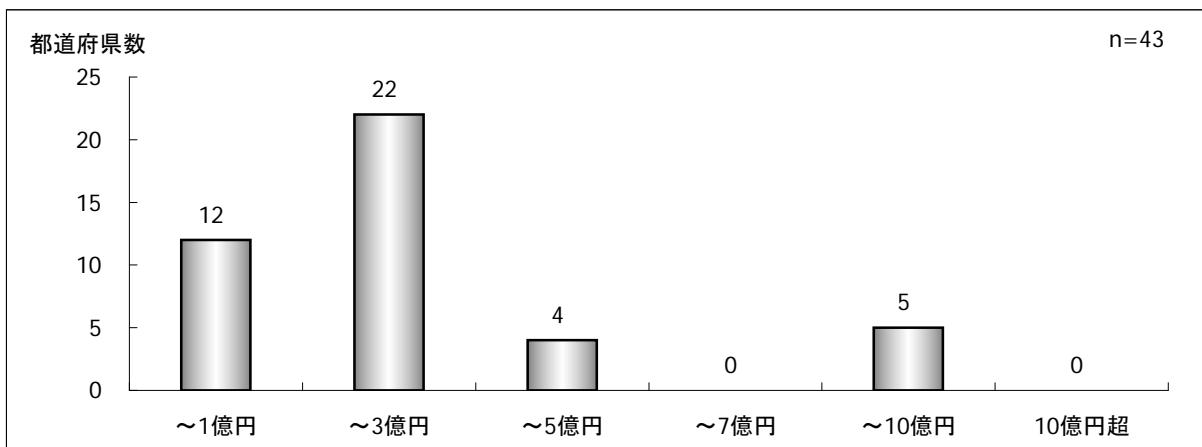
初期導入に係る費用	都道府県回答数	構成比(%)
~1億円	0	0.0%
~3億円	3	7.9%
~5億円	7	18.4%
~10億円	21	55.3%
~15億円	6	15.8%
15億円超	1	2.6%
合計	38	100.0%

【設問12】**【運用・保守】**

地方税システムの昨年度の運用・保守に係る予算執行額はおよそどの程度ですか。
(単位:千円。税込み。)

※保守・運用費用には以下を含む。

- ・ハードウェアリース料、アプリケーションリース料
- ・ハードウェア等に係る施設使用料(市町村所有の場合を除く)
- ・ハードウェア保守費用、アプリケーション保守費用
- ・ASP、SaaS利用料(ASP・SaaS共同利用の場合、共同利用に係る負担金)
- ・通信回線使用料(当該情報システム以外で共用されていない場合)
- ・消耗品費(用紙、インクリボン、記録媒体など)
- ・運用・保守に係る人件費(市町村職員の人件費を除く)・委託費



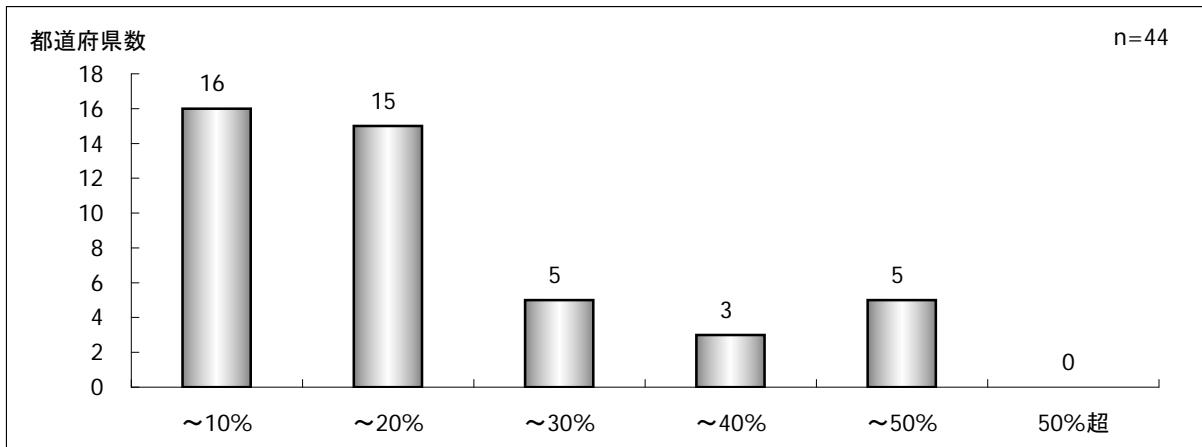
費用範囲	回答数	構成比(%)
~1億円	12	27.9%
~3億円	22	51.2%
~5億円	4	9.3%
~7億円	0	0.0%
~10億円	5	11.6%
10億円超	0	0.0%
合計	43	100.0%

【設問13】

【運用・保守】

地方税システムの運用・保守に係る予算執行額のうち、税制改正対応の占めるウエイトはおよそ何%程度だと思いますか。過去3年間の平均的な印象を、主観でお答えください。

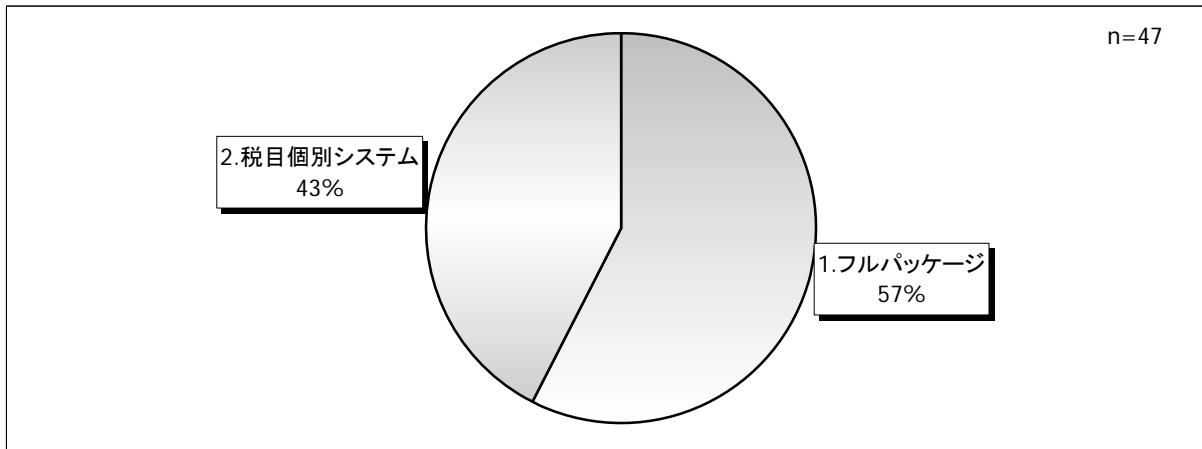
(単位：%)



税制改正対応の占めるウエイト	都道府県回答数	構成比(%)
~10%	16	36.4%
~20%	15	34.1%
~30%	5	11.4%
~40%	3	6.8%
~50%	5	11.4%
50%超	0	0.0%
合計	44	100.0%

【設問14】

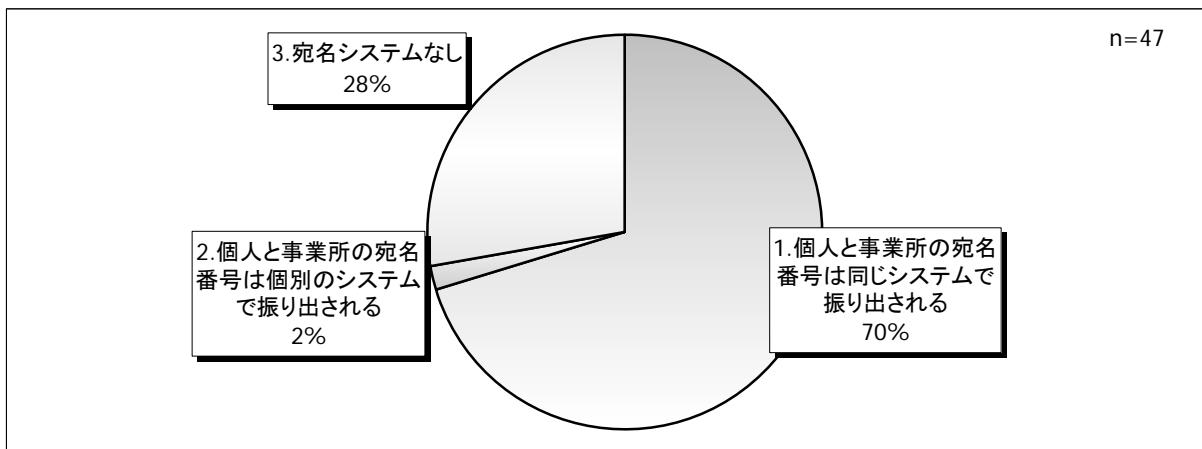
地方税システムの導入の実態は、①フル・パッケージ型システム利用に近いですか、②税目別個別システム利用に近いですか。



選択項目	都道府県回答数	構成比(%)
1.フルパッケージ	27	57.4%
2.税目個別システム	20	42.6%
合計	47	100.0%

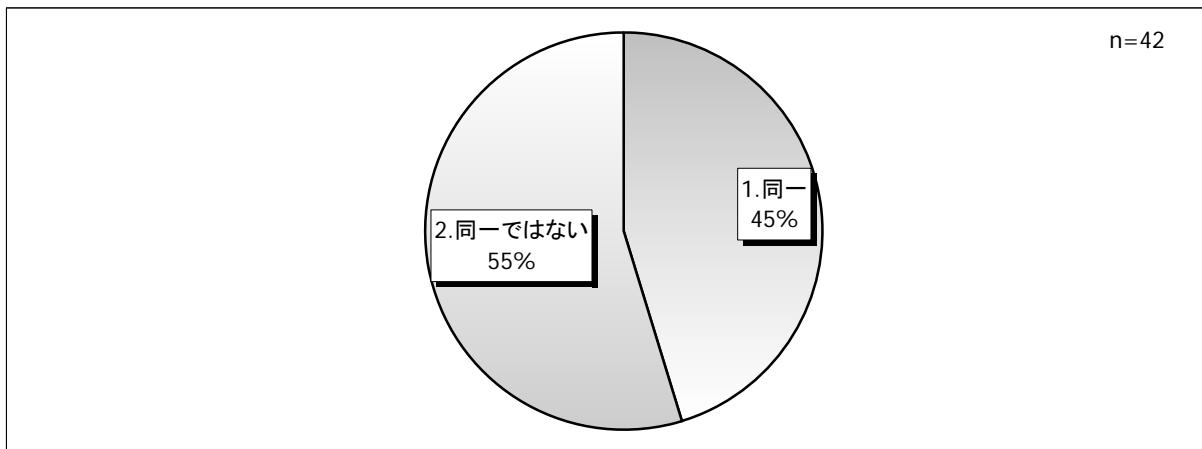
【設問15】

宛名システム(統一)がある場合、宛名システム等の宛名管理で、振り出される宛名番号についてお答えください。



【設問16】

事業所の宛名番号と特別徴収義務者の番号は同一ですか。

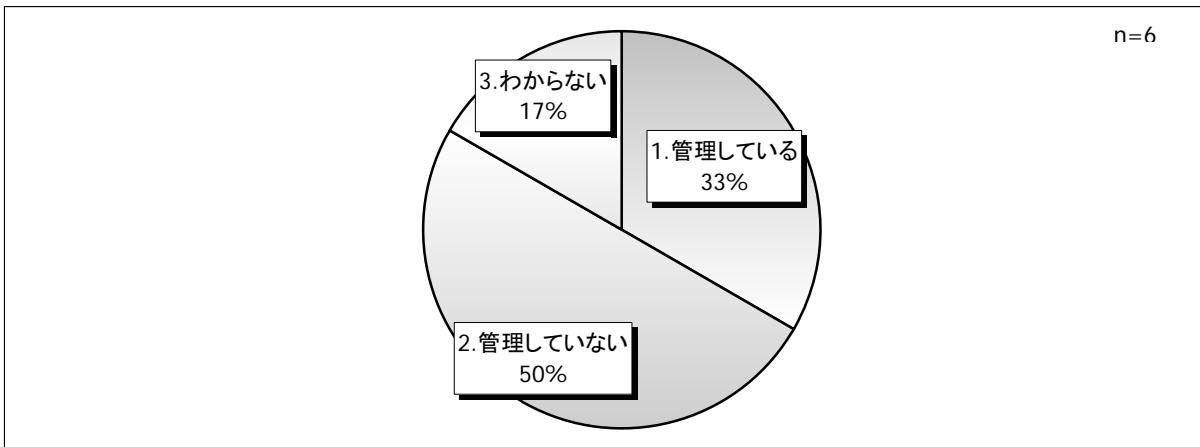


選択項目	都道府県回答数	構成比(%)
1.同一	19	45.2%
2.同一ではない	23	54.8%
合計	42	100.0%

【設問17】

(団体内における、地方税務担当課と他課の間の情報連携について、システムによる照会型の情報連携は行われている場合)

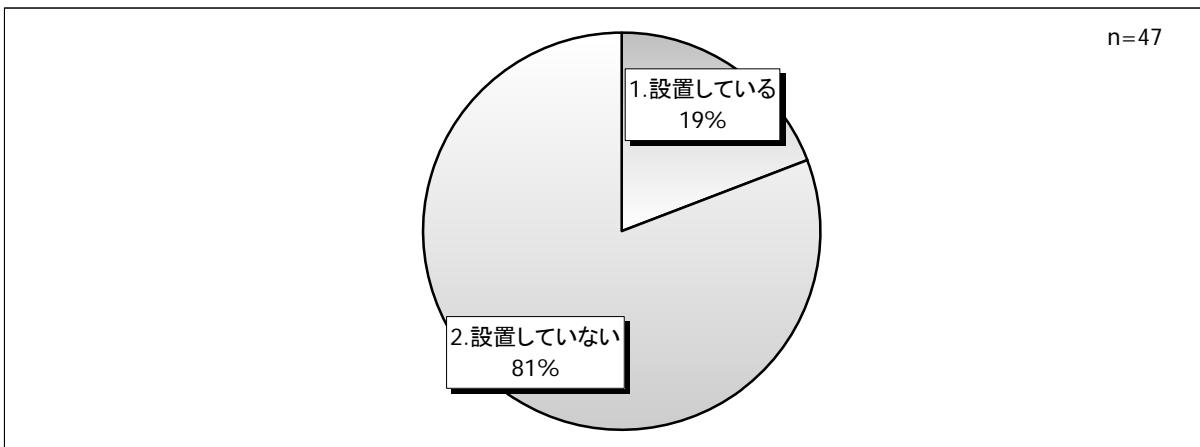
その照会型の情報連携について、アクセスログの記録を管理(情報漏えい等があった場合に証跡の確認を行おうと思えば可能な状態に管理されていることを想定)していますか。



選択項目	都道府県回答数	構成比(%)
1.管理している	2	33.3%
2.管理していない	3	50.0%
3.わからない	1	16.7%
合計	6	100.0%

【設問18】

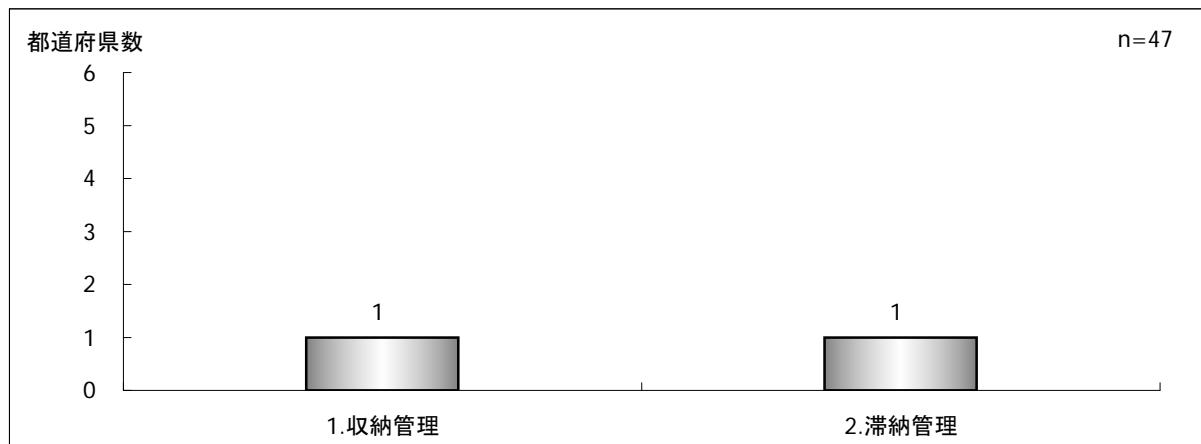
証明書のコンビニ交付のように、業務システムの一部のデータの外部との情報連携のための公開用のサーバ(中間サーバ、情報連携用のサーバ等)を設置していますか。(税以外を含む)



選択項目	都道府県回答数	構成比(%)
1.設置している	9	19.1%
2.設置していない	38	80.9%
合計	47	100.0%

【設問19】

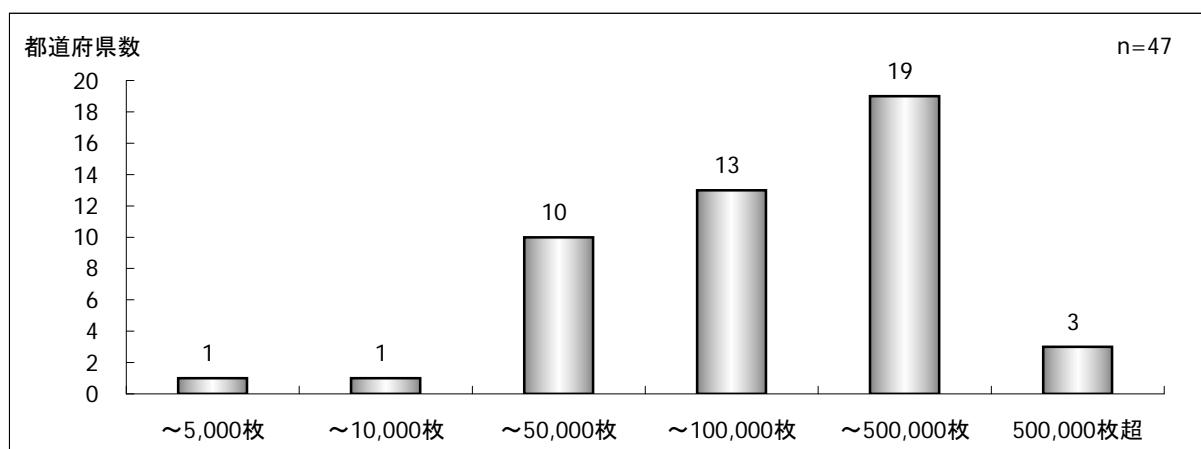
収納管理及び滞納管理のシステムについて、共同利用を行っていますか。(複数回答)



【設問20】

(税証明書の発行枚数)

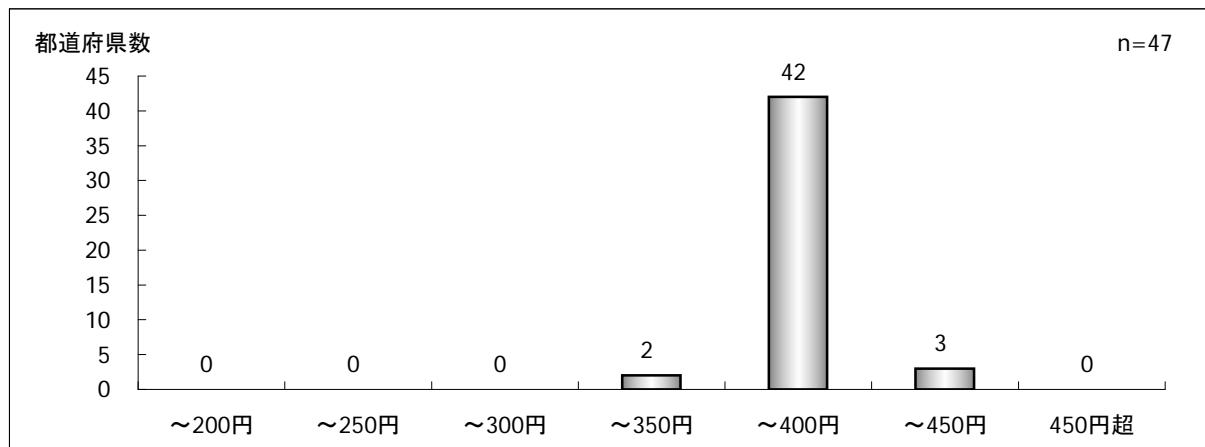
納税証明書の平成22年度の発行枚数はどのくらいですか。



発行枚数	都道府県 回答数	構成比(%)
~5,000枚	1	2.1%
~10,000枚	1	2.1%
~50,000枚	10	21.3%
~100,000枚	13	27.7%
~500,000枚	19	40.4%
500,000枚超	3	6.4%
合計	47	100.0%

【設問21】

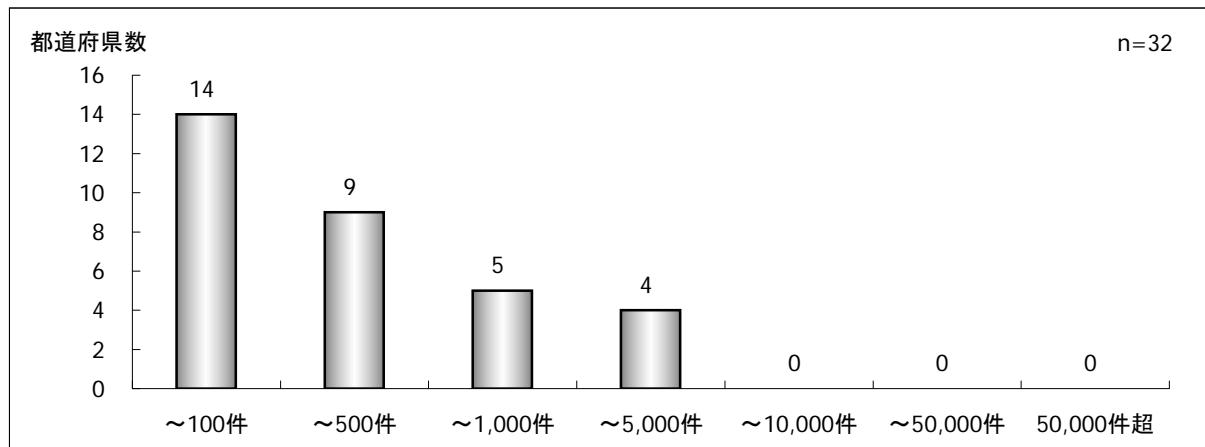
納税証明書の発行手数料は原則いくらとされていますか。



発行手数料	都道府県回答数	構成比(%)
~200円	0	0.0%
~250円	0	0.0%
~300円	0	0.0%
~350円	2	4.3%
~400円	42	89.4%
~450円	3	6.4%
450円超	0	0.0%
合計	47	100.0%

【設問22】

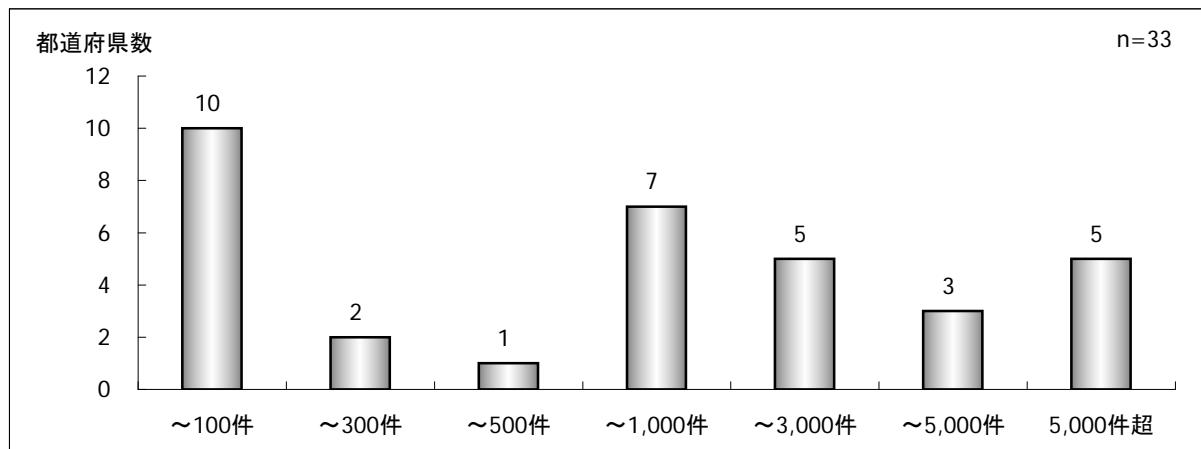
平成22年度の他の行政機関からの税情報照会件数はおよそ何件ですか（1団体からの照会を1件と数えてください）。



照会件数	都道府県回答数	構成比(%)
~100件	14	43.8%
~500件	9	28.1%
~1,000件	5	15.6%
~5,000件	4	12.5%
~10,000件	0	0.0%
~50,000件	0	0.0%
50,000件超	0	0.0%
合計	32	100.0%

【設問23】

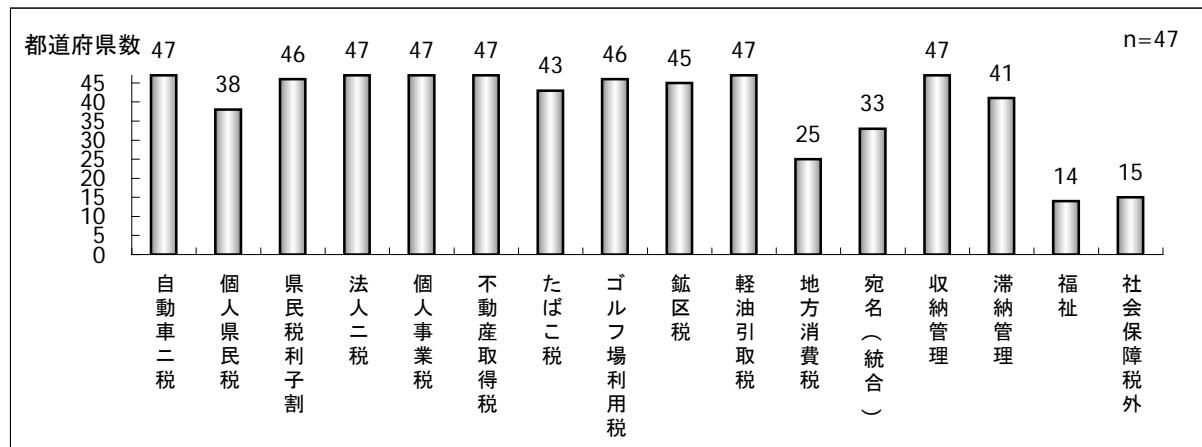
賦課徴収所管課において、平成22年度の他の行政機関への税情報照会件数はおよそ何件ですか（1団体への照会を1件と数えてください）。



選択項目	都道府県 回答数	構成比(%)
~100件	10	30.3%
~300件	2	6.1%
~500件	1	3.0%
~1,000件	7	21.2%
~3,000件	5	15.2%
~5,000件	3	9.1%
5,000件超	5	15.2%
合計	33	100.0%

【設問24】

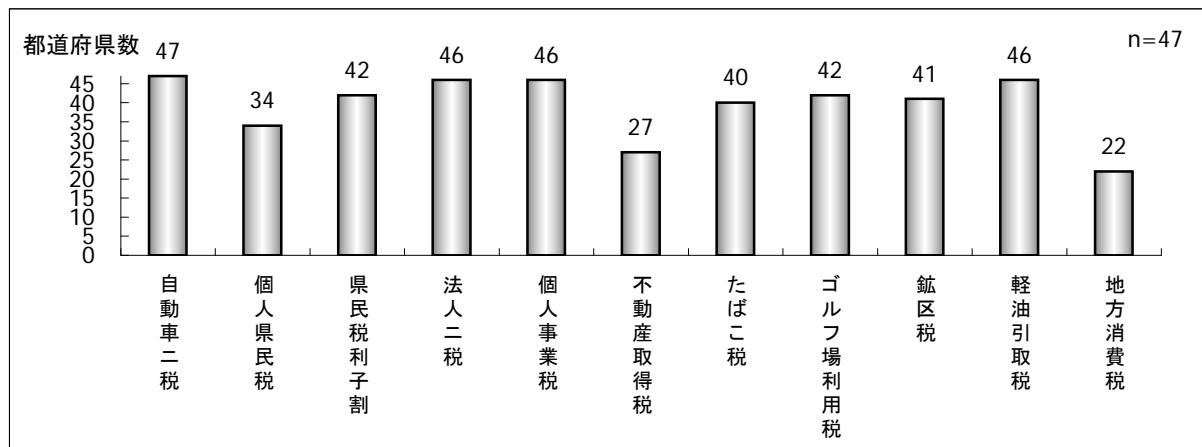
システム化されている又はシステム管理されている(Microsoft(C) Access、Excelなど汎用ソフトウェアによる管理、紙管理などはここでいうシステム化及びシステム管理に含まない)機能群をお答えください。(複数回答)



選択項目	都道府県回答数	標本数に占める割合(%)
自動車二税	47	100.0%
個人県民税	38	80.9%
県民税利子割	46	97.9%
法人二税	47	100.0%
個人事業税	47	100.0%
不動産取得税	47	100.0%
たばこ税	43	91.5%
ゴルフ場利用税	46	97.9%
鉱区税	45	95.7%
軽油引取税	47	100.0%
地方消費税	25	53.2%
宛名(統合)	33	70.2%
収納管理	47	100.0%
滞納管理	41	87.2%
福祉	14	29.8%
社会保障税外	15	31.9%

【設問25】

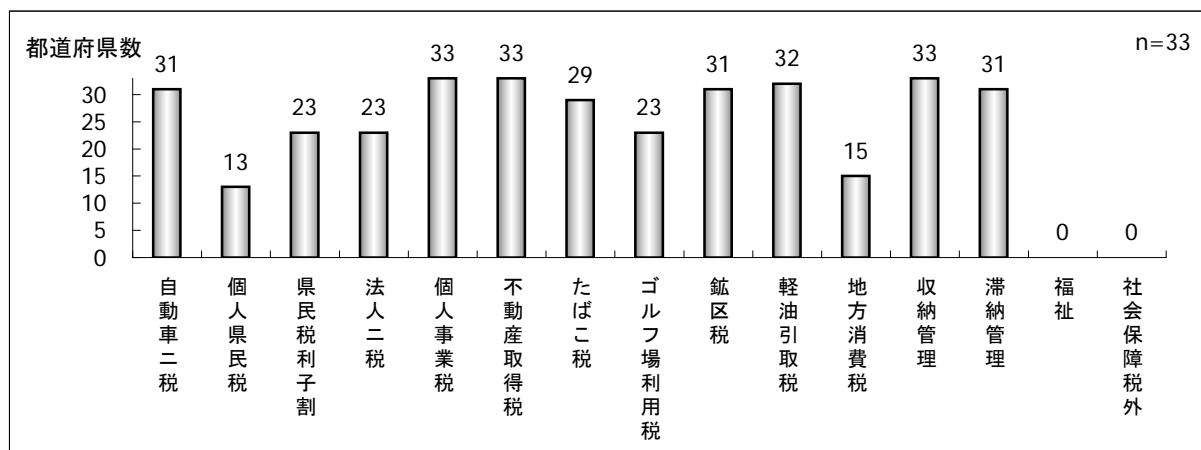
主要な課税管理システムに含まれる機能群をお答えください。(複数回答)



選択項目	都道府県 回答数	標本数に占める割合(%)
自動車二税	47	100.0%
個人県民税	34	72.3%
県民税利子割	42	89.4%
法人二税	46	97.9%
個人事業税	46	97.9%
不動産取得税	27	57.4%
たばこ税	40	85.1%
ゴルフ場利用税	42	89.4%
鉱区税	41	87.2%
軽油引取税	46	97.9%
地方消費税	22	46.8%

【設問26】

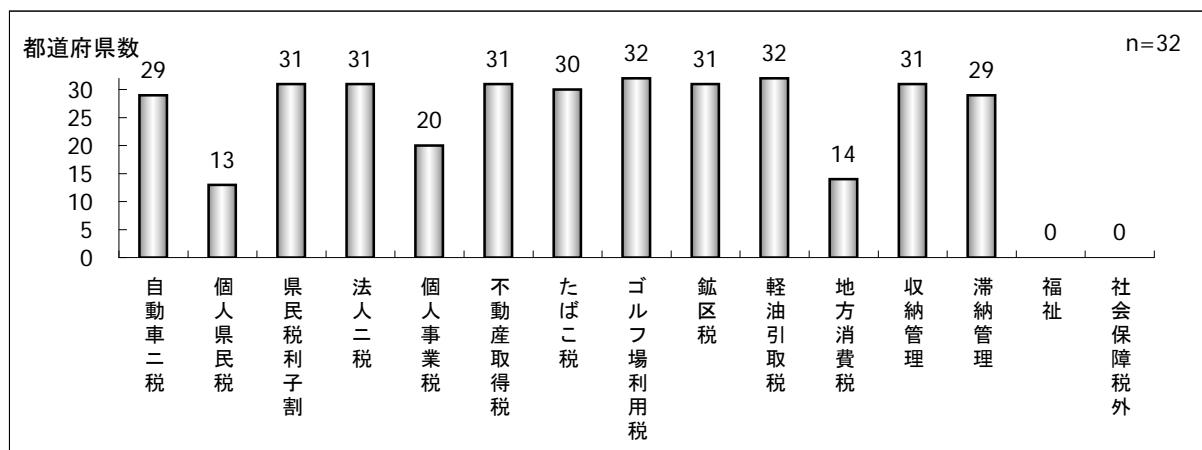
宛名システム等による宛名管理の統一性について、
宛名システム等の宛名管理で、個人の宛名番号が統一されているシステムをお答えください。(複数回答)



選択項目	都道府県 回答数	標本数に 占める割合(%)
自動車二税	31	93.9%
個人県民税	13	39.4%
県民税利子割	23	69.7%
法人二税	23	69.7%
個人事業税	33	100.0%
不動産取得税	33	100.0%
たばこ税	29	87.9%
ゴルフ場利用税	23	69.7%
鉱区税	31	93.9%
軽油引取税	32	97.0%
地方消費税	15	45.5%
収納管理	33	100.0%
滞納管理	31	93.9%
福祉	0	0.0%
社会保障税外	0	0.0%

【設問27】

宛名システム等による宛名管理の統一性について、
宛名システム等の宛名管理で、事業所の宛名番号が統一されているシステムをお答えください。(複数回答)

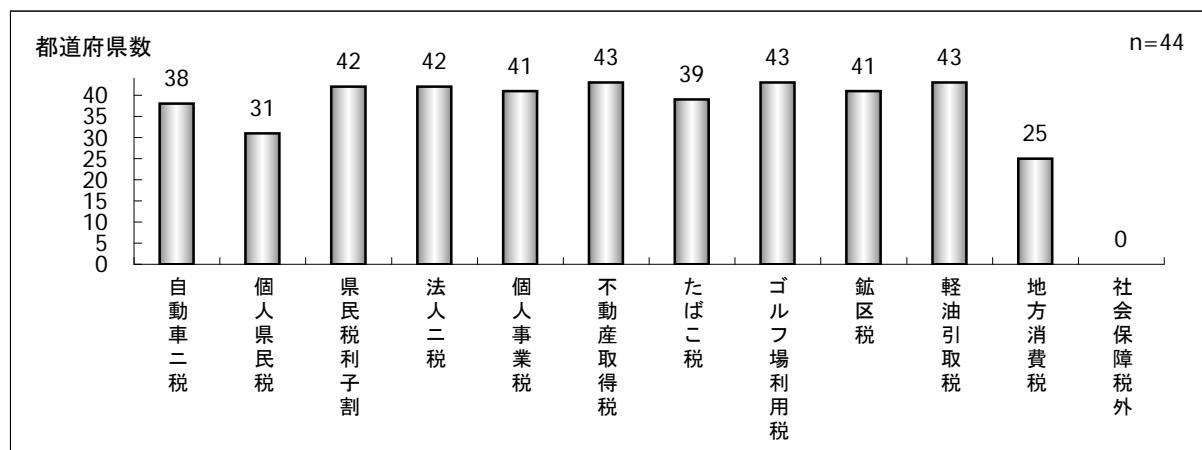


選択項目	都道府県回答数	標本数に占める割合(%)
自動車二税	29	90.6%
個人県民税	13	40.6%
県民税利子割	31	96.9%
法人二税	31	96.9%
個人事業税	20	62.5%
不動産取得税	31	96.9%
たばこ税	30	93.8%
ゴルフ場利用税	32	100.0%
鉱区税	31	96.9%
軽油引取税	32	100.0%
地方消費税	14	43.8%
収納管理	31	96.9%
滞納管理	29	90.6%
福祉	0	0.0%
社会保障税外	0	0.0%

【設問28】

収納管理(収滞納管理を含む)の統一性について、

収納管理システム(収滞納管理システムを含む)で収納管理が統一されているシステムをお答えください。(複数回答)

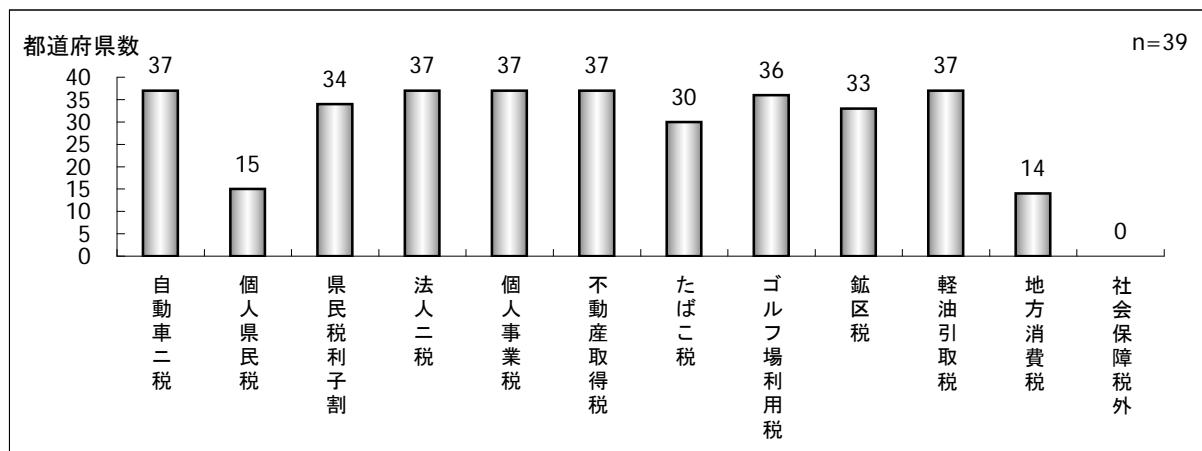


選択項目	都道府県回答数	標本数に占める割合(%)
自動車二税	38	86.4%
個人県民税	31	70.5%
県民税利子割	42	95.5%
法人二税	42	95.5%
個人事業税	41	93.2%
不動産取得税	43	97.7%
たばこ税	39	88.6%
ゴルフ場利用税	43	97.7%
鉱区税	41	93.2%
軽油引取税	43	97.7%
地方消費税	25	56.8%
社会保障税外	0	0.0%

【設問29】

滞納管理の統一性について、

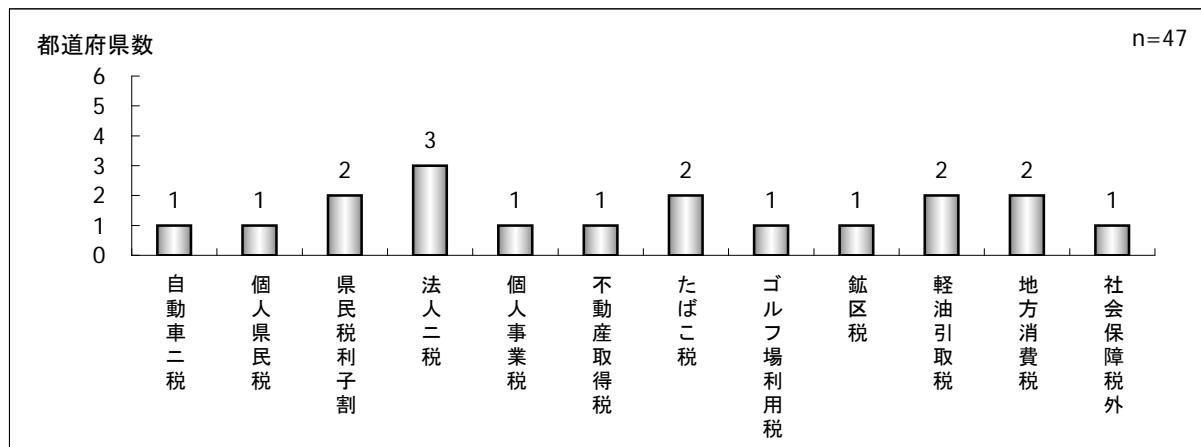
滞納管理システム(収滞納管理システムを含まない)で滞納管理が統一されているシステムをお答えください。(複数回答)



選択項目	都道府県 回答数	標本数に占める割合(%)
自動車二税	37	94.9%
個人県民税	15	38.5%
県民税利子割	34	87.2%
法人二税	37	94.9%
個人事業税	37	94.9%
不動産取得税	37	94.9%
たばこ税	30	76.9%
ゴルフ場利用税	36	92.3%
鉱区税	33	84.6%
軽油引取税	37	94.9%
地方消費税	14	35.9%
社会保障税外	0	0.0%

【設問30】

共同利用を行っているシステムがあればお答えください。(複数回答)



選択項目	都道府県 回答数	標本数に占める割合(%)
自動車二税	1	2.1%
個人県民税	1	2.1%
県民税利子割	2	4.3%
法人二税	3	6.4%
個人事業税	1	2.1%
不動産取得税	1	2.1%
たばこ税	2	4.3%
ゴルフ場利用税	1	2.1%
鉱区税	1	2.1%
軽油引取税	2	4.3%
地方消費税	2	4.3%
社会保障税外	1	2.1%